

嵐山町議会平成25年第3回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 （9月4日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	12
議会運営委員会所管事務調査報告	24
報告第6号の上程、説明、質疑	28
報告第7号の上程、説明、質疑	31
認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑	32
発言の訂正	34
議案第49号の上程、説明、質疑	59
決算審査特別委員会の設置、委員会付託	60
決算審査特別委員会委員の選任	61
決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告	61
請願の委員会付託について	62
休会の議決	62

散会の宣告	6 3
-------	-----

第 2 号 (9月9日)

議事日程	6 5
出席議員	6 6
欠席議員	6 6
本会議に出席した事務局職員	6 6
説明のための出席者	6 6
開議の宣告	6 9
諸般の報告	6 9
一般質問	6 9
6 番 畠 山 美 幸 議員	6 9
1 3 番 洪 谷 登美子 議員	8 9
4 番 青 柳 賢 治 議員	1 2 0
8 番 河 井 勝 久 議員	1 4 0
散会の宣告	1 5 3

第 3 号 (9月10日)

議事日程	1 5 5
出席議員	1 5 6
欠席議員	1 5 6
本会議に出席した事務局職員	1 5 6
説明のための出席者	1 5 6
開議の宣告	1 5 9
諸般の報告	1 5 9
一般質問	1 5 9
1 0 番 清 水 正 之 議員	1 5 9
9 番 川 口 浩 史 議員	1 8 5
2 番 大 野 敏 行 議員	1 9 8
1 2 番 松 本 美 子 議員	2 0 8

散会の宣告	2 2 9
-------	-------

第 4 号 (9月11日)

議事日程	2 3 1
出席議員	2 3 2
欠席議員	2 3 2
本会議に出席した事務局職員	2 3 2
説明のための出席者	2 3 2
開議の宣告	2 3 5
諸般の報告	2 3 5
同意第4号の上程、説明、質疑、採決	2 3 5
教育委員会委員就任の挨拶	2 3 6
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 7
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 9
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 1
議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 5
議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 7
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 1
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 2
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 4
議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 6
休会の議決	2 6 9
散会の宣告	2 6 9

第 5 号 (9月24日)

議事日程	2 7 1
出席議員	2 7 3
欠席議員	2 7 3
本会議に出席した事務局職員	2 7 3
説明のための出席者	2 7 3

開議の宣告	2 7 5
諸般の報告	2 7 5
認定第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 7 6
認定第 2 号～認定第 6 号、議案第 4 9 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 8 5
請願第 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 9 1
日程の追加	2 9 9
発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 9
発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0 7
日程の追加等	3 1 0
発議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 0
議員派遣の件について	3 1 2
会議時間の延長	3 1 3
日程の追加	3 1 3
議長の辞職願について	3 1 6
日程の追加	3 1 6
議長の選挙について	3 1 8
議長就任の挨拶	3 2 0
議長退任の挨拶	3 2 0
日程の追加	3 2 2
副議長の辞職願について	3 2 2
日程の追加	3 2 3
副議長の選挙について	3 2 3
副議長就任の挨拶	3 2 5
副議長退任の挨拶	3 2 5
日程の追加	3 2 6
議席の一部変更について	3 2 6
常任委員会委員の任期前改選について	3 2 7
各常任委員会正副委員長の互選結果報告	3 2 7
各常任委員会委員長就任の挨拶	3 2 8
議会運営委員会委員の任期前改選について	3 2 8

諸般の報告	3 2 9
日程の追加等	3 2 9
会期延長の件	3 2 9
延会の宣告	3 2 9

第 6 号 (9月25日)

議事日程	3 3 1
出席議員	3 3 2
欠席議員	3 3 2
本会議に出席した事務局職員	3 3 2
説明のための出席者	3 3 2
開議の宣告	3 3 5
諸般の報告	3 3 5
議会運営委員会委員の任期前改選について	3 3 5
議会運営委員会正副委員長の互選結果報告	3 3 6
議会運営委員会委員長就任の挨拶	3 3 6
日程の追加	3 3 6
小川地区衛生組合議会議員の選挙について	3 3 7
比企広域市町村圏組合議会議員の選挙について	3 3 8
日程の追加	3 3 9
同意第5号の上程、説明、質疑、採決	3 3 9
監査委員就任の挨拶	3 4 0
広報広聴特別委員会委員の選任について	3 4 1
広報広聴特別委員会正副委員長の互選結果報告	3 4 1
広報広聴特別委員会委員長就任の挨拶	3 4 1
日程の追加	3 4 2
閉会中の継続調査の申し出について	3 4 2
町長挨拶	3 4 3
議長挨拶	3 4 4
閉会の宣告	3 4 4

署名議員.....	3 4 5
-----------	-------

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第177号

平成25年第3回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年8月28日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成25年9月4日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（14名）

1 番 森 一 人 議員	2 番 大 野 敏 行 議員
3 番 佐久間 孝 光 議員	4 番 青 柳 賢 治 議員
5 番 小 林 朝 光 議員	6 番 畠 山 美 幸 議員
7 番 吉 場 道 雄 議員	8 番 河 井 勝 久 議員
9 番 川 口 浩 史 議員	10 番 清 水 正 之 議員
11 番 安 藤 欣 男 議員	12 番 松 本 美 子 議員
13 番 渋谷 登美子 議員	14 番 長 島 邦 夫 議員

○不応招議員（なし）

平成 2 5 年第 3 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

9 月 4 日 (水) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告 (長島議長)
- 日程第 4 行政報告 (挨拶並びに行政報告 岩澤町長)
(行政報告 小久保教育長)
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 議会運営委員会所管事務調査報告
- 日程第 7 報告第 6 号 平成 2 4 年度嵐山町健全化判断比率の報告について
- 日程第 8 報告第 7 号 平成 2 4 年度嵐山町資金不足比率の報告について
- 日程第 9 認定第 1 号 平成 2 4 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 認定第 2 号 平成 2 4 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 認定第 3 号 平成 2 4 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 認定第 4 号 平成 2 4 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 認定第 5 号 平成 2 4 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 認定第 6 号 平成 2 4 年度嵐山町水道事業決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 4 9 号 平成 2 4 年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 1 6 請願の委員会付託について

○出席議員（１４名）

１番 森 一 人 議員	２番 大 野 敏 行 議員
３番 佐久間 孝 光 議員	４番 青 柳 賢 治 議員
５番 小 林 朝 光 議員	６番 畠 山 美 幸 議員
７番 吉 場 道 雄 議員	８番 河 井 勝 久 議員
９番 川 口 浩 史 議員	１０番 清 水 正 之 議員
１１番 安 藤 欣 男 議員	１２番 松 本 美 子 議員
１３番 渋谷 登美子 議員	１４番 長 島 邦 夫 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 岸 堅 護
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
安 藤 實 副 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
中 嶋 秀 雄 地 域 支 援 課 長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
山 下 次 男 町 民 課 長	
岩 澤 浩 子 健康いきいき課長	
青 木 務 長 寿 生 き が い 課 長	
植 木 弘 文 化 ス ポ ー ツ 課 長	
大 塚 晃 環 境 農 政 課 長	
内 田 孝 好 企 業 支 援 課 長	
田 邊 淑 宏 ま ち づ く り 整 備 課 長	
新 井 益 男 上 下 水 道 課 長	

内	田		勝	会計管理者兼会計課長
小	久保	錦	一	教 育 長
簾	藤	賢	治	教育委員会こども課長
大	塚		晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務
柳		勝	次	代表監査委員
青	柳	賢	治	監 査 委 員

◎開会の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集をいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成25年嵐山町議会第3回定例会は成立いたしました。

これより開会をいたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 直ちに本日の会議に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○長島邦夫議長 これより議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定によりまして、

第12番 松 本 美 子 議員

第13番 渋谷 登美子 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○長島邦夫議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第3回定例会を前にして、8月28日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として長島議長、並びに出席要求

に基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、井上総務課長にご出席いただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告 2 件、人事 1 件、条例 2 件、予算 6 件、認定 6 件、その他 2 件、合計 19 件ということでございます。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第 3 回定例会は本日 9 月 4 日から 9 月 24 日までの 21 日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問については、受け付け順として、9 月 9 日に 1 番の畠山議員から 4 番の河井議員、9 月 10 日に 5 番の清水議員から 8 番の松本議員とします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

お諮りいたします。会期につきましては、委員長報告のとおり本日 4 日から 9 月 24 日までの 21 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 9 月 24 日までの 21 日間と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 日程第 3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告をいたします。町長提出議案は、報告 2 件、人事 1 件、条例 2 件、予算 6 件、認定 6 件、その他 2 件の計 19 件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、柳代表監査委員につきましては、決算に関する審議の際にご出席をいただくということで、本日からご出席いただいております。ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、6月定例会から8月までの議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、教育委員会委員長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育委員会の事務に関する点検・評価報告書が提出されました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛てに提出のありました請願第2号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についての件の請願及び陳情第2号 違法な臓器生態移植を禁じることを求める陳情書、陳情第3号 母（朱春菊）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望書、陳情第4号 核も戦争もない平和な21世紀を目指す要望書並びに陳情第5号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議会視察研修について報告をさせていただきます。8月5日、6日の2日間にわたり、先進地的な取り組みをされている宮城県柴田町議会、蔵王町議会を視察してまいりました。視察内容につきましては、当議会が議会の活性を推し進めていく中で喫緊の課題としている広報広聴の充実についての視察をいたしました。

柴田町議会は、町民から意見要望を聴取するために議会懇談会を開催しており、専門的知見での習得、資質の向上を目的として開催しているということでした。

蔵王町議会は、常任委員会を設置し、広報広聴活動に積極的な取り組みをされていきました。また、当議会でも課題となっている議員間の自由討議や通年議会についても、効果や課題なども伺ってまいりました。

今回、先進地の視察とともに、東日本大震災において被災されました地域の復興復旧状況も研修してまいりました。震災の爪跡はまだまだ大きいと感じざるを得ません。当議会においても平成23年3月に議会において、東北地方太平洋沖地震災害に対する決議をいたしておるところでございます。一日も早い復興を願うばかりでございます。

今回2日間にわたっての視察研修は、所期の目的を十分果たすことができ、有意義な研修であったと理解をしております。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○長島邦夫議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いをいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに平成25年嵐山町議会第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算をはじめとする当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町勢進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

また、柳代表監査委員並びに青柳議会選出監査委員におかれましては、猛暑の中で、連日極めてご熱心な監査を賜りまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

本議会に提案いたします議案は、報告2件、人事1件、条例2件、予算6件、認定6件、その他2件、計19件であります。

各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いまして、その都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案どおり可決ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、平成25年5月から7月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧を願いたいと存じます。

さて、嵐山町では平成23年2月8日の交通死亡事故を最後に、交通死亡事故ゼロを継続し、去る8月23日をもって交通死亡事故ゼロ927日の新記録を達成し、小川警察署長より感謝状を伝達されました。これも町民の皆様をはじめ、関係各位の日ごろからの交通安全に対するご協力のたまものでございまして、心より厚く御礼申し上げる次第でございます。

国道や多くの主要道路等がつながる本町では、近接の地域の産業活動の活発化に伴いまして、自動車交通量も日をもって増大をしてきております。私は、交通死亡事故ゼロの日数が一日も長く続くよう町民の皆様と一緒にあって、安全・安心なまちづく

りに取り組んでまいりたいと存じます。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

小久保教育長。

〔小久保錦一教育長登壇〕

○小久保錦一教育長 それでは、教育委員会から大きく2点、ご説明、ご報告させていただきます。

まず、お手元の122条によります事務に関する説明書の最後のページでございますけれども、38ページをお開きください。菅谷中学校舗装工事、同中学校駐輪場新設工事、無事に工期内で終了することができました。長年の懸案工事でございますけれども、完了となりました。皆様方に大変ご配慮いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、9月は防災月間でありますけれども、2日の日には越谷市で竜巻と思われる突風で、大きな事故がございました。子供、生徒等には、ちょっとけがをした方もいたようでしたですけれども、大事に至らない突発的な事故でございました。庁内といたしましても、こういった対策に万全の対策をとっていかなければいけないということのを改めて確信したところでございます。

菅谷小中合同によります避難訓練を来る9月20日に、昨年に続きまして実施する予定でございます。今後とも防災教育の推進に努めてまいりたいと思っております。

大きな2点目でございますが、先ほどご案内いただきました嵐丸君が表紙になっております平成24年度の教育委員会点検・評価報告書、これにつきましては毎年第3回の定例会でご報告申し上げ、今年で5年目になります。これにつきましては、後ほど細かな点のご高覧いただきたいわけでございますが、教育委員会が管理する、あるいは執行する事務について点検、評価をして、議会に報告並びに嵐山町のホームページでこれを全部、毎年公開させていただいております。

教育行政の重点施策に基づきまして、今年度は、昨年、平成24年度、22の取り組みについて、それぞれの事業について点検、評価をさせていただきました。後段には、事業に伴う関係の資料等を添付させていただきました。

これらについては、評価については、主な取り組み、成果、大事なものは今後に向けての課題、継続した取り組み等でございます。評価の考え方として、前年度等の課題に対して改善するためにどのような方策を講じたのか、経過が最も大事なことと考えております。今後ともさまざまなご指摘をいただき、事務の適正な管理に努めてまいりたいと思います。

以上で、教育委員会からの報告とさせていただきます。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○長島邦夫議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

まず、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

河井総務経済常任委員長。

〔河井勝久総務経済常任委員長登壇〕

○河井勝久総務経済常任委員長 おはようございます。議長のご指名を受けましたので、総務経済常任委員会の報告を文書を読み上げましてご報告いたします。

平成25年9月4日

嵐山町議会議長 長 島 邦 夫 様

総務経済常任委員長 河 井 勝 久

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり最終報告します。

記

1 調査事項

まちづくりについて

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「まちづくりについて」を調査するため、6月20日、6月26日、7月9日、7月16日、8月2日及び8月12日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1) 6月20日の委員会について

当日は、「まちづくりについて」町内の各団体との懇談会を開催して、出された意

見や考え方について、第5次嵐山町総合振興計画の第3章各節のまとめた内容について整理し、各委員の担当を決め、課題から政策提言を次回までにまとめてくることとしました。また、先進地視察については「自然を生かしたまちづくり」「住民満足度を調査しているまちづくり」を進める八潮市、桶川市、深谷市のいずれかを視察先に決め、7月9日とすることとし、事務局に受け入れ先の確認を一任し、委員会を終了しました。

(2) 6月26日の委員会について

当日は、前回の委員会で決めた視察予定地について、八潮市、桶川市、深谷市とも、要望の内容調査などはまだ始まったばかりで結果が出ていないので、受け入れは困難との回答を受け、3市は取りやめとし、地域交通政策で住民の足を守るバスを巡回している鳩山町に視察を依頼することに決めました。

次に、「まちづくりについて」各委員が整理した課題、提言、問題点を協議するため、第5次嵐山町総合振興計画第3章第1節、町民と行政の協働による調和のとれたまちから、課題の討議、合意されたことを随時文書を整理していくこととしました。第2節、「健康で互いに支えあう生き生きとしたまち」では、討議の中で、文教厚生常任委員会の所管にかかわる問題については、課題を棚上げ後、後日協議することとして、委員会を終了しました。

(3) 7月9日の委員会について

当日は、「まちづくりについて」第3節、水と緑に恵まれた潤いのあるまちから課題の協議を進め、合意し、第4節、歴史・文化の香り高く子どもの笑顔あふれるまちの一部までを協議しました。また、先進地視察は、鳩山町の「地域公共交通の取り組み」で8月2日決定し、委員会を終了しました。

(4) 7月16日の委員会について

当日は、「まちづくりについて」協議の中の文教厚生常任委員会の所管にかかわる問題について、文教厚生常任委員長より提言を行わないよう文書で申し入れがあり、協議しました。委員からは「住民との懇談会の中からまちづくりについて出されたさまざまな要望、意見であり、取り上げ、討議しないわけにはいかない」などの意見があり、当委員会は、項目の課題、問題は、討議の結果、提言とはしないで参考として記していくことで合意しました。以上を確認し、第4節の残された部分から協議を始めました。

合意の後に、第5節、安全・安心で活力に満ち、快適に暮らせるまちの課題、問題を協議、討議した内容の意見合意を得て章立てし、検討、協議した全ての課題、問題、提言を確認し終了しました。それを、町に提言することとし、文章整理を次回の委員会で行うことにしました。また、8月2日の鳩山町視察の件については、あらかじめ委員会の質問事項4項を確認し、委員会を終了しました。

(5) 8月2日の視察について

委員会では、住民との懇談の中で多く出された住民の足の確保について、地域の交通弱者の対策をどのように図るか参考のため、調査を行いました。

当日は、「地域公共交通について」鳩山町を視察しました。鳩山町で、鉄道がなく、通勤、通学、町内外の利用のための地域住民の交通手段は、マイカーと東武東上線坂戸駅、高坂駅とを結ぶ路線バスが主であります。また、これまでの経過は、埼玉医大スクールバスの運休、町内巡回バスの一部路線の廃止により、住民の足の確保に対する住民ニーズに応えるため、新たな公共交通の確保として計画しました。その計画を進めるに当たり、公共交通を支援する法律と国庫補助制度が創設され、利用したもので、法定協議会を設置し、法定計画を策定しました。

内容は、高齢者の移動負担の軽減、町内外主要拠点への交通手段の確保、通勤、通学者の足の確保が主なものであり、デマンド交通の導入、町内循環バスの見直し運行でした。平成20年9月には、町内全戸、全構成員を対象として4人まで記入できる「移動実態アンケート調査」を実施し、企業実態が調べられました。その後、地域公共交通活性化再生総合事業の計画認定と事業計画で、循環バス、デマンドタクシーの導入、スクールバス、路線バスの強化の認定申請を行い、事業を開始しましたとの説明を受けました。

質疑に対する回答では、以下のようなものがありました。地域公共交通会議の中での協議の結果、町の補助は4系統であり、個人負担はデマンドタクシー町内100円、埼玉医大行きは500円、循環バスは2コース、路線バスで1回100円です。利用者の予約システムは、東京大学大学院のサーバーシステムのコンサルタント会社に委託、申し込みは役場他数カ所です。予約センターアクセスはどこでも設置可能としたこと、カード発行所持による利用で利用者の利便性が図られました。コストについては、利用者がふえれば下がり、国庫補助が入ることにより町の負担金に変化は出るが、平成25年度の一般会計で町の負担金は2,600万円、特別交付税が入ってきた段階

で事業の予算に占める割合が出てくる。今後の課題は、3年経過し、住民には必要不可欠な公共交通であるので、住民の利便性から、土日運行のなどの改善が必要になりますとの回答、説明がありました。

(6) 8月12日の委員会について

当日は、「まちづくりについて」これまでの協議した課題と提言について、まとめの文章整理の議論を行いました。

委員会は、2年間の調査研究の中で、嵐山町を取り巻く社会状況は少子高齢化が進み、生産年齢人口も減少する。このような社会状況に対するまちづくりを将来どのように行っていくのかが問われる中で、第5次嵐山町総合振興計画の事業を進める課題について、人口減少に伴う財政計画、事業計画、行政運営についてどう求め、これからの将来像に何が必要なのか、課題別、問題別に全体的に把握しての協議が進められました。

進展する情報システムの対応、安全・安心に対する取り組み、地方分権の拡大と協働社会の形成、農、商、工業の状況と開発、観光開発、住民参加によるまちづくりについての対応など、さまざまな角度から調査しました。

「まちづくりについて」町民は嵐山町をどう見ているのか。どのような町に将来なったらよいか、要望、意見などを把握するため、町内の各団体との懇談会も開催しました。町内3校の小学校5年生、子育て支援グループと若いお母さん方、成人式実行委員会の若者たち、一般公募の町民の方々、3地区に分けて全区長と懇談会を開き、協議の参考としました。各懇談会で出された課題、問題、要望に共通するもの、関連するもの111項目に集約、対応する方法として第5次嵐山町総合振興計画の章立てされた第3章第1節、町民と行政の協働による調和のとれたまち、第2節、健康で互いに支えあう生き活きとしたまち、第3節、水と緑に恵まれた潤いのあるまち、第4節、歴史・文化の香り高く子どもの笑顔あふれるまち、第5節、安全・安心で活力に満ち、快適に暮らせるまちについて課題と問題を整理し、協議を進めました。

これまでの討議された内容は、少子高齢化は社会状況に変化を生じ、町の財政運営にとって厳しさが予想されます。このような状況のもとでの住民サービスを低下させることのないまちづくりを行うことは、大変な行財政運営の努力が伴う。まちづくりを進める新たな課題としての財政計画を確立、その財源確保のための事業計画、企業誘致、起業、観光によるまちおこし、付加価値のある農業生産と農業の再生、行政運

営とさまざまな課題、子供、若者対策と将来像、高齢者対策と子育て対応、住民参加のまちづくりなどで委員の討議が白熱しましたが、多くの提言が協議の上でまとめられました。

また、討議の中で文教厚生常任委員会の所管に抵触する部分の課題、提言について、住民懇談会などで出された意見などであり、協議しないわけにいかない。協議した課題と提言は、提言書の中で参考意見として付記することが確認されました。

町は委員会でまとめられた「まちづくりについて」の提言を十分に検討していただくとともに、第5次嵐山町総合振興計画の事業評価を計画終了時に行うことを要請します。なお、委員会でまとめられた報告は、提言報告書として別添し、議長に提出いたします。

以上、報告し最終報告とします。

なお、添付されております別紙提言書につきましては、ご高覧を願います。

以上です。

○長島邦夫議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますでしょうか。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 2ページ目の（4）の7月16日の委員会についてでございます。

こちらに、文教厚生常任委員長より提言を行わないよう文書で申し入れがあり、協議しましたとありますが、ちょっと確認なのですけれども、河井委員長のほうから今回文教厚生常任委員長の所管を超える部分でも提言があるということで申し入れがございました。その際に、私のほうで何も根拠がなくてはではなく、議事録のほうに河井委員長様が文教厚生常任委員会のほうの所管にかかわるものの提言はしないということで調査をさせてほしいという議事録が残っていましたが、その辺に関して確認をしたいのですけれども、そのようなお答えをしたと思うのですけれども、いかがだったのでしょうか。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

河井勝久総務経済常任委員長。

○河井勝久総務経済常任委員長 そうですね、そういうあれで協議は進めてきました。

それで、この問題については、住民との懇談の中で出されたさまざまな要望、意見

なのです。これについて、委員会としてこの中にどういうふうに盛り込もうかという形になりました。委員会の中では、まず協議をいたしまして、この問題についてはやっぱり住民等の要望意見というものは、委員会として協議しないわけにはいかないだろうとなりました。それについては、どのような形で報告、提議にまとめていくかという形の議論がされまして、その中で文教厚生委員長の畠山さんに、私のほうからもうこういう内容でという話は申し入れました。

畠山委員長のほうから私のほうに、その問題については前回の経過もあるし、この問題について提言はしないでいただきたいという文書が私のほうに届けられましたので、それを全委員に配付いたしまして、その問題について協議しました。中身については、この問題について触れないわけにはいけないので、これは提言としないで、あくまでも町の参考としていただくというふうにまとめられましたので、その内容がそのままこの文章表現として書かれております。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 報告ですので、内容がこういうふういろいろ、子供たちの意見を聴取したとかそういう内容が書いてあるのは全然構わないし、また参考に書いていただいたのは結構なのですけれども、ただ提言を行わないように文書で申し入れがあったというところの根拠についてちょっとお聞きしたかったので、一応確認のために質問させていただきました。

以上です。答弁は要らないです。

○長島邦夫議長 それでは、ほかにいらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ないようですので、お引き取りを願います。大変ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

〔畠山美幸文教厚生常任委員長登壇〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 それでは、議長からのご指名がございましたので、文教厚生常任委員会の委員会報告を読み上げて、ご報告させていただきます。

平成25年9月4日

嵐山町議会議長 長 島 邦 夫 様

文教厚生常任委員長 畠 山 美 幸

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり最終報告をいたします。

記

1 調査事項

地域の支え合いについて

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「地域の支え合いについて」を調査するため、6月26日、7月8日、7月18日、7月26日並びに8月7日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1) 6月26日の委員会について

当日は3課の出席を求め、最初は地域支援課から中嶋地域支援課長、小輪瀬主席主査に出席いただき、2項目について説明を受けました。1項目は、災害時要援護者対策についてです。今までは、要援護者台帳は平成18年災害時要援護者避難支援ガイドラインに基づいて作成していましたが、災害対策基本法の一部改正が6月17日、参議院で可決され、その結果、避難行動要支援者名簿作成が義務づけ（第49条の10）になりました。町では今度、改正災害対策基本法に沿った要支援者名簿作成のため、次ページのフローチャートをもとに進めていきます。

嵐山町では、平成24年に支え合いマップ作成で提出された要援護者カードをもとに名簿を作成しました。今後は、2種類の名簿を作成します。1つは、同意を得た名簿で、これは事前に区長、民生委員、自主防災会等に情報提供できるようになり、もう一つは同意のできない方の名簿で、災害時に限り情報提供ができるものです。できる限り事前の情報提供ができるよう個別通知や訪問などの啓発周知に努め、一人でも多くの同意を得るようにします。また、名簿は、毎年確認更新をしていきます。

2項目めは自主防災組織への支援についてです。現在、12の自主防災組織ができていますが、平成25年度からは2本立ての補助金を用意しています。1つは、活動費として上限2万円の補助で、防災訓練の実施、防災倉庫の維持管理、会議の開催、町内の防災講習会への参加、視察研修（町行政バスの借り上げ料）に補助します。もう一つは、防災資機材整備として上限5万円（補助率3分の2以内）を用意しています。また、防災訓練支援事業として備蓄食料の提供、訓練資機材の貸し出し、給水訓練などへの支援や職員の派遣も行っています。

そして、こちらに要援護者カードを生かした嵐山町の取り組み、避難行動要支援者名簿作成ということでフローチャートが書いてありますが、こちらをご高覧ください。以上の説明後、質疑を行いました。

（問）要配慮者（避難行動要支援者）を特定することで、その地域での課題が明確になります。どのように対応を促しますか。

（答）要支援者名簿で要配慮者が明確になることで、避難所の運営マニュアルを作成する際には基本データになり、必要なものが明確になります。

（問）東日本大震災では、自主避難者は支援がしていただけなかったのですが、今後の対応は。

（答）今回の法改正で、避難者扱いになりました。

（問）地域によって支え合いに温度差があると思いますが、要因は何ですか。

（答）第1は、地域の方の意識だと思います。うまくできている地域は、リーダーを支える協力体制ができています。今後は、組織を支える複数のリーダー育成が必要だと思います。

次に、岩澤健康いきいき課長から、災害時の際、障害者対策と日ごろの見守りについて3項目の説明を受けました。

1、嵐山町の障害者の状況について。平成24年度身体障害者手帳の所持者は610人で、そのうちの一番多いのは肢体不自由の方で356人、次いで内部障害の方が164人です。また、障害児（18歳未満）は13人、障害者（18歳以上）は597人となっています。療育手帳の所持者は平成24年度126人で、障害児26人、障害者100人です。精神障害者保健福祉手帳所持者は平成24年度90人で、障害児ゼロ人、障害者90人となっています。3種合わせて826人、そのうちの施設入所者は18人、在宅は808人という状況です。

2、災害時の障害者対策について。高齢者と同様に支え合いマップに登録された方789人のうち、障害者は190人が登録されています。今後は支援が必要かどうか個々に確認し、登録を進めていきたいと考えています。ストーム用装具を使用されている方については、本人に備蓄をお願いしています。町での備蓄は行っていませんが、県がランニング備蓄をしているため、配付依頼することができます。また、在宅酸素などを使用されている方に対しては、停電時に備えて酸素ボンベを置いていただくようお願いしています。障害者の福祉避難所の確保については、地域支援課と連携しながら、体制を整備していきたいと考えています。

3、日ごろの見守りについて。高齢者と合わせて支え合い事業として、日常生活の中で異変に気づいたときは、町への通報をお願いします。また、心配のある家庭については、民生委員による見守りや、保健師や職員による訪問、電話等での確認を行っています。平成21年10月から障害者生活支援員を配置し、必要に応じて定期的な訪問を行っています。災害時の障害者支援はきめ細かな対応が必要とされることから、日ごろの地域のコミュニケーションの大切さとともに、顔の見える地域づくりを進めることが重要と考えています。以上の説明後、質疑を行った。

(問) ストーマ用装具や在宅酸素などは、町では備蓄せず個人対応ということですが、どのように指導していますか。

(答) 震災直後は個々に備蓄していただくようお願いしましたが、業者と本人が契約を結んでいて、業者のほうが個々に合わせて対応してくれることになっています。

(問) 緊急時、町と医療機関、製薬会社等の連携なり協定が必要ではないでしょうか。

(答) さまざまな病気や障害などがあるため、対応が難しいと思います。

(問) 支え合いマップでは施設に入っている方以外を要援護者に位置づけるのですか。

(答) そうです。施設入所者は基本的に施設で対応します。

(問) 障害者は、外部との交流を避ける方もいる中で、どのように支え合う体制を構築しますか。

(答) 身近に障害者など要援護者がいることを把握し、日ごろから気にかけることのできる体制づくりを目指し、障害者に対する理解を深めていく事業等を考えていきたい。

次に、簾藤こども課長から、各学校の避難訓練について説明を受けました。嵐山幼稚園は年4回の地震、火災訓練を実施しています。震災後は、引き渡し訓練を追加して行いました。各小学校は、それぞれが年4回の地震、火災、不審者対応訓練を実施しています。その中でも七郷小、志賀小は、震災後、休み時間予告なし避難訓練を取り入れ、志賀小、菅小は、緊急地震速報の訓練も行っています。各中学校では、地震、火災避難訓練を年3回実施しています。菅中と菅小は合同避難訓練を昨年から実施しました。玉中は、不審者対応訓練を隔年で実施しています。その後、質疑を行いました。

(問) 小中学校は、避難所になっています。授業中災害があり地域住民が避難してきた場合、学校の対応は。

(答) 学校教職員が対応すると思いますが、今まで住民と合同の訓練を行っていません。

(問) 震災時、各学校では被害が大きく、児童生徒の帰宅判断をしてしまった。しかし、親が帰宅困難になった場合もあります。今後の判断、対応は。

(答) 各小学校において震災が起きた場合、事前に引き渡しの登録をいただいておりますので、その方が迎えに来るまで待機することになっております。

(問) 学童保育室での避難訓練や災害時の帰宅判断は。

(答) 県の防災マニュアルに基づき、実施しています。

以上、3課の説明を受けた後、委員の意見をまとめました。

ア 学校応援団、地域を巻き込んだ避難訓練の実施。自主防災組織も参加。

イ 地域のリーダーの養成。

ウ 障害者の受け入れをしてくれる施設との提携を進める。

エ 医療機関との提携を進める。

オ 災害時、町と協定を結んでいる業者を確認したい。

カ 緊急時の井戸提供の確認。

キ 防災週間体験利用日（8月30日～9月5日）に、小中学校に「災害用伝言ダイヤル171」の活用などの意見が出ました。次回までに資料の提示と確認をすることにし、委員会を終了しました。

(2) 7月8日の委員会について

前回の委員会で意見のあったものを確認しました。嵐山町の民間団体災害時協定締結箇所の資料を地域支援課からしていただき、確認しました。次に、災害時、井戸の提供ができるお宅の確認については、平成11年アンケート調査を実施しましたが、データが古く、現状把握には使えないとの回答でした。今後は、地域支援課で防災や災害時には井戸メリットがあることから、新たに調べる予定があるとの回答をいただきました。地域のリーダーの養成では、中学生も茨城県で中学生をマンパワーとして育成している事例があるとの意見が出たので、次回までに調べることにして委員会を終了しました。

(3) 7月18日の委員会について

茨城県の中学生のマンパワー育成が、現在町は合併して見つかりませんでした。そこで、まとめていくために委員同士で意見を出し合いました。今まで進めてきた中でわかったことは、地域の支え合いにはリーダーが不可欠であり、リーダーの育成講座の実施が必要です。北部の防災会は立ち上げが早かった。防災会の役員は主に区長〇Bです。地域の支え合いは、嵐山町全体で同時に進めていくことが難しい。そこで、モデル地区をつくっていくべきではないか。条例制定も必要かもしれない。地域によって温度差がある。支えられる人から支える人への意識改革もすべきである。無関心ではいけないと思う。アンケート調査をして把握すべきであるなど、意見が出ました。

（４） 7月26日の委員会について

委員の皆さんから最終報告に向けて意見を出していただきました。地域支え合いは関心を持っていただくことが最も重要です。それには、鶴ヶ島第2小学校区地域支え合い協議会が行ったようなアンケート調査を実施し、町民の方々がどの程度意識を持たれているのか、積極的にかかわっていただけるのか等、現状把握をすることが第一です。その上で一人でも多くのリーダーを育成し、できれば隣組単位で支援員を出せるまでの体制の構築が必要であると考えます。また、支援者間の意見交換会や研修の実施など、支援者自身の意識向上や知識、技術の向上など、支援者の育成につながるきめ細かい施策の実施も欠かせません。ただし、いきなり全町を対象に取り組むのではなく、モデル地区を指定し、改善を図りながら徐々に進めていくほうがよいと意見が出されました。

また、今後は高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみ世帯等が急増していくことは明らかですので、老人会、健康増進の活動の見直しも同時に進めていかなければなりません。さらに、学校単位の避難訓練内容も、地域性を生かしながらも共通して行うべき訓練項目の整理も必要であるとの意見も出されました。

終わりに、ここまで協議してきたことを次回の委員会までにまとめ、提言を示すということで確認し、この日は閉会いたしました。

（５） 8月7日の委員会について

前回の委員会のまとめの文書と、さまざまな取り組みをしている坂戸市鶴舞自治会自主防災委員会、三郷市自主防災組織連絡協議会、長岡市青葉台3丁目自治防災会の資料に目を通していただき、意見を委員に求めました。支え合いが必要になった理由が2つあります。1つは、高齢化が進んできているため、2つは核家族化が進んでい

るためです。高齢化が進む中で健康を維持する施策が必要になり、核家族化を進行させないためには、そこへの支援が必要と考えます。まずは、自助です。家族で支え合える体制が不可欠ですとの意見が出ました。しかし、その提言は雇用、住宅への支援の問題でもあるため、所管を超える部分の提言になるので、参考までとさせていただきます。

坂戸市は、支える人が支えられる人より多く、これが理想です。三郷市は、指導者養成講座を平成16年から年3回実施し、3回受講すると終了となり、訓練指導者証を交付しています。長岡市では、中学生サポーターの設置をしています。以上の意見が出され、提言を作成しました。

1 要望及び提案事項

少子高齢化、核家族化の振興、地域における人間関係の希薄化等、支えられる人の数がふえていくことは明かです。このような現状、今後の見通しを考えたとき、地域の支え合いはますます重要な課題となってきます。また、地域の支え合いを進めていく上で重要なことは、住民の方々にまず関心を持っていただくこと、さらに助けられる人から助ける人への意識改革を図っていくことです。支える人の数をふやし、支えられる人の数をふやさない施策の実施の観点から、以下の要望及び提言をいたします。

(1) 地域の支え合いに対する住民意識の把握と向上を目的としたアンケート調査の実施。

(2) 身近なところに必ず支援者がいる体制の構築を目指し、一人でも多くのリーダーを養成、育成していくための講習会や意見交換会等を地域の方や中学生を対象とし、実施する。

(3) 若い世代から高齢者世代までの健康増進活動（健康診断受診勧奨等も含む）の支援策。

(4) 地域支え合い協議会（仮称）の創設（日常の暮らしの中で共に支え合う関係づくりと地域の課題は地域で解決できる取り組みの創出を行う組織。モデル地区を指定し、改善を図りながら徐々に全町に広げていく。）

付記、核家族化を食い止めるための具体的な施策も必要と思われる。

以上、4項目の要望、提案事項をして「地域支え合いについて」の最終報告といたします。

○長島邦夫議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますでしょうか。

では、4番、青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） 7ページなのですがすけれども、ここに障害者の在宅の方が808人と。それで、支え合いマップに登録された方が789人のうち障害者は190人だったということですね、説明が。それで、そうすると約618人くらいの方が全くその支え合いの中にいなくて、町が持っている情報で災害時にしか出せないということになるのですか。それで、よろしいですか。それだけちょっと確認させてください。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 はい、そのとおりです。

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ないようですので、お引き取りを願いたいというふうに思います。大変ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

暫時休憩をいたします。再開時間は11時10分といたしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時11分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会所管事務調査報告

○長島邦夫議長 日程第6、議会運営委員会所管事務調査報告を行います。

議会運営委員会の調査報告を委員長に求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 初めに、訂正をお願いいたします。11ページなのですが、所管事務調査報告というところで、先ほど畠山議員さんのほうからもありましたが、

ここも下記のとおり中間報告となっていますが、任期もありますので「最終報告とします」というふうに訂正をお願いします。

それでは、朗読をもちまして委員会報告とさせていただきます。

嵐山町議会議長 長 島 邦 夫 様

議会運営委員長 安 藤 欣 男

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり最終報告します。

記

1 調査事項

議会運営について

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「議会運営について」を調査するため、6月27日、7月5日、7月24日、8月9日及び8月21日に委員会を開会し、調査研究を行いました。

(1) 6月27日の委員会について

第3回議会報告会、これ実施は5月18日にしたのですが、報告書の作成について協議しました。これまでの報告書作成要領でつくことにし、アンケート回収資料の整理を行うことになりました。なお、会場での質問、意見、要望について、次回までに文書化することになりました。

議員全員による議会活性化についての視察研修の実施について検討しました。9月議会までに実施してはとの意見が出され、経費の点を含め検討することになりました。

(2) 7月5日の委員会について

第3回議会報告会報告書の原案について協議しました。報告会参加者の質問、意見、要望の項を検討し、修正を行いました。なお、作成された報告書は、議員全員に配付する。また、町長、副町長、教育長にお届けすることにしました。

先進議会の視察研修について、検討した案について提案協議しました。

・日程は8月5日午後、宮城県柴田町議会、8月6日午前、宮城県蔵王町議会とする（相手先は内諾済み）ということで、内諾をいただいたということを報告してあります。宿泊は白石市内。

・次に、旅行会社の見積書を説明をいたしました。マイクロバスを使用し、ビジネ

スホテル泊とする。

- ・次に、公費で負担できない部分があり、それについては議員会で負担することにする。

以上について、協議し、決定をしました。柴田町議会研修は「議会懇談会の開催について」、蔵王町議会研修は「広報広聴常任委員会の活動について」を主な研修内容とする。なお、東北の被災地が見たいとの意見が出されましたので、行程表作成の中で検討することになりました。両町議会についての資料を全議員に配付することになりました。質問事項について意見を求めることになりました。

(3) 7月24日の委員会について

先進議会の視察研修については、日程、行程表、経費負担等について協議確認をしました。両議会への質問事項を検討し、整理し、決定をいたしまして、両町議会に送ることになりました。

広報広聴委員会の設置について協議しました。設置に向けての基本的な要旨として、要旨というのは骨格ですが、9月議会で設置をしていると。

- ・特別委員会とし、構成は議長を除く全議員とする。
- ・所掌については議会報告会、意見交換会、議会モニターに関すること、情報技術の活用、広報広聴に関する調査研究。
- ・任期は2年とする。

以上を決定し、視察研修の際、バスの車中を活用して全議員に提案することになりました。

(4) 8月9日の委員会について

広報広聴特別委員会の設置について協議しました。9月の第3回の定例会で設置することに決定し、所掌について協議、確認しましたが、決定事項は全員協議会に報告することになりました。

第4回議会報告会の開催について、日程、報告内容等概要を取り決める必要があることから、次の点について協議しました。

- ・報告内容は、決算審査議会である9月議会の報告。
- ・日程は、11月14日（木）と11月16日（土）の午後7時から9時まで。
- ・会場はふれあい交流センターと役場町民ホールの2カ所。
- ・委員長報告は担当した委員長が当たる。

- ・主な課題については議長が報告をする。

以上の点をまとめ、運営方法等は今後、協議していくことになりました。

自由討議について協議しました。来る9月議会において試行的でも実施することにし、蔵王町議会の研修を踏まえ、検討、協議しました。

- ・自由討議は、議案審査の流れの中では、議案の質疑を終了、休憩し、自由討議、再開し、討論、採決となる。

- ・自由討議は、発言1人2回で5分以内とする。

- ・全体の時間は30分以内とする。

- ・執行部は退席できる。

- ・一般の傍聴は自由。

以上の点の意見が出され協議されましたが、議事録作成について意見が分かれたので、各会派に持ち帰り次回の委員会で再度検討することになり、閉会しました。

(5) 8月21日の委員会について

前回の委員会の協議内容のまとめを配付し了承されました。自由討議については、試行的に9月議会で実施する。運用方法については各会派に持ち帰り意見集約することとしていたため、再協議を行いました。協議の中で次の意見が出されました。

- ・自由討議の運用方法のための申し合わせ事項の作成は、表題を「自由討議の試行ルール」とすることになりました。

- ・会派の意見報告と求めたところ、議案審議、質疑終了、休憩（執行部退席可）とし、自由討議を開始するとした進行方法がよいとの報告がありましたが、異論が出されました。休憩中に議事はできない。そうした形での実施の自由討議では、退席するとの発言がありました。また、休憩中に行うとすることを議会基本条例の自由討議の条項に加えるべきで、条例改正が必要との意見もありました。

- ・試行的に取り組む姿勢をもとに視察研修を実施することなど進めてきたところですが、自由討議の試行ルールが決められない状況となりましたので、自由討議の導入は困難との結論になり、見送ることとなりました。

以上、報告します。

○長島邦夫議長　ただいまの委員長の報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 ないようですので、お引き取りを願います。大変ご苦労さまでした。
ここで休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 21 分

再 開 午前 11 時 22 分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第 6 号の上程、説明、質疑

○長島邦夫議長 日程第 7、報告第 6 号 平成24年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第 6 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第 6 号は、平成24年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づきまして、平成24年度嵐山町健全化判断比率について監査委員の意見をつけて議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、報告第 6 号の細部につきましてご説明を申し上げます。

裏面をごらんください。まず、実質赤字比率でございますが、町の一般会計の赤字の程度を指標化いたしまして、財政運営の深刻度を示したものでございます。赤字ではありませんので、数値は表示されておりません。

次に、連結実質赤字比率でございますが、全ての会計の赤字、黒字を合算いたしまして、町全体としての赤字の程度を指標化し、町としての財政運営の深刻度を示すものでございますが、これにつきましても、全体を合算しても赤字ではありませんので、

数字は表示されておりません。

次に、実質公債比率でございますが、町の借入金の返済額及び一部事務組合等への返済額、こういったものを加味した公債費の大きさを指標化いたしまして、資金繰りの危険度を示すものでございます。9.8%でございます、前年度と比較いたしますと地域総合整備事業債と幾つかの起債が終了いたしまして、2.3ポイント減少しております。

次に、将来負担比率でございますが、町の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担、現時点での残高の程度を指標化したものでございます。将来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。86.8%でございます、昨年度と比較いたしますと、6.2ポイント増加しております。括弧内につきましては、本町の早期健全化基準でございます、この数値と対比していただきますと健全な財政運営が行われている状況がご理解いただけるかと思います。

それでは、本日参考資料としてお配りいたしましたものをごらんいただきたいと思います。3ページをお願いいたします。実質公債費比率の総括表でございますけれども、真ん中の一番右に実質公債費比率がございます。先ほど申し上げましたように平成24年度は9.8%と、前年度比2.3ポイント減少したわけでございますけれども、その左脇に単年度の実質公債比率がございます。平成24年度のところを見ていただきますと8.1937%で、前年度と比較いたしますと1.13714ポイント減少いたしました。この実質公債費比率は3カ年の平均でございます、平成22、23、24年度を平均いたしますと、9.8%になるものでございます。

平成24年度は、地域総合整備事業債をはじめ幾つかの起債の償還が終了したこと等によりまして、単年度の実質公債費比率が下がったものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。将来負担比率関係の総括表でございますけれども、まず左の一番上に、町債の現在高がございます。平成24年度は68億5,721万4,000円でございます。平成23年度はと申しますと65億4,035万4,000円でございます。差し引きをいたしますと、3億1,686万円ほど町債の現在高は増加していること、及び充当可能基金のうち財政調整基金が減少したこと等によりまして、将来負担比率は前年度比で6.2ポイント増加したということでございます。

以下につきましては、ご高覧願いたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員に、平成24年度嵐山町健全化判断比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

柳代表監査委員。

〔柳 勝次代表監査委員登壇〕

○柳 勝次代表監査委員 議長の許可をいただきましたので、平成24年度の監査の審査結果を申し上げますが、その前に、昨年12月議会で、私、監査委員として皆様にご承認いただき、自来職務に当たっていますが、こうして改めて皆様にご挨拶する機会がございませんので、議長の許可をいただき、一言ご挨拶申し上げます。

現在、地方自治体における財政は極めて厳しい状況にあることは私が言うまでもありませんが、そうした状況の中での監査の責務も、また大変重いものがあると考えております。そうした観点から、私は常に公正不偏、誠心誠意の態度で監査の職務を全うしていく所存であります。そうすることが、また本町の発展に寄与できるものではないかと考えております。どうぞ、議員の皆様におかれましても、よろしくご交誼のほどお願いし、極めて簡単であります。またご挨拶が大変おくれましたが、監査委員就任としての挨拶といたします。

それでは、平成24年度嵐山町健全化判断比率について審査しましたので、ご報告申し上げます。審査は、去る7月23日に役場205号会議室におきまして、青柳監査委員とともに実施いたしました。

各健全化判断比率は早期健全化基準を下回るか、または算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。しかしながら、報告にもあるとおり、将来負担比率は前年比6.2%増加しています。今後の起債については十分留意されるよう希望いたします。

なお、細部につきましては、決算審査意見書をご高覧いただき、ご理解をいただきたいと思います。

以上、甚だ簡単でございますが、審査の結果の報告とさせていただきます。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことがございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑はないようですので、本件につきましては、地方自治法の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○長島邦夫議長 日程第8、報告第7号 平成24年度嵐山町資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第7号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第7号は、平成24年度嵐山町資金不足比率の報告についての件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づきまして、平成24年度嵐山町資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長 報告第7号 平成24年度嵐山町資金不足比率の報告の細部説明をさせていただきます。

報告書の裏面をごらんいただきたいと思います。平成24年度嵐山町資金不足比率報告書でございます。

水道事業会計及び下水道事業特別会計とも資金不足はありませんので、ここに数値的な表示はされておられません。

なお、備考の金額につきましては、事業費の規模について記載をさせていただいております。

水道事業会計につきましては、4億9,055万6,000円で、事業収益から受託工事収益を差し引いた金額について記載をしております。

次に、下水道事業特別会計の２億1,112万1,000円につきましては、下水道の使用料及び手数料、さらには諸収入を合計した事業収益から受託工事収益を差し引いた金額について記載をしております。

なお、報告第7号参考資料につきましては、ご高覧をいただければと思います。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員に平成24年度嵐山町資金不足比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

柳代表監査委員。

〔柳 勝次代表監査委員登壇〕

○柳 勝次代表監査委員 議長の許可をいただきましたので、平成24年度嵐山町資金不足比率について審査しましたので、ご報告申し上げます。

審査は、去る7月23日に役場205会議室におきまして、青柳監査委員とともに実施しました。各会計の資金不足比率は算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、細部については、決算審査意見書をご高覧いただき、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、審査結果の報告とさせていただきます。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際、何かお聞きしたいことがございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方自治法の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑

○長島邦夫議長 日程第9、認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第10、認定第2号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第11、認定第3号 平成24年度嵐山町後期高齢者医

療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第12、認定第4号 平成24年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第13、認定第5号 平成24年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第14、認定第6号 平成24年度嵐山町水道事業決算認定についての件、以上の決算6件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 それでは、認定第1号から順次説明をさせていただきます。

認定第1号は、平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額67億217万3,309円、歳出総額64億4,373万7,002円であり、歳入歳出差引額2億5,843万6,307円であります。また、繰越明許費繰越額1,984万5,000円及び事故繰越繰越額324万7,400円であり、実質収支額は2億3,334万3,907円であります。

続きまして、認定第2号についてご説明を申し上げます。認定第2号は、平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額21億7,743万6,121円、歳出総額20億7,214万1,258円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は1億529万4,863円であります。

続きまして、認定第3号についてご説明申し上げます。認定第3号は、平成24年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額1億5,079万6,188円、歳出総額1億4,786万9,857円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は292万6,331円であります。

続きまして、認定第4号についてご説明申し上げます。認定第4号は、平成24年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額は10億4,638万1,634円、歳出総額10億748万9,053円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は、3,889万2,581円であります。

続きまして、認定第5号についてご説明申し上げます。認定第5号は、平成24年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額は7億4,726万6,124円、歳出総額7億2,111万3,969円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は2,015万2,155円であります。

以上、認定第1号から認定第5号は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、

監査委員の意見をつけて議会の承認に付すものでございます。

続きまして、認定第6号につきまして説明を申し上げます。認定第6号は、平成24年度嵐山町水道事業決算認定についての件でございます。

平成24年度の業務状況は、給水人口1万8,341人、給水戸数7,366戸、年間総配水量281万2,927立方メートル、総有収水量267万7,386立方メートル、有収率は95.18%と前年度に比べ1.07ポイントの増となりました。

経営状況は、税抜きで事業収益4億9,656万8,348円に対しまして事業費用は4億1,775万4,137円で、当年度純利益は7,879万3,211円であります。

次に、資本的収入及び支出についてでございますが、収入額が1,634万5,050円に対しまして、支出額2億799万4,529円で、不足する額1億9,164万9,479円は、減債積立金、建設改良積立金等で補填をいたしました。

以上、認定第6号は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

なお、細部につきましては、会計管理者及びそれぞれの担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

◎発言の訂正

○長島邦夫議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっと2カ所、誤って読んでしまったようでございますので、訂正をさせていただきます。

○長島邦夫議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午前11時46分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 認定第1号なのですが、実質収支額につきまして、2億3,534万3,907円が正しいほうでございまして、続きまして認定第5号につきまして、歳出総額7億2,711万3,969円に訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いま

す。

○長島邦夫議長 続いて、内田会計管理者兼会計課長から一般会計歳入歳出決算及び財産に関する調書についての細部説明を求めます。

内田会計管理者兼会計課長。

〔内田 勝会計管理者兼会計課長登壇〕

○内田 勝会計管理者兼会計課長 認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算につきまして、その内容を説明申し上げます。

最初に、主要な施策の説明書で説明いたしますので、説明書の12ページをお開き願います。

1、決算の概要の（1）総括収支の状況であります。歳入合計は67億217万3,309円で、歳出合計は64億4,373万7,002円であります。前年度と比較いたしますと、歳入で5億2,431万9,696円、歳出で4億5,914万4,387円といずれも減額となりました。歳入歳出差引額は2億5,843万6,307円でありますが、繰越明許費繰越額が2事業4件で1,984万5,000円、事故繰越繰越額は1事業1件で324万7,400円でありますので、差し引き翌年度繰越額は2億3,534万3,907円となりました。

次に、（2）の歳入の款別の状況ですが、まず1款町税であります、決算額は27億3,211万3,000円でありまして、歳入に占める割合は40.8%であります。前年度に比較いたしますと、1億4,116万7,000円の減額であります。

次に、10款地方交付税であります、決算額は7億7,454万4,000円で、歳入に占める割合は11.6%であります。前年度と比較いたしますと4,030万9,000円の減額であります。

次に、14款国庫支出金ですが、決算額は4億2,471万6,000円でありまして、歳入に占める割合は6.3%、前年度に比較いたしますと3億4,222万7,000円の減額であります。

次に、18款繰入金の決算額は5億3,829万5,000円でありまして、歳入に占める割合は8%、前年度と比較いたしますと2億7,298万円の増額であります。

次に、19款繰越金の決算額は3億2,361万2,000円であります。

次に、21款町債ですが、決算額は8億9,131万3,000円でありまして、歳入に占める割合は13.3%、前年度に比較いたしますと2億2,599万5,000円の減額であります。

次に、13ページ（3）支出の款別の状況ですが、まず1款議会費ですが、決算額は1億671万1,000円で、前年度に比較しますと515万円の減額であります。減額の主なものは、町村議会議員共済会負担金であります。

次に、2款総務費であります。決算額は13億2,076万1,000円でありまして、歳出に占める割合は20.5％であります。前年度と比較いたしますと4,143万8,000円の減額であります。主なものは、総務管理事業の増額、財政調整基金積立金及びふるさとづくり基金積立金の減額等であります。

次に、3款民生費であります。決算額は15億8,080万7,000円でありまして、歳出に占める割合は24.5％であります。前年度と比較いたしますと1,594万4,000円の増額であります。増額の主なものは、介護給付訓練等給付費、重度心身障害者医療費給付費、障害児通所支援事業、保育所保育事業等の増額、子ども手当、介護保険関連施設管理事業の減額等であります。

次に、4款衛生費であります。決算額は4億9,164万7,000円でありまして、前年度に比較いたしますと963万9,000円の減額であります。主なものは、予防接種事業医師委託料、小川地区衛生組合負担金等の減額であります。

次に、6款農林水産業費であります。決算額は7,900万6,000円で、前年度に比較いたしますと3,237万6,000円の減額であります。減額の主なものは、農業施設整備事業の工事請負費等であります。

次に、7款商工費であります。決算額は8,877万円で、前年度に比較いたしますと1,902万9,000円の増額であります。増減の主なものは、観光地誘導看板設置工事費、住宅リフォーム補助金の増額等であります。

次に、8款土木費であります。決算額は11億4,719万4,000円でありまして、歳出に占める割合は17.8％で、前年度に比較いたしますと1億5,168万円の増額であります。増額の主なものは、下水道事業特別会計繰出金、平沢土地区画整理事業補助金、生活道路整備事業及び幹線道路整備事業等であります。

次に、9款消防費であります。決算額は4億114万3,000円でありまして、前年度に比較いたしますと6,020万6,000円の増額であります。主なものは、防災行政無線施設整備工事、一部事務組合非常備消防負担金及び住宅火災報知機共同購入補助金等の増額であります。

次に、10款教育費ですが、決算額が5億6,937万円でありまして、歳出に占める割

合は8.8%で、前年度に比較いたしますと6億7,409万9,000円の減額であります。主なものは、七郷小学校体育館、菅谷中学校体育館改築工事及びふれあい交流センター工事等の減額であります。

次に、12款公債費であります。決算額は6億5,822万3,000円でありまして、歳出に占める割合は10.2%で、前年度に比較いたしますと5,669万9,000円の増額であります。

続きまして、一般会計歳入歳出決算書の事項別明細書に基づきまして説明申し上げます。決算書の14ページ、15ページをごらんください。1款町税ですが、1項町民税の個人現年課税分の収入済額は8億5,704万9,730円で、給与等のベースアップがないという状況と団塊の世代の退職等により所得が減少している中で、年少扶養控除15歳以下の廃止、特定扶養親族のうち16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分12万円を廃止し、扶養控除の額を33万円とする税制改正により、前年度に比較しまして279万2,432円の増額となりました。

次に、1項町民税の法人現年課税分の収入済額は3億588万4,400円で、東日本大震災や円高等の影響により3,116万5,700円の減額となりました。

次に、2項固定資産税の現年課税分の収入済額は13億7,752万6,570円で、土地については宅地の価格が毎年下落していること、家屋については3年に1度の評価替えにより、また償却資産については、償却資産は毎年償却していくことと企業の設備投資がなかったこと等により、1億722万7,933円の減額となりました。

3項軽自動車税の現年課税分の収入済額は3,248万6,420円で、軽四乗用がふえたため65万7,400円の増額となりました。

4項町たばこ税の収入済額は1億2,797万9,777円で、たばこの売り上げ本数の減少により443万4,050円の減額となりました。

20ページ、21ページをお願いします。10款地方交付税ですが、普通交付税は6億5,634万6,000円で、前年度に比較しまして5,105万2,000円の減額、特別交付税は1億1,819万8,000円で、1,074万3,000円の増額となりました。

12款分担金及び負担金の1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金の現年度分保育料負担金は6,373万7,480円で、前年度に比較しまして371万6,580円の増額となりました。これは保育園児の増加によるものです。

26ページ、27ページをお願いします。1目民生費国庫負担金の2節児童福祉費負担

金の4障害児通所支援事業費負担金363万9,000円は、障害児通所支援事業の放課後等デイサービス、保育所等訪問支援のために交付されたものであります。

28ページ、29ページをお願いします。4目教育費国庫補助金の3節社会教育費補助金の学校施設環境改善交付金774万2,000円は、菅谷小学校及び志賀小学校体育館の耐震補強改修工事への補助金であります。

5目消防費国庫補助金の消防防災施設整備費補助金730万円は、防災行政無線デジタル化の施設整備工事の補助金であります。

32ページ、33ページをお願いします。2目衛生費補助金の6地域づくり提案事業補助金230万円は、健康づくり事業の健康管理システム導入のための補助金であります。

3目労働費県補助金の緊急雇用創出基金市町村事業費補助金1,594万9,500円は、道路施設点検委託事業、課税台帳整備業務委託、墓地等管理台帳整備及び空き家等管理台帳整備業務委託の4事業に交付されたものであります。

4目農林水産業費県補助金の2節農業振興費補助金の農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金79万円は、農業者支援事業の農業再生協議会への補助金として交付されたものであります。

次に、5目商工費県補助金の2節ふるさと創造資金の地域づくり提案事業補助金790万円は、観光地誘導看板設置工事の補助金であります。

6目土木費県補助金の地域づくり提案事業費補助金1,100万円は、公園整備事業の志賀堂沼公園整備工事の補助金であります。

38、39ページをお願いします。1目不動産売払収入の土地売払収入32万1,139円は、大字志賀と太郎丸の雑種地、合わせて75.03平方メートルを個人に払い下げたものであります。

2目物品売払収入の物品売払収入119万3,503円は、ハイエースなど公有財産をインターネットオークションにより売却したものであります。

45ページをお願いします。3目雑入の8節雑入ですが、備考欄4、財団法人埼玉県市町村振興協会市町村交付金2,363万9,000円は、サマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじの売り上げの一部が助成されたもので、ふれあい交流センター活動事業、子ども医療費給付事業、図書等購入事業に充てたものであります。

47ページをお願いします。備考欄26、ゴルフ緑化促進会委託事業交付金100万円及び27、緑の募金緑化事業補助金50万円は、23年度に実施しました嵐山幼稚園の園庭芝

生化工事のために交付されたものであります。

29、都市再生整備計画事業保証料296万3,082円は、公園整備事業の道路改良工事菅谷一東西線に伴う工作物移転工事に充てたものであります。

続きまして、歳出ですが、55ページをお願いします。

○長島邦夫議長 歳出に入るところで、ちょっと説明を中断して休憩に入ろうと思いますが、内田課長、歳出に入るところで休憩に入りたいと思うのですけれども。まだ、時間がたくさんかかるのではないかなというふうに思うのですが、それでよろしいですか。

○内田 勝会計管理者兼会計課長 はい。

○長島邦夫議長 それでは、この際、暫時休憩をいたします。午後の再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午後 零時05分

再 開 午後 1時29分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内田会計管理者兼会計課長からの一般会計歳入歳出決算及び財産に関する調書についての細部説明を続行いたします。

内田会計管理者兼会計課長。

〔内田 勝会計管理者兼会計課長登壇〕

○内田 勝会計管理者兼会計課長 それでは、休憩前に続きまして歳出から説明をさせていただきます。

決算書の55ページをお願いします。備考欄の下の方になりますが、総務管理事業の22補償補填及び賠償金の3賠償金1億7,148万3,194円は、固定資産税還付に係る和解解決金であります。

63ページをお願いします。下の方になります。4目財産管理費の備考欄01庁舎管理事業、11需要費の修繕料1,127万2,195円では、役場庁舎中央監視システム更新工事を実施したことにより732万3,525円の増額となりました。

69ページをお願いします。備考欄の中段、05ホームページ管理事業の電算委託料398万2,000円では、公式ホームページのリニューアルを実施しました。

83ページをお願いします。備考欄の中段、02資産税賦課事業の課税台帳整備委託料

は357万円で、埼玉県緊急雇用創出基金市町村補助事業によるものであります。

95ページをお願いします。備考欄の上から2行目、地域福祉計画策定業務委託料は131万2,500円であります。

111ページをお願いします。備考欄の上から3行目、08障害児通所支援事業では、自立支援法及び児童福祉法の改正により24年度から始まった事業で、障害児に対し通所サービス等を提供したもので、856万3,859円であります。

117ページをお願いします。備考欄上から3行目、13委託料、電算委託料449万9,880円の中で健康管理システムの更新を行いました。委託料は359万8,875円であります。

119ページをお願いします。備考欄上から3行目、13委託料、予防接種委託料は4,775万5,160円であります。24年度から子ども医療費の窓口払い代替事業として、新たに、おたふく、水痘、ロタウイルス及び中学3年生のインフルエンザを追加、実施しました。

121ページをお願いします。備考欄中段の02環境衛生総務事業の墓地等管理台帳整備業務委託料は519万7,500円であります。また、04空き地管理事業の空き地等管理台帳整備業務委託料は292万9,500円であります。

123ページをお願いします。備考欄、10環境基本計画策定事業の環境基本計画策定委託料は200万円であります。

135ページをお願いします。備考欄の中段、05住宅リフォーム補助事業は880万9,000円で、リフォーム実施が63件と建て替えが2件であります。

137ページをお願いします。備考欄、02観光施設管理事業の工事請負費2,507万1,900円は、観光地誘導看板設置工事及び撤去工事を実施しました。

141ページをお願いします。備考欄の上から6行目、町道施設点検業務委託料425万2,500円は、埼玉県緊急雇用創出基金市町村補助事業によるもので、道路施設の点検を350キロメートル及び点検台帳を作成したものであります。

下から9行目、03生活道路整備事業の工事請負費2,791万50円では、古里110号線及び志賀100号線の道路改築工事を、また繰越明許の1億984万9,950円では、町道菅谷3号線、菅谷一東西線、町道杉山16号線改築工事等を実施しました。

143ページをお願いします。備考欄、04幹線道路整備事業の15工事請負費の5,404万2,350円は、町道1ー8号線及び同じく町道1ー8号線2校区の道路改築工事を、また繰越明許の3,609万1,850円では、町道1ー3号線及び町道1ー20号線の道路改築工

事を実施したものであります。

次に、151ページをお願いします。備考欄の上から8行目、17公有財産購入費の土地購入費250万円は、大平山山頂公園用地として山林3,158平方メートルを購入したものであります。

155ページをお願いします。備考欄の上から2行目、火災報知機取り付け委託料は82万9,000円で、829件に設置をしました。また、住宅用火災警報器共同購入補助金は554万1,000円で、2,076件が購入しました。これにより24年11月現在の調査では、嵐山町での火災警報器の普及率は85.7%となり、比企広域で1位となりました。

01防災対策事業の地域防災計画改訂業務委託料は149万6,250円であります。

次に、02防災行政無線施設整備管理事業の工事請負費4,252万5,000円は、親局と屋外拡声子局6カ所のデジタル化を図るため、防災行政無線施設整備工事を実施しました。

163ページをお願いします。備考欄の中段になります。14小中学校学年費補助事業の小中学校学年費補助費1,916万円は、こども医療費の窓口払い代替事業として、24年度から新規に始まった事業で、小学生894人、中学生510人、合計1,404人に交付したものであります。

その下、小中一貫教育推進モデル事業100万円は、前年度に引き続き県内8市町で推進モデル校となったもので、教職員の研修や小学生5年、6年と中学生1年、2年を対象にQ-Uアンケート等を実施したものであります。

173ページをお願いします。備考欄の下の方になります。06小学校施設改修事業の15工事請負費2,936万3,250円で、菅谷小学校及び志賀小学校体育館の耐震補強改修工事及び屋根塗装改修工事等を実施したもので、これにより町施設の建物の耐震化が全て終了いたしました。

続きまして、329ページをお願いします。

財産に関する調書ですが、1公有財産の(1)土地及び建物ですが、土地の決算年度末現在高は行政財産、普通財産を合わせまして95万1,727平方メートル、建物につきましては、行政財産、普通財産を合わせまして5万1,841平方メートルでした。

下段の表の行政財産の数値に変更が生じたところの変更理由を申し上げます。公園の土地603平方メートルの減は、町道菅谷一東西線改築工事の実施に当たり道路用地にかかったことにより減となったものであります。

次のページをお願いします。普通財産ですが、山林の5,671平方メートルの増は、大平山山頂公園用地として3,158平方メートルを取得及び町内の方より山林2,513平方メートルの寄附を受けたことによるものであります。

また、その下の752平方メートルの増につきましては、町内の方より畑752平方メートルの寄附を受けたものであります。

332、333ページをお願いします。2物品でございます。金額が50万円以上のものを記載してあります。自動車や健康器具、グラウンドピアノ等に変更がございました。ご高覧願います。

次のページをお願いします。3基金の状況でございます。積立基金はそれぞれ取り崩し積み立てを行いまして、決算年度末現在高の総額が8基金で6億9,376万3,000円となりました。また、定額基金は5基金で、決算年度末現在高が現金6,520万9,000円、貸付金は2,973万1,000円、土地470.5平方メートルとなりました。

定額基金の運用状況につきましては、別に配付しました定額基金運用状況調書をご高覧願います。

なお、決算の明細につきましては、平成24年度主要な施策の説明書をご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ですが、認定第1号 平成24年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

続いて、各特別会計の細部説明を担当課長に求めます。

まず、国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について細部説明を求めます。

山下町民課長。

〔山下次男町民課長登壇〕

○山下次男町民課長 認定第2号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての細部につきましてご説明申し上げます。

決算書の222、223ページをお開きください。歳入ですが、1款国民健康保険税は、一般被保険者、退職被保険者を合わせて収入済額4億8,000万5,337円でございます。

次の2款使用料及び手数料は、説明を省略させていただきます。

224、225ページをお開きください。次に、3款国庫支出金は、収入済額4億2,850万

4,377円でございます。内訳としては、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金の収入済額が3億4,507万179円が交付されました。これは療養給付費分、介護納付金分及び後期高齢者支援金分の納付に要する費用の国負担分が交付されたものであります。

2目高額医療費共同事業負担金は、標準高額医療費拠出金の4分の1に相当する額1,251万5,198円が交付されました。

3目特定健康診査等負担金は、特定健康診査及び特定保健指導に対して対象経費の3分の1に相当する額202万2,000円が交付されました。

次に、2項国庫補助金、1目財政調整交付金は、収入済額6,877万9,000円が交付されました。内容は、財政力の均衡を調整するために交付される普通調整交付金と特別事情に応じて交付される特別調整交付金がそれぞれ交付されたものでございます。

また、2目災害臨時特例補助金は、収入済額11万8,000円が交付されました。内容は、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している世帯の保険税の減免、一部負担金の免除の特例措置に対して、その10分の8が交付されたものでございます。

次に、4款療養給付費交付金は、収入済額1億6,005万8,000円が交付されました。内容は、退職被保険者等に係る医療給付に対し社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

次に、5款前期高齢者交付金は、収入済額5億4,572万4,537円が交付されました。これは、全国平均の前期高齢者加入率12%を基準にして、前期高齢者加入率が全国平均を上回る市町村国保に交付されたものでございます。なお、町の前期高齢者加入率は、平成24年度末現在で39.2%となっております。

226、227ページをお開きください。6款県支出金ですが、1項1目高額医療費共同事業負担金は、国庫負担金と同様に標準高額医療費拠出金の4分の1に相当する額1,251万5,198円が交付されました。

2目の特定健康診査等負担金も、国庫負担金と同額の202万2,000円が県負担金として交付されております。

2項1目第1号県調整交付金は、収入済額5,233万3,000円が交付されました。

2目第2号県調整交付金は、収入済額2,243万3,000円が交付されました。内容は、人間ドック等検診費用、レセプト点検、定率国庫負担の2%相当分及び医療費通知等

に対し交付されたものでございます。

次に、7款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金は、収入済額4,922万2,112円が交付されました。これは、レセプト1件80万円を超える高額療養費について当該超える額の100分の59に相当する額が交付されたもので、対象件数は190件でございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金は、収入済額2億695万2,113円が交付されました。これは、1件10万円を超えるレセプトのうち自己負担相当分の8万円以上から高額医療共同事業の80万円までの医療費の合計額の100分の59に相当する額が交付されたもので、対象件数は1,632件でございます。なお、対象レセプトがこれまでの30万円を超えるものから、24年度は10万円を超えるものに変更となったため、大幅な増額となっております。

228、229ページをお開きください。8款財産収入は、説明を省略させていただきます。

次に、9款繰入金ですが、1項1目一般会計繰入金は、収入済額5,853万8,364円でございます。その内訳は、1節の保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険税軽減相当額が、2節の出産育児一時金繰入金は支給基準額の3分の2に相当する額が、3節の国保財政安定化支援事業繰入金は国保財政の健全化、国保税負担の平準化に資するために交付税措置された額が、4節のその他繰入金は事務費や保健事業に要する経費が、そして5節の保険基盤安定繰入金は保険料軽減対象になった一般被保険者数に応じて算定した額が、それぞれ繰り入れられたものでございます。

2項基金繰入金は、保険給付費支払準備基金より2,821万2,000円を繰り入れております。

次に、10款繰越金は、収入済額1億2,551万5,599円でございます。

230、231ページをごらんください。1項1目療養給付費交付金繰越金876万7,586円は、療養給付費交付金の確定に伴う返還金分、2目その他繰越金1億1,674万8,013円は、前年度繰越金でございます。

次の、11款諸収入は、説明を省略させていただきます。

232、233ページをお開きください。以上、歳入合計ですが、予算現額は21億2,621万9,000円で、調定額23億983万5,075円に対し、収入済額は21億7,743万6,121円で、不納欠損額1,986万4,095円、収入未済額は1億1,253万4,859円でありました。

234、235ページをお開きください。次に歳出ですが、1款総務費は支出済額922万

9,315円で、これは人件費、事務執行経費等でございます。

236、237ページをお開きください。2款保険給付費は、支出済額13億6,639万7,889円でございます。内訳としては、1項1目一般被保険者療養給付費及び2目退職被保険者等療養給付費は、前年度と比較し支出金額がどちらも増額しておりますが、特に一般の療養給付費は約1億2,000万円の大幅な増額となっております。

次の3目から5目については、説明を省略させていただきます。

次に、2項高額療養費は、支出済額1億5,172万6,778円でございます。支払い件数は、一般被保険者分2,007件、退職被保険者分190件であり、前年度と比較し、件数、金額ともに増加しております。

238、239ページをお開きください。4項1目出産育児一時金は、支出済額が840万円、件数は20件で、前年度に対し3件増加しております。

5項1目葬祭費は、支出済額180万円、件数は25件で、前年度に対し11件増加しております。

次に、3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金は、支出済額2億7,348万2,663円でございます。これは、後期高齢者医療制度の被保険者に係る負担対象額の12分の1に相当する額を支出したもので、前年度と比較して2,235万5,655円の増額となりました。

240、241ページをお開きください。4款前期高齢者納付金等及び5款老人保健拠出金は、国から示された算定方法に基づき計算され、その確定した額を社会保険診療報酬支払基金へ支払いしております。

次に、6款介護納付金は、支出済額1億1,406万6,191円で、同じく社会保険診療報酬支払基金に納付したものでございます。

次に、7款共同事業拠出金は、支出済額2億2,980万1,796円でございます。この制度は、県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、1件当たりの医療費が一定金額を超えるものを対象とし、その一定割合を埼玉県国保連合会へ拠出したものでございます。

242、243ページをお開きください。8款保険事業費は、支出済額2,341万6,103円でございます。

1項1目疾病予防費は、支出済額1,288万750円で、内容は人間ドック、脳ドック、子宮がん及び乳がん等の検診委託料が主なものです。

2 項 1 目特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導に係るもので、969万7,353円でございます。特定健康診査の受診結果ですが、平成24年度の目標率65％に対し実施率は、人間ドック等の受診者も含め32.5％でございました。

244、245ページをお開きください。9 款基金積立金は、保険給付費支払準備基金へ利子分も含め2,500万5,688円の積み立てを行い、その結果、基金の24年度末現在高は2,679万6,293円となっております。

10款公債費は、説明を省略させていただきます。

11款諸支出金、1 項 3 目償還金は、支出済額2,966万2,164円で、平成23年度分の療養給付費等負担金返還金及び退職者療養給付費交付金返還金でございます。

246、247ページをお開きください。12款予備費は、説明を省略させていただきます。

以上、歳出合計ですが、予算現額21億2,621万9,000円に対し支出済額は20億7,214万1,258円で、不用額は5,407万7,742円でございます。

248ページをお開きください。実質収支に関する調書ですが、3 の歳入歳出差引額は1 億529万4,863円で、5 の実質収支額も同額でございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号 平成24年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての細部につきましてご説明を申し上げます。

決算書の256、257ページをお開きください。歳入ですが、1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額1 億1,740万8,210円でございます。収納率は、特別徴収分が100％、普通徴収の現年度分が99.54％でありました。また、平成24年度末現在の被保険者数は2,104人で、前年度と比較し95人、率にして4.73％増加しています。

2 款及び3 款は、説明省略させていただきます。

次に、4 款繰入金は、収入済額3,036万2,210円で、一般会計から事務費分及び低所得者等の保険料軽減分として県と町負担分を合わせた保険基盤安定分を繰り入れております。

次に、5 款繰越金は、収入済額300万3,567円で、内容は前年度繰越金でございます。

258、259ページをお開きください。6 款諸収入は、説明を省略させていただきます。

以上、歳入合計ですが、予算現額は1 億5,725万4,000円で、調定額1 億5,115万8,038円に対し収入済額は1 億5,079万6,188円でございます。

260、261ページをお開きください。歳出ですが、1 款総務費は支出済額101万2,797円

で、これは保険料徴収に要する事務経費でございます。

次に、2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額 1 億4,685万7,040円で、これは徴収した保険料及び低所得者等の保険料軽減分の県と町負担分を合わせた額を広域連合へ納付したものでございます。

次の 3 款諸支出金及び 4 款予備費は、説明を省略させていただきます。

262、263ページをお開きください。歳出合計は、予算現額 1 億5,725万4,000円に対し支出済額は 1 億4,786万9,857円で、不用額は938万4,143円でございます。

次に、264ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、3 の歳入歳出差引額は292万6,331円で、5 の実質収支額も同額でございます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

続いて、介護保険特別会計歳入歳出決算について細部説明を求めます。

青木長寿生きがい課長。

〔青木 務長寿生きがい課長登壇〕

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、認定第 4 号の細部につきましてご説明を申し上げます。

決算書の276、277ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入の 1 款保険料でございますが、調定額 2 億3,617万738円、収入済額 2 億2,254万5,200円、不納欠損額 58万8,068円、収入未済額1,303万7,470円となりまして、歳入決算額に占める割合は 21.3%でございます。収納率は94.23%で、前年度と比較をし0.95ポイント上昇しております。

次に、3 款国庫支出金でございますが、収入済額 1 億9,305万9,867円でございます。このうち 1 項国庫負担金の介護納付費負担金が定率負担分といたしまして 1 億7,155万6,572円交付されております。

2 項国庫補助金の 1 目調整交付金のうち調整交付金につきましては、後期高齢者の比率や所得による市町村間の財政力格差を調整するもので、平成24年度調整基準標準給付費の1.73%、1,582万9,000円が交付されたものでございます。

また、特別調整交付金 3 万円につきましては、東日本大震災に係る特定被災地域から転入された方に対する保険料減免措置に対して交付をされたものでございます。

278、279ページをお願いいたします。4 目介護保険災害臨時特例補助金についまし

ては、東日本大震災に係る警戒区域から転入された方に対する介護保険料減免措置に対して4万3,000円が交付されております。

4款支払基金交付金でございますが、収入済額が2億8,038万8,000円で、これは第2号被保険者の保険料でございます。社会保険診療報酬支払基金から、平成24年度の標準給付費及び介護予防事業費の29%が交付されたものでございます。

次に、5款県支出金の収入済額1億5,328万3,932円につきましては、1項の県負担金といたしまして介護給付費の定率負担分1億4,268万4,216円、2項の県補助金は地域支援事業の定率負担分といたしまして280万647円が交付となっております。

3項の財政安定化基金支出金は、保険料抑制のため、平成24年度に限り県の財政安定化基金から交付されたものでございます。

次に、280、281ページをお願いいたします。7款繰入金でございますが、収入済額1億5,744万円で、このうち1項の一般会計からの繰入金といたしまして1億4,344万円で、町負担分といたしまして介護給付費及び地域支援事業の定率負担分並びにその他一般会計負担分を繰り入れたものでございます。

また、2項基金繰入金につきましては、介護給付費支払金の不足を補うため、介護保険介護給付費支払準備基金から1,400万円を繰り入れたものでございます。

8款繰越金につきましては、3,537万8,722円を前年度から繰り越いたしました。

284、285ページをお願いいたします。歳入合計でございますが、予算現額が10億4,650万7,000円、調定額が10億6,000万7,172円、収入済額10億4,638万1,634円となっております。

次に、286、287ページの歳出をお願いいたします。1款総務費は支出済額1,514万9,177円であり、そのうち3項の介護認定審査会費の1,129万4,335円につきましては、比企広域への負担金及び主治医の意見書作成料が主なものとなっております。

288、289ページをお願いいたします。2款保険給付費は、支出済額が9億4,092万1,642円、前年比8,653万265円、10.1%の増でございます。歳出決算額の93.4%を占めております。

1項の介護サービス等諸費のうち1目の居宅介護サービス給付費3億8,754万6,227円は、指定居宅介護サービス事業者が要介護者に提供した居宅介護サービス費用の9割を給付したもので、年度末現在297人の方が利用されております。

5目の施設介護サービス給付費につきましては、支出済額が3億7,133万8,811円で、

年度末現在128人の利用でございます。

290、291ページをお願いいたします。9目の居宅介護サービス計画給付費は、支出済額4,121万3,750円で、要介護者に対しケアプランを作成した費用といたしまして3,459件分を介護支援サービス事業者に10割給付したものでございます。

2項の介護予防サービス等諸費につきましては、支出済額4,172万3,735円で、これは介護認定におきまして要支援1または2と判定された方に対しまして、状態の改善と悪化の予防のためのサービスを提供したものでございます。

292、293ページをお願いいたします。4項の高額介護サービス等費の1,470万2,330円でございますが、サービス利用料の軽減制度といたしまして1割の利用者負担額が高額になった場合、一定の負担額を超えた分について償還払いで交付したものでございまして、1,502件となっております。

5項の高額医療合算介護サービス等費の213万5,767円でございますが、医療保険の一部負担金並びに介護保険の利用者負担の1年間の総額が一定額を超えた分について、償還払いで交付をしたものでございます。

294、295ページをお願いいたします。6項の特定入所者介護サービス等費3,345万6,910円につきましては、低所得者の介護保険施設等における食費と居住費の負担限度額を超えた部分について給付したものでございまして、1,499件分となっております。

3款地域支援事業費の1項1目二次予防事業費326万9,094円につきましては、要介護状態となるおそれの高い二次予防事業対象者を把握するために要した経費と介護予防のための元気はつらつ体操教室等を行ったものでございます。

296、297ページをお願いいたします。2目の1次予防事業費502万7,252円につきましては、介護や支援を必要としない元気な高齢者を対象に介護予防についての教室などを実施したものでございます。

298、299ページをお願いいたします。2項の包括的支援事業任意事業費378万7,621円でございますが、次のページの5目の任意事業費中で行っております配食サービス事業及び高齢者見守りのための事業費が主なものでございます。

300、301ページをお願いいたします。4款の基金積立金でございますが、1項1目の介護給付費支払準備基金積立金といたしまして2,303万4,221円を積み立てまして、年度末の基金残高は1億4,573万1,995円となっております。

302、303ページをお願いいたします。5款諸支出金につきましては、支出済額1,630万46円となっておりますが、主なものといたしましては、平成23年度決算における精算分といたしまして、国、県支払基金への返還金並びに一般会計繰出金でございます。

歳出合計でございますが、予算現額10億4,650万7,000円、支出済額10億748万9,053円、不用額3,901万7,947円で、執行率は96.3%でございました。

304ページの実質収支に関する調書につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

続きまして、下水道事業特別会計歳入歳出決算及び水道事業決算についての細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長 認定第5号 平成24年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

主要な施策の説明書の197ページをお開きいただきたいと思います。主要な施策の説明書の197ページでございます。

1、事業の概要ですが、平成24年度末現在の整備状況でございます。全体計画面積は418ヘクタールで変更がありません。認可計画面積301.8ヘクタールにつきましても変更はありません。処理区域面積は296.2ヘクタールで、前年度より5.2ヘクタールの増となっております。行政人口は1万8,395人となり、前年度より77人の増でございます。全体計画人口ですが、1万6,000人は変更がありません。処理区域内人口は1万1,960人となり284人の増となっています。水洗化人口は9,499人で、前年度より333人の増となっております。

人口普及率それから面積普及率ですけれども、人口普及率につきましては65%、面積普及率は70.9%、いずれも1.3%前年度より増加しております。水洗化率は79.4%で、前年度より0.9%の増となっております。

以上が、平成24年度末の整備状況でございます。

ここからは決算書の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。決算書の312ページ、313ページをお開きください。第1款分担金及び負担金1項1目浄化槽事業分担

金の収入済額は1,387万円となりました。受益者負担金として、浄化槽事業費の1割相当額を分担金として納入していただきました。該当件数は130件でございます。

次に、2項1目下水道事業負担金の収入済額は1,195万3,540円となっています。公共下水道区域において接続可能となった区域に対し、賦課対象面積に応じて納付をお願いしているものです。平成24年度新たに賦課をした地区は、川島地区の一部などでございます。

第2款使用料及び手数料の1項1目下水道使用料の収入済額は2億1,010万941円となっています。使用者の戸数につきましては4,084戸で、前年度より229戸の増となっています。現年度収納率は95.2%となっております。

次に、1項2目浄化槽使用料の収入済額は64万7,946円となりました。平成24年度から町管理型浄化槽整備推進事業を始めたことに伴い、寄附受け入れをした浄化槽について浄化槽使用料の賦課納付がされた額でございます。町へ寄附された合併浄化槽の平成24年度末現在の基数につきましては、79基となりました。

次に、第3款国庫支出金の1項1目公共下水道事業費国庫補助金ですが、1,500万円であります。川島地区及び平沢土地区画整理事業地内の公共下水道整備に要した費用について補助されたものです。

1項2目浄化槽整備事業費国庫補助金ですが、7,260万5,000円であります。単独浄化槽から合併浄化槽への転換、くみとりトイレから合併浄化槽への転換及び新築建て替え時に合併浄化槽を設置整備したものと、町管理型浄化槽整備推進事業により設置された浄化槽に対して補助されたものです。

314ページ、315ページをお開きください。第4款県支出金、1項1目浄化槽整備事業費補助金ですが、収入済額が5,052万3,000円となっています。配管費及び既設浄化槽の撤去費に対して限度額を設けて補助されたものです。それから、初年度のみの補助ではありますが、浄化槽購入費の6分の1の分に対して補助されたものです。

第5款繰入金、1項1目一般会計繰入金ですが、2億3,145万9,000円で、前年度より4,438万6,000円の増となっています。町管理型浄化槽整備推進事業を始めたことに伴い、増加したものです。

第6款繰越金、1項1目前年度繰越金ですが、3,573万4,858円であります。

第7款諸収入につきましては、説明を省略させていただきます。

316、317ページをお開きください。第8款町債、1項1目下水道事業債ですが、1

億500万円となりました。前年度と比較して4,640万円の増となりました。下水道事業債のうち浄化槽市町村整備事業債が6,410万円であります。

歳入合計ですが、収入済額7億4,726万6,124円となりました。

決算書の318、319ページをお開きください。歳出ですが、第1款公共下水道費、1項1目一般管理費の支出済額は3,628万5,458円で、主な支出は事業実施のために要する人件費となっております。人件費以外の主な支出としましては、27節公課費の消費税であります。金額は740万3,900円となっております。

320ページ、321ページをお開きください。第2項公共下水道事業費、1目建設事業費の支出済額ですが6,756万6,010円となっております。

1目建設事業費の15節工事請負費5,864万400円の内容ですが、管渠の布設工事が5件で、管渠の布設全体延長としますと1,164.8メートルの布設をいたしました。

2目維持管理費の15節工事請負費ですが、690万9,000円の工事内容は志賀2区地内公共ますの修繕工事、公共下水道マンホールポンプ入れかえ工事等が主な内容でございます。なお、志賀2区地内の公共ますの修繕工事の実施状況につきましては、平成24年度、38カ所の施工をしたところでございます。

19節負担金補助及び交付金ですが、市野川流域下水道維持管理負担金として1億1,317万4,122円の支出をしたものです。

322、323ページをお開きください。第2款浄化槽費、2項浄化槽事業費、1目建設事業費は2億1,527万5,000円で、町管理型浄化槽整備推進事業実施に伴い、17節公有財産購入費は買い取りした浄化槽139基分の費用は1億6,929万2,000円となりました。

19節負担金補助及び交付金は4,598万3,000円で、内容は浄化槽配管費への補助及び既設浄化槽の撤去費に対して補助した額です。

2目維持管理費の13節委託料は、町が管理する浄化槽の保守管理委託料として300万1,011円でございます。平成24年4月から浄化槽を維持管理した延べ件数は224件及び法定検査の件数139件分の費用でございます。また、浄化槽使用料徴収委託料としまして2万160円は、96件分でございます。

324、325ページをお開きください。第3款公債費ですが、1項公債費元金及び利子の合計額ですが、償還額2億5,461万1,541円の償還をしまして、平成24年度末現在額は31億2,539万2,115円となるものです。

歳出合計につきましては7億2,711万3,969円で、前年度より1億8,317万1,531円の

増となっています。

以上で、認定第5号 平成24年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第6号 平成24年度嵐山町水道事業決算認定について細部説明をさせていただきます。業務の事業量の説明につきましては、省略をさせていただきます。

歳入歳出決算書の338ページ、339ページをお開きください。収益的収入及び支出ですが、収入からご説明します。第1款事業収益ですが、決算額が5億2,102万9,991円となりました。

第1項営業収益ですが、内容は水道料金加入金等の収入が5億1,500万8,261円で、前年度より1,655万5,242円の増額となっています。

次に、第2項営業外収益ですが602万1,730円で、前年度より94万7,448円の減となっています。

次に、支出でございますが、第1款事業費用の決算額が4億3,369万7,132円となっています。

第1項業費用ですが、4億1,271万2,665円で、前年度より1,384万6,145円の増となっています。

第2項業外費用ですが、2,066万3,862円となり、前年度より741万3,627円の増となっています。

次に、第3項特別損失ですが、この内容は不納欠損でございます。32万605円で、前年度より23万1,809円の減でございます。

第4校予備費については支出がありません。

340ページ、341ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入ですが、第1款資本的収入は、決算額は1,634万5,050円となっています。

第1項負担金は134万5,050円で、前年度より69万4,050円の増となっています。

第2項補助金ですが1,500万円となり、前年度より540万円の増となっています。

次に、支出ですが、第1款資本的支出の決算額は2億799万4,529円となり、地方公営企業法第26条の規定による翌年度繰越額は9,510万9,000円となっています。

第1項建設改良費は1億8,390万3,019円で、翌年度繰越額9,510万9,000円については、第一浄水場着水井及びポンプ井改修工事の工事内容の変更増加、それに伴う工期

の延長を行ったことによるものであります。

第2項企業債償還金は2,409万1,510円で、前年度より84万8,350円の増となっています。

欄外の記載ですが、資本的収入額1,634万5,050円が資本的支出額2億799万4,529円に対して不足する額1億9,164万9,479円は、減債積立金2,400万円、建設改良積立金6,100万円、過年度損益勘定留保資金9,831万3,779円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額833万5,700円で補填をさせていただいたものです。

343ページをお開きください。損益計算書でございます。この金額につきましては、税抜きで記載をしております。

1の営業収益ですが、(1)の給水収益から(3)のその他営業収益までの営業収益合計額が4億9,055万6,094円となっています。

次に、2、営業費用ですが、(1)の原水及び上水費から(6)の資産減耗費までの営業費用合計額としまして4億505万5,436円となっています。営業利益は8,550万658円となりました。

3、営業外収益ですが、(1)受取利息及び配当金及び(2)雑収益と合わせて、営業外収益合計額が601万2,254円となっています。

4、営業外費用は(1)支払利息及び(2)雑支出の合計額が1,241万4,362円であります。前年度より83万5,874円の減となっています。

3、営業外収益は4、営業外費用に対して不足する額は640万2,108円となりまして、経常利益としては7,909万8,550円となりました。前年度に比較しますと340万6,228円の増となりました。

5、特別損失ですが、過年度損益修正損としまして不納欠損の額30万5,339円でございます。当年度純利益としましては7,879万3,211円となり、前年度と比較し362万7,001円の増となりました。

前年度繰越利益剰余金は2万5,928円で、当年度未処分利益剰余金につきましては、7,881万9,139円となりました。

344ページ、345ページをお開きください。剰余金の計算書ですが、平成24年度に変動のあるところにつきましてご説明申し上げます。剰余金計算書の表の中段ほどに当年度変動額の行があるかと思いますが、資本金のうち自己資本金が8,500万円の増でありまして、内容は現在積立金からの組み入れ及び建設改良積立金からの組み入れの

合計額でございます。自己資本金の年度末残高につきましては、21億1,981万3,769円となります。

次に、借入資本金は、当年度の変動額が2,409万1,510円の減であります。内容は、企業債の償還に伴うものでございます。借入資本金の年度末残高は3億2,653万1,549円となります。

次に、剰余金のうち資本剰余金において変動があるところは、受取財産評価額と負担金及び国庫補助金です。

345ページ、資本剰余金合計の欄で説明申し上げますが、変動額が1,828万1,000円の増であります。

資本剰余金の変更内容は、受取財産評価額が200万円であり、内容は大字川島字天沼地内の開発造成に伴い布設した上水道配水管の評価額であります。

次に、負担金の受け入れが128万1,000円です。内容は、消火栓3カ所の設置費用の負担金であります。それから、国庫補助金の受け入れが1,500万円、これは送水管、排水管の耐震管への布設替えに伴う国庫補助金であります。資本剰余金の年度末残高が20億2,971万474円となるものです。

次に、利益剰余金ですが、減債積立金及び建設改良積立金につきましては、資金的収入及び支出のところで補填をしています。その額は、減債積立金は2,400万円、建設改良積立金は6,100万円の支出をしています。減債積立金の年度末残高は1億3,350万円、それから建設改良積立金の年度末残高は6,584万円となります。

未処分利益剰余金は7,881万9,139円となりました。これにつきましては、当年度の純利益でございます。年度末残高、前年度からの繰越利益剰余金2万5,928円がありますので、7,881万9,239円となるものです。利益剰余金合計は、年度末残高が2億7,815万9,139円となりまして、資本合計の当年度末残高は47億5,421万4,931円となるものです。

水道事業剰余金処分計算書の案ですが、処分案につきましては改めて議決をいただく予定となっておりますが、未処分利益剰余金7,881万9,139円を減債積立金へ2,490万円、建設改良積立金へ5,390万円、それぞれ積み立て処分する予定をしているものです。

346、347ページをお開きください。貸借対照表をごらんいただきまして、資産の部の固定資産ですが、(1)有形固定資産のイの土地から、チの建設仮勘定までの有形

固定資産、合計としまして38億254万9,287円となります。前年度より171万9,468円の減となるものです。

次に、無形固定資産は電話の加入権であり61万5,900円で、前年度と変動がございません。資産合計は38億323万5,187円となるものです。

続きまして、2、流動資産ですが、(1)の現金預金から(6)の前払金までの流動資産合計が13億5,790万306円となるものです。前年度と比較しますと1億9,709万5,747円の減となるものです。資産合計としましては51億6,113万5,493円で、前年度より1億9,881万5,215円の減となるものです。

347ページ、負債の部でございますが、3の固定負債では、(1)引当金は、修繕引当金でありまして、3億176万5,177円は前年度と変動がありません。

4、流動負債、(1)未払金から(4)下水道使用料の流動負債合計が1億515万4,785円で、前年度より2億7,179万7,916円の減となりまして、負債合計は4億692万562円となるものです。

次に、資本の部ですが、5資本金につきましては、自己資本金、借入資本金の合計が24億4,634万5,318円で、前年度より6,090万8,490円の増となるものです。6剰余金の中の(1)資本剰余金において変更があったのは、イ、従価財産評価額、ハ、負担金、それからチ、国庫補助金に変動がありまして、資本剰余金合計が20億2,971万474円となるものです。

次に、(2)の利益剰余金ですが、イの減債積立金、ロ、建設改良積立金、ハ、当年度未処分利益剰余金の利益剰余金合計が2億7,815万9,139円となりまして、前年度より620万6,789円の減となるものです。

剰余金合計は23億786万9,613円で、前年度より1,207万4,211円の増となるものです。

資本合計は47億5,421万4,931円となりまして、負債資本合計は51億6,113万5,493円となるものです。これは資産合計と合致するものです。

353ページをお開きください。353ページ、建設改良工事の説明ですが、平成24年度に実施をしました建設改良工事の概要でございます。主な内容は、第二浄水場及び第一浄水場の屋根防水工事及び送水管並びに配水管等の水道管の布設替え工事等を実施したものです。

件数につきましては18件となりまして、工事金額合計が1億7,162万7,750円となりました。このうち町内業者に発注しました件数は12件で、その構成割合は66.7%にな

ります。町内業者に発注しました12件の合計金額は7,600万7,400円でございます。

363ページをお開きください。企業債明細書ですが、平成24年度末の企業債未償還残高3億2,653万1,549円が、平成24年度末の残高となっております。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。その他、参考資料等につきましては、ご高覧をいただければと思います。よろしくお願いします。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

この際、暫時休憩といたします。再開時間は2時50分といたします。

休 憩 午後 2時42分

再 開 午後 2時51分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号から第6号までの提案説明及び細部説明が終わっておりますので、監査員から監査結果の報告を求めます。

柳代表監査委員。

〔柳 勝次代表監査委員登壇〕

○柳 勝次代表監査委員 議長の許可をいただきましたので、平成24年度嵐山町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の6会計及び定額基金の運用状況につきまして決算審査の結果をご報告を申し上げます。

審査は、去る7月23日から7月31日までの間、主に役場205会議室におきまして、青柳監査委員とともに実施いたしました。

審査結果であります。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに水道事業会計の決算書、業務報告書及び収益費用明細書等は、法令に準拠して作成されており、決算件数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。また、定額基金の運用状況を示す書類の件数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた次第であります。

それでは決算審査に当たっての意見を述べさせていただきます。平成24年度の我が国経済は、復興需要等により夏場にかけて回復に向けた動きが見られましたが、世界経済の原則等を背景として輸出や生産が減少するなど景気は弱い動きとなり、底割れ

が懸念される状況となりました。

昨年暮れに政権がかわり、政府の経済政策、金融政策の効果や輸出環境の改善等を背景に再び景気回復へ向かうことが期待される一方で、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続きました。

そうした中で嵐山町の財政については、前年度と比べ歳入の根幹をなす町税が減収となり、地方交付税についても約4,000万円の減額となりました。加えて社会保障費の増大や多岐にわたる住民サービスの充実などの義務的経費が増大し、前年に引き続き極めて厳しい状況下で推移してまいりました。平成24年度の決算は、このような財政状況のもとで町政の進展と住民福祉の向上に取り組まれた結果を反映したものであると言えます。

各会計とも町の基本方針を示した第5次総合振興計画に沿い、町が置かれてる状況を念頭に自主財源の確保、経済対策関連予算の活用等、効果的な事業展開に組織を挙げて取り組まれたところが随所に見られ、敬意を表する次第であります。

そうした大変努力されてる中でありますが、次の3点について改善あるいはご検討いただければと思います。

まず、1点目ですが、資料の書式の中で委託先の記入されていないのが幾つか目立ちます。関係者はもちろんですが、町民の方、誰が見てもわかりやすいように、各課とも統一して委託先を記入されるよう希望いたします。

続いて、2点目ですが、税を取り巻く環境は年々変化してきております。納税者はいかに節税をなすべきかを専門家を通じて管理していると聞いております。自治体としてもそれに対処すべく日々研さん、努力されるよう望むものであります。

続いて最後、3点目ですが、交流センターの施設管理は資料の中では北部、南部、ふれあいと、3施設が一括管理されています。問題点把握のためにも各施設単位の管理が必要です。ご検討いただければと思います。

以上、3点にわたって改善、ご検討をお願いいたします。

水道事業につきましては、年間配水量は微増となり、経費の削減等に努力された結果、当年度純利益として7,800万円余りが確保されています。また、有収率は95.18%で、前年に比べ1.07ポイント改善しています。

今後もこの数字に甘んじることなく設備の更新を計画的に進め、なお一層の事業の効率化と安心、安定、安価な水道水の供給に努められることを望むものであります。

以上、6 会計についての審査結果をご報告いたしました。申し上げるまでもありませんが、地方自治体における行政はサービス業です。これからも奉仕の精神で住民サービスの向上に努められることを希望いたします。

そして、その精神のもと、今後も社会経済情勢の動向や制度改正などの地方自治体を取り巻く環境変化に一層注視され、また財政の健全化にも配慮しつつ町民の負託に応えていただくようお願いしております。

なお、細部につきましては、決算審査意見書をご高覧いただき、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

以上で、提案説明及び細部説明並びに監査報告の全てが終わりましたので、質疑を行います。

質疑は、決算議案 6 件を一括して行います。

どうぞ。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

◎議案第 49 号の上程、説明、質疑

○長島邦夫議長 日程第15、議案第49号 平成24年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第49号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第49号は、平成24年度嵐山町水道会計未処分利益剰余金の処分についての件でございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきまして、平成24年度嵐山町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長 議案第49号 平成24年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書の裏面をごらんいただきたいと思います。平成24年度嵐山町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

資本金及び資本剰余金につきましては、処分額はございません。未処分利益剰余金につきまして、当年度末残高7,881万9,139円を議会の議決によります処分額としまして、7,880万円の処分を提案させていただくものです。内容は、減債積立金の積み立てに2,490万円、建設改良積立金の積み立てに5,390万円それぞれ積み立て処分をさせていただき、処分後の残高が1万9,139円とするものです。なお、この1万9,139円につきましては、繰越利益剰余金となるものです。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

◎決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○長島邦夫議長 お諮りをいたします。

本決算認定6件及び議案第49号の審査に当たっては、会議規則第39条の規定により、12人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本決算認定6件及び議案第49号は、12人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました決算認定6件及び議案第49号につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるように期限をつけることにいたしたいというふうに思います。これにご異

議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算認定6件、議案第49号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎決算審査特別委員会委員の選任

○長島邦夫議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいというふうに思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長の互選のため、この際暫時を休憩いたします。

休 憩 午後 3時04分

再 開 午後 3時29分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告

○長島邦夫議長 休憩中に、先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、ご報告いたします。

委員長、吉場道雄議員、副委員長、小林朝光議員が互選されました。

この際、決算審査特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

吉場決算審査特別委員長。

〔吉場道雄決算審査特別委員長登壇〕

○吉場道雄決算審査特別委員長 ただいま決算審査特別委員会の委員長という大役を仰

せつかりました。私なりに勉強しながら努力したいと思いますので、皆様のご協力を切にお願いいたします。

簡単でございますが、挨拶にかえてさせていただきます。どうもありがとうございます。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

この際、暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 3時31分

再 開 午後 3時32分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎請願の委員会付託について

○長島邦夫議長 日程第16、請願委員会付託を行います。

本職宛てに提出されました請願第2号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についての請願は総務経済常任委員会に、会議規則第92条の規定により付託したいというふうに思います。ご了承願います。

なお、お諮りします。請願第2号の審査につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、請願第2号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○長島邦夫議長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月5日、6日は休会いたしたいというふうに思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、9月5日、6日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○長島邦夫議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

(午後 3時34分)

平成 2 5 年第 3 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

9 月 9 日 (月) 午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

第 6 番議員 畠 山 美 幸 議員

第 13 番議員 渋谷 登美子 議員

第 4 番議員 青 柳 賢 治 議員

第 8 番議員 河 井 勝 久 議員

○出席議員（１４名）

１番 森 一 人 議員	２番 大 野 敏 行 議員
３番 佐久間 孝 光 議員	４番 青 柳 賢 治 議員
５番 小 林 朝 光 議員	６番 畠 山 美 幸 議員
７番 吉 場 道 雄 議員	８番 河 井 勝 久 議員
９番 川 口 浩 史 議員	１０番 清 水 正 之 議員
１１番 安 藤 欣 男 議員	１２番 松 本 美 子 議員
１３番 渋谷 登美子 議員	１４番 長 島 邦 夫 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 岸 堅 護
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
安 藤 實 副 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
中 嶋 秀 雄 地 域 支 援 課 長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
山 下 次 男 町 民 課 長	
岩 澤 浩 子 健 康 い き い き 課 長	
青 木 務 長 寿 生 き が い 課 長	
植 木 弘 文 化 ス ポ ー ツ 課 長	
大 塚 晃 環 境 農 政 課 長	
内 田 孝 好 企 業 支 援 課 長	
田 邊 淑 宏 ま ち づ く り 整 備 課 長	
新 井 益 男 上 下 水 道 課 長	

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小 久 保 錦	一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
大 塚	晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は全員でありますので、平成25年嵐山町議会第3回定例会第6日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○長島邦夫議長 それでは、日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁、反問を含め100分以内となっております。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○長島邦夫議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号6番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の日本赤十字病院についてからです。どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○6番（畠山美幸議員） おはようございます。議長のご指名がございましたので、通告書に基づいて一般質問を始めさせていただきます。

まず、一般質問の前に、56年ぶりのオリンピック、大変におめでとうございます。経済効果が3兆円を超えるのではないかとということも言われております。私も当時、東京オリンピックのときは1歳でしたので、初めて自分の目で見られる東京オリンピックが楽しみでございます。

では、一般質問を始めさせていただきます。

1番、日本赤十字病院について。健全経営で医師や設備を充実させ、質を高めて、患者をふやし、頼れる病院を目指していただきたいと思います。埼玉県は人口10万人当たりの医師数、看護師数、病床数で、常にワースト争いをしている医療後進国です。

最近救急病院の減少が顕著で、そのため、埼玉医科大学総合医療センターの夜間、休日の救急受け入れ人数は、ピークでは年間4万人を超え、限界に近づいています。小川日赤もいよいよ来年改修工事が始まります。各市町村から要望が出ていると思いますが、どのような要望が出ているのかお伺いたします。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　質問項目1につきましてお答えいたします。

小川赤十字病院の建て替えに伴います各市町村からの要望でございますが、幹事町の小川町から、昨年の12月に要望の取りまとめの依頼が参りました。嵐山町といたしましては、次3点について要望書を提出いたしました。

まず、施設整備、機能への要望として、人間ドックの受診はワンフロアで行うことができるよう配慮していただくこと、次に病院の対応、サービスの向上への要望として、親身で親切な対応や自治体が支援することが理解されるようなさらなるサービスの向上を図っていただくこと。医療体制の要望として、医療と介護との継ぎ目のないサービスのため、特に脳血管疾患等の患者の方へのリハビリテーションのさらなる充実と、その後の自立した生活が可能となるよう介護との連携を強化していただくことを要望いたしました。

他の市町村からも、災害拠点病院の指定に向けての整備、小児科や産婦人科などの専門診療科の増設及び休日、夜間医療体制の充実等の要望が出されております。これらの要望書につきましては、幹事町の小川町が取りまとめを行い、小川赤十字病院へ提出することとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長　畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員）　再質問させていただきます。

女性医師に診てもらいたい、婦人科に行くのには抵抗がある、じっくり診てほしい、どの科に行ったらよいかわからないといった女性たちが医療に抱いていた不満を解消した女性のための女性専用外来をぜひ要望していただきたいと思いますと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長　ご質問は女性医師による婦人科の外来、婦人科の女性専用外来と
いうのですか、そういうことだと思います。この点につきましては、小川赤十字病院
の考え方もあると思いますので、要望事項を小川町が、先ほど申し上げましたように
取りまとめだということでございまして、確認しましたら、その中に追加することも
可能だということでございますので、小川町のほうに話をさせていただきたいという
ふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長　畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員）　あと現在、資料によると、ペインクリニックと緩和ケアを行
っていますが、もう少し日数をふやしてほしいと思うのですけれども、ペインクリ
ニックというのは麻酔を使って痛みを和らげる、緩和ケアというのは麻薬を使ってがん
患者の方が緩和ケアをするものなのですから、これですごく患者さんのケアがよ
くなっているという新聞紙面がございました。

これは、埼玉新聞に載っていたのですけれども、「がん治療に伴う不快な症状を和
らげるのが緩和ケア、末期患者だけのものというイメージがまだ残るが、それを変え
ていきたい日本緩和医療学会などが啓発に取り組んでいる。標準治療だけを行う分と
標準治療に緩和ケアを組み合わせた分に患者を無作為に割り当て、経過を追跡した。
個々の患者の生存期間には大きなばらつきがあるため、各群の中央値を比較したとこ
ろ、標準治療のみの生存期間が8.9カ月だったのに比べ、緩和ケア群は11.6カ月と、
3カ月近く長かった。緩和ケア群は、鬱病などの訴えも少なかった」ということで、
大変効果を示しております。

今、小川日赤では確かに緩和ケアを行っていただいているのですけれども、私の資
料は、これインターネットで引っ張ったものですので、これは25年の5月1日現在と
いうことの資料なのですから、外科のところで、緩和ケアは午後の木曜日のみや
っているということが書いてあるのですけれども、やはり今がんで苦しんでいる方も
多くいらっしゃるし、ぜひこの日数、あとペインクリニックも火曜日に先生が来
ていただいてやっていただいている状況ですけれども、やはりこういうところのケア
をぜひふやしていただきたいと思いますけれども、その辺も追加していただけますか、
お伺いします。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

終末医療、緩和ケアについて、個々具体的なお話をしていただきましたが、その辺は病院もお考えの中にはあろうかと思いますが、その辺の詳細の要望がどこまで病院のほうで実行できるかということとはわかりませんが、要望としてはお伝えをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） あと次は、看護師の立場からなのですが、看護師が必要と思われる設備の聞き取りをお願いします。例えば、ナースコールしても、ナースステーションにナースがいない場合、現在P H P、携帯、ピッチで対応のものがあるそうです。あとベットに寝ていなくてはいけない患者さんが、ちょっと少し認知が入られたりして、寝ていなくてはいけないのにベットから離れてしまったり、夜ちょっと病室から出てしまうというような場合に、ベットの下にマットを置くと、ナースステーションのほうにつながるようなマットがあるそうなのです。ちょっとその名称がわからないのですが、そういうようなものもぜひ看護師さんに、やっぱり必要なものは何が必要なのかというものを把握して、入れていただきたいと思うのですが、この辺のこともいかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

井上総務課長。わかる範囲で結構です。

○井上裕美総務課長 また、より具体的な話になったと思うのですが、この辺のことにつきましては、病院の考え方があると思います。そして、病院スタッフの資質の向上、サービスの向上、こういったものは概略的なものでございますけれども、要望として出しておりますので、その中で判断をしていただければなというふうに思っています。病院の内部の個々具体的なものというのは、なかなかこちらのほうでこういうふうにしてくださいというのも、ちょっと筋が違うのかなという気がしますので、ご理解いただきたいと思います。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 次に、各種健康診断をワンフロアでできるようにということで、要望を嵐山町はいただいています。私は、新聞紙面で、またこれ見たのです

けれども、注目を集めるメディカルツーリズムといいまして、医療観光です。今アジアを中心に諸外国では、結局医療はすごく日本がいいということで、わざわざ中国の方々が日本に来て、健康診断を受けている方が非常にふえているという記事がございました。「医療のグローバル化が進む中、観光と医療を組み合わせたメディカルツーリズム（医療観光）が注目を集めている。自国の高い医療技術による健康診断、国外の患者を呼び込む取り組みだ」ということで「日本国内のメディカルツーリズムの潜在的な市場規模は、2020年時点で約5,500億円（観光を含む）と推計し、海外からの来日者数は年間約43万人と見込んでいる。このため、メディカルツーリズムの導入や事業提携を進める日本企業や病院の動きが活発化している」という記事がございました。

やはり、本当に日本の医療は大変進んでおります。ここにありました2020年というのは、ぴったり東京オリンピックのときとぶつかっております。どんどん日本に諸外国の方々がお越しいただける時代が来ます。そういう中で、やはり小川日赤も東京には近いので、そういうワンフロアで健康診断ができるというすばらしい施設をつくっていただきますと、海外から来たお客様もそこで健康診断を受けてみようかという、それに付随して嵐山、小川町などに観光に来ていただけるということも望めるのではないかと思いますので、この辺について、これは町長にお伺いしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大変なお話が来たわけですが、このメディカルツーリズム、今度の内閣の目玉の中に医療改革、医療を経済発展の道具に使っていくという話の中で、そういう話が出ていると思います。

そして、実際グローバルizmという話がありましたけれども、タイですとか、それからヨーロッパのほうはそうですけれども、そういうところで東南アジアの中でも、日本なんかは比べてずっと受け入れが進んでる地域というのはあるのです。ですから、そういうものを見習って、日本でもやっていく必要があろうというふうには思いますけれども、これは国の施策でございまして、小川日赤につきましては、どういう経営方針でどうやるかわかりませんし、それから医師の関係、それと施設のキャパシティの問題、いろいろあって、需給の関係の中で、ここのフロアは完全に余ってしまっているよというようなことになったときには、経営者の人は何らかの方策をやって、

その患者を取り込まなければいけないということになると思いますが、現状ではどういうふうになるのか、細かい話は聞いておりませんが、ベッド数だとか、あるいは現在のあれに比べての広さというような数字だけ見させてもらおうと、そのところまでのあれがあるのかなと。医師の確保の問題、これが一番大きな問題でして、埼玉県医師数が少ないという話もありましたが、そういう中でさらに医師の確保というものが進んで、うまいぐあいにいくといいかなというふうに思います。

関係の要望する事項については、課長のほうが今答弁させていただいたように、要望をしていきたい。それと、現状を見ながら話を、実態の状況に合わせて話していきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今回は第1期工事ということで言われておりますけれども、2期工事も恐らくやる予定はあると思うのですけれども、大体のめどはついているのでしょうか。ぜひそのときには先進医療、先端医療などの導入などもお願いしたいと思うのですけれども、課長お願いします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 お答えします。

第2期の工事につきましては、具体的な年度については、まだ未定ということでございます。資金繰りの関係等いろいろな面があるということでございまして、まだ不確定なような状況です。

今度の1期日工事でもいろんな器械類に関しましては、先進的なものを入れてくださいというような要望も、この要望事項の中には入っております。

ただ、本当に高度先進医療というのですか、群馬大学にあるがんを照射するような立派な器械、何億とかかるそうですけれども、そういったものは入らないような話ではございますけれども、2次医療機関として、それから災害拠点病院、幾つかの条件はあるのですけれども、そういった2次救急医療の充実と地域の中核病院として災害拠点病院に向けての整備、これを特にお願いをしていきたいというのが要望書の一番の内容でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） そうしますと、災害拠点病院ということでありますと、ドクターヘリのヘリポートなども設置はする予定はあるのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 ご指摘いただきましたように災害拠点病院には5つほど条件がございまして、建物が耐震化構造であること、資器材等の備蓄があること、応急収容のために転用できる場所があること、応急用資器材、自家発電機、応急テント等により自己完結できること。プラス、今ご指摘をいただきました近接地にヘリポートが確保できることの5点でございます。ヘリポートにつきましては、小川町のほうで多分近くにヘリポートの、嵐山町もヘリポートの基地を設けておりますけれども、あると思いますので、そこはクリアができるのかなというふうには思います。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ということは、病院の建物自体、例えば屋上にヘリポートをつくるとか、そういうことではないということでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 第1期工事の建物の屋上にヘリポートをつくる予定はないということでございます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） では、次の2番目に移らせていただきたいと思います。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○6番（畠山美幸議員） がん先進医療ローンの利子補給制度について。もしもがんを宣告されたら、がん治療には三本柱である手術、薬物治療、放射線治療の三者三様あります。現在、正常な細胞や組織を傷つけない治療へと変わってきています。切らずに働きながら治せる放射線治療は、重粒子線、陽子線、正常細胞を侵さない中性子線など103種類があるところに書いてあるのですが、きのう厚生労働省のホームページ、平成25年8月現在では、先進医療A65種類、先進医療B45種類の計110種類の先進医療があります。先進医療で治せる兆しが見えていても、保険適用されない限り自己負担が大きく、およそ300万円という高額で、命を救うのも金次第などと厳し

い現状を突きつけられてしまいます。

そこで、先進医療を受けるためのがん先進医療ローンの利子補給制度について伺います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問の2についてお答えをさせていただきます。

がんは、日本人の2人に1人がかかって、3人に1人ががんで死ぬのだというようなことが言われておりまして、これも実際だと思えます。こうした中で、がんの治療というのは日進月歩と言われておりますけれども、近年では高度医療による医療を受ける患者、これも年間1万5,000人と言われるような情報もございます。中でも陽子線療法、重粒子線療法、これなどは大変高額な費用が必要とされまして、金融機関でもこうした費用に対する専用ローンを始めているところでございます。

埼玉県内におきましては、このような治療を行う施設はなく、県立がんセンターでは群馬大学医学部附属病院、筑波大学附属病院、千葉県にある国立がんセンター東病院と放射線医学総合研究所、重粒子医科学センター病院、これの紹介をして治療を行う方法がとられているところでございます。

ご質問のがん先進医療費の利子補給制度ですけれども、近隣では群馬県、東京都豊島区が実施をしているほか、鹿児島県、鳥取県、そして名古屋市なども行っております。こうした多くが、世帯の所得によって利子の全額または半額の助成を行い、5年から8年の返済期間を設けているようでございます。

全国的に見ましても、現段階においては県のレベルの取り組み、また東京都の特別区、政令指定都市などで実施をしている制度でありまして、本町での取り組みの前にまず埼玉県に取り組んでいただけるよう、機会を捉えて要望していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今町長が答弁していただいたように、もう既に始まっている市町村があります。借りるわけですから、本人が返済するわけです。町の後押しがあれば、先進医療を受けて早く元気になりたいという方がいると思います。ぜひこの選択肢の一つとして、何とかこの制度をつくっていただきたいと思います。

そういう中で、まず先進医療を知るガイドという中に、では果たして幾らぐらいするのかなというので、これは2012年の4月現在の金額ではございますけれども、がんの重粒子線治療は314万かかります。そして、がんの陽子線治療は288万3,000円、そういう状況でございます。

そういう中で、先ほど町長も答弁していただいたとおり、静岡県、群馬県、福井県、鹿児島県は、もう既に始めておりまして、5年、7年とかというスパンで補給限度利率は6%ですよということで。では、300万円の6%、返していった分からまた6%、6%と計算していきますから、ちょっと単純に300万掛ける0.06ではないのですけれども、そういう計算をすると18万円。それを5年間、6年間で返したら、1年間で3万円、町が補助する。ちょっと単純な計算で、本当は違うやり方なのですけれども、そういうぐらいの金額です。

しかしながら、豊島区にも聞きましたけれども、自分で300万というお金は返していかなくてはいけないので、借りる方はそう多くはないということも伺っております。しかしながら、これも保険に入っていればよかったのにと、後から思うかもしれないのですけれども、やはり何らかの事情で入れないでいて、がんが発見されたときに、この治療を受ければほぼ治りますと言われたときには、そのお金を積んでやろうと思ったときに、町でこの補助をやってくれているというのを見たときには、その患者さんは後押しされて、では頑張ってみようと思うと思うのですけれども、県の動向という今お話でしたけれども、ぜひ嵐山町はどこの市町村よりも早くこういう取り組みをしたのですよというのを、町長ぜひやっていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

利子補給制度を嵐山町でというお話でございます。今お話ししましたように、治療ができる施設、場所もまだ限られている状況。そして、それにかかるといえるか、大変な高額な費用がかかるということでありまして、今民間の保険なんかでも、いろんなものがこれ出てきておりまして、これらに対応できるようなものも出ている。そして、行政、自治体でという話ですけれども、この医療費が今どんどん上がってきてしまっている。こういうことをしなくても上がってきてしまっている、高齢化が急速に

進んでいる状況はあるわけですが、そういう中であっていかに医療費に対して地方自治体が払っていただけるか、給付ができるかというのが今問われているところだと思うのです。

そういう中で、いかに嵐山町において給付と負担、ここのところがバランスがとれるかということだと思うのです。給付をするのは簡単ですけども、そここのところで穴があいた部分についてはどうしていくのかというのが大きな問題で、全体の中の給付と負担、嵐山町の実力等も勘案をする中で、現状ではちょっとここのところまでいかないかな。そのほかに、もっと先にやるべきことがあるのではないかなというようなことがあるわけですけども、なかなか予防注射なんかにしても、もっと補助率を上げるとか、いろんなものに対してもっとやるとかというようなことの選択肢やいろんなものがある中で、ここのところまでは現状では届いていないのかな、嵐山町の実情ではそうなのかな、そんな感じがしております。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 医療費がどんどんかかっている中でという答弁でしたけれども、ずっと思っていればそれだけ通院費もかかりますし、医療費はかさむと思うのです。それが一発で治せるのならば早い時期にぱっと治して、後は元気にお仕事をしていただいたほうが私はいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきますが、この治療は、今言った陽子線療法、重粒子線療法、これらについて今一発で治るという話がありましたけれども、不確かな情報で申しわけないのですが、できるものも限られているというような形を聞いております、これについては。ですので、患者数もその中では限られた人たちがこの治療が受けられる場合もあるというような状況下の中で、現状で嵐山町が取り組めるものなのかというのを考えたときに、先にやるべきことがあるのかな、そんな感じがいたします。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 一発でということでもないですけども、何回か重粒子線などは受けなくてはならないこともあるかも、放射線ですからそんなに、期間をあけなくてはいけないのですけれども、ここにはさっき陽子線と重粒子線しか言っていない

のですけれども、あと中性子線というのもできまして、割といろんながんにも、今まで動いてしまうものには、例えば動かない部分、脳とか、そういうところの腫瘍は当てると一発でとれる、中性子線は大丈夫だという話があったのですけれども、今や何かりズムに合わせて心臓とか、肺だとか、そういう動く臓器などにも照射をしても大丈夫なように今進んできているのです。そのがんの治療が、中性子線の話ですけれども。だから、そういう形で一発で治るような形にどんどん医療も進んできております。

南東北病院という郡山にある病院なのですけれども、そこに今度その中性子線という器械を置くようになるということで、動くものにも照射をすればほぼ完治することによって言われております。

そういう中で、さっき私も言いましたけれども、この近場で通院している医療費よりも一発で治せるのであれば、そのほうが全然医療費もかさまないのでないのでしょうかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろいろご説明をいただいておりますけれども、その医療の内容という前に、受けられる病院が現状ではこのところだけだということなわけです。そうすると、本当に先進的な医療として今普及が始まってきているというような状況だと思うのです。ですから、受ける人も限られてきてしまっている。しかも、受けると高額な負担が必要だという状況だと思うのです。

ですから、これらがもっといろんな病院で受けられるように、そしてそれらがまた低額で受けられるように国がしっかり取り組んでいただいて、それらを国民の多くが受けられるような体制が一日も早く来ることを願っているわけですが、現状では、まだ嵐山町で取り組めるというような状況ではないかなというふうに思っています。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） では、同じことの繰り返しになってしまいますので、できる限り早い段階で、そういうシステムができるように県に働きかけていただきたいと思います。

では、次に3番目に移りたいと思います。

○長島邦夫議長 はい、どうぞ。

○6 番（畠山美幸議員）　がん検診コール・リコールについて、高い受診率を達成するために、コール・リコール制度という仕組みを用いて、対象者に受診勧奨を行っていただけますか。①、適切な対象者を確定し、対象者名簿を作成する。②、電話、手紙などで、個別に受診勧奨を行う（コール）。③、未受診者へは再度受診勧奨する（リコール）の導入についてお伺いいたします。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長　それでは、質問項目 3 につきましてお答えをいたします。

がん検診コール・リコールにつきましては、厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会において受診率の向上についての方針としてコール・リコールを推進しております。現在、町でも健康カレンダーや広報でお知らせのほか、特定健診やがん検診の受診率向上を目指して、特定健診受診券やがん検診無料クーポンの個別通知を行い、受診勧奨を行っております。

また、昨年度より住民検診、婦人科検診の申込月である 8 月を健診受診率向上強化期間として、医療給付費での勧奨や各区長さんからの呼びかけ、保健推進員による地域の方への戸別訪問による受診勧奨を始めたところでございます。

また、今年度の新たな取り組みといたしまして、特定健康診査の 3 年間未受診者への個別勧奨や、小学校の協力をいただき、小学生から保護者への受診勧奨レター等を予定しております。

がん検診につきましては、ご案内のとおり、年齢や性別の枠はありますが、加入している保険に関係なく、全ての町民を対象としているものでございます。町のがん検診以外にも、職域での実施ですとか、保険者による実施など受診の機会はさまざまなとなっております。

また、これらの受診記録を町では把握できておらず、正確な未受診者を捉えられていないというのが現状でございます。したがって、個別にコール・リコールを実施するということは、大変難しいものがあるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長　畠山美幸議員。

○6 番（畠山美幸議員）　再質問させていただきます。

24年度は、がん検診10.2%、25年、目標値は15%と広報紙にありました。先日、会派で長泉町に視察に行った際に、事前に長泉町はどういう検診率になっているのかなということで、私なりに調べていきました。

そうしましたところが、立地的には県のがんセンターもあるということもありますけれども、胃がん検診は40.4%、子宮がん検診73.7%、乳がん検診55.2%、肺がん検診55.7%、大腸がん検診47.3%、基本健康診査60.9%、前立腺がん検診68.5%というすごい数字だなということで、びっくりしたところでありました。

私たちが勉強しに行ったのはこの内容ではなかったもので、担当課の方がいらっしやらなかったもので、詳しい話は聞けなかったのですけれども、私なり考えて、やはり県立がんセンターがあるおかげなのかなと思ったところなののですけれども。では、まず長泉とうちの金額がうんと違うのかなと思って調べたのですけれども、ほとんどそんなに変わらない金額でした。嵐山町、頑張っているなと思いました。

そういう中で、アンケートがあります。これは大阪でとったアンケートのようなのですけれども、「がん検診アクションプラン」というタイトルなののですけれども、がん検診の現状を知りましょうということでアンケートをとったところ、何で、どういう理由で未受診なのですかということでアンケートをとったら、1番が忙しくて受診ができなかった、49.2%、2番目が、これから受診するつもりだった、41.4%、産婦人科には行きづらいから、23.4%、その他で26.6%、もろもろ項目があるのですけれども、高い数字のところはそんな内容でした。

市町村国保加入者におけるがん検診受診率は、被用者保険加入者に比べて低くなっています。また、各保険加入者の平均所得が高いほど検診受診率が高く、平均所得が低いほど検診受診率が低くなる傾向が見られました。健康日本21（第2次）において、健康格差の縮小が目標として掲げられています。健康格差を縮小するためにも、がん検診の受診率が低い集団に対して重点的に検診の受診勧奨を行うなど、公共の健康政策として実施されるがん検診を公平に提供する必要がありますということで書いてありまして、無料クーポン券の配布は個別受診勧奨（コール）に該当します。配布後、無料クーポンの期限切れの3カ月前にクーポン未使用者（未受診者）の一部の年齢の対象者に対して、再度受診勧奨（リコール）を実施したところ、検診の受診率が約10%向上しました。無料クーポン券送付に伴うコールの効果も大きく、受診率が約20%向上しましたという、これは大阪でのデータがございます。

というところで、先ほど課長の答弁の中には、どの方が対象になるかわからないというお話でございましたけれども、ぜひ無料クーポンを配られたところ、もしかしたら受けているかもしれないけれども、受けていらっしゃったら、それはそれでよかったのですが、まだ受けていらっしゃらない方は、ぜひあと3カ月に迫ってきていますので、受診してくださいとか、そういう形で全体的にリコールしていただけるとありがたいのかなと思います。

また、今年度は保健推進委員さんを人数ふやしていただいているところでございますので、保健推進委員さんにも小まめに自分の地区は、対象者の方のところにお手紙を入れるだけで結構ですので、ぜひ受診してくださいということをやっていただきたいと思いますけれども、町長どのように思いますでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

今、先進地と言われるような数値を出していただきました。嵐山町でも、担当答弁でもありますように、担当課とすると大変いろいろな努力をしていただいております。それで、その中で話も出ました保健推進委員さんを税金を使いまして、人数をふやせていただいたというような状況でございます。

それで、保健推進委員の皆さんも、本当に地域にあってご努力をしていただいております。それらの成果が出てくるものというふうに思っておりますけれども、そういう中で無料クーポン券というような話がありましたけれども、そういうものの前に嵐山町の中で、嵐山町の実力でできるそういった医療、予防医療に対して積極的に自分の健康に関して意識を持ってもらう取り組みというのを保健推進委員を中心としたり、あるいは区長さん方にいろんな形でお願いをしたり、町のいろんな事業のときに話をさせていただいたりというようなことでやっておりまして、現状では無料のというようなところまではいっていないわけですが、ほかのやり方で、やれる範囲のことについてはやっていきたい。

それと、もう一つ、今嵐山町の一つの限界といえますか、現状での限界というのは、誰が対象者かというのがわからないのです。いろんなところで健康診断を受けていただいている、農業の関係さんのところでやっていただいている、商工会の関係のところでやっていく、あるいは会社に勤めている人はそっちの関係でやっていただく、そ

れが全部嵐山町に集まってくるわけではありませので、受けているか、受けていないか、どういう状況なのかというのはわからない。

ですから、嵐山町の数値というのももっと上がるかもしれないし、わからないのです。今うちのほうで把握をしているだけの数値が出ているわけですので、もっとお医者さんにかかっている人なんかは違った形で健康診断を受けていただいているかもしれない。そういうのはわからないので、そういう数値がわかるようなシステムが先進的なところでは進んできているような話もありますし、そういうものができたら嵐山も取り組んで、数値が確保できるように今努力はしておりまして、ほかの医療機関というか、保健医療の機関のところ、情報がいただけるところについてはお願いをしますよというような取り組みを町では行っている、そういう状況でございます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 無料クーポンにつきましては、新たに無料クーポンをつくってほしいという要望ではなくて、今現在、無料クーポンの乳がん検診、子宮がん検診などの無料クーポンの配布をしているところです。それなのに、せっかく無料で検診をしていただけるのに受けていらない方が本当に多くいらっちゃって、もったいないという、そこを今お話を私はさせていただいたわけなのですけれども。

私も何年前に、議員になる前ですけれども、保健推進委員さんをやらせていただいたことがございました。そのときに町のほうから対象者に対してのお手紙をポストにポストイングした記憶がございます。そういう形で、対象者というのは、町は把握を課長していらっしゃいますよね。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 ただいまご質問いただきました無料クーポンですけれども、無料クーポンにつきましても年齢制限ってご存じだと思いますけれども、子宮がん検診については20歳から5歳刻み、それから乳がん検診と大腸がん検診については40歳からの5歳刻みで60歳までというふうな形で、年齢で全町民の方にお配りをしているというふうな形になっておりまして、その中には、例えばお勤めをしていて職場のほうで受けているというふうな方もいらっしゃいます。そういった中で、無料クーポンで受けなくても、そちらで受けてしまうので、無料クーポンは使わないというふうな方もいらっしゃるので、把握ができないのです。そんな状況となっております。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6 番（畠山美幸議員） わかりました。

しかしながら、せっかく保健推進委員さんもふやしていただいたところでもございますので、ぜひ受診率向上のためにダブって手紙が行ってしまって、あれっと思うかもしれないけれども、一言、もうお受けになっていらっしゃると思いますがとか、そういう文書を入れながらも、ぜひ勧めて、検診率アップに努めていただきたいと思います。

本当に日ごろから努力されていることが報われなくて、私も申しわけないと思うのですが、私も私なりに近くの方には行っていただけるようにお声かけはしていきたいと思っております。

では、次に移らせていただきます。

○長島邦夫議長 はい、どうぞ。

○6 番（畠山美幸議員） 4 番目です。ふるさと納税についてです。

ふるさと納税は嵐山町において実施されていますが、現状について伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 質問項目 4 につきましてお答えいたします。

ふるさと納税制度につきましては、平成20年の地方税法の改正に伴いまして実施された寄附金控除の拡充でありまして、ご存じのとおり2,000円を超える部分について住民税や所得税から控除される制度でございます。

嵐山町では、平成24年11月に「嵐山町ふるさと納税寄附金事務取扱要綱」を制定いたしまして、ふるさと納税の事務に必要な事項を定めさせていただきました。本要綱によって寄附された現状であります。平成25年8月末現在1件で、金額は20万円となっております。

なお、寄附していただく際に、福祉の充実に関する事業、教育、文化の振興に関する事業、スポーツの振興に関する事業、その他町長が必要と認めている事業が選択できることになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 20年から始まっているということで、今ふるさと納税の基金というのは幾らぐらいになっておりますでしょうか、金額を教えてくださいませんか。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 今申し上げたと思いますが、ふるさと納税としていただいた基金は20万円でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 失礼しました。そうです。ここに20万円と書いてありました。それで、20万円ということなのですけれども、たまたま私が目にしました群馬県の嬭恋村というキャベツの有名な村なのですけれども、そこが300万円程度の寄附金が毎年あるのです。どうしてそんなにいっぱいあるのでしょうかと思っていろいろ調べてみたら、世界の真ん中で愛を叫ぶというのにもじって、「キャベツ畑の中心で妻に愛を叫ぶ」だったかなというようなタイトルで、何かそういうイベントをやってから、何かそこが注目をされたみたいなのところもございまして、毎年200万から300万の寄附があるということです。

では、ふるさと納税はよそはどうなっているのかなと思ひまして、いろいろ資料を調べてみました。ところが、埼玉県内ではほとんどの市町村がやっているわけですが、特典がある市町村が全部ではなかったのですけれども、ありました。例えば埼玉県の朝霞市ですと、1万円以上で、下記いずれかを贈呈しますよと、「人参羊羹」、「あさか道中」和菓子の職人が洋菓子の素材とわざを取り入れた逸品とか、あと手打ちうどん・そばの自家製粉だとかということで、いろんな特典が書いてあります。

あとは、秩父市ですと、ふるさと秩父カードの進呈をしていますよとか、熊谷市だったら渋うちわ贈呈とかということで、いろいろなものを贈呈されているところです。嵐山町、比企管内見ましたら、比企郡はふるさと納税はやっているけれども、そういうものは、特典は、何もありませんでした。

しかしながら、今嵐山町でクリアファイルで、ちょっときょう持ってきていないのですけれども、こういうクリアファイルに嵐丸君を印刷したかわいいものがあります。ああいうものなどを、例えばふるさと納税して下さった方に差し上げるのですとか、

あと先日、県外災害時相互応援協定交渉市町村ということで、今、富山県、石川県、長野県などと協定を結ぼうというお話が出ていますけれども、例えばそういうところに行って、嵐山町にふるさと納税していただませんかというアピールをするとか、そういう形でPRしていつていただきたいことと、あとPRしていただいて、お金が集まったときには、今度嵐山町では嵐山の溪谷のバーベキュー場が有名ですから、ああいうところに何か施設を、また温泉を掘ろうとか、そういうために皆さん寄附してくれませんかとか、何かそういうようなそこに寄附して、そこに遊びに行こうと思わせるような何か取り組みをやるといいのではないだろうかと思うのですけれども、町長どうでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

ふるさと納税についてでございますが、ふるさと納税のPR、これはおっしゃるとおり必要だと思うのです。担当にもこれからさらにふるさと納税、嵐山町の場合の周知というものをどうしたらさらに周知ができるかということを検討していただきたいというふうに思っています。

それと、寄附という話がありました。寄附というのとふるさと納税は、また別口であれなのです。

○6番（畠山美幸議員） では、なくてふるさと納税。

○岩澤 勝町長 ふるさと納税ですね。ふるさと納税は、そういう形で取り組んでいきたいというふうに思っています。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ふるさと納税の使い方としては今言ったように、さっき条例のところで、ふるさと納税の取扱要綱の中に、福祉の充実に関する事業、使えるところが、教育、文化の振興に関する事業、スポーツ振興に関する事業、その他町長が必要と認める事業、そういうところにふるさと納税の寄附金は使うのですよといううたい文句、事業の内容が書いてあるのですけれども、例えばこの2番の教育、文化のところでは、ここは木曾義仲の生まれたところとかと言われているから、そういう部分で何か木曾義仲の、ちょっと今のところ思いつかないのですけれども、木曾義仲の文化を広めるための何かをつくるので、そこのところにふるさと納税やってみませんか

とか、何かそういう目的みたいなものもしっかり見せておいて、そこに協力をさせていただけるといようなPRの仕方というのですか、そういうのはどうなのでしょうかなと思うのですけれども、どうでしょうか、町長。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろいろやり方というのは、先進なところも今、物をお送りするとかいう話もありましたけれども、いろいろ取り組みをしているわけですので、担当課を中心に研究を深めていきたいというふうに思っています。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ぜひもっともっと寄附していただける方がふえていただけるようによろしくお願いいたしますと思います。

次に移ります。

○長島邦夫議長 はい。

○6番（畠山美幸議員） 5番、Wi-Fiスポット整備についてです。

災害時の安否確認や連絡手段として、今やスマートフォンやタブレットが普及しています。避難所となり得る公共施設にWi-Fiスポットの整備を進めていただきたいと思います。お考えを伺います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、質問項目5についてお答えをさせていただきます。

Wi-Fiスポットにつきましては、現在町では町立図書館とステーションホールアイプラザにおきまして、平成15年度よりフリースポットとして一般の方に提供しております。当時といたしましては、先進的な取り組みだったと考えられますが、近年では携帯電話事業者やコンビニエンスストアをはじめ一般のWi-Fiスポットも町内に多くなるなど、平常時にWi-Fiが利用できる環境が整ってきているというふうに感じているところでございます。

畠山議員さんのご提言は、災害時の安否確認や連絡手段として、避難所となり得る公共施設への設置の考えはどうかとのことでございます。基本的には、災害時にはさまざまな方法による情報収集、情報発信手段を講じておくべきであると考えておりますことから、設置できる条件、設置のメリット、デメリット等を検討させていただき

たいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 嵐山町内に2カ所についていたということで、本当に15年についていたということで、すごい先進的だなということでびっくりしたわけですが、しかしながらやっぱり世の中が今、携帯電話、普通のパカパカガラケーと言われる携帯電話から今スマートフォンにどんどん移り変わろうとしています。ぜひ前回の災害時にも通信ができなくて困ったということもありましたので、ぜひこの対応を急いでいただきたいと思います。

また、2020年には、先ほどから申し上げておりますけれども、オリンピックが来るということもありまして、先ほどは災害時のための公共施設にというお話をしたわけですが、ぜひ観光スポットなどにもそのような整備をしていただけるとありがたいと思いますけれども、どのようにお考えになるでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 私のほうでは、災害時ということでお答えをさせていただきましたが、今の議員さんのお話につきましては観光協会等の関係機関に、こういったご提言がありますということで、お伝えをさせていただきたいと思います。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今ご提言していただけるということなのですが、町長、観光スポット、これから2020年、オリンピックがやってきます。埼玉から東京まで1時間という距離で来ます。そういう中で、私は防災の関係で公共施設と言ったのですが、そういう観光のスポットなどにもぜひつけていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今担当のほうからお答えをさせていただきましたけれども、こちらもさっきの医療ではないですが、日進月歩でございまして、対応がおくれないうふうに係としても努力をしていただいておりますので、それらを進めていきたいというふうに思っています。

○6 番（畠山美幸議員） 以上で終わります。

○長島邦夫議長 大変ご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。再開時間は11時10分といたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時10分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 渋 谷 登美子 議 員

○長島邦夫議長 一般質問を続行します。

続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号第13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の学校教育における食育とおいしい学校給食の推進についてからです。どうぞ。

〔13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、学校教育における食育とおいしい学校給食についてなのですが、7月20日に子供たちと話し合いをしたのです。嵐山こども会議というのをしたのですが、そしたらそのときに学校給食がおいしくない、量が不足しているという意見がありました。それを当事者の子供たちが、7月23日に町長と教育長に伝えました。私も学校給食に関しては、3.11以降は放射能の問題をほとんど扱っていて、おいしいとか、量が過不足しているかということについては、関心がありませんでした。

それで、非常に子供たちにとって申しわけないなと思っています。学校給食は、自校直営方式が一番望ましいわけなのですが、嵐山町では2010年に学校給食センター方式にして、そして2011年に民間委託方式に変更しました。残念なことなのですが、一部の子供であるとしても、量の不足があったり、おいしくないという意見をする子供があることを無視することはできなくて、それを解決していかなければいけないと考えています。放射能、アレルギーなどの対応へのほかに、おいしく、不足感のない学校給食を提供するために、子供たちが満面の笑みを浮かべて学校給食を食べるように質問していきたいと思います。

まず、第1番目です。学校給食の毎日の献立に対して、献立の情報提供のほかに子供たちの食後のアンケート、給食後に写真にて子供がどのような食事を提供されているかなどをインターネット上で公表して、残量の調査だけでなく、おいしい学校給食の第一歩につながるとは思います、それを伺います。

2番目です。民間委託で自校方式の足立区では、学校給食の取り組みが高く、学年ごとに給食費が異なります。嵐山町でも埼玉県でも、小学校高学年と低学年では給食費が異なる自治体があります。玉中の2クラスの6月の5日間の調査では、残食率が5%と低いということはわかっていますが、実際には量の過不足についての調査がありません。PTA等と、おいしい給食を不足なく提供する協議をするときであると思いますが、給食費が低学年、高学年同額であることについてのお考えを伺います。

この質問資料なのですが、1のほうですけれども、これは文教厚生委員会が親からのアンケートを聞いたときに、量が不足しているというのがありました。その回答について、カロリー量とか、栄養摂取量が決まっているから、それで仕方がないというふうなことなのですが、実際にこれは6月分のものを見てみました。

そうしましたら、小学校は640キロカロリーを中心にしています。ところが、高学年は750キロカロリーが標準なのです。見ていただくとわかるのですけれども、小学校は献立表からは1人当たり719キロカロリー、そして6月3日はそんなふうな感じ、6月4日は小学校が639キロカロリーで、6月5日は744キロカロリー、6月6日が727キロカロリーとなっていて、6月13日と6月14日が6月の中では一番カロリーが少なかったのですけれども、平均で637キロカロリー、小学生です。

小学生の14日が648キロカロリー、これですと、カロリー計算でいきますと、どうしても小学校の高学年の子供は750キロカロリー必要なもので、それでこの低学年と高学年の部分に合わせて、小学校の低学年の子供たちにはご飯などを少なくして、そして高学年のほうには多くするという配分をしているのだと思うのです。

ですけれども、見ていただくとわかるように、主食のほうに、主菜のほうに印をつけておいたのですけれども、例えばアジフライですと、小学校も中学校も60グラムなのです。ですから、小学校1年生の子供も中学3年生の子供も同じ大きさのもの、黒丸のところは多少加工品なのですけれども、多少小学校と中学校が違うのです。ウィンナーが30グラム、中学校が45グラムで、ギョーザなんかは同じなのです。というふうな形で、子供にとっては、これはかなり量の不足感を感じざるを得ないような状況

になっているというふうに感じました。

その裏のほうなのですけれども、学校給食の給食費なのです。足立区の給食というのはとてもよい給食で、私はすごいなと思ったのですけれども、足立区の学校給食のレシピ集というのが本で売り出されています。区役所の食堂にも、学校給食のメニューが限定で食べられるようになっています。それで見てみますと、学年ごとに金額が違うのです。やっぱり小学校1年生と小学校5～6年生では、600円余り違う。そのくらい食べる量が違ってきています。

埼玉県の給食単価というのを調べますと、これは小学校高学年の単価で出ているのです。嵐山の場合は、小学校の低学年も高学年も同じです。ですけれども、時々ですけれども、高学年だけ単価が高くなってきている、そういうふうにせざるを得ないような状況になっているのではないかなと思っています。入間市ですと、24年から小学校の高学年ですけれども、3,800円を4,200円にしている。それで、中学校も4,600円を4,900円にしている、そういった状況にあります。

全体的に子供の、小学校の低学年と高学年の量を合わせて、そして分量で、カレーとか、それからおつゆとか、そういったものでしたら分けることができるのですけれども、単価が、アジのフライとかギョーザとか、そういったものと、ちょっとこれは、現状では無理があるのではないかなというふうな形で思っていて、それについてどのように考えていくか。

子供が量が不足しているというのは、まずとても問題が大きいなと思うのです。そういうふう実際に言っているので、多くの子供たちというか、8人集まった子供のうちの、小学校の低学年の子は言わなかったのですけれども、高学年の子供はそうに言っているということなので、それは解決していかなくてはいけない問題だと思います。

次です。次のページになりますけれども、完全米飯給食の実施についてです。平成20年度の文科省の学校給食状況調査では、5%の学校が週5回の米飯給食を実施しています。

南国市で、電気釜による自校での米飯給食を実施し、設備費、電気工事費の当初予算は5,500万円ほどでしたが、電気釜による米飯給食で経費節減になり、4年間で実際に回収できています。当町においても完全米飯給食を実施して、炊きたての米飯給食、和食中心の献立の給食実施について進めていくべきだと思いますが、考え方を伺

います。

これは、この下の3番のところに出してみたのですが、今の米代と完全学校給食の米飯実施なのですが、週5日間米飯給食をやった場合、米代が小学校で442万3,445円、中学校で308万6,136円になります。埼玉学校給食会の小学校の米飯1日分は4万7,710円で、中学校の米飯1日分は3万3,290円になるのです。これはたまたま平成22年度のがあったので、平成20年度の嵐山町の埼玉給食会への支払い分が主食分として2,573万5,496円でした。

これを全部米飯給食にした場合、年間の米代は750万9,581円になります。米飯給食を実際に113日委託したと考えた場合は、915万3,000円の支払いをしているというふうな形になるのですが、そうしますと今の現状ですと、牛乳代を別にして年間1,000万円くらいを米代のほかに他経費に回しますと、それが各学校の電気工事費と炊飯器代と電気代と人件費分になるのですが、それで何とか南国市と同じように、そういうふうな形に解消できるのではないかなというふうに思っています。

米飯給食は、埼玉県では定時制高校だけが週5日だったのですが、週4日やっているところもありますし、それから南国市だけではなくて、静岡県や千葉県でも新潟県でも5%ぐらいの学校が米飯給食に取り組んでいるのです。そうすると、今までの学校給食の考え方というのを、私たちが学校給食を始めたときですが、学校給食はパンだけでした。アメリカから来て、そしてパンと脱脂粉乳、それにプラスアルファの給食だけでしたが、今は米飯給食に見直すという形で、文科省も推進していますし、それについての考え方を伺いたいと思います。

次に、給食調理委託についてです。給食調理委託は3年契約で、平成23、24、25で、26年度から再度の契約になります。競争入札によって調理がおいしくないというふうな改善は、ちょっと望めないかなと思うのです。調理業者に対しての、そして栄養士の指導は、個々の調理業者に対して栄養士が指導していくということは、偽装委託になるという問題がかねてから言われていました。公契約条例がなく、低賃金の低労働条件で、熟練を要する調理者に対しては長期雇用が難しいので、民間委託が課題になっているということは、民間委託に変えるときも指摘したはずですが。

嵐山町でも、実際に何がおいしくないという問題になってくるのかがわからないのですが、少なくとも子供たちの話を聞いてみますと、ギョーザの皮がかたくてとても食べられない、それから私が言われたのは、これなのです。魚のフライが魚臭

くて、べとべとして食べられないという話でした。それは多分、調理方法に問題があるのだと思うのです。

調理技術というのはかなり難しい問題があって、大きな200食、300食をつくるような鍋で調理をしていくので、一定の熟練が必要になってきます。学校給食共同調理場で調理をしていた人に聞いたのですけれども、上手な人は揚げるときには温度計を見ながら、そしてこの時間というふうにさっと揚げて、そしてうまくやっていく。ところが、現在はオール電化ですから、この時間で、そしてこのくらいのもを入れて、これでやったら大体揚がっていくだろうというふうな形に調理場のシステムがなっていると思うのです。そこがちょっと難しいのかなと思うのですけれども、どのような形で調理をおいしくしていくか。これは調理方法の問題なので、非常に難しいなと思うのですけれども、これを解決するために民間委託ではなく直営でもう一度やる必要があると思います。

パート労働によりますと、今民間委託で2,500万円ぐらいの人件費がかかっていますが、私のほうで計算しましたら、時間給1,000円で8時間労働、そして200日の雇用で、そして社会保険料を入れまして2,300万から2,400万ぐらいでできるというふうに計算しました。そうすると、今嵐山町で民間委託を続けていくよりも直営にして、そして栄養士の人がいっしょに入っていて、調理について指導できるそういった方法が必要ではないかなと思います。

特に、私はこの前すごく感心したのですけれども、自校方式で直営が一番いいと思っていたのですけれども、自校方式で民間委託が東京足立区でした。松戸市も自校方式で民間委託で、カフェテリアでした。子供と調理師さんが顔を合わせることができるのです、自校方式だったら。なので、調理師さんも子供の反応を見て、そして子供がおいしそうに食べているなということがわかる。それが、嵐山町の学校給食センターにはないのです。

もう一つ、それで、自校方式でなければやっぱり無理なのかなというふうに思っていましたら、「めぎせ！給食甲子園」というのがありました。そこに埼玉県から出ていた学校がありました。それは所沢の第1学校給食センターなのですけれども、そこは8,500食つくっているところでした。直営でやっていくと、8,500食つくっていてもある程度のものができるのではないかなというふうに、おいしさを取り戻すことができるのではないかなというふうに考えています。ですから、その点について伺いたい

と思います。

5 番目です。医食同源と言います。平成27年度までに食育推進計画の策定をするということになっていますが、味覚の基礎となる時期の学校給食は、なるべく冷凍、加工食品を少なくして、伝統的な食文化に配慮した給食が求められます。食育推進計画の策定について伺います。

特に、嵐山町の給食の献立を見ましたら、確かにすいとんがあって、それは食育のことですごく一生懸命やって、各学校もやっているのですが、嵐山町では夏は冷や汁、いろいろあるのです。そういったものが給食の献立表にはないのです。和食中心ではない。その部分が今の学校給食の献立の難しさかなと思うのです。学校給食は、子供が喜ぶものは、どうしてもフライとか甘いものになってしまうし、そのところを変えていくような食育推進計画をつくっていかざるを得ないと思うのですが、その点について伺います。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 質問項目１の（１）につきましてお答えさせていただきます。

現在、家庭での朝食、夕食等の献立も給食とダブらないように、また栄養面での配慮も含めまして毎月の献立表や食事についての正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を養い、及び望ましい食習慣を養うことを目的に「食育だより」を配布しております。

各学校の給食主任の先生方との情報交換の中で、各学年、学級における児童の声や多い少ない等を把握し、献立に生かすとともに、配給するときに基本の量に多くしたり少なくしたりして、調整しながら提供しております。

また、各学校のＰＴＡの皆様方の試食会でのご意見やセンター内に児童の声を張ったものを掲示しておりますが、その中で、「嫌いなものが食べられるようになった」、「おいしい給食をいつもありがとう」等々がございます。好き嫌いをなくすのも給食の一つの目的であると思いますので、給食の第一義である栄養バランスのとれたより一層おいしい給食を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問のウェブでの公表と残量の調査とのことですが、現在センターの職員として非常勤の所長１名、非常勤臨時職員１名、この方は週３日、１日5.5時間の

勤務でございます。また、県費負担の栄養教諭1名の体制で行っておりますので、ウェブでの公表は難しいかと思えます。

また、残量の調査でございますが、今後検討してまいりたいと、このように考えています。

以上でございます。

○長島邦夫議長 次に、小項目（2）について、小久保教育長。

○小久保錦一教育長 質問項目1、（2）につきましてお答えさせていただきます。

学校給食法には、学校給食の目的が以下のように上げられております。

（1）日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと、（2）学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと、（3）食生活の合理化、栄養の改善及び健康増進を図ること、（4）食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと等、このように学校給食は学校給食法の趣旨を踏まえて、食生活の改善に資するだけでなく、児童生徒が栄養や食料の生産等についての知識や食文化への理解を深め、豊かな人間性を身につけるための場となっております。

玉ノ岡中学校では、定期的な残滓調査を進め、食材の無駄をなくす呼びかけを行っています。先ほど渋谷議員が述べたとおりでございます。これはとてもよい取り組みと思えます。

また、栄養教諭が毎月「食育だより」を発行し、保護者にも学校給食の意義や食に関する意識づけを図っており、生徒にはいろいろな立場の方々の尽力で栄養バランスのとれた給食がいただけるという感謝の気持ちを醸成し、人間性豊かな児童生徒の育成に努めております。

バランスのとれたおいしい給食を一層提供できるよう努めてまいりますが、児童生徒及び保護者には、おいしさや量で学校給食を見るのではなく、学校、家庭、地域の連携による食育の生きた教材として捉えていくことが肝要と存じます。保護者の方々にも理解をいただいているところでございます。

なお、学年ごと、また高学年、低学年ごとに給食費が異なる地域、自治体があると聞いておりますけれども、嵐山町におきましては今までどおり、給食費については低学年、高学年同額であることについては、変更は考えておりません。

以上でございます。

○長島邦夫議長 次に、小項目（3）について、簾藤こども課長。

○篠藤賢治教育委員会こども課長 質問項目１の（３）につきましてお答えさせていただきます。

米飯給食につきましては、平成20年度より週３回にふやし、あとの２日をパンと麺類にさせていただきます。

ご飯の好きな子、パンが好きな子、麺類が好きな子等々それぞれだと思いますし、変化をつけるということからも、現時点で全てを米飯にするということは考えておりませんが、大変貴重なご意見をいただきましたので、給食主任会や給食運営委員会等のご意見をお聞きしてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目（４）について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 （４）番についてお答えをさせていただきます。

ご案内のとおり、平成25年度で３年間の委託契約が切れますので、26年度からどのような方法で給食をつくっていくかということが問題になりますが、業者はわかりませんが、今までと同様委託にしていきたいと考えておりまして、その業者の選定の方法として、この３年間の業務の評価、これを行いまして、プロポーザル方式がいいのか、あるいは市町村の学校給食を行っている実績のある業者を選定をして入札していくのがいいのか等々、十分関係者と検討して決定をしてまいりたいというふうに考えておりまして、現状では直営に変更する考えは持っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目（５）について、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 質問項目１の（５）につきましてお答えいたします。

食育推進計画につきましては、食育基本法第17条に基づき、埼玉県が平成25年度から27年度の３年間の計画を定めており、その中で市町村計画については最終年度の平成27年度までに県内全市町村の計画策定を目標としております。

県内の策定状況といたしましては、平成25年１月現在でございますけれども、63市町村中20市町が策定済みで、43市町村が未策定となっております。嵐山町につきましては、県の目標年度であります平成27年度までに策定していきたいというふうに考えております。

その際には、食育推進計画を単独で策定するのではなく、健康増進法で策定を推奨されております健康増進計画とあわせての計画としていきたいというふうに思ってお

ります。保健事業を進める中で、栄養に関することを別建ですることよりも、総合的な町民の健康づくりに向けての計画にしていきたいというふうに予定しているところでございます。

当然のことではございますけれども、計画策定に当たりましては、他の関係計画との整合性を図るとともに、学校給食をはじめとする子供の食育に関する部分に関しましてはこども課とも十分連携し、策定に当たりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) それぞれ非常に残念な答弁だったなというふうな感想です。

学校給食センターを民間委託にした段階で、もう嵐山町の学校給食はかなり状況が今までと違ってきている、そういうふうな状況になっていますけれども、それを何とかおいしいものにして、子供たちが満面の笑みを浮かべて給食を食べる、そういう形にしていかなざるを得ないと思うのです。そのための質問だったのですけれども、これはとても残念だなと思うのですけれども。

まず最初に、非常勤職員が非常に少なく、そしてそのために残滓量をはかることもできない、そして子供たちへのアンケートもとることができない、そしてウェブ上で、インターネット上で、子供たちがどんなふうな学校給食を食べているのかも見ることができない。私は、これはどんなふうな学校給食を食べているのかが親もわからなければ、議員もわからなければ、町民もわからないという現状があります。これは、ぱちっと検食するのですよね、給食できたときに。写真を撮って、そしてそれをホームページ上に毎回毎回上げていく、これは5分か10分のことでできると思いますけれども、それもできないくらい非常に厳しい状況ですか。

子供たちにアンケートをとっていくというのは、何がどのような調理方法だったらおいしくて、それを改善していくためにはどういうふうにしていかなくては、何がまずいのか、魚のフライがまずいということがわかれば、どういうふうな形にしていかなくてはいけないのか調査しなくてはいけないと思うのです。私もギョーザが冷たくて、かたくって食べれなかったというのは、どうやってつくるのだろう。つくってから2時間以内で食べるのですよね、普通。それがかたくて食べれない状況になるというのは、私には状況としてわからないのです。冷凍で出てきたものを、そのまま焼いてしまったから、かりかりになって食べれない状況になってくるのか、そういった問

題を一つ一つ子供たちに調査、アンケートで聞いて、きょうはどんな状況だったというふうなのを聞いていかなければ、学校給食はおいしくはならないと思うのですが、その点について職員が何時間、1日に1時間以上さらに職務をすることができればそれが可能になるのかどうか、大した時間ではないと思いますが、その点について伺いたいと思います。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

まず、子供たちの反応なのですけれども、これは各クラスで担任の先生方が食されまして、お昼休みのときに学校給食のとりあえず主任の先生に反応、おいしかったとか、好評だったとか、量が足りなかったとか、そういったような情報を得て、主任の先生からセンターのほうにお話をいただいて、それによって対応をそれぞれ考えているということでございまして、情報、アンケートというのは、毎回とる必要があるかどうかも含めまして、現場とすると学校主任の先生方から子供たちの反応、量の問題というのを把握して、センターのほうに情報として提供を受けているということでございます。

また、ウェブでの公表ということでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、非常勤の職員ということで、なかなかすぐすぐに対応ができないのかなと、このように考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長　渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員）　この前、量が不足しているというふうにおっしゃった方が毎回毎回アンケートに量が不足しているというふうなことを書いているけれども、取り上げられていないと。学校給食の委員会のほうでも、これは取り上げないということですね。子供たちが量が不足している、それから子供たちは小学校低学年の子供とそれから高学年の子供では、表現力も違います。おいしかったかというふうに言われたらおいしかったというふうに言うでしょうし、ギョーザの皮がかたくて食べれないというふうに言える子供はかなり高学年です。

そして、この前お話がありましたけれども、カレーライスはみんなで取り合いになるけれども、焼きそばは何とか足りるというふうに言った子供も、小学校の高学年で

す。かなり自分がおいしいかおいしくないか、それを大人に伝えることができるというのは、しっかりした表現力がなくてはできないです。それを無視して、きょうはおいしかった、おいしくなかったというふうな形で聞いていたら、おいしかったという形にだけしかありません。

そして、何しろ言われたことは、子供たちが、子供というか、アンケートを書いていて、毎回毎回お母さんが量が不足しているというふうに書いていても、それが取り上げられないという状況が今の学校給食委員会にあるわけです。そうすると、それは全面的に直していく、そして特に私たちは学校給食を見ることができません。なので、どのようなものを食べているか、献立表にありますよ。こういう献立表、きょうはこれですね。9日です。豚丼、シューマイ、ミズナのサラダ、それです。どのような形になって出てくるのか、わかりません。なので、ウェブ上に公表するというのは、そんなに難しいことではないです。写真を撮って、それを入れるだけです。それができないわけないと思います。再度伺います。

それで、子供たちの意見というのは、学校給食の運営委員会では反映されていないのではないか、これは全て抹殺されているものではないかと思いますが、そのようなことはありませんか。言われているのですよ、私は実際に聞いていて。でも、こども課長さんのほうは、それはないというふうに言われている。そこにそごがありますよね、それはどういうふうに考えたらいいでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

運営委員会というのは、私が先ほど答弁させていただいたのは、学校給食の主任の先生方と毎月1回は打ち合わせというか、やっていますし、また先ほどもお答えさせていただいたように、その日の反応というのが、私が聞いた範囲ですと、職員室ではかの先生方の情報も得て、それを毎日ではございませんけれども、きょうはちょっとまくなかったかなとかという話は、センターのほうに情報として来ているという話を伺っていますので、その辺そごがあるということでございますので、もう一度センターのほうにその辺の確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、運営委員会は、特に毎回の食事についての検討ということではございませんので、ご了解いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○13番（渋谷登美子議員） ウェブ上のは、もう絶対にだめなのかな。

○長島邦夫議長 ウェブの。

だから、2問はだめだと言っているではないですか。

○13番（渋谷登美子議員） そうですか、わかりました。

では、1回1問で。

○長島邦夫議長 はい。

○13番（渋谷登美子議員） では、先ほど言いましたけれども、ウェブ上に、インターネットにどのような給食ができていくかというのを流すのは、写真を撮って、そこで流すだけですから、インターネットに接続するにしてもやり方があると思いますけれども、私でさえも5分もかからずに2分か3分でできると思うのですが、そのような時間さえも非常勤職員はとることができないか。それとも、これを職務としていないからできないのではないですか。私たちは子供たちがどんな学校給食を食べているのかわからない、親もわからない。そういった状況の中で学校給食が運営されていて、そして子供たちにアンケートもとらない、これはちょっとまずいと思うのですけれども、そういった時間は職務としていないからやらないということでしょうか、考えていただきたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、明確な答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

今ご指摘いただきましたように、時間がということでございますけれども、この件につきましては、毎日できるかどうかも含めまして、センターのほうと協議させていただきたいと思います。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、2番目に行きます。

この給食費のことなのですが、現状でやっていくということなのだと思いますけれども、過不足があって、小学校1年生は、先ほどお示ししましたけれども、小学校1年生の子と中学校3年生の子が、例えばジャンボギョーザなら50グラムのを1つずつ、それからアジフライなら60グラムのものを1つずついただいて、そしてそれでそのほかのものはご飯やおみそ汁、そして何か五目金平、そういったもので変えていくわけですよ

ね。それはちょっとどう考えても厳しいのではないか、子供にとっては難しい問題があると思うのです。今後ももしかしたら、私は好むことではないのですけれども、消費税のアップがあるかもしれません。こういった問題に関しては、子供たちが学校給食をどのように考えていくか。そして、おいしいものを食べさせてあげることが大前提ですので、これは考えるべきではないかなというふうに思います。

ちなみに、私の子供は12年前ですか、学校を卒業していると思うのですけれども、その間で一切学校給食がおいしくない、量が足りないという話は聞いたことがないのです。ここのところで、学校給食センターになってからこういうふうな問題が出てきているのではないかなというふうに感じています。これについてはPTAと十分に調査して、協議して、本当に子供が必要なものであるのならば、100円、200円の値上げというのは考えていかざるを得ない状況に来ていて、実際に各学校でいろいろな工夫をして、各市で工夫でしている。例えば、所沢市だったら、小学校の高学年は4,100円で1食当たり231円、中学校だったら4,800円で1食当たり282円という形になっていて、入間市も24年度から改定して、3,800円から4,200円にして、高学年1食当たり247円で、中学校は4,900円に改定して1食当たり296円、こういった形になっています。

これは学校給食を値上げするというのは非常に、値上げするというのは行政としては心苦しいものですが、これ子供たちが足りないとかまずいとか言っているときに、やっぱりPTAと協議して、そういった学校給食を満足したものに、子供たちは学校でみんなと一緒に食べているからおいしいのであって、おいしく、そして食教育も進んでいくわけですから、これについては考えていかざるを得ないと思うのですが、町長の考え方を伺います。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　お答えさせていただきます。

学校給食、先ほど、通常の答弁書の中にもありましたけれども、食育でもあるわけですね、教育の一環だと思うのです。そういう中で、教育として学校給食が行われている大前提があるわけです。

そして、行政のほうで行いなさいと言われてるのは、施設をつくりなさい。そして、その費用というのは、つくる人、調理員さん等々の給料、そういうものについて自治体は責任を持つのだというふうに法には書かれております。そのほかについては、

教育の一環ですから、教育委員会の中でいろんな考えのもとで、教育委員会の考え方をしっかり入れた食育が行われているのだというふうに思っております。

ですので、今お話の内容については、こちらに関係があるものについてはしっかり取り組まなければいけません、食育、教育の内容についての部分については、私のほうではこの際、遠慮させていただきます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） やっぱり男性の町長なのでこういう答弁になってくるのかなと思うのですけれども、足立区の区長は女性でした。そして、宝塚市の市長も女性です。この人たちは、一番最初に、学校給食は絶対においしいものにする公約を上げています。松戸市では、女性議員が9名います。とてもおいしいものをつくって、そしてそういうふうな形になっています。これは教育委員会の問題と言いつても、実際には政策として町長がどのような学校給食を選択するか、自校式、直営を選択するか、そこにかかっていて、その後に教育がどのような形でやっていくかではないですか、そのところですか。

そして、給食費を値上げするとすると、これは確かに教育委員会の問題ではあるかもしれませんが、これに関して言うと、足立区でこれだけお金が1学年ごとに違っている。それは、おいしい学校給食を子供たちに食べさせてあげるためにはどうしたらいいのでしょうかということですよ。

それから、宝塚市でも絶対に子供たちには、宝塚市の市長さんの話を聞いたのですけれども、学校給食が一番おいしい、お母さんのつくるご飯は2番目だよというふうに言うのだそうです。だから、学校給食が一番おいしい形にしていく、それがまず最初だ、それが宝塚市長の、女性の市長なのですけれども、そうおっしゃった。

松戸市もそうなのですけれども、松戸市は市長は男性なのですけれども、女性議員が9人一生懸命言って、そしてカフェテリア、あそこは放射能のホットスポットなので、カフェテリア方式で子供たちが選択、自校方式で民間委託だけれども、必ず予約をしていて、どのような給食を選ぶかということが出来る、そういうふうなところまでやってきた。これは政治だと思います、完全に。そして、その後に教育委員会が考えていく、そのような形だと思いますが。

そして、特に味というのはとても大切です。おいしいということを判断していくためには、これは次のほうにもひっかかってきますけれども、やはり調理方法がおいし

くないといけない。素材がおいしくないといけない。そして、冷凍ではないものでないと、加工食品ばかりではいけない。揚げ物ばかりではいけない。子供のために糖分を多くしたり、それから油分が入っていると割と食べやすいですから、いきますけれども、そうするとカロリーが高くなってしまう、そういったさまざまな問題があります。

ですけれども、これは町長と教育委員会で、これは教育委員会の問題だというふうにしじを投げましたから教育長に聞きますけれども、私はやはり子供たちに学校給食をおいしく食べてもらうのには、少なくとも量の不足があるとか、おいしくない、魚が生臭い、それからギョーザがかたくて食べられない、そういった状況になっているときに、やはりPTAの方と話し合いをして、そして給食の値段を上げざるを得なければ上げ、その部分で上げることができなければ町が補助をしていく、そういった形にしていかなざるを得ないと思うのですが、考え方を伺います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 渋谷議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

私も今回こういったご質問を頂戴する中で、9月3日から本日まで5日間、給食を食べております。きょうのは、まだこれからなのですけれども、4日間食べた結果をまず渋谷議員さんにお伝えしたい。これは大人と子供ではやはり差がありますけれども、率直な私の感想をまず、10数年前に菅谷中学校で食べたときの給食と、あのときは菅谷小学校でおつくりになり、中学校へ運んでもらって、ある意味では近いですから温かいものが来ました。今の方式で4日間食べさせてもらいましたが、結論は、ほとんど差がなし、おいしいです。だから、渋谷さんと意見が違う、申しわけないけれども。

そこで、端的に今回菅谷小学校5年生85名と担任の先生3名にお願いいたしまして、3日から金曜の6日までのデータを頂戴いたしました。ここにございますので、後ほどコピーを差し上げたいと思います。このデータは、おいしかった、普通、おいしくなかった、この3つなのです。さっきの渋谷さんのとちよつとずれるかもしれませんが、やはりおいしいかおいしくないかというのが私の頭の中にこびりついておりまして、それははっきりしたかなと。

そこで、データが出てきましたのですけれども、3日の日のご飯、夏野菜カレー、

豚カツ、冷凍パインでは、1組は28人、全員おいしかった、2組は22名、全員おいしかった、3組は18人、おいしかった。おいしくなかったのは、1名でございます。次の4日、トマトスパゲッティ、ツイストパン等のおいしくなかったのは85名中1名です。5日の日のみそラーメン、これは余り人気がないのだそうですけれども、みそラーメンについても、ホット中華麺ということで、おいしくなかったのは85名中4名だけなのです。それから、金曜日のご飯、ジャガイモのおかか煮、これは私は大好きだったので、これは全くゼロなのです。

渋谷議員さんのおっしゃるおいしいのと子供の考えているおいしいのが、どこにどの差があるのか、これからこれを一つの例といたしまして、きょうまた回答をいただきまして、やはり大変大事なことでありますので、クラスでこういった問題を担任を交えてディスカッションする必要があると思います。

さっきご指摘のあったようなことも入れながら、謙虚に子供たちにこういうことでおいしかった、こういうことで普通なんだというのをきちっと討議させることも、学校給食法の中で教育の一環として考えるのはとても大切だと私も思っていますし、本来ならば一緒に行って食べたいところだったので、給食センターにお願いして、こども課長にも了解いただいて、きょうまで5日間、私も一緒になって食べて、自分なりの感想を持たせていただきました。

議員の皆さんにも、ぜひこういった給食のことについては、子供たちは学校へ行ったら一番楽しいことは勉強よりも給食かもしれない。しかし、給食は大変大事な食育の一環でありますので、特に玉ノ岡中さんあたりはうどんを自粉うどんで実際に教えてくれて、うちでもつくってみようよと、こういったご指導をいただいているということは、非常に地域と学校が連携をしているということでございますので、これらについて一度、私もそういった場面を見たいと今思っております。

なお、給食費につきましては、私が現役のときからまだ上がっておりません。これはやはり郡内の市町村のバランスもありまして、嵐山だけ急に上げるわけにはいきません。しかし、ご承知のように嵐山は220円が1食なのです。220円でおいしいということよりも、やはり栄養価のある、バランスのとれたということを栄養教諭を中心に考えておるということもご理解いただければ幸いです。

だから、私どもも決して無理だということで考えているわけではないのです。やはりこれらを謙虚に今後も検討してまいりたいと思っております。ただし、やはり冷凍

は今後できれば私も少ないほうがいいと思っています。

しかし、冷凍にせざるを得ないのだという栄養教諭の意見もあるのです。それらについては、やはり今後どういった食材にしていくかについて検討していく必要があるかと思います。そういった意味では、子供たちと先生方、あるいは保護者を交えて、PTAの会合等でそんなこともディスカッションしていただければ、教育委員会としても今後それを参考にして、検討できればよろしいかなと考えておりますので、ご理解を賜ればありがたいと思います。

以上でございます。

○長島邦夫議長 どうぞ、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今献立を見たのですけれども、夏野菜カレーに豚カツですよ、それで非常にカロリーが高いです。769キロカロリーと中学生893カロリー、これで多分子供たちは満足できると思います。この量だったらば、小学校5～6年生だって満足できますよ。ツイストパンですけれども、ツイストパンは、これはミカンゼリーとブドウゼリーが入っていました。甘いものですから、おいしいですよ。みそラーメンは、カボチャひき肉フライ、ナムルという形でして、ハウレンソウが私は何でこんなのを冷凍にするのだらうというふうに思っています。これも何とかいけます。

でも、金曜日私もこんなのでいいのかなと思いながら、ジャガイモのおかか煮、サケの塩焼き、ヨーグルト、そして小学生735、854、今回の部分に関して言いますと、カロリー高いです、全体的に標準摂取量より。

そして、教育長さんは、給食センターからすぐいただけます。そういうふうなことはありますよね。私も議員で食べることがあるので、そうすると議員では食べないのですかというふうに言われるから、議員で食べてもすぐ来るのだよねという形で、全然状況が違うよねというふうに言っています。やっぱりこれは、子供の甘いものとか、おいしいものは油が非常に多いので、やっぱりこれはカロリーがあります。ですから、満足できている。

この前のお話ですと、カロリーが高いので量を満足させることができないというのが文教厚生委員会の回答の中にありましたので、そういったことを考えますと、いろいろ難しい問題があるなと思うのですが、とにかくアンケート調査をしていただくこと、それから子供たちのアンケート、小学校5年生、全部の学校でやってみたらいかでしょうか。そういった形で進めていくことが第一歩になると思うのですが。

私は、やっぱりこれは全部丁寧にやってみて、そしてその結果で親御さんたちと話して、給食費は適正なのかどうなのか、そして冷凍食品が多いのかどうか、それを考えていただくきっかけにさせていただきたいと思いますので、いかがでしょう。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 大変貴重なご意見だと私も思います。たまたま残滓の量もはかっていただいたのですけれども、一クラスは全く完食で、残量なしなのです。それから、もう一クラスは、4日間のうちの1回だけがパーフェクトで、あとは少し残ったというのです。もう一つのクラスは、これは食が、子供が皆違うわけですから、これは一概に言えないのですけれども、6分の1残ったのと3分の1残ったのが2日ずつなのです。

だから、内容はどうも子供たちによって、好き嫌いでクラス分けているわけではありませんから、全体的にこういうふうにと考えると、こういった学校では、できるだけ残さないように指導しているのです。だから、担任の指導が強くいっているクラスは、無理に完食になってしまっているかもしれません。これはわかりません。

しかし、私は、地域の方々やいろんな方たちが苦勞をして、子供たちにおいしい給食を提供しようという、そういう姿勢でやっているわけですから、子供たちもやっぱり感謝をして、私もできれば残さないで、家庭でもそうですよね。つくっていただいたものをおいしかったと食べるのが一つのマナーかなと。そういった意味ではそれぞれのクラスが、5年生だけではなく、今回全部の学校にお願いするのは無理でしたので、たまたま私の一つのデータということでお願いしましたので、今後これらについては学校と協議し、どのようなときにこういった形でアンケートをとるかについても検討していく必要があろうかと思しますので、給食については今後一層また私たちも考えてまいりたいと思っておりますので、そういう点、またいろんな面でご協力、またご指導お願いしたいと思います。

以上でございます。

○長島邦夫議長 それでは、この際、暫時休憩をいたします。午後の再開は、午後1時30分といたします。

休 憩 午後 零時05分

再 開 午後 1時30分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項1の学校教育における食育とおいしい学校給食の推進についての小項目(3)の再質問からです。

どうぞ、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) こちらですけれども、全く考えないということでした。

ですけれども、これは、私はおいしい学校給食の設備整備に関しては町長の仕事であると思います。ほかのところでやっているとやはりとても効果があって、まちおこしにもなっているという事例も出てきています。学校給食を1週間に5回米飯にしたときにどのくらい費用がかかってというのは、私ちょっと計算できないのですけれども、家庭用の炊飯器は全校で200万円ぐらいで終わると思うのです。そのほかに電気工事費と、それから電気代と人件費が必要だと思うのです。これは、私は考えてしかるべきであると思うのです。学校給食センターをつくるときに、炊飯部門はできなかった。私は、逆にこれはチャンスだというふうに思ったのです。各学校で家庭用の炊飯器を使って、米飯給食を進めていく。

そして、今のいろいろな各国の世界的な食料、献立、いろいろな献立ではなくて、日本的な献立を進めていくきっかけになると思うのですけれども、ひとつ時間をかけてでもいいので、考えていくというふうな構想になっていただけないか伺います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長、どうぞ。

○岩澤 勝町長 完全米飯これを、要するに言っていることというのは、自校方式みたいな形のものにできるだけ近づけるために、今米飯はほかのところに頼んでいて、来ていると。ですから、それを自分のところの教室で、あるいはどこかでやって、それに合わせたおかずというか、それに合ったものをやっていく、それが味の向上、うまいという方向に行くのではないかという議員さんのお考え、提案だと思うのです。

先ほどから言っていますように、教育委員会のほうにどうこう言うつもりはありませんけれども、味覚というか、食育の中で味覚、嗅覚、臭覚、喉越しだとかなんとか、触覚だとか、要するに五感というのを育てる。そして、それには料理の見た目の美しさですとか、いろんなものを、それが教育だと思うのです。そういうものを総合して

グレードを上げていく。

そして、味覚がよくなれば、それにこしたことはないわけですが、一番の基本というのは、今やっている方式、それを引き続いてやっていくということが大原則で今のところ来ているわけですので、これから将来的に長い目で見てというような話もありましたが、そういうようなこともいろんな給食の委員会、あるいはご父兄の皆様からのお話、そういうものをこれからいろいろ出てくれば、そういうものも勘案をしてやっていかなければいけないのは当然だと思えるわけですが、現状、町部局のほうに上がってきているのは、嵐山の給食はうまいという話で来ております。

先日、渋谷議員さんのお話で、子供たち、ご父兄の人たちとの話し合いの場に行ったときに、何人かの子供が量が少ないという話を聞いたのは、そのところで聞いたのが初めてであって、今議員さんおっしゃるように、何かまずいまずいという話は全く聞いておりませんで、議員さんのおっしゃる提言というのも、そういうお考えもあるということで聞いておきたいと思えます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） もうとても残念なわけですが、これは学校給食というのをおいしくしていく。まずくはないというのと、おいしいというのは違いますよね。意味わかりますよね。今の現状で、私はおいしいとは言えないだろう。というのは、私自身は学校給食を食べていて、おいしいというふうには判断できません。それは、私の味覚がそうなっているのか、それから子供たちがいわゆるファストフードになっていて、おいしいという味覚に、今の現状の油物の多いものおいしいというふうになっているのか、それはわからないわけですが、今電気工事が大前提になってきますから、電気工事を行うチャンスというのはこれからあります。クーラーをつけるというときにチャンス、エアコンをつけるというときにあります。そのときに逃してしまうと、またこれができない。それなので、今ここで言っていますので、それについては、学校給食をおいしくするという事の中にそれも一つ入れておかななくてはならないということを頭に入れておいていただきたいと思います。

次に行きます。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） 次ですが、給食調理の委託ですが、これも外部委託に、民間委託にするということでした。私が伺いたいのは、栄養士と調理をし

ている人たちの関係です。これは必ず偽装請負になっていく。栄養士が直接調理をする人に対して指示をすると、偽装請負になっていくので、これはとても問題であるというふうな話はずっと以前から言われていました。

ここの関係ですけれども、自校方式だったらそれが何とかうまくできるのかなと思うのですけれども、この場合は、全く嵐山町の場合は学校給食センターですので、子供たちの顔も見えませんし、そして大きいものですから、どのような形で栄養士と調理をする人の関係ができていいのか、伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

まず、朝、所長もしくは栄養教諭が委託先の業務責任者にきょうのメニューに対する打ち合わせ、段取り等の打ち合わせはさせていただきます。それを受けて、責任者がそれぞれ職員に対して指示をしているというのが現状でございます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 現在、栄養士は直接調理場に入っていて、指示ができないという状況になっているというふうなことで確認してよろしいでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 私がセンターで確認したところ、そういったことで委託業者との偽装とか、そういう形ではないということで確認をさせていただきます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうすると、やはりこれだけの大きさの、1,400食近くをつくるわけですから、それについて栄養士が直接調理をする人に対して指示ができない現状が今あるということですよね。それが私は問題だと思ってまして、特に調理委託業者の内容がわからない、どのくらい人が頻繁に入れかわっているかわからない、それであるために大きいところであればあるほど直営にしていく、そこの中でおいしいものができていくのではないかなと思っているのですが。

何しろ私が驚きましたのは、ギョーザがかたくて食べられない、それから1人の子供はフライがかたくて、小さくなっている。それから、もう一人の子供は、魚臭くて、油がべとべととしている。これは調理のやり方がそれぞれいろいろ工夫されているのだ

けれども、違うということですよね。うまくできていけないという状況で、その委託業者の中の職員が、調理をする人が頻繁にかわっていて、調理器具になれていけないというふうなことがあるのではないかと考えていて、今現在、これからやっていくというのは非常に厳しいことかもしれませんけれども、直営にして、そしてどのような形のものが、問題が学校給食の中に起きているのか。おいしくなくはないというふうに言われたら、あっ、そうですかということなのですからけれども、現実的には子供がギョーザがかたいとか、いろんなことを言う子供がいて、その子供たちは表現力があるということですよね。

それで、そういうふうに言ってくれているわけなので、それを伝えていく機会が嵐山町の中では、学校給食の中ではない、直営にするためには一定の時間が必要ですがけれども、そういった中で、今現在だと、私は前回のとき、平成22年度まで12人の人がいました。正職員と非常勤の人、その人たちの数を12人として、1時間1,000円として計算してみて、社会保険料を入れて2,300万円前後の人件費になります。

そうすると、今の調理委託よりもちょっと、嵐山町の学務課、学校給食のほうのことは頑張っていたただかなくてはいけないのですけれども、直営にして、そのまま嵐山町の栄養士が指示できるという形のほうが、スムーズに行くと思うのです。この形は、私は学校給食センターの形になっていて、民間委託は以前から言われていたとおりまずい状況になっていると考えるのですけれども、その点についていかがでしょうか。

これは、変えていく方向が必要だと思うのです。現状で、民間委託ではなくやっていく。今まで学校給食を受けていたところにするかどうかは評価してということですがけれども、今まで学校給食を受けていたところも、栄養士との関係は直接とれないわけですよね、学校給食センターで。それはやっぱりまずいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長　契約の仕方を委託にしたからまずくなったという話は聞いておりませんで、嵐山の給食はうまいというふうに聞いているのです。ですので、そのところでちょっと見解の相違を来してしまうのですが。

もう一つ、1,000円がどうか、人数がどうかという話がありますけれども、一番朝、担当の職員が苦慮したというのは、今までの場合ですよ、急におなか痛くなっ

たとか、体のぐあいが悪くなったということがあるわけなのです。そうすると、職員の給食担当の作業の方が少なくなってしまう。そうすると、それを急に次から次にお願いをしてやってもらう。そのための要員を何人か用意しておかなければいけないとか、いろんな問題が加味をされて、それで委託方式のほうが効率的だと。そして、そのところにやったからといって味は落ちないということで、今の状況をとっている。そして、現場からもまずいという話も上がってこないということです。先ほど来お話をしているように、引き続いて今の方式でいきたいということでございます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） おいしさというのは、その人その人の感覚があると思うのですけれども、町長はおいしくないと困るのですよね。絶対に子供たちがおいしいと言ってくれないと困るわけです、今の現状。

だけれども、おいしくないというか、かたいとか、油が魚臭くて、油がいっぱいあって嫌だとかいう子供が現実にいるわけですよ。その子供たちは、それは町長のところや給食のほうに届いていないわけです。それ言うことができないし、そんなことを言ったら先生に怒られるかもしれない、そういうふうな発想というのはいつもあると思います。

なので、そういうふうになっていて、絶対に言われていることというか、一般的に言われていることです。学校給食センターで民間委託にしたら、まずまずくなる、それが一般的なのです。それをあえてどういうふうにしていったらおいしくなるかということを提案しているわけです。学校給食センターにしまっていて、それからではどういうふうにしたら、子供たちが嵐山町の給食を食べておいしかったなというふうに言えるようにするためには、どうしたらいいのかなというふうな形で提案していて、学校給食はまずいと言われていないと言ったら、話が全然進まないではないですか。

それで、12人いたとして、それを、人が足りないからというのを全部委託業者にお任せしてしまっているということです。そうすると、委託業者はますます大変ではないですか。委託業者の中で、いきなり短期間しかやっていない人が入ってきたり、そういったことは全く嵐山町の中で、委託してしまっているわけだから把握することができない。そういう中で、現状で給食が行われているわけです。

なので、給食を直営にしたらいいいのではないかという話なのですけれども、町長は絶対に給食はおいしい、おいしくないと言われていない、そのところにも見解の相

違があって、どうしようもないわけです。

でも、私は、嵐山町の学校給食を何回か食べました。おいしいとは言いません。まずくはないというふうな形です。おいしいということと、まずくはないというのは全然違うのです。おいしいな、もっと食べたいなというのと違うのです。嵐山町の場合は、まずくはない給食だから誰も何も、子供たちも何も言わないかもしれません。それには、その中にはゼリーが入っていたり、それから何か子供だましだなど思うのがあるのです。私は、こんなの学校給食の中に入れてほしくないなというのがあるのですけれども、そういったものも入っていて、そしておいしいのです。子供たちは何とか満足している、そういう状況なのです。

だけれども、民間委託ですずっとやっていくというのは、私は考え直したほうがいい時期に来ていると思います。それが子供たちが、わずか8人の子供ですけれども、給食の量が足りなかった、ギョーザがかたかった、フライの魚が魚臭くて、油っぽかった、そういうことの表現になってくると思うのです。それは子供だから、私と言えと言ったわけではなくて、素直な気持ちで出してくれたのだと思うのです。それを否定するわけにはいかないのです。そうすると、やっぱり直営方式にしていくという形を考え直すべきだと思うのです。同じような経費で進むと思うのですけれども、いかがでしょう。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 同じものを食べても、まずくないというのと、うまいと感じる人、これはいろいろいると思うのです。それは議員さん、しょうがないと思うのです。その人の感じなのだから。ただ、まずくない、うまいというふうな報告が来ている。そして、それを特にいろんな形で批判が上がってきているという報告も聞いておりません。

それと、もう一つ、味の均一化というのが日本でいろいろ言われているわけです。昔は、ここのうちの味だとか、このうちはこういう味だとか、こうだとかというような話がありましたけれども、今もう毎日毎日、中食というのか、そういうものがどんどん、どんどんふえていっている状況なのです。ですから、家庭の味というのがどんどん、どんどん遠くなっている状況だと思うのです。ですから、味がこれはうまい、これはまずいというようなことというのは、そこのうちの味というのはどんどん、どんどん少なくなっている。そういう中で今、学校給食は行われている状況だと思う

のです。そういう中で、まずい、うまい、特にそういうような話が上がってきていない状況の中で、まずいと決めつけて、うまくないのだというふうに決めつけていくのはどうかなという感じがします。

それと、今いろんな形で委託に切りかえて、嵐山町の給食センター、それと食育というものについて、教育というものについて、特段今までと違っていない。特によくなっているような話も、残食というのですか、残りの残飯、何と言ったらいいのですか、残りの食事、これが少なくなってきたという話も聞いております。

それから、備品、食缶類が新しくなったせいもあるし、あたたかいものはあたたかく、冷たいものは冷たく現場に届くということもあって、子供が残す率が減ってきているという報告も受けておりまして、現状のまま続けさせていただきたいというふうに思います。ご理解いただきたいと思います。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これは言ってもしょうがないのですけれども、例えばここで、「給食で死ぬ」という本があります。これは学校給食がおいしくなったら、いじめや非行や暴力がなくなっていく。給食がおいしくなったら、これは子供に対しての思いがあるから、行政のほうに思いがあるから、そういった教育環境が変わってくる、そういったものがあります。「炊きたてご飯は棚田米」、これもそうです。これも給食がおいしくなったら、子供たちが変わっていく、町が変わっていく。また、別の本もありますけれども、給食がおいしくなったら、まちづくりが進む。そのために給食をおいしくするということであって、それが今の嵐山町の行政の中にはない。ないというか、まずくなければいいでしょう。子供たちがおいしくないと言わなければおいしいのだろうというのは、私は間違っていると思います。

次に行きます。ですから、民間委託にしたということに関してもともと反対していますから。だから、なるたけならば子供の学校給食はおいしいものにしてあげたいという思いはとても強くあります。

次です。それで、医食同源、食育の話なのですけれども、平成27年度までに食育推進計画をつくるということです。この食育推進計画の中に、私はどうやって学校給食をおいしくしていったらいいか、そして嵐山町のものを献立というか、冷や汁とかいろいろ、ひつまみとかいうのですか、そういったものが入っていくか。そういったことが入れられるかということとはとても大切だと思うのですが、その点について。まず、最初に

おいしいということが基本になると思います。その点について伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、お答えさせていただきたいと思います。

食育推進計画そのものは、町全体の計画になるかと思っております、学校給食につきましては、その中の大きな柱の一つではないかという捉え方で、現在、私どもおりました、もちろん今後の内容等を精査していくわけでございますけれども、おいしいというのはもちろん前提にはなるかと思っておりますけれども、今現在でも時期によってのらぼう菜を使ったり、ハウレンソウを使ったり、地元のものを極力使うということが1点。

あと一つ、この辺ではなかなか特色がある食べ物、伝統的な食べ物というのが比較的呢かなと思うのですが、この辺で昔から食べられております、例えばすいとんとか、けんちん汁とか、煮込みうどん、そういったようなものは学校給食の中にも、現在も取り入れてありますので、そういったものをベースに計画の中に織り込んでいくのかなということで、予想しているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、2番に移ります。

○長島邦夫議長 はい。

○13番（渋谷登美子議員） 学校での性教育です。

6年置きの「青少年の性行動全国調査」（2011年）では、中学生女子の性交経験は4.7%、男子の性交経験は3.7%です。性交の知識は、中学男子では、友人先輩が54.7%、学校29.8%、インターネットで20.7%、コミックが15.1%、中学女子では、友人、先輩が51.4%、学校36.3%、インターネット19.5%、コミック34.3%。避妊方法では、中学男子では、友人先輩が17.6%、学校18.3%、インターネット8.2%、コミック5.0%、特にない58%で、中学女子では、友人先輩が21.8%、学校20.2%、インターネット8.6%、コミック15.1%、特にない46%。これは複数回答で、100%にならないという結果でした。今現在必要なのは、曖昧ではない性知識の学習だと思っています。

それで伺います。中学生での性教育（性交・避妊・性感染症）についてはどのような

に教育されているか、伺います。

2 番目として、性教育についての教員研修について伺います。

3 番目として、専門家（産婦人科医・助産師）及びスクールカウンセラーによる性教育の実施について伺います。

○長島邦夫議長 それでは、小項目（１）から（３）の答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

児童生徒の身体的生理的発達が早まっております、性に関する意識や価値観が多様化しており、性情報も氾濫している中で、今議員さんのご指摘のとおり特に中学生への正しい性知識の学習が必要であります。

性の問題行動や若年層の性感染症が問題となっております。学校における性に関する指導は、人格の完成を目指す「人間教育」の一環であり、生命尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観を持ち、性に関する問題に対して適切な意思決定や望ましい行動がとれるようにすることが大切であります。

玉ノ岡中学校を例にとりますと、避妊については特に指導は行われておりません。性交、性感染症については、中３、「大切にしよう自分の体とところ—中学生として望ましい男女交際のあり方—」の授業の中で、人工妊娠中絶、性感染症の低年齢化への実態を問題提起として考えさせております。

菅谷中学校では２年生に、本年、夏季休業前に、性交、避妊、性感染症について指導を行っています。以上でございます。

続いて、（２）についてお答えいたします。性教育について学校全体で共通理解を図るために、教職員の研修は大切です。玉ノ岡中学校では、特に研修は持っていませんが、各学年の性に関する授業の直事前打ち合わせを学年職員と養護教諭で行っております。昨年度は、埼玉県「性に関する指導」指導者研修会に玉ノ岡中の養護教諭が参加し、エイズ及び性感染症の予防の講義を受けてきて、町内養護教諭研修を行っております。

菅谷中学校では、ほぼ玉ノ岡中と同じなのですが、マスコミ等で性の問題が興味深く取り上げられた場合、全職員で研修をし、確認して生徒にタイムリーに指導を行っています。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。菅谷中学校及び玉ノ岡中学校

では、中3卒業前に町内産婦人科医より性教育を1時間実施しています。スクールカウンセラーによる性教育は、両校とも行っていません。単なる避妊教育や予防教育のみでなく、保護者等に対しても理解と協力を得ることを配慮し、効果的な性に関する指導を展開、充実させることが必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 性教育に関してですけれども、日本は1学年3時間ずつなのです。中学校で9時間ですか、韓国ですと、1学年10時間、それでフィンランドですと、1学年17時間という形で、それでしっかり避妊について特に行っているのです。避妊が必要なのは、性感染症ということもあって、コンドームを使うということが一番性感染症にならないということと、避妊というそれがあるのですけれども、それについては非常にやりにくいと思うのですけれども、それをやっていくために産婦人科医の方にもう少し、1時間という形ではなくて、やっていただければ、とてもありがたいのではないかなと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

そして、性教育についても、教員研修についても、産婦人科医さん、たまたま嵐山の場合は協力的な方がいらっしゃるということなので、それを中心にしてやっていって、日本だけなのです、先進国でエイズが高いというのは。そういったこともありますので、私は食教育と同時に、性教育もとても大切なことだと思っていますので、その点については、ぜひ産婦人科医の方をお願いして、そしてカウンセラーはどうなのかなと思うのですけれども、スクールカウンセラーの方にも一緒にやっていただくというふうな形で、嵐山町では性教育についてはしっかりやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 特に、性行動に関する調査は、渋谷議員さんから細かいデータを頂戴いたしまして、非常に勉強させられました。

また、国々によってそれぞれ性教育のあり方については違うことは当然だと思うのですけれども、日本においては、確かに性問題に対しては時間数が少ないかなとは思っております。今後は、エイズもさることながら、がん教育とあわせて、多分国はこの問題については今まで以上に力を入れて、学習指導要領等にさらに詳しく盛り込ま

れるのではないかという予想はしておりますけれども、現状では先ほど申し上げたとおり、両中学校とも産婦人科さんに1回だけなのですけれども、確かに先生のお話を聞きますと、1回でなく何回か、さらにまた別の感覚でご指導いただける機会ができればいいと思っております。

また、性感染症につきましては、今教材を日本の女医第1号であります荻野吟子さんという有名な埼玉にお生まれになった方が、実は淋病だったのです。淋病は、性感染症の一つなのです。これは、彼女はそれで破談になってしましまして、最終的にはこういった性感染症になった人を何とか助けてあげたいということで、医者を目指したと聞いております。そういった一つの事例を中学校の授業の中で入れ込んで、現場で行っております。やっぱりリアルな内容がないと、この性問題はやはり具体的に進みません。また、先生方にとっても非常にこれは指導しにくい内容でございまして、映像とかいろんな場面を使いながら、この性教育については今後一層力を入れていくべきだと考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 これ(1)から(3)までの全ての再質問でよろしいですね。

○13番(渋谷登美子議員) はい、いいです。

○長島邦夫議長 はい。渋谷登美子議員、どうぞ。

○13番(渋谷登美子議員) ではこれは、次に行きます。時間がないので。

これからの地域医療の整備に当たってということで、(1)として、嵐山町広報に、町内医療機関の医師による医療情報のコラムを掲載し、患者と医師の関係から、地域医療をつくる一步を踏み出すことを提案するという事で、私自身は嵐山町の現状の医療機関というのを見ていますと、大きな病院に嵐山町の皆さんが行くようになって、そして嵐山町の開業医の皆さんが営業できなくなっていくということが非常に難しい問題が今後出てくるのではないかとありますので、なるたけ今は患者と医師という関係ですけれども、そうではなくて、住民と地域医療を考えていくというふうな形のところに行政も住民も持っていきたいと思っておりますので、これを1番目の質問として伺います。

そして、2番目ですけれども、救急・子供医療にかかる受診チャートを町ないしは広域で作成し、全戸配布することを提案します。これも滋賀県に地域医療のことでついて勉強に行ったのですけれども、やはりこういった考えをどこの市町村ももう持つ

てきているという形で、特に地域の医療を住民と市町村で守っていかなければ、地域医療が崩壊していくという危険を持っていますので、これについてはしっかりやっていくべきであると考えますので、伺います。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、質問項目３の（１）につきましてお答えをいたします。

町民への医療情報の提供につきましては、これまで時期に合わせてインフルエンザや風邪について、あるいは認知症、発達障害についてなどお知らせをしてまいりました。町内の医療機関にお願いをするといった方法は行っておりませんでした。もし先生方のご協力がいただけるのであれば、町民の健康づくりに役立つことですし、また町内の医療機関をより身近に感じていただくことにつながると思いますので、一度お願いしてみたいというふうに思っております。

○長島邦夫議長 続きまして、小項目（２）について、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 質問項目３の（２）につきましてお答えいたします。

現在、町では出生届け出のときに健康いきいき課の窓口で、乳幼児の健診や予防接種等の情報が載っているこどもカレンダーや予防接種ノート等とあわせまして、県から支給されております子どもの救急ミニガイドブックを配布しております。

ポケットサイズで、症状別にチェック項目がありまして、該当する項目数により家庭での対処方法や救急病院への案内が示されているものでございまして、ご提案いただいている受診チャートとして活用できるものではないかというふうに思っております。

これは県内統一というふうになっておりまして、日ごろから役立てていただくようお渡しするときに説明等も行っているところでございます。しかしながら、子供の成長とともに、こうしたガイドブックをなくしてしまうというふうなこともあろうかと思いますので、近隣市町村にも状況を伺ってみて、必要に応じて共同作成について検討してみたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員、どうぞ。

○13番（渋谷登美子議員） １番については提案していただくということで、これはかなり効果があるものみたいです。

和光市に例がありまして、例えばにきびのことについて書いていただくとか、それから風邪のときは風邪について書いていただくとか、いろいろあるみたいなのですけども、町内の医療機関に皆さんお話になって、そして眼科の方も、それから歯科に関しても、例えば歯周病のこととか、それぞれ書いていただくように皆さんにお願いしていくのは、これは嵐山町の医療機関でとりあえずやっていくという形でいいと思いますので、これはぜひお願いしたいと思います。これは答弁要りません。

そして、2番目ですけれども、救急・子供医療にかかる受診チャートですけれども、これは子供医療にかかわる受診は見ました。コバトンがついているのを。ですけれども、私が言っているのは、救急と子供医療にかかるという形で、受診チャートなので、埼玉県で出している子供の、小児科の医療のものととはちょっと違うと思うのです。それはちょっと今手元にはないのですけれども、あるかな、結構いろいろなところで出していて、高島町だったかな、やっぱりそれなりにあって、それを見てやっていくのですけれども、これは救急車を持っている広域消防でやっていくことで、広域でやっていくことで変わってくるのではないかなと思うのです。救急車の利用の仕方とか、それから子供医療。そして、今現在ですと、嵐山町は2次医療圏になっていて、3次医療圏まであります。2次医療圏だったらどこにというふうな形のものも、去年ですか変わったのは、そういうふうなことの意味もありまして、なくしたという形ではなくて、大人も対象の受診チャートというのが必要ではないかと思うのですが、それについてはいかがでしょうか。子供のは、埼玉県で出しているのは知っています。

○長島邦夫議長 渋谷議員に申し上げます。一般質問の持ち時間6分前です。

それでは、答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 大変失礼しました。ちょっと読み込みが足りなくて、子供の救急の関係かと思ひまして答弁のほうをさせていただきました。

大人対象ということでございますけれども、確かに町のほうでお配りしている中で、そういったものはまだやっておりませんので、できましたら、余り簡単なものでない、しっかりしたもので、保存版というふうな形でできればいいのかなというふうに思っておりますので。ただ、費用等もかかります。そういった意味で、広域でのというふうなお話かと思ひますので、近隣町村との協議のほうをしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○長島邦夫議長 よろしいですか。

○13番（渋谷登美子議員） はい。

○長島邦夫議長 大変ご苦勞さまでした。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○長島邦夫議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号4番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の自然災害対策について再確認が必要ではないかからでございます。どうぞ。

〔4番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○4番（青柳賢治議員） 4番議員、青柳賢治議員でございます。議長のご指名をいただきましたので、通告書に基づいて一般質問させていただきます。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○4番（青柳賢治議員） 1番の自然災害対策について再確認が必要ではないかということでございます。

要旨といたしましては、局地的な豪雨が全国でたびたび発生しています。秋田での土石流、また島根、山口の両県においても、記録的な大雨が襲いました。

そこで、我が町の嵐山町の地形を考えてみましたときに、次のような4点を質問させていただきます。

（1）といたしまして、町内の土砂災害危険箇所の指定は何カ所になるのでしょうか。

（2）といたしまして、水害や土砂災害の発生が予想されときの避難勧告、指示、この「支持」はちょっと間違っておりました。「指し示す」でございます。指し示す指示がスムーズに出す体制は整っていますでしょうか。

（3）といたしまして、ハザードマップや住民への周知は行われているのでしょうか。

そして、（4）番目でございます。災害弱者への支援体制について、チェックができていますでしょうか。

以上、4点質問させていただきます。

○長島邦夫議長 それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

中嶋秀雄地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、質問項目の１の（１）からお答えをさせていただきます。

土砂災害防止法では、県は斜面角度が30度以上あり、その高さが5メートル以上の崖地については、地形、地質、土地利用についての基礎調査を行い、住民説明を行った後に、市町村の意向を踏まえて土砂災害発生の危険性がある急傾斜地崩壊危険箇所として指定することとなっております。

嵐山町では、この調査対象区域が41カ所ございまして、このうち調査の終了した9カ所が現在指定をされております。残りの32カ所につきましては、平成24年度に21カ所が調査済みでありまして、さらに平成25年度中に11カ所が調査予定で、全て終了する予定となっております。

続いて、小項目（２）についてお答えをさせていただきます。

嵐山町内に水害や土砂災害の発生が予想される各種警報が発表された際、レベル１の初動体制として防災担当である地域支援課をはじめ、まちづくり整備課、環境農政課、上下水道課の職員が情報収集や緊急事態が発生した場合の対応のために、役場庁舎において待機することとしています。また、被害が発生し、応急作業が必要になった場合には、レベル２の緊急体制として全ての課から職員を動員して対応に当たるよう地域防災計画の中で定めております。

避難に関する勧告等の発令基準及び伝達方法につきましても、防災計画の中で定めておりまして、例えば避難準備情報の発令につきましては、河川水位が出動水位に達し、かつ以降60分の予想降雨量が30ミリメートルを超える場合、及び60分降雨量が50ミリメートルを超え、かつ以降120分の予想降雨量が100ミリを超える場合、及び土砂災害危険箇所の巡視により前兆現象が発見されたとき、並びに地域周辺の道路冠水状況や支川の水位の危険な状況について職員や町民からの情報があった場合に、防災無線、広報車、口頭伝達または拡声器等を使用して伝達を行うことと定めております。

なお、土砂災害につきましては、指定区域内にお住まいの方には指定区域となっていることは周知済みでありまして、気象情報には十分注意するようお願いをしております。また、リストを作成しておりますので、緊急時には電話連絡や通知等で直接伝達することが可能となっております。

続きまして、(3) についてお答えをいたします。水害につきましては、嵐山町は水防法に基づく浸水想定区域の指定を受けておりませんので、洪水ハザードマップは作成しておりません。

土砂災害対策につきましては、(1) でお答えしたとおり、急傾斜地崩壊危険箇所調査対象の41カ所のうち9カ所が現在土砂災害防止法に基づき区域指定がなされておりますが、残りにつきましては指定実施主体であります埼玉県において平成24、25年度において基礎調査を実施しております。基礎調査後に説明会を行い区域指定が行われますので、区域指定が全て終了した時点でハザードマップを作成する予定でございます。

小項目(4) についてお答えをさせていただきます。

大字古里地内の土砂災害防止法に基づく指定区域内には、特別養護老人ホームの武蔵野ユートピアダイアナクラブがございます。当施設は特別養護老人ホームですので、災害時に避難が必要になった場合、特別に配慮が必要な方が多数入所しております。町では、既に施設の責任者と打ち合わせを行っておりまして、土砂災害警戒情報が発令された場合の情報伝達方法や、いざ避難をする必要が発生した場合の段取り等について確認を行っております。このように災害要援護者施設の安全を確保するためには、施設と町が連携して取り組む必要があると考えますので、これからも必要に応じて打ち合わせ等を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番(青柳賢治議員) それでは、(1) の今調査対象区域が41カ所ということでしたいたのですが、先般新しくできた25年3月の防災計画をいただきました。この地図ではなかなかわからないので、その前に地震のハザードマップ、ここにもそういった箇所が塗り潰されているのですけれども、過去に嵐山町の場合ですと、お年寄りに聞きますと、昭和41年の風水害が大分川島あたりでも雨で大変だったというのを聞きまして、私も今回の本当に局地的な豪雨を見ていまして、嵐山ではなかなかイメージが作りづらいと思ってはいたのですけれども、ああいうふうな短時間的な雨が、本当に50年に1度と言われるような雨が降られたときには、嵐山町の場合はどうなるのだろうというようなことで今回質問させていただいたのですけれども、特にこの防災計画で載せていただいているのですけれども、昭和41年のときの災害記録が、半

壊が10棟、橋の流出が2カ所ということで、やはりこれは大分すごい風水害だったと思っているのですが、私ちょっと気になるのが、平成3年に山林の崖崩れが1カ所あるのです。それから、平成10年にも山林の崖崩れが2カ所、そして平成15年にも崖崩れが1カ所とあるのですけれども、この今防災計画の中に載っている記録は、今1番の（1）でお答えいただいたこの9カ所あたりになってくるのでしょうか、その辺がわかりましたら、お答えいただければありがたいのですけれども。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　お答えさせていただきます。

今のご質問では、現在の指定された9カ所、それが前回、今までの経緯の中での災害場所と一致しているかというご質問でございます。大変恐縮なのですが、ちょっとその辺の突合はしておりません。

ただ、私の記憶の中では、今回のこの9カ所の指定区域の中に杉山がございますが、杉山でたしか台風等で何カ所か、家の敷地の裏山というのでしょうか、そこが少し崩れたというような災害があったというふうには記憶いたしております。

○長島邦夫議長　青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員）　そうすると、25年度中は10カ所が調査予定で、嵐山町にある対象区域41カ所が終わるわけなのですが、こういう事態というのは本当に、埼玉県の越谷市や松伏町で、突然の竜巻みたいなもの起きたりしています。そんな中で、課長のほうからこの9カ所はどこですということをお答えいただけるのでしょうか。

○長島邦夫議長　答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　現在の指定されております地域でございます。9カ所につきましては、実は地域防災計画の中の資料編のほうには全部指定されていない調査対象区域も41カ所、全部資料編の中では記載をしております。その中で、指定されているところについては丸で表示されておるわけでございますけれども、今ちょっと手元に9カ所ございますので、お答えをさせていただきます。

まず、大字吉田地内に2カ所、古里に1カ所、それから遠山に2カ所、根岸に1カ所、そして杉山に3カ所という地域が指定をされております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） 今あえてそこを、私ちょっと資料編を落としてしまって申しわけなかったのですが、今言われた箇所というのは、いろいろな場面を見ると、ああいう短時間の雨が降った場合には、そういう心配がされるというようなこともあるのだと思うのです。

それで、今気象庁のほうの予報警報も、今度8月30日から本当に50年に1度の警報が、直ちに避難しなくてはならないというような特別警報という形で、変わってきているわけなのですけれども、どうなのでしょう。そういう特別警報のようなものが発令されたときには、今の9カ所の場所あたりのものは、それに記録の量が違ってきますので、耐えられる、耐えられないというのはそれはまた別の話ですけれども、かなり心配が必要になるというようなことが現時点では言えるのでしょうか。

○長島邦夫議長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えさせていただきます。

今特別警報のお話がありました。こちらにつきましては、本当に数十年に1度の降雨量と、こういったものが予想される場合に発令されるものでございます。土砂災害の対象区域、この指定区域につきましては、基本的にはこういった特別警報以前の問題でございまして、土砂災害の警報、注意報、気象条件については注意報、警報という段階で、それから避難勧告というような段階になるわけですが、警報の段階では、この地域の方々には十分注意をしていただくと。場合によっては避難をしていただくというような体制で臨むというのが基本的な考え方でございます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） はい、わかりました。

それで、（2）のほうに流れていくのですけれども、いわゆる十分な、大体ここにも書いていただいておりますけれども、伝達を行うことを定めているとかいうことで、そのような今の指定区域内にお住まいの方には、指定区域となっているということの周知、これはもう一度確認させてもらいますけれども、十分周知されているのだということによろしいでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を願います。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 この調査のお話からまず申し上げますと、まずこの対象地域

につきましては、その地権者にこういった調査が行われますと、その敷地内に入らせていただきますと、調査の内容はこういふことでございますということで、まずはお知らせをさせていただきます。

そして、現実には調査を県のほうで委託業者を通じて入りました後に、先ほど申し上げましたように、その調査結果に対する地元説明会を行わせていただきます。そして、町の意見を踏まえて県が指定をしていくというのが手続でございまして、その段階でも地権者の方、そして地元説明会については、地元の区長さんにもご出席をいただき、地元の集会所等で行うというのが基本的な考え方でございますので、そういったところでも周知ができておりますが、さらに嵐山町におきましては、この9カ所内のお宅については、一応こういったことで指定がされておりますので、十分に町のほうからも情報は提供させていただきますけれども、さらに気象情報等には十分注意してください。というのは夜中の2時とか3時になりますと、なかなかその時点での情報伝達というのは難しくなまいりますので、そういったことを含めてお知らせをさせていただいておるということでございます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） その点が確認できて、何よりでございます。

そして、(3)のほうに移りますけれども、ハザードマップ、いわゆる嵐山町は水防法に基づく浸水の想定区域の指定を受けていないということなので、イメージ的に山口だとか島根であったような、本当に川が氾濫して流れている姿がありました。秋田では土石流で民家が押し倒されているようなことがありましたけれども、幸いにしてこの嵐山の地形からいって、今言われているような特別警報前の避難ということが大事だというふうにおっしゃいましたけれども、水によるようないわゆる心配の箇所ということは、町としては特にここが心配だねというような箇所は、水防法の指定を受けていないとしても、町としてはどのようにしてその辺を捉えていらっしゃるのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 河川につきましては、基本的には県のほうで今調査地点を持っております。その2カ所というのが市野川、これは寄居です。そして、都幾川が松山の野本ですか、そちらのほうです。嵐山町については、基本的に河川による氾濫等

の水害というのは予定されていないということで、その区域には指定されていないというふうになっております。現在、心配なところということなのですけれども、議員さん今ご質問いただきましたように、都幾川につきましても市野川につきましても、下流域を含めて大幅に河川改修が行われておりまして、以前は私の記憶では、昭和55年に役場に入ったのですけれども、その1年後だったでしょうか、その年だったでしょうか、その市野川と、それから志賀2区の地産団地から入ってくる川島川、その合流点があふれたことがございまして、床上浸水というようなことがございました。そういったところの心配があったのですけれども、今では川島川、それから市野川も下流域も含めて改修されておりますので、大きな被害が出るということは基本的にはないのかなと。

ただ、先ほど申し上げましたように大雨特別警報、こういったような今までかつてないという、そういった大雨が降った場合には、河川だけでなく、ほかの地域で、ある程度そういった浸水というのは、今全然想定されていないところからそういったものがあるということは、全く予想から外すということではできないのではないかなというふうに考えております。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） 地域支援課の課長からそのような答弁をいただければ、また地域に戻ったり、心配している皆さんにもそういう形で答えられるのかなと思います。

そして、（4）になりますけれども、実際に指定区域内にある老人ホームがあるということでございますけれども、いろいろな施設、町、そして連携した取り組みということになりますけれども、その辺この老人ホームだけぐらいが心配する場所ですというようなことでよろしいでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 土砂災害の危険区域については、一番大きな施設としてユートピアさんの話をさせていただきました。

ただ、それ以外の先ほどありました9カ所の指定地域、今現在の中でも住宅が18軒ございます。そういった方の中には高齢者の方もいらっしゃいますので、今後24年、25年で調査が終了しましたということで、26年度中には恐らく指定がされてくると思います。現在の状況ですと、ほとんど調査対象になったところは指定がなされるとい

うふうに考えております。その場合には、その指定区域の区長さん、地域の方々等のいわゆる避難所、そういった避難勧告が出た場合にはどこに避難をしていただいて、どういった経路で避難をしていただくというようなものを定めたハザードマップをつくるということになりますので、さらにその中で、今議員さんからお話をいただきましたような要援護者といひましようか、そういった方々の避難については、地域、町、消防、いろいろな機関と協力をしながら、その対応を図ってまいるというふうに考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） はい、わかりました。

嵐山のそういう水害関係については、ある程度しっかりした対応ができているのだと、そして今起こっている現象は、非常に極端なものがすぐ普通のように起きてきてしまうと。そして、やはり早目早目の対応、そういうことを災害弱者の皆さんにとっては当たり前のことだと思いますし、しっかりとその辺は安心、安全を守っていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

○長島邦夫議長 2番、行きますか。

○4番（青柳賢治議員） はい。

○長島邦夫議長 この際、暫時休憩といたします。再開時間は2時45分といたします。

休 憩 午後 2時33分

再 開 午後 2時44分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

青柳賢治議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項2の各種子育て支援事業の成果や課題についての質問からです。

青柳議員、どうぞ。

○4番（青柳賢治議員） それでは、2番目に入らせていただきます。

現在行われている各種の子育て支援事業が嵐山町にはあります。その中で、次の事業について、成果と課題ということでお聞きをさせていただきたいと思います。

（1）としまして、ファミリーサポート事業、（2）として子ども医療費の窓口払

い代替事業、(3)として、乳幼児や保護者のふれあい子育て広場事業、(4)といたしまして、こんにちは赤ちゃん事業、これについてお尋ねいたします。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)から(3)の答弁を簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 質問項目2の(1)につきましてお答えさせていただきます。

平成24年度末の会員数は137人、うちサポート会員30人でございます。活動実績につきましては(1)保育施設の保育開始時や保育終了時の子供の預かりが67件、(2)として、保育施設までの送迎が116件、(3)といたしまして、放課後児童クラブ終了後の子供の預かり4件、(4)買い物等外出の際の子供の預かり2件、(5)その他1件ということで、合計190件ございました。病児・病後児の預かりにつきましても8件の利用がございました。

この利用件数からも言えますが、保育施設での保育時間以外の保護者のニーズにお応えすることができているものと考えております。また、平成23年度から始まりましたこの制度も3年目となり、会員数も補助対象となる100人を維持しております。

課題といたしましては、サポート会員を含めた会員数の維持、拡大と、本制度をより多くの方に活用してもらえよう、制度の十分な広報活動が課題であるところのように考えております。

続きまして、(2)につきましてお答えさせていただきます。ご案内のとおり、子ども医療費の窓口払い廃止代替事業といたしましては、小中学生の学年費の補助事業、保育料の減額、各種予防接種等に対する補助という3つの事業を行っております。

まず、小中学生の学年費の補助事業でございますが、この事業は小学生に1万円、中学生に2万円の補助を行う事業でございます。小学生894人に対し894万円、中学生511人に対し1,022万円、計1,916万円余りを補助いたしました。

続きまして、保育料の減額でございますが、平成24年度4月分を基準に算定いたしますと、児童数252人で、年間約920万円の減額となります。

3つ目の予防接種等に対する補助でございますが、この制度はロタ(ロタリックス)の場合2回接種するわけでございますが、1回について500円、おたふくやインフルエンザ等に対しては300円の自己負担で接種できるようにしており、延べ人数といたしましては1,280人、金額では約850万円余りでございます。

以上のことから、これだけの方々にご利用をいただければ、言葉は適切かどうかはわかりませんが恩恵を受けられたと、このように捉えております。まだ、数件ではございますが、窓口払い廃止をとの声もございますが、決算のご承認をいただいた後に、事業の成果として公表していき、ご理解をいただくよう努めてまいりたいと、このように考えております。

続いて、(3)でございます。子育て広場レピにつきましては、既存施設を利用して3カ所で行っております。町民ホールでは会議等のない金曜日、月に1回から4回、10時から14時。北部交流センターでは毎週月曜日、木曜日、10時から12時。ふれあい交流センターでは月曜日、月に1回から2回、10時30分から11時に開催しております。

内容といたしましては、親子で楽しめるふれあい教室、体操、リズム遊び、製作、絵本読み聞かせ等を提供しております。また、ミニ運動会やクリスマス会など季節に合わせたイベントを開催し、たくさんの親子に参加をいただいております。

平成24年度の実績でございますが、各施設を合計いたしますと開設日数が年間150日、参加者の延べ人数が親子合わせて3,002人で行いました。子育て広場において、子供を持つ親が気軽に集えることは、育児について語り合い、問題解決への糸口を発見するなど、保護者に精神的な安心感をもたらすと、このように考えております。また、参加していただくことで、ひきこもりを防ぎ、育児ノイローゼや虐待予防につながると、このように考えております。

地域性、内容を考慮し3カ所での開催をしておりますが、常設の広場を要望する声もございます。今後の課題といたしましては、こうした要望を考慮しつつ参加しやすい子育て広場を開催することが必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、小項目(4)について、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 質問項目2の(4)につきましてお答えいたします。

こんにちは赤ちゃん事業は、次世代育成支援交付金の事業として、平成20年度より生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供と母子の心身の状況や養育環境の把握、助言などを行ってまいりました。

この事業は、母子保健法に基づく新生児訪問事業から分離されたもので、嵐山町では保健師や看護師が訪問をしております。平成24年度の訪問実績ですが、102人の出生数に対し訪問実績は100人で、訪問率98%でございます。出生数の動向ですが、平

成20年度の出生数143人に対し、平成24年度が102人と少子化の傾向が進んでおります。出生後、里帰り先等で長期滞在となるケースにつきましては、滞在先の市町村との連携により訪問を実施しております。

成果といたしましては、訪問により保護者の養育にリスクが見られた場合は、速やかに養育支援訪問事業へ移行し、適切なサービスへの提供がされるため、深刻な問題へ発展することが防げているのではないかというふうに思っております。

一方、課題といたしましては、出生数に対する未熟児の割合がふえている傾向が見られることが上げられます。妊婦の高齢化により未熟児の割合も高くなっているということもありますが、妊娠中の貧血や喫煙、妊娠前や妊娠中の過度のカロリー制限などが考えられ、さまざまな機会を捉えて正しい知識を身につけていただく必要があるのではないかというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） それでは、（1）から再質問させていただきます。

会員数が今、24年度末で137人ということです。そして、この事業が入ってきたときには、預ける親にとってみると非常にありがたい助かる事業だなということで、これをサポートする会員も30人になっているということでございます。

今ここにもありましたように、補助対象となる100人を超えているということで、これはやっぱり喜ばれている事業だなと思います。ただ、その利用の今一番多いのが保育施設までの送迎ということで116件ですけれども、担当の課としてはこの辺のファミリーサポートの持っている事業の意味合いといいますか、そういったものが町民のそういう子供さんを持つ親の方たちに、かなり浸透しているのだというふうに捉えていらっしゃるかどうか、その辺ちょっとお聞かせください。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきたいと思います。

利用の中で送迎が一番多いという結果でございましたけれども、こういったことから全体でいきますと190件ということから考えますと、かなり浸透はしているのだとこのようには考えております。ただ、その他の預かりとか、緊急的な病気や何かのところもちろんございますので、いざというときにはかなり頼りになる制度だと、

このように考えております。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） 最後に、ここにも広報活動が大事だということでございますけれども、やはり若いお母さんにしてみると、出生のときにいろいろなものをいただいているのですけれども、ファミリーサポートってどんな事業なのだというようなことが、まだまだ実際に、私聞いた2件ぐらいの話があるのですけれども、役場に電話をしてみたところ、ところが十分な説明の意味がなかなかわからなかったというように言っているお母さんもいるのです。ですから、もしそういうことでこの事業内容がどういふ事業内容なのだろうなというようなことがあったときには、やっぱりイメージ的に一番わかるような答え方をして、大いに利用してもらいたいというようなことをお願いしたいというふうに私は思います。

ですから、非常に大事な事業なので、これはイメージだとか、それから預けるといふことが非常に町の中でも、それをサポートする会員もそうですけれども、非常に大切な事業で、これからはこういった分野が非常に求められていくと思いますので、もし何かそういうような問い合わせがあったりしたときには、やはりわかるように説明をして、今後やっていただきたいというふうに思います。

（2）に入ります。

○長島邦夫議長 はい、どうぞ。

○4番（青柳賢治議員） この子どもの医療費なのですけれども、非常にこれだけの成果が上がっております。私たちも8月の19、20日に政友会で、不交付団体でありましたけれども長泉町に、子育て支援をする事業ということで研修に行っていました。

その中で、一番子育て事業を長泉町も随分早く、こども課から、今嵐山町にあるような子供の担当、それから学校関係なども、平成12年ぐらいからだったですか、もうかなり早い時期からできておりました。嵐山町よりうんと早くできておりました。子供の数の流入もふえているということでございます。

ふえている理由というのは大体わかったのですけれども、非常に嵐山町の特色なのです、これね。私も実際に医療費の窓口に行ってみて、嵐山町だけになってしまったねと言う人もいますのですけれども、お年寄りがお孫さんを病院に連れていくのですよ。そうすると、私ぐらいの年代のおじいちゃんもいますので、「議員ね、俺はとにかく終わったらすぐうちに連れて帰りたいんだよ」と、孫を。そこで医療費を窓口で払っ

ていなくても、もううちに連れて帰りたいのだというようなことも言うのです。ですけども、実際にそういうふうな努力が、どういうふうになっているのかなということで、ここにきょうは数字出させてもらったのですけれども。これを嵐山町はもっともっと交付していかななくてはならないのだというように思うのです、そういう人に対して。

そして、やっぱり長泉町で言われたことは、結局これをやったら次はこれ、次はこれだということなのです。やはり要望というのは、それは当たり前ですよ、住民の人が住んでいれば、よくなっていくことにこしたことはない。

だけれども、嵐山町の持っている体力が、こういう体力で、こういうサービスができるのだということを、やはり町長を含め我々も、賛同しているところは言わなくてはならないと思う。それが町民にしっかりと浸透していること。そして、むしろ窓口で申請書を出せる、嵐山町の中ではもう出せるわけです。でも役場に持ってくる人もいますけれども、やはりその手数をかけていただくことによって、今言った中学生、小学生1,022万円です。これをわかるように言ってくださいよと。いっぱいいますよ、そういう方が。子供さんのお母さんが言って、そういうことを聞くのだけれども、何だそうなんだ、中学生だとか小学生に1万とか2万出ているのだねということがわからない人がいっぱいいるのですよ、町民の中に。

ですから、この辺は、ここにも書いていただいていますけれども、公表して承認いただいたと、理解いただけるようにまた努めてまいりたいと書いてありますので、ぜひともこの点の持つ意味合い、そういうことをしっかりとやっていただきたいと思います。

それで、一応この予防注射の接種、これも恐らく近隣では嵐山ぐらいしかないと思うのです、この金額で打てるというのは。ですから、これも、それを実際に打っているお母さんたちは非常に喜んで、ありがたいことだと言っていると思います。

ですから、私はこの医療費窓口払いは理解していますので、むしろこの2万円や1万円が出ているのだ、それから接種がこういうふうになっているのだというようなことを、町ができるのですと、皆さんの努力があるのでできるのですという町政を町長にお願いしたいというふうに思います。これはこれで結構です。答弁要りません。

次の（３）なのですけれども、乳幼児や保護者のふれあい子育て広場事業なのですけれども、この中で、きょう回答をいただいた中で、町民ホールでやっている会議な

どがない金曜日、月の1回から4回、この10時から14時。そうしますと、大体未就園児ですから2歳、3歳、4歳ぐらいだと思うのですけれども、これが10時から14時までやっている、その前はもっと長かったみたいなのです。その辺の時間が10時から14時というようになっているところ、この辺もし10時から来て12時をまたぐとすると、お母さんたちなんかお昼なんかどうなっているのかなと思ったりするのですが、その辺わかりましたらひとつ。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

10時から開いているということで、必ずしも14時までいなくてはいけないということではなくて、都合で午前中の2時間、1時間でも結構ですし、お昼を食べてから来る方もいらっしゃる、このような内容で実施しております。

以上です。

○長島邦夫議長　青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員）　この辺は、それぞれ北部だとかも時間があるのですけれども、町民ホールに限って、例えば東松山ですと、そこで何か簡単な軽食が食べられるような場所があるのかも聞いたりするのです。

原則的に、例えば町民ホールで、細かい話になって恐縮ですけれども、10時から14時までやっている場合は、昼を持って来るお母さんもいるのでしょうか、きっと。そのよのところについては、町としてはどのようにご指導されているのでしょうか。

○長島邦夫議長　答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長　お答えさせていただきます。

これといった指定場所というのはなくて、この10時からやるというのも、お子さんの時間というのもあって10時からということなのですから、昼食につきましては、お帰りになる方もいらっしゃいますし、この場所で食べてくれというような場所の指定は改めてはしていないのですけれども、ご存じのようにそういったところも役場の中ではなかなかないものですから、お帰りの方、また公園等でお食べになっている方もいらっしゃるのかなとは思いますが、このような状況で運営しているということでございます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） 一応、あそこの喫茶コーナーですか、販売機が置いてあるようなところ、あそこでは一応食してもいいということで、よろしいのですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 ホールのところということですよ。食べている方もいるのかな、このレビに来た方というのも、私はお昼の確認はしていないのですけども、一般の方で食べている方もいらっしゃるの、正式にいいかどうかと言われると、ちょっと返答に困るのですけども、申しわけないです。

○長島邦夫議長 答弁ありますか、ほかに。それでは答弁求めます。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 町民ホールの今、飲食の件が出ました。管理している総務課でございます。特に町民ホールでは飲食を禁止してはおりません。

当初の計画では、あそこに町民の皆さんがお集まりになって、あそこで親しくお話をさせていただく、談話をさせていただく、そのようなことも考えておりましたので、あそこで食べていただいても、その外のソファのところで食べていただいても、それは結構だというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） やはり子供さんも1人ならまたなんですけども、またその下にいたりしますと、やはり非常に親の立場になってしまうと、そこで済ませていきたいなというようなこともあったときに、もう一回うちに帰ってしまうとまた行くのは厄介だということで、そういう食事ができるような場所づくりなんかも非常に、意見交換もその中ではやっているかもしれないけれども、おにぎりを囲みながらやりすることも大事なのではないかと思ったりします。

それで、外でいいよってということも、天気もよければそれは公園の外のフィットネス21で食べるのもそれは気持ちいいですよ。ただ、そんなときばかりではないわけですから、雨の日もあったり、冬は寒いときもありますから、ぜひともそういうようなところの場所づくりといいますか、そしてそういうところで役場の担当課も、お母さんたちの意見を聞いて吸い上げていくというような形で、こんなこと困っている、こ

れでうまくできたねというようなことを吸い上げていって、やっぱり嵐山町の子育ては、温かい子育てが進んでいますよということを発信していてもらいたいと思います。

最後のこんにちは赤ちゃん事業です。

○長島邦夫議長 はい、どうぞ。

○4番（青柳賢治議員） こちらは、お聞きしたところ、私も3人か4人しか聞いていないのですけれども、来ていただいただけで、もう精神的にすごく楽になったというふうに、助かっているということで承っています。

私は、これ何でお聞きしたかという、保健師さんでしたか、来る方が、何人かいらっしゃるわけでしょうけれども。その人、その人によってやっぱりいろいろ違うのだと思うのですけれども、子育てのガイドブック、こういうのがありますよね。それで、ここにさまざまな不安や悩み、子育て支援の情報も提供していますと書いてあるのです。

それで、私ちょっとお願いしたいのは、ぜひともこのときに事業の意味合いが違うのかもしれませんが、できるだけ嵐山町がこういうふうな子育てをしているのですというような情報も、一緒に届けているのだと思うのですけれども、何かどうも聞くとところによると、それが保健師さんの時間によって30分だったとか、順調な子はそんなにかからないでいくのかもしれませんが、そんなの全然聞かないうちに終わってしまったとかいうこともあるみたいなので、できれば嵐山町でやっているいろいろなサービスを、まずは出生のときにも渡すらしいのですけれども、もう一回その効果を上げて、こんなことがあったらこうだということを言っていただけたらと思うのですけれども、課長、どうですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 議員さんおっしゃるように、この赤ちゃんホームにつきましては、町の保健師も参りますけれども、雇い上げの保健師というふうな場合もございますし、また第2子以降については看護師さん等も訪問をしていただいているということで、その人、その人でやり方が若干違うのかなというふうに思っております。

私も同行したことはございませんので、内容等については詳しいことはわからないのですけれども、なるべくお母さんに沿った支援ができるような形にしていけるよう

に、今後も中で協議をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） ぜひとも、やはりちょっと話ただけでも気持ちが和んで、しっかりと子供を見ていけるという話も聞いたこともありますし、ここに今回、未熟児の割合がふえているということはちょっと、なかなか心配だなと思うのですけれども、そういうことも含めて十分な、こんにちは赤ちゃん事業の持っている意味というものをお母さんたちにも理解していただきながら、しっかりとサポートしていただきたいと思います。

3問目に移ります。

○長島邦夫議長 はい、どうぞ。

○4番（青柳賢治議員） 子ども・子育て支援新制度による取り組みについてでございます。これにつきましては、子育てをめぐる課題の解決に向けて、平成27年度よりスタートする新制度について、今の現時点において考えられます町の対応、さらには町民への影響、このようなことはどのようになっていくものなののでしょうか、お尋ねいたします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 質問項目3につきましてお答えさせていただきます。

平成27年度よりスタートする子ども・子育て支援新制度に向けての町の対応といたしましては、現在、国から示されたスケジュールに基づいて事務作業を進めているところでございますが、具体的には新制度に基づく嵐山町子ども・子育て支援事業計画の策定、さらに新制度に関連する条例等の制定の必要がございます。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、今年度、国から示された調査票をもとにニーズ調査を実施し、来年度、平成26年9月までには計画を策定し、平成27年度の実施に向け町民への周知を図るとされております。町でもこのスケジュールのもとに事務作業を進めているところでございます。

新制度に関連する条例等の制定につきましても、国の子ども・子育て会議での検討内容を踏まえ、来年度、順次制定に向けた準備、検討をしていく予定でございます。

町民への影響でございますが、新制度は幼児期の学校教育、保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度となり、ニーズ調査に基づく事業計画の策定の必要がございます。このため今年度は町民の方にニーズ調査へのご協力をお願いすることとなります。

また、平成27年度から計画に基づく子育て支援事業が開始されますので、新制度へ円滑に移行できるよう周知期間を十分に設け、広報活動等を実施することで、町民への影響がないようにしてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） 今、進行中のものですので、今いただいた答弁ぐらいなのだと思うのですが、何点か確認させていただきたいと思います。

まず、子ども・子育ての給付の事業が一つですね。それで、嵐山町の場合は、今、嵐山の町立幼稚園、それから4つの保育園があります。これが、まずこの新しい新制度が始まったときには、今の現存のまま、そのままの形を残しながら行くのだというようにことになっていくのでしょうか。まず、その辺からお聞きいたします。

○長島邦夫議長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

まず、あくまでもこれは予想なのですが、まだ国のそういった細かいものが出ていませんので、ただ今回行うニーズ調査に基づいてどのくらいの事業量というか、とりあえず量を把握するというのが一つの目的でございまして、それに基づいてキャパシティーとか管理運営とか、そういったものまで規定されていくのかなと思うのですが、今の段階でそこまでの国のものが出ていませんので、基本的には今までと同様に近いものでいくのではと思っていますけれども、はっきりとしたことが申し上げられませんが申しわけないのですが、現状としてはそんな考えでおります。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） それと、今、町のほうで受けている子供さんたちの幼稚園に行くとか何か受け付けがあります。それが、町村の事業になってくるわけなので、そうするとそこでまず親御さんの希望を受けて、そしてそれを町のほうで今度どちらかにするというような調整が働くのではないかとということで、この新制度が言われているのですが、その辺もまだ全くわからないというような状況なのではないでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

基本的には子供さんの人数とかそういったものから考えると、そんなに大きく移動しなくてもいいのかなとは思うのですが、今後どのくらいの、ゼロ歳から何人ぐらい預けたいという希望があるかとか、そういったものを把握していかないと、何とも言えないところがありまして、場合によっては施設の拡大というのも、民間ですとすぐすぐというわけにはいかないかと思いますが、そういったことも考えながら検討していくべき事項だなと思っております。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） もしそうになっていくときに、嵐山町の町立の幼稚園というのは、どのように進むようになるのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 嵐山幼稚園も含めて検討の中に入っているということでございます。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） 本当に今の時期だと、これからニーズ調査をして相当の把握をしないと、何とも言えない部分だと思うのですが。

非常に、町村の自治体にそういう部分が移ってきますので、それに見合う国から、県からの助成といいますか、支援体制ができるようなことも書いてありますけれども、私はやっぱり今回これから行われるニーズ調査についても、ある程度国からの指導だとかもあるのだと思いますが、やはり嵐山町の独自の、今までいろいろな支援の行動計画なんかにもありますけれども、要するに利用者の視点に立った調査、そういうようなことをぜひお願いしたいというように思うのですが、課長、どうでしょうか。

○長島邦夫議長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

実は、国のニーズ調査の骨子というか案が出まして、それに基づいて8月の下旬に埼玉県のアレンジしたものの案が出たのです。それを今後、私どものほうは、今この

計画を策定するために嵐山町子ども・子育て支援事業計画の委員会を、設置要綱でございすけれども設置いたしましたので、その会議の中で、嵐山町独自の項目、特色あるというか、どういうものを把握しなくてはならないかということも含めて検討していただきながら、嵐山町のニーズ調査票をつくっていききたいと、このように考えております。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） ぜひともそのような調査ができる嵐山町だということをお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、もう一点。地域の子供、それから子育て支援の事業、こういったものも一つの枠に入ってきます。そうすると、先般も国立女性教育会館である学童の関係の説明会がありました。そのような部分について、町としてその部分も今度、町のほうの中に入ってくるわけですね。その地域の子ども・子育て支援事業という中で、放課後児童クラブと入ってきます。現段階で結構ですから、今ある部分と、どのようにその変化があり得るものなのか、放課後児童クラブについて。

○長島邦夫議長 この後、一般質問の次の議員も控えているのですが、同問について簡単に答弁をさせていただきます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

基本的には、学童クラブは基本的には変わっていかないと思います。ただ、年齢とか、面積とか、それはニーズによってもう一回検討を重ねた中で、結果的には一緒にというか、今現在の施設、人数等がいければいいかなと思ってはおりますけれども、申しわけございませんが、そんなことでお許しいただけたらと思います。

○長島邦夫議長 青柳賢治議員。

○4番（青柳賢治議員） この制度も、とにかく子供を産んで育てやすくということが目指した新制度なわけなのです。それなので、やはり嵐山町の子育てが、よその町村には負けないのだという意気込みで、ニーズ調査もやっていただきたいというふうに思います。

以上、終わります。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 河 井 勝 久 議 員

○長島邦夫議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号４番、議席番号８番、河井勝久議員。

それでは、質問事項の子ども・子育て関連３法に関する放課後児童健全育成事業（学童保育）について、どうぞ。

〔８番 河井勝久議員一般質問席登壇〕

○８番（河井勝久議員） ８番議員、河井勝久です。議長のご指名を受けましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

私は、子ども・子育て関連３法に関する放課後児童健全育成事業（学童保育）についてご質問いたします。先ほど青柳議員の質問の中にもちょっとあったのですが、実は私がこの質問を出した後、８月の２８日に女性教育会館で郡下５町に説明がありました。

これは、全国学童保育室連絡協議会の事務局長ですね、これから始まる学童保育についてという形で、るる説明があったのですが、それを私も聞きまして、私の質問の内容とこの説明の内容がほとんど同じなのかなあというふうにお聞きしてきたのですが、これらも参考にしながら質問させていただきたいと思います。

それで、２０１５年度に本格実施となる子ども・子育てに関する新制度に向けた準備が現在進められているというわけでありますが、それで学童保育のあり方も変わろうとしております。２０１３年度の学童保育数は２万１、６３５カ所で、前年比７８９カ所ほどふえていると。４万１、７８１人の増との報告もありますけれども、これまで学童保育には保育所のような最低基準が定められていなかったことが問題とされてきました。法改定後は、国が省令で示す基準に従い、各自治体、市町村が条例で基準を定めることになります。そこで、次の質問を行いたいと思います。

（１）としまして、国の基準に従うのは指導員の資格と配置人数のみで、その他施設の基準や開催日、時間についてなどは参酌することにとどめられるようでありますが、放課後児童クラブガイドラインはあるけれども、法的拘束力はないというふうになっています。町はどのような条例化を行うのか、またいつごろ提案となるのか伺います。

（２）といたしましては、指導員の資格についてはいろいろと議論はあるわけですが、学童保育が単なる居場所や遊び場ではなくて、生活の場として位置

づけられてきた歴史があることを踏まえれば、今後どのような指導員の資格基準が設けられるのかお伺いしたいと思います。

現在は、無資格者の人、非常勤、パートの人も多く働いていると聞きますけれども、その人たちが排除されることがないように何らかの経過措置を設ける必要があるのではないのでしょうか。人数について常時3人以上は配置が望ましいと思いますけれども、対応について考えをお伺いしたいと思います。

それから（３）にいたしましては、児童受け入れ年齢も現行法では10歳までとされておりますけれども、改定後は6年生までに拡大されるわけであります。預けて働く親にとっては、これは大変うれしいことではありますけれども課題もあるというふうに思っております。

学童保育は、子供の生活の場として出欠を確認し、指導員と子供のかかわり合いが大切にされてきたわけでありますけれども、4～5年生になると子供の体形も大きくなる、遊びも変わってくるというふうに伺っております。雨の日などは外遊びができないので室内遊びとなるわけでありますけれども、こういう中であって現行の施設の許容量としても、低学年と高学年との居場所の問題も出てくるというふうに思いますけれども、これらについての対策についてお伺いしたいと思います。

それから（４）番目ですけれども、これまで提供されてきた学童保育の子供たちへのおやつ廃止など、深刻な問題も出てくるようにお伺いしております。配慮はどうなるのか伺いたいと思います。それから、また保育料金などの改定も予定があるのか、お伺いしておきたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 それでは、小項目（１）から（４）について答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

町といたしましては、近隣町村の動向も踏まえ、国から示される基準をもとに条例化を検討する予定でございます。いまだ国からの基準は示されておりませんが、考えられる基準といたしましては、対象児童、定員、指導員配置基準、開設日、保育料等が考えられます。また、提案時期につきましては、町で策定をする子ども・子育て支援事業計画にも関連してまいりますので、平成26年９月議会への予定で考えております。

続いて、(2)につきましてお答えさせていただきます。

町の各学童保育室の平成25年4月1日の状況でございますが、4学童で常勤の指導員6名、非常勤の指導員12名が勤務しております。そのうち資格保有者は、保育士または幼稚園教諭の資格保有者が4名でございます。

また、配置人数につきましては、菅谷小学校ひまわりクラブが常勤2名、非常勤2名。菅谷小ひまわり第2クラブが常勤1名、非常勤2名。志賀小てんとう虫クラブが常勤2名、非常勤4名。七郷小こどもの森が常勤1名、非常勤4名でございます。

国の会議の中でも、指導員の資格基準等につきましてはさまざまな議論がなされておるところでございます。町といたしても国の動向を注視し、現在の学童保育室の運営に影響が出ないよう対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、(3)につきましてお答え申し上げます。町の各学童保育室の平成25年4月1日の状況でございますけれども、菅谷小のひまわりクラブが児童数41名のうち4年生以上の児童12名が在室しております。菅谷小ひまわり第2クラブが児童数46名のうち4年生以上の児童が11名在室しております。志賀小てんとう虫クラブが児童数60名のうち4年生以上の児童が22名在室しております。七郷小こどもの森が児童数48名のうち4年生以上の児童が18名在室しております。現在でも町は4年生以上の児童につきまして受け入れをし、運営を実施している状況でございます。

今後、新制度での基準の改定により6年生の児童まで受け入れるとなった場合につきましても、現行の状況であれば、学童保育室の運営に影響はさほどないものと考えております。

さらに、今年度実施予定のニーズ調査の中で、高学年4、5、6年生での利用希望について調査を実施する予定でございますので、この調査の結果を踏まえ、事業計画に反映させるべく今後検討をしていく予定でございます。

最後になります。(4)につきましてお答えいたします。嵐山町の学童保育室につきましては、4学童全て父母会に運営を委託しており、保育料等の利用料金につきましては、それぞれの学童保育室の運営状況により父母会で決定をされております。

新制度の実施に伴い、対象事業費が確定しませんが保育料等の利用料金についても確定することができない状況でございます。町といたしましては、保護者負担が増加しないよう十分な予算対応ができるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 質問させていただきます。条例化の目安の問題なのですから。今、国等も検討していると。それに従って県も町もこれからいろいろと考えていかなければならないという今の答弁なのですから、国の基準に従うのは指導員の資格と配置人数のみと。問題となるのは施設の基準、これは大きさなのですから、それから広さですね。それから開催する日、とりわけ土曜日だとか、その他祝日などはどうするのか。あるいは時間は、現在は学校授業の終了時から6時までというふうになっているわけであります。これらの関係について延長等も、それはそれぞれその学童教室の中で、いろいろと父母との話し合いなんかはあるのだらうと思うのですけれども、こういうことについてはどうなのでしょう。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

まず、今の学童の基準なのですから、これは県の基準に従って、1人につき1.65平米で、職員の配置でございますけれども、20人以上は3名以上ということで現行のクラブも実施しておりますので、それが一つの基準になるのかなとは思っております。ただ、確定しているわけではございませんので、今の段階ではこの数値的なものが基準になるのではないかなとは思っております。

あと土、日、祝日、それから延長保育ということでございますけれども、そういったものもニーズ調査の中で把握していきたいと、このように考えております。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） これからニーズ調査始まるというお話でございます。とりわけ条例化するわけですね、これは。課題や議論がどのようにされていくのか、この条例化の目安とすれば、先ほどもちょっと青柳議員さんの中でも答えられてはいたのですけれども、平成26年の秋ごろまでと。秋ごろというのは定例議会の中でというふうなご回答だったのですけれども、それに向けての条例整備、これらについてはどのように行っていくのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

これからニーズ調査の検討をして、票をまとめてそれで出して、簡単に言いますと、今年度その取りまとめを行って、次年度から実際のニーズ調査に基づいた施策を契約の中にすり込んでいくという考えでございまして、9月というのは、国がどこまでの条例をとというのが明確に今のところ出ていませんけれども、おおむね認可基準だとか運営基準、支給認定等々の条例化というようなのは情報としては入っていますので、ただ9月というのは、次年度の募集に10月には入っていきますので、何としても9月までに条例化をしたいと、このようなスケジュールで今考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そこは終わりました。

子ども・子育て会議の問題なのですが、これは設置しなければならないわけでありまして、これもスケジュールからすれば、今年度中に発足させて、先ほどこっちと発足させたようなお話があったのですが、事業計画の策定を条例化までにこれは決めておく必要があるのだらうというふうに思っているのですが、これについてもどう今後対応していくのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 子ども・子育て会議につきましては、条例化になるのだらうと思うのですが、平成27年度から発足できるような形で、それは今、現行の契約が26年度で切れて、それにかわるものとして27年度から子ども・子育て会議に移行していくということで、今考えております。

ただ、まだ条例設置にするのかどうかというのも明確にはなっていないのです。これから検討していきたいと、このように考えております。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） そうすると、子ども・子育て会議というのは、その条例をつくるため、あるいはいろんな支援事業計画をつくっていくための諮問会議というふうにはならないということでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 今、設置の計画の委員会を設置したということで

ざいまして、計画づくりのための委員会組織ということで、先ほど来お話をさせていただいておりますけれども、会議のということになりますと、その後の関係になってくるのかなと思っております。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） それでは、（2）番に移らせていただきたいと思いますけれども。

○長島邦夫議長 はい、どうぞ。

○8番（河井勝久議員） 指導員の資格、基準の問題です。国の学童保育の予算は極めて少ないわけです。これまでもずっと見ていてわかるのですけれども。各保育所の運営というのは大変厳しい中で、それぞれ自治体のこれから事業責任というのは大変大きくなっていくだろうというふうに思っているのですけれども。これ条例化されれば指導員の数というのは、現行では足らなくなるのかなと。

というのは、資格を持っている人、これが定められてきてしまうわけですから、今持っていない人の数のほうが、先ほどの報告の中でも非常に多いわけです。できれば、この持っていない人の勤続年数、今おわかりになりますか、わからなければ後で答えてくれても結構です。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 細かい資料がないので、後でということでご了解いただきたいと思います。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 私は、この指導員資格を現在持っていない人、この人はパートだとか非常勤などの人で、この人の今後の対応というのは大変難しくなってくるのかなというふうに思っているのです。

これは、いろんなところで問われてきているのですけれども、雇用の確保の面から、まさか解雇はしないと思います、解雇できないと思いますよ、この資格のない人を。資格のある人というふうに条例で定めると、現在資格のない人で非常勤だとか、それからパートで学童保育室に勤めている人は、そうするとこれから指導員としての資格を満たすために必要な対応策が出てくるというふうに思うのですけれども。

国に教育指導などの資格制度が今現在ないわけですね。そうすると、県などがこの

資格を取るために新たな対応機関をつくって、養成などの指導をしていくのでしょうか。町でその指導はちょっとできないだろうと思いますけれども、その辺はどうかお伺いしたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

現在、県がやるかどうかというのははっきり出ておりませんし、そこまで煮詰まっていらないのかなとは思うのですけれども、いずれにしても経過措置というか、とっていただくような状況をつくっていかなくてはならないと、このように考えております。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） ここがやっぱりちょっと曖昧なのではないのかなというふうに思っているのです。やっぱりちゃんとしたその指導員をつくっていく養成機関、これはやっぱり県がつくってそして指導していってもらわないと、これから先、勤務をしようとする人も大変気持ち的にも何となくすっきりしない、あやふやなものが出てくるのだろうというふうに思っているのですけれども。とりわけそういうものについても、これからは町としても対応していったら、不安のないような対応をとっていただければというふうに思っています。

それから、指導員の勤務、現在もばらばらなわけですね。仕事も事務作業から保護者との相談、それからおやつなどの買い出し、その他さまざまな仕事、作業があって、大変指導者としても仕事内容が多様化しているというふうにお聞きしております。

そのため大変条件も厳しいというふうに思っているのですけれども、条件整備について町内施設、4つあるわけありますけれども、全て同じ内容となっているのでしょうか。勤務や何か、それからその労働条件だとかそれらについては。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

先ほどの答弁の中でお話ししたかと思うのですけれども、協議会で私どもは4クラブの協議会というのをつくって、その支払いとか各クラブの支払いやなんかは私どもの臨時職員、私どもというか、クラブで雇った臨時職員がやっております。

ただし、先ほども申しましたように、全て4学童の条件が同じかということ、それは

料金やなんかも違ってきておりますし、多分若干ずつは違ってきているのだと、このように考えております。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） これは賃金の問題もあるのだと思うのですけれども、4つ学童保育施設があるわけです。この指導者あるいはパートさん、あるいは非常勤の人の賃金などは、これは町で決めているのでしょうか。あるいは、先ほども保護者の協議会の中で決めて支払っているようなものもあるので、それぞれ違うような答えが出たのですけれども、例えばそういう面で4つの施設の中の賃金格差というのはありますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 大変申しわけないのですけれども、そこまで私どもは把握してございませんで、多分クラブによって料金も違いますし、そういった意味から違うのではないかというお話をさせていただいたところでございまして、それぞれ対比を行ってみたというのは、ちょっと私のほうでは把握しておりません。申しわけございません。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） この辺が学童保育室をこれまでずっと進めてきた問題点だというふうにお聞きしているのです。そのために保護者負担の多いところ、少ないところさまざまなその問題点もあったと。大体公設民営みたいな形で学童保育というのはやられてきたと。このところを今後、条例を決められてくるということになれば、こういう問題というのはおのずと出てくる問題だろうと思いますので、これは十分これから検討していきながら、嵐山町の4つの施設なら4つの施設が労働条件なり、賃金なりそういう問題についても全て同じような形になっていくというふうに、検討課題だろうと思うのですけれども、頭の中に入れておいていただければというふうに思っています。

次に、移らせていただきたいと思いますけれども、3番目。

○長島邦夫議長 はい、どうぞ。

○8番（河井勝久議員） 子供の居場所、放課後の児童の生活の場として、一人一人きめ細かい対応が学童保育では必要と言われておるわけでありましてけれども、大変な難

しさもあると。それは子供が学校の授業を終わって、それぞれ自分の家に真っすぐ帰れずにそれぞれの学童に帰るというのですか、自宅へ帰るような形で帰るという形では、自分の子供さんの置かれている立場からして、いわゆるある子は真っすぐに家に帰る、そこには家庭で、お父さんはほとんど働いているのだと思うのですけれども、お母さんなり、あるいはおじいさん、おばあさんがいるとかという形ではあるけれども、子供は6時ぐらいまでは学童保育に帰らなければならないという形では、子供の心の中にも若干の違いがあるというふうにお聞きしております。そのために難しさが出ていると。

現在4年生まで、延長でその先もという保育の施設もあるというふうにお伺いしたのですけれども、4年生が終わりだという形の、これから6年生まで延長が可能となると、働く親にとっては、先ほど私も質問の中で言ったのですけれども、大変喜ばしい、うれしいというふうに思って、この預かり時間が延長されることというのは大変喜んでいいるというふうにもお聞きしたりしております。

問題点がこの中で出てくるのは、低学年から5～6年生までの高学年になると、体格、体形も全然違ってくると、遊びも違ってくると、食べる量も違ってくると。雨の日などは外遊びもできないという形での問題で、今の4施設それぞれ大丈夫だろうという課長の先ほどの答弁の中でいくと、当初ひまわりが70人を超えて1つ施設をふやして、ひまわり第1、第2になったのですね。そういうことを考えていくと、今の志賀小、あるいは七郷小の施設もかなり厳しいのかなというふうに思っているのです。

というのは、当然この中で6年生いうふうになれば、これからのニーズ調査が始まってくると、その人たちの数も現行預けているのが、さらにそういうふうで延びてくるとなれば、預ける人が多くなってくるのかなと。

全国的にもこれ見てくると、やっぱり多いそうです。その中で、今度1年生から4年生までという形が6年生までの全体的になると、当然それは減るわけではなくてふえると。と同時に、体の大きな子がその中に入るわけですから、この居場所の問題等で問題が出てくるのかなというふうに思っているのですけれども。設備の拡充などは必要ないだろうというお話だったのですけれども、よしんばこういう問題が出てきたときの対応、対策ですか、これについてはどう考えているのでしょうか。これは、町長ですか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大変微に入り細にわたって細かい質問をいただいて大変ありがたいわけですが、課長のほうも苦慮しています。

というのは、決まったあれが提示をされていない、こういうふうな形になるのではないかっていう中でのご質問でございますので、そういう結果になるのかなと思うのですが、先ほど議員さんのほうから話がありましたけれども、雇用というものがこの一番の今度の動きのある基本中の基本だと思うのです。女性の雇用。それで、その保育所というのが、横浜方式とよく言われますが、横浜方式で待機児童をゼロにしたと。それで、今そここのところが緩んできているのが、無認可保育所というのを認めていこうということなのです。

それは、今までと同じような資格がない人も含めてそういうものを認めていこうという形で、保育所のボリュームをふやしていく。それと一緒に、ここのところに出ている学童保育、それから放課後児童教室、これが文科省、厚労省、総務省、こういうふうになっているわけです。ですから、そここのところを調整をして、どうにかその子供が育てやすい状況をつくっていこうというのが、この基本中の基本だと思うのです。ですので、いろんな形のところが、保育料が上がる部分というのが、特別上が入ったら入り切れなくなりますし、下げるということも毎々話しているように、負担と給付の関係がありますからバランスが取られるのでしようけれども、そういう一番の原点に向かっていくのではないかと。ですから、入りやすいように、それで預けやすいような形にいくのではないかと。

ですから、その3年生だとか4年生以下、6年生までどうだというような話がありますけれども、これはだから調査をなさいということですから、そここのところがふえてきたのを上の人には構わず置いておくというのは絶対にあり得ないわけですから、そういうものも加味して新しい形のものをつくっていくのではないかなと、基本的にそういうふうに思っています。

ですので、ちょっと質問が細かいところが、なかなか答弁がうまくできないで大変申しわけないわけですが、そういう状況ですので、情状をご賢察いただいて、ご容赦をいただきたいと思います。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8 番（河井勝久議員） 大変これは、これからの課題ですから。

それで、私は、こういうもので一挙に施設が狭くなってしまったからこうしようというのは、それはもう大変なことだろうと思います。

一つは、例えばこれからの課題として障害がある人が、そのまま預けたいと、学童保育に預けたいという者が出てきたときなんかは、この受け入れる場所の問題、あるいは下から上までこう一緒に遊んだりなんかするというと、障害のある子供が隅に追いやられてしまうような形も出てくる可能性も出てくるというふうにお聞きするのですけれども、よしんばこういう問題が出たときの問題というのは、これは対応に大変苦慮すると思うのですが、そこら辺も検討課題には入ってきますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

現在も障害のある方も受け入れておりますので。ただ、施設的に、その子に合ったものということにはならないと思いますけれども、障害をお持ちのお子さんもクラブで受け入れている現状でございます。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8 番（河井勝久議員） それで、これはちょっと教育長さんにお聞きしたいのですけれども。

○長島邦夫議長 教育長にですか。

○8 番（河井勝久議員） はい。

現在、学校の余裕教室あるいは空き教室なのですけれども、財産の貸し付けの問題が出てくるわけですね、例えば学校を使わせるということになってくると。そういう問題で、もう今の施設ではとてもではないけれども、狭くて足りないとか何とかになってきたときには、この貸し付けなどできるのでしょうか。ある自治体では、もう既にそういうふうにして、空き教室などを利用させているというところもあるというふうにお聞きしているのですけれども、そういう考え方というのは出てきますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

今のお話でございますけれども、既に志賀小学校のてんとう虫クラブは、学校の教

室を財産処分しまして、2教室分を教育財産から処分をしまして、学童保育室に活用しておりますので、今後、各学校で余裕教室というのがあって、一番の問題は、例えばどうにか一部屋はなるといっても、学校の授業の関係もございますので、1階の一番隅だとか、そういった条件もなかなかそろわないとできない面もあるのかなとは思いますが、やるということは既に申しておりますので、できると思います。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） それでは、最後に4番目に移らせていただきたいと思いますけれども。

○長島邦夫議長 はい、どうぞ。

○8番（河井勝久議員） 現在、学童保育ではおやつが出されているわけです。学校の授業が終わって、子供たちはもうおなかをすかせているということを聞くのですけれども、低学年と高学年では食べる量も、先ほども私言ったのですけれども、食べる量も違ってくると。そうすると、おやつなど一緒に食べると、子供にとっては深刻な問題が出てくる。というのは、差が出てくると。一緒に食べているということになれば、もう片方は足りない、片方は足りるか足りないかわからないのですけれども、そういう問題がちょっとあって、不満というのが子供たちに出てくる可能性もあるらしいのです。

例えば高学年にはパンか何かのおやつで、低学年にはあめだとか煎餅だとかという形になってくると、いわゆる差別意識というのがあらわれてくるような、そういう子供たちもいるというふうにも、保育所によっては聞くのですけれども。これらを、これから保護者の人たちがどういうふうに負担をしていくことによって変えられるのかという問題、あるいは町の助成金や何か、補助金なんかの問題でも変わってくるのだというふうに思っているのですけれども、これらの対応についても、今後は検討課題であろうと思いますし、大変な問題が出てくるのかなというふうに思っているのですけれども、それらについての対応も、ちゃんと指導的なものができているのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

実際には、各クラブでどういう状況で出されているかという、ちょっと私どもも

把握していませんけれども、おやつは必ず出している。ただ、低学年から高学年にどのような割合というか、量が違うのかどうかというのはちょっと把握しておりませんが、今後の中で、ちょっとまだ不明なところがございますので、そういったおやつまでのことまで入ってくるのかどうか分かりませんが、いずれにしても4クラブの協議会がございますので、そこで足並みをなるべくそろえていって、格差のないように努めてまいりたいとは考えております。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） この指導員さんに聞きますと、今後こういう問題が大きくなっていくのかなというふうに悩みを持っております。そのために、では料金を上げようとかなんとかというの、大変言いづらい問題も出てくるので。それと、保護者負担の問題、それらの問題も、これはもう十分話し合いの中からさまざまなこの保育料金が出されてくるだろうと思いますし、町も補助金を出す以上はそれらの問題についても、きちっとやっていく必要があるのかなというふうに思っています。

これからニーズ等のアンケートなんかもとりながら、町としては条例もつくっていくと、その中での基準づくりもきちっとしていくということでの回答もされております。やっぱり子育てというのは、大事な問題でありますし、そういう意味で言えば、再来年度に向けて、町はこの問題について十分な検討をしながら、いい方向でつくっていただきたいと思います。

できれば、この問題についてはこれからもいろんな質問が出てくるだろうと思いますが、できる限り町のほうもこの問題については議会のほうにも報告していただけるようお願いいたしまして、私からの質問は終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

〔「議長」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 教育長、何か。

○小久保錦一教育長 河井議員さんに。

○長島邦夫議長 では、答弁を許します。

どうぞ。

○小久保錦一教育長 先ほどの学童保育が6年生までふえていったときの教室の対応ですけれども、こども課長が答えましたが、志賀小につきましては、あの時点ではそういった形で、教室をそういう形にしたのですけれども、現状の中では各小学校とも現

在、空き教室はゼロなのです。そういう中で、今後それが全町的に今、厳しい状況にあるということは一応お含みいただいて、現在のところではあわせてお答えさせていただくということでご了解いただくとありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 大変ご苦勞さまでした。

◎散会の宣告

○長島邦夫議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 4時05分)

平成 2 5 年第 3 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

9 月 1 0 日 (火) 午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

第10番議員 清 水 正 之 議員

第 9 番議員 川 口 浩 史 議員

第 2 番議員 大 野 敏 行 議員

第12番議員 松 本 美 子 議員

○出席議員（１４名）

１番 森 一 人 議員	２番 大 野 敏 行 議員
３番 佐久間 孝 光 議員	４番 青 柳 賢 治 議員
５番 小 林 朝 光 議員	６番 畠 山 美 幸 議員
７番 吉 場 道 雄 議員	８番 河 井 勝 久 議員
９番 川 口 浩 史 議員	１０番 清 水 正 之 議員
１１番 安 藤 欣 男 議員	１２番 松 本 美 子 議員
１３番 渋谷 登美子 議員	１４番 長 島 邦 夫 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 岸 堅 護
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
安 藤 實 副 町 長
井 上 裕 美 総 務 課 長
中 嶋 秀 雄 地 域 支 援 課 長
中 西 敏 雄 税 務 課 長
山 下 次 男 町 民 課 長
岩 澤 浩 子 健 康 い き い き 課 長
青 木 務 長 寿 生 き が い 課 長
植 木 弘 文 化 ス ポ ー ツ 課 長
大 塚 晃 環 境 農 政 課 長
内 田 孝 好 企 業 支 援 課 長
田 邊 淑 宏 ま ち づ く り 整 備 課 長
新 井 益 男 上 下 水 道 課 長

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小 久 保 錦	一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
大 塚	晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員でありますので、平成25年嵐山町議会第3回定例会第7日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いします。

◎一般質問

○長島邦夫議長 それでは、日程第1、一般質問を行います。

◇ 清 水 正 之 議 員

○長島邦夫議長 本日最初の一般質問は、受付番号5番、議席番号10番、清水正之議員。

初めに、質問事項1の労働者の所得引き上げについて、どうぞ。

〔10番 清水正之議員一般質問席登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。一般質問を行います。

まず最初に、労働者の所得の引き上げについてお尋ねをいたします。国交省は、3月29日に設計の労務単価の引き上げと同時に技能労働者への適切な賃金水準の確保について、業界団体や自治体にも同じ通知が来ていると思いますが、通知をいたしました。この中で、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる賃金が適切に支払われていることが重要というふうに指摘をしています。引き上げ額は全国平均で15.1%だったと思います。また、中央最低賃金審議会は、全国平均14円の引き上げを答申いたしました。

そこで、一つは設計労務単価の引き上げに対する、4月から適用するということになっていると思いますが、町の対応をお聞きしておきたいというふうに思います。

同時に、このことが将来的には公契約条例に一步踏み出すのかなというふうにも感じています。そういう点での公契約条例の制定についての町の考え方をお聞きしてお

きたいというふうに思います。

同時に、最低賃金の引き上げに対する町の臨時職員の対応についても、あわせてお聞きをいたします。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えをいたします。

平成25年度の公共工事設計労務単価が決定、公表されまして、前年度と比べ全国全職種平均で15.1%、被災３県の平均では21%、被災３県以外の都道府県で14.6%の上昇となり、これに伴いまして、国土交通省から平成25年度公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置が定められました。

これを受けまして、技能労働者等への適切な賃金水準の確保のため、平成25年４月１日以降に新労務単価を適用し、設計を行い、契約を締結する場合については早期に新労務単価を適切に適用するよう通知がされたところでございます。

また、平成25年４月１日以降の契約で、既に旧労務単価を適用し、契約を締結済みのものについても、新労務単価に基づいた契約に変更するための特例措置が講じられました。

当町では、特例措置の対象工事となる平成25年４月１日以降に契約を行った工事で、旧労務単価を適用して積算し、契約を締結したものはございませんでした。

平成25年４月１日以降に契約しているものにつきましては、新労務単価を適用して積算し、契約を締結しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 続きまして、小項目（２）について岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目１の（２）につきましてお答えをさせていただきます。

公契約条例の制定につきましては、以前から議員各位から質問をいただき、また埼玉弁護士会等各種団体からも要望をいただいているところであります。

嵐山町では、契約締結時におきましては、各種約款や建設工事に係る入札参加者の特記遵守事項等を遵守するように受注者に求めています。

具体的には、労働基準法、職業安定法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法、その他労務に関する一切の責任を負わなければならないと定めているところでございます。

なお、本年4月1日付で平成25年度嵐山町の入札契約制度の基本的な考え方、これを公表したところでございます。その中では、労働関係法規の遵守として、当該契約の履行に従事をする者の労働環境について疑義が生じた場合には、その従業員等から聞き取り調査等を行うなどの雇用状況調査を実施することができる旨の規定を盛り込んでおります。

公契約条例につきましては、全国1,742市区町村のうち制定している自治体は8市区町村とのことでございまして、埼玉県内では条例制定の動きがないようであります。

先ほど申し上げましたとおり、これまでもさまざまな取り組みを行っておりますので、現在のところは制定をする予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 続いて、小項目（3）について井上総務課長。

○井上裕美総務課長 質問項目の1の（3）につきましてお答えをいたします。

臨時職員の1時間当たりの賃金につきましては、非常勤職員、臨時職員取扱要綱により定められておりまして、一般事務800円、幼稚園教諭900円、レセプト点検業務950円、小中学校教諭、介護支援専門員1,000円など平成20年度から同額で計上させていただいております。本年8月22日には埼玉地方最低賃金審議会では埼玉労働局長に対し、ご指摘をいただきましたとおり、埼玉県の最低賃金額を、時間額771円を14円引き上げ785円とする旨の答申がなされました。

今後につきましては、他市町村の状況や経済動向等を注視し、的確に判断してまいりたいと考えております。

なお、平成24年度の県内の市町村の一般事務の臨時職員の時給につきましては、最低額760円、最高額1,050円でございます。本町と同額の時給800円の市町が19市町でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 労務単価の問題については、4月1日から適用をしているということでありました。そういう面では、いち早く適用をさせていただいたのかなというふうに思います。

そこで、私も非常に字面で見えていたのではよくわからなかったものですから、フローチャートをつくりました。そこで、副町長のほうにはお渡しをしておりますので、

それで少しお聞きをしておきたいというふうに思います。

先ほど副町長のほうから話がありましたけれども、全国、全業種でということで引き上げがなったということで、全国的には51業種というふうに私は、51業種2,247区分ということでお聞きをしたのですけれども、24年度の工事については、工事の入札については全て新基準ということで適用をしたということですのでよろしいでしょうか。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤　實副町長　新労務単価の積算、設計に当たっての積算でございますけれども、今年の4月1日以降の入札に付する、それから後の契約でございますして、それ以前のものにつきまして特例措置が設けられておりまして、平成24年度中に積算をし、契約が平成25年の4月1日から発生するものについては、これにつきましては新労務単価で積算をし直して、そして契約変更を行うと。こういうふうなことが指導されておまして、嵐山町におきましては該当するものはなかったというふうに思っております。

以上です。

○長島邦夫議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　そうすると、具体的には新労務単価で契約した部分は嵐山町としては発生していないということなののでしょうか。

今、いろいろとそういう点では事業が進められていると思いますけれども、その中でこの労務単価の変更で該当する事業というものはないと、なかったという認識でよろしいでしょうか。

○長島邦夫議長　安藤副町長。

○安藤　實副町長　平成25年度の予算に計上してございます建設工事にかかわる調査測量費あるいは設計費、それと工事請負費ですね。これにつきましては、全て新労務単価に置きかえましてこれまで入札を実施してきておりますし、今後も新労務単価による契約を行っていくというふうなことでございまして、平成24年度中に積算したもので平成24年3月までに入札に付したもので、工事の契約の期間が平成25年4月1日以降にわたるものについては、新労務単価に変更しなさいよというふうな指導がありまして、先ほどの説明についてはそういった意味の説明でございます。

○長島邦夫議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　もう一つ、この労務単価については、いわゆる本人負担分で

ある社会保険料そのものを積算の根拠として15.1%の引き上げというふうになっているかと思うのですが、そういう点ではできるだけ社会保険に移行しなさいよというのが今度の労務単価の引き上げの根拠だと思うのですね。

そういう面では、元請はもちろんですが、下請、孫請についてもこの労務単価を守りながら、その指導も行政の上ではやっていかなければいけないのかなというふうに思うのですが、そういう点での指導の貫徹というか、その点については町はどうお考えでしょう。

○長島邦夫議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 今回のこの改正は、議員さんよくご承知のことと思いますけれども、低賃金下に置かれていた労働者の適正な賃金水準への引き上げ、それから今おっしゃられた社会保険の加入というのが大きなこの改定の狙いとなっておりまして、その趣旨を徹底するためにも業界団体、それから都道府県、市町村、公共団体、そして民間の団体と、そういったところに対して適正に運用するようにというふうな通知が出ております。

町におきましては、全ての受注者に対しまして労働者への適正な賃金の支払い、それから使用する労働者を社会保険等へ加入させること。それから、下請業者も同様の対応をとるように元請のところから指導すること。これをホームページ上で要請をしていきたいというふうに考えております。その内容については、議員さんおっしゃられたように、今回の改定、引き上げ、労務賃の新労務賃には本人負担分の社会保険料が含まれています。それから、事業者、受注者のほうの負担分につきましては、現場管理費の中に含まれていますと。そのようなこともホームページ上で明記をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今、副町長が言われるように、そういう面では下請や孫請についても、これを徹底させるというのが建設業者というか、働いている人たちの賃金を守るというふうになるのだと思うのですね。どうしても下請、孫請になると、その徹底というものが非常に弱くなってきてしまうのではないかという懸念があるのですが、その辺は公共事業という趣旨の観点から、そこまでやはりきちっと徹底をし、下請、孫請までこの新しくなった労務単価の問題、それこそ社会保険や雇用保険

も含めたその徹底というものが求められるかなというふうに思うのですけれども、そういう点ではこれ予定価格にも関係するわけですが、そういう面での徹底が果たしてホームページだけでいいのかどうか。契約時点でその徹底を、下請等に対する徹底もやる必要があるのではないかと思いますのですが、その辺の徹底についてはどうお考えでしょうか。

○長島邦夫議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 下請業者と受注者との関係、とりわけ雇用管理につきましては、入札参加者の特記遵守事項というのが公表してございまして、一般的な今申し上げました受注者と下請業者との関係は、その辺で適正な請負額に基づく下請業者との契約というのでしょうか、それをしなさいよというふうなことは求めておりまして、今回この労務単価の引き上げに伴って下請契約を行う場合についても本人負担分を適切に含んだ下請契約を契約するようにと、下請業者と受注者との間でその契約を締結するようということを下請業者に指導していくように要請をしていきたいというふうに考えております。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そういう面では、建設業法の第19条の3があるわけですが、この間ダンピング的なものというのは、契約というのは嵐山町の中ではないというふうに思っていますけれども、そういう面での下請業者あるいは孫請業者、そういう部分への徹底もきちっとやっていただきたいというふうに思うのですね。

どうしても元請業者が主体になってしまいますので、そういう面ではそこまでの徹底を図っていく必要があるかなと。特に下請、孫請ということになりますと、地元の業者が入ってくる可能性が非常に多いというふうに感じます。そういう点では、そこまで徹底をすることが町としては求められるのかなと思うのですが、そういう点では特別事項の中にきちっとその部分が明記がされているのでしょうか。

○長島邦夫議長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 特記事項の中で、工事を下請業者に発注しようとするときは、できる限り町内業者から選定するように努めてくださいということが1項設けてありまして、これを踏まえて今回の労務単価の引き上げについても、この下請業者と受注者の間で下請契約、適正な金額による下請契約というのでしょうか、それを結びなさいよということを要請をしていきたいというふうに考えております。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） わかりました。ぜひその辺の徹底も含めて行っていただきたいというふうに思います。

特に若い人たちの、そこに勤めていく人たちが非常に少なくなっているというふうな状況も聞いています。そういう面では、ぜひその徹底も含めて図ってもらいたいというふうに思います。

次にいきます。公契約条例については制定する予定はないということで、これは前の答弁でも同じ答弁がされたわけですが、町が公契約条例を制定しないというか、できないというか、その要因というものはどういうものがあるのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 契約をできないということではなくて、現状、先ほど話をさせていただいたような状況の中で特別問題は起きないだろうと。また、起きそうなことについては、新しく本年の4月1日付でという話をさせていただきましたが、こういうような状況も入れて、さらに完璧を期している状況でございますので、改めてする必要がないということでございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） それは、先ほどの話と同じような話になるのですが、特記事項の中にきちっと明記がされているということで、公契約条例については特段制定をする必要はないのだというお考えなののでしょうか。

○長島邦夫議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 そのとおりです。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そうすると、それこそ下請、孫請等についても、ここで言われている法律が明記がされていますけれども、その法律を町はきちっと下請、孫請まで遵守をするという徹底ができていますということによろしいでしょうか。

○長島邦夫議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 遵守をしていただくということで契約をしていくということでございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） その検証というのは、どこが責任を持って、どういうふうな形で検証をしているのでしょうか。

○長島邦夫議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 あくまでも契約をする町と相手方でございます。

申すまでもございませんが、この雇用の安定だとか、生活の賃金、障害者雇用あるいは環境地域貢献、こういった社会的な価値、これをお互いに評価するのだというのが公契約条例の基本でありまして、これらが嵐山町で行っている状況でしっかり守られるだろうということでございますので、現状でいきたいということでございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） あくまでも相手方を信用するという、その形になっているわけですね。今の話ですとね。

そこをきちっと守らせるかどうかというものが、法律で縛るという言い方がいいのかどうかはわかりませんが、そういう担保を町は持つておく必要があるのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 契約の関係ですので、今おっしゃるようにお互いの信頼関係がなければ契約まで進まないということでございます。そして、先ほど答弁させていただきましたように、この労働環境に疑義が生じたという場合には、その契約の内容の労働を行っている方に対して直接内容についてお聞きをするということができるとい形にしております。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そういう面では、何かお聞きをするというのは非常にこう、何か聞くだけみたいな感じは受けるのですけれども、やはりそこに工事そのものを元請から、さっきの話ではないですけれども、下請、孫請まできちっと徹底をしていくと。それこそさっきの問題ではないですけれども、働く人たちの、そこに携わる人たちの賃金をきちっと保証していくのだと。それは元請業者だけではなくて、下請、孫請まできちっと保証をしていくのだということが、社会保険料等も今度含まれてくるわけですが、そういうものまできちっと保証していく担保が信頼だけでいいのかなと。そういう面では、やはりその担保をきちっと条例化するということで、その

担保を町は持つというふうになると思うのですけれども、そうした考え方というのはどこでどう徹底をし、その信用だけではなくて、どこでどう徹底をし、指導をし、その工事に対する携わる人たちの賃金保証をするのだというものは、どこで担保が得られるのでしょうか。

○長島邦夫議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 契約ですから、契約の双方で提示をするものに対してそれが受けられるというのが基本だと思うのです。そして、その契約を行うについては、お互いの信頼関係がある。それと、その信頼関係のもとで結ばれる契約であるけれども、先ほど議員さんもおっしゃったように、法律で縛るというような話がありましたが、そういうようなものを遵守していただくのだと。それで、それがもし守られていないのではないかというような労働環境に疑義が生じた場合には調べさせていただきますよ。当然調べておかしくなれば契約は行われなかったということになるわけですので、現状ではそういう形が担保のことになるのではないかというふうに思いますけれども。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） なかなか公契約条例については全国的にもまだ進んでいないという部分があるとは思いますが、同時にそういう面では、国が制定をしていないとなかなか進まないのかなという感じも受けています。いずれにしても、もう少し私のほうも勉強をしながら進めて、提案をしていきたいというふうに思います。

3つ目の最低賃金の問題です。町は、今の単価というか、今までの単価というか、それをそのままやりたいということだと思います。この760円というのが、これは引き上げはやられていないわけですね。そういう点では、最低賃金の引き上げが全国的にはあったわけですが、嵐山町としては引き上げはやっていないということではないですか。

○長島邦夫議長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 760円というふうに先ほど申し上げましたのは、県内の市町村の中で一番安い市町村が760円でございます、嵐山町は800円でございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今回の引き上げに対しての問題では、引き上げは行っていないということではないですか。

○長島邦夫議長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 今年度は、当初予算でもう800円という形で組み込んでございます。先ほどこっと申し上げましたように、答申がなされたのが8月22日でございます。それで14円引き上げられたということでございます。答弁の中でも申し上げましたが、今後につきましては他町村の状況もございます。そういったものを的確に判断しながら検討してまいりたいと。来年度以降についてですね。そういうことでお答えをさせていただきました。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） では、町長にお聞きします。

今課長が言われたように、他町村の状況を見ながら来年度以降は検討するというふうに課長のほうから答弁があったわけですが、町長としてはこの答申を受けて来年度以降引き上げるという考え方はありますか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 課長から答弁をしていただきましたように、今後におきましては他市町村の状況、それともう一つは経済動向ということも答弁させていただきましたが、それらを勘案して嵐山町としての的確な対応をとっていきたい。これが基本的な考え方でございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 経済状況を見るとなかなか厳しいかなというふうには思うのですね。今度のベースアップでも、基本給のベースアップというのはほとんどないのですね。そういう面からすると、賞与の問題では上がりましたが、基本給が上がったところというのはほとんどないというのが今年の状況だったわけですね。そういう面では、その部分が上がってこないと労働者の賃金そのものは、生活そのものは上がってこないのだと思うのですね。

そういう点からすると、この最低賃金そのものを上げることが、そうした働いている人たちのベースアップにもつながるのかなというふうに思うのですね。そういう点では、近隣を見たり、経済状況を見たりするのはいいのですけれども、とりわけ嵐山町の中で、これ前にもお話をしたことがあるのかもしれないのですけれども、そういう面で嵐山町の経済そのものを引き上げていくという点では、まず自治体の中での最低賃金を上げていくということが必要になってくると思うのですけれども、その辺の

考え方を含めて今後そういう状況の中でも引き上げるという考え方はありませんか。

○長島邦夫議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 賃上げ、賃金を引き上げていくというのは、日本の国としても何十年も、20年からの課題であったわけですが、上がってこなかったわけです。しかし、昨年の12月、政権が変わってまだ幾らもたっていない間に、こういうような状況、話が出てきている。現に今給料が上がっていない、基本給がというような話がありましたけれども、新聞情報ですと今度の春闘の中で、次の春闘ではそのベア、そちらのほうのところに話が行くのではないかと。今までは、もう最初からその話はもう横へ置いておいて違う話になっていったわけですが、そういう状況になってきている。これが経済状況、動向だと思うのです。

そういうような状況が日本の国の中に広まってくる。オリンピックも決まったことですし、どういうことになるかはわかりませんが、いずれにしてもいい方向に動いてきているのは間違いない。

それから、経済界の中で今ベアの話も話されるという状況が出てきたというのは、今までとは全く違ってきているのだなというふうに思う。そういう状況を見て、今言ったように、一番先に嵐山町が手を挙げてやるというような状況はなかなかとりづらいわけですが、周辺の経済環境を見ながら嵐山町も的確な対応をとるように努力をしていきたいと思っています。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） それでは、2問目のほうに移ります。

介護保険の問題です。今国が進めている社会保障制度の国民会議は最終報告を行いました。この中で、介護保険では要支援の1、2を保険給付から対象を外して市町村が行う事業に移すということが報告をされています。そういう点では、この市町村事業に移すことによって町が行う事業というのはふえてくると思うのですが、その対応についてお聞きをしておきたいというふうに思います。

同時に、今利用料も含めて1割から2割に引き上げるという議論がもうされているわけですが、そういう面では被保険者の負担というのは多くなってくるのかなというふうに思っています。そういう点では、保険者の負担を減らすという点では保険料の軽減を町が実施する考えがあるのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、質問項目2につきましてお答えをさせていただきます。

さきに社会保障制度改革国民会議が取りまとめた報告書では、確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋といたしまして、1つに、社会保障制度の持続可能性の向上に向けたさらなる財源確保と給付の重点化・効率化、2つ目には、高齢期中心の社会保障から全世代対象の社会保障への転換という2つの方向性を明確にしております。

この報告書におきまして、要支援者に対する介護予防給付費につきましては、市町村が地域の実情に応じて、住民主体の取り組み等を積極的に活用したサービスに移行する方針が示されました。事業は、平成27年度から段階的に実施していくということですが、事業の詳細が示されていない現時点では町の対応として具体的な方向性は決まっていない状況でございます。

今後、第6期介護保険事業計画策定において地域包括推進事業を位置づけることとなると思いますが、地域包括ケアシステムの一翼として要支援者の介護予防、生活支援に資する事業となるよう十分検討してまいります。

また、保険料の軽減につきましては、報告書において給付や利用者負担の見直しとあわせた低所得者の介護保険料の軽減が示されているため、今後の状況を注視し、負担の公平性にも配慮しながら検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 少し詳しくお聞きをしておきたいというふうに思うのですが、要支援の1、2の人たちを今まで介護保険で給付を受けていたものを外して、市町村が行う地域包括支援推進事業のほうに移すのだというふうに報告がされていると思うのですが、では嵐山町の要支援の1、2の人たちが何人いるのか、あるいはその人たちがサービスを今まで受けていた人が何人いるのか、どのくらいの費用が嵐山町の中で使われていたのか。わかったら教えてください。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、要支援1と2の方、どれだけの方がサービスを受けているかということでございますが、今年の4月利用された方で申し上げたいと思います。要支援1の方が36人、要支援2の方が57人でした。それぞれ訪問介護、あるいは訪問看護等いろいろなサービスを使っているわけですが、その費用に関しましては、これは平成24年の決算ベースで申し上げたいと思いますが、介護予防サービス給付費で年間で3,549万円ほどが町のほうから給付費という形で支出をしているという状況でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） これ決算の話になってしまって申しわけないのですが、総数が要支援1の場合は82人いるのですよね。今お話しになったように36人がサービスを受けていると。比率にすると44%ぐらいになると思うのですが、その人たちがサービスを受けている。要支援2の人は87人いる中で、決算では38人がサービスを受けている。約67%の人たちがサービスを受けている。トータルとしても半分以上、56%ぐらいがサービスを受けているわけですよ、現実には介護保険の事業の中で。これを外していこうと、町の事業のほうに移していこうというのが今度の介護保険答申の中の中身だと思うのですけれども、もう一つ嵐山町が支出している金額が、そのサービスに対する支出している金額が3,549万円と。これは今までは補助が来ていたかと思うのですけれども、今度はその事業補助については市町村がやる関係で、その補助金そのものは支給されないという話を聞いているのですけれども、その補助金に関してどういうふうな報告が来ていますか。

○長島邦夫議長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

先ほども答弁をさせていただきましたが、この制度自体がまだ形がつくられているものではございませんで、あくまでも国の検討資料、そういったものからとった情報ということで答弁をさせていただきたいと思います。

この財源につきましては、基本的には従前と変わらないというようなことがこの資料上はございます。内訳といたしましては、国が25%、県と市町村がそれぞれ12.5%、1号被保険者の保険料が21%、2号被保険者の保険料が29%という財源構成となり、

(仮称) 地域包括推進事業に移行したとしても、現在の予防給付の財源と変わらないというようなことで資料上はなっております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) ということは、要支援の1、2の人は市町村事業に移っても、今のサービスよりも後退することはないという認識でよろしいわけですか。

○長島邦夫議長 青木長寿生が課長。

○青木 務長寿生が課長 お答えをさせていただきます。

今申し上げたのは、あくまでも財源のことでございます。今議員さんは、この包括推進事業に移った場合にサービスの後退がないかというご質問でございますが、今の財源の変わらないというのとは若干違うかというふうに思います。

この移行するということに関しましては、今国で基準を定めている予防給付の事業を、それぞれの市町村の実情に応じた形でそれぞれのある資源、こういったものを活用して市町村で事業を組み立てなさいというような事業でございますから、当然市町村によって行う事業については異なってくるということが考えられます。

ですので、今は国が一律な形でやっています。それがそうではなく、市町村それぞれの事業ということになりますので、状況は変わってくるということは考えられると思います。

以上でございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) ということは、市町村の実情に応じて事業が変わってくる場合もあるということですね。そうしますと、多分4分の1が町の持ち出し分だと思いのですけれども、国が半分、県が半分だったかな、もっとあるかな。とりあえず補助金そのものは国や県からおりてくるという答弁ですから、事業そのものをしっかり構築する、組み立てるのは来年度と。施行が15年ですから14年中に計画を立てなければならないと、町の計画としてというふうに思うのですけれども、同時にサービスそのものがどうなるのかというのが一番心配になるわけで、それはきちっとした計画を立ててほしいと思うのですね。同時に、利用料そのものも1割から2割になるというふうに言われているのですね。同時に、利用料そのものの改定もここで行うというふうに言われているのですけれども、その辺は国からの通達って何か来っていますか。

○長島邦夫議長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

まず、先ほども申し上げましたが、国からこの件に関して何ら通知はございません。あくまでも社会保障改革が出した報告書と国の資料を取り寄せてというのでしょうか、インターネットのほうで検索をし、そういったものを見てお答えをさせていただいていますので、何らし町村には指示はないというような現状でございます。

今、議員さんのほうが利用料を1割から2割に引き上げる云々というお話をされました。そちらに関しましては、今現在、規定がされている介護保険の1割負担、この部分について給付の重点化、効率化等々、こういったことを達成するために、やはり負担能力に応じた負担をいただくということが、これは原則だということを踏まえて、負担ができる方については1割ではなく2割を負担していただくかという議論が今なされているということでございます。

ですので、今ご質問をいただいている地域包括推進事業の利用者負担とはまた別物というふうにお考えをいただきたいと思います。この地域包括推進事業の利用料に関しましては、今の国の議論の中では市町村が独自に決めてくださいということ言われています。ですので、自治体によっては、今までどおり1割にするのか、あるいはそうではない利用料をいただくのかということは、これは市町村それぞれで判断をすることになろうというふうに思われます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 国民会議の中では、先ほど課長が言われるように、所得のある人には応分の負担をと、応分の負担という言い方がいいのかどうか分かりませんが、応分の負担をするのだという中で、要するに年収320万円以上の方は2割負担になるよ。1割から2割になるよ。本人が住民税の課税の人については2割負担になるよという議論がされているわけです。そういう面では、年収320万円というのが多いか少ないかという論議もあるでしょうし、住民税の課税されている人の年収が多いか少ないかという議論もあるとは思いますが、そういう人たちについては、利用料そのものが1割から2割になるという形で、利用者からすれば負担増になってしまうというふうに思うのです。まして特養の部分についても、特養ホームの部分についてもそうした利用料そのものが負担増になる人も出てくるというふうに言われてい

ますよね。

その部分については、今の話ですと市町村の判断なのだと。市町村がその利用料の設定をするのは市町村の判断ということでよろしいですか。

○長島邦夫議長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えさせていただきます。

私の答弁がちょっと至らなかったところがあるのかもしれませんが、介護保険、今ご質問いただいている今の予防給付、地域支援事業、現行の。これと、介護給付、要介護の方、これはまた別なのですね。今1割から2割というお話をさせていただいたのは、要介護の方。介護給付の方についてです。こちらについては、現行どおり国が基準を定めます。当然特養がこうです、何がこうですというのは、国がその利用料を決めていきます。市町村が独自に定めてくださいというのは、この今後移行すると言われている地域包括推進事業の部分に限るということでご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そうなのですね。今度の問題は2つあると。要するに、要支援1と2の人は介護保険の対象から外れますよ。市町村が行う事業に移りますよというのが1つです。だから、その部分については、ある面市町村によってサービスのばらつきが出てきてしまうと。今までは要支援1、2の人についても介護保険でやっていたから、国のサービスの基準の中でやられていたから、どこでも同じサービスが受けられると。今度は市町村に移るわけですから、市町村の裁量によって、そのサービスが市町村によってランクづけがされてしまうというのが1つですよ。

だから、これは町長、この部分についてはひとつサービスを後退させない。第6期の計画の中できちっと今のサービスを後退させないというものを考えて、計画の中にきちっと入れてほしいというふうに思うのですね。

もう一つの問題は、さっき言った利用者負担がどうなるか。これは、その利用者全体の問題として捉えなければならないと。その部分が1割から2割になる人が出てくるよということですよ。そういう面では、今まで1割だった人が2割の利用料を払わなければ利用できなくなってしまうという人が出てきてしまうという2つの側面が今度の答申の中で出てくるということだと思うのですね。

そういう点では、では先に、こっちの質問がごちゃごちゃになっていたから申しわけないのですけれども、町長、そのサービスそのもの、要支援、町がやるサービスそのものは後退はさせないと。補助金もきちっと今までどおりに来るということですから、後退させないという方針はどう考えていますか。方向性は。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　今度の改革の一番の問題というのが、議員さんもおっしゃっているように、介護保険については世代間の不公平というのが一番の根底に大きくあると思うのですよ。ですから、今度出た社会保障制度改革国民会議、この中でも将来の世代にしっかりと今の社会保障制度を支えていくために現在の世代がどういう努力ができるかというのがこの答申に書いてあるのですね。それで、その実施をするためには、持続可能な社会保障を構築していくためには、政策目的の最小限の費用で、そして徹底した給付の重点化。これがメインなのですよ。

要するにお金が足りないから直すわけですから、それでしかも、この要支援というのはいろんなこの支援の仕方というのが違うのではないかと思うのです、地域によって。高齢化率がばらつきがこうあるわけですから。そういう中でやるのには、国で一律に決めてやるのより、地域の中で、ここのところにもあるように、この主体的にと書いてあるのですね。地域の中で独自の考え方を持ってしっかりそういうふうに行ってもらったほうが要支援の支援の仕方が充実をするのではないだろうかということが、今度のこの改革の中にも含まれているのだと思うのですね。

ですから、そういうことを考えた場合には、今も言ったように細かい話は、細目は来ていないようですが、そういうものを思うと、今までより制度を下げるのではなくて、サービスを下げないで上げていくのにはどうしたらいいかという努力の方向で出てきたものだから。

それとまた、もう一つ、今おっしゃるように、地域でサービスを下げたのではどうしようもないな。超高齢化社会を迎えるに当たって、どんどんサービスを下げているのではどうしようもないな。ですから、サービスが下がらないように法が変わっていくわけですから、地方によってもやっぱりそういうような形で思いを込めてやっていきたいと、そういうふうに思いますけれども。

○長島邦夫議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員） サービスを上げるという観点は国にはありませんよ。だから、今回外すわけでしょう。市町村でやれと。市町村は実情に応じてサービスを提供する。それは、上がる市町村もあるでしょうし、これ下がる市町村だって出てくる。それが今一番心配されているわけです。

少なくとも嵐山の中では要支援の人たちが、要支援の1、2で169人、その中に利用者が94人という形で決算の中では出ていますよね。だから、55.6%の人たちが何らかのサービスを受けている。これが嵐山町の現実ですよ。その人たちを今度は介護保険から外して町の事業にするのだと。町の実情によってサービスを提供していくという方針が今は検討されているということです。町がサービスを低くしていく市町村だってあるだろうし、嵐山町はそんなことはないでしょうけれども、それが今の現状ですよ。今までは介護保険で全国一律同じサービスが受けられていたのが、市町村によっては一律のサービスが受けられなくなってしまう場合がある。少なくとも嵐山町は、その今まで全国一律でやっていたサービスは維持しなければならないというふうに思うのですよね。

そうではなかったら、何のための介護保険だかわからないですよ。この介護保険、もともとの話から始めないとならなくなってしまう場合もあるのでしょうか。それが今そういう形で今検討をされているということです。それを15年、平成27年から移行していくのだと、そういうふうに移すのだというのが今の方針ではないですか。その方針は来年度きちっと計画を、町がやる事業についての計画を来年度きちっと立てないと、再来年度の改定のときにサービスが落ちてしまうということになりかねない。そういう面で、現実にもう半分以上の人たちがそういう形で受けているし、この前県が昨年健康調査的なものを行いました。県が全県の調査をやったのですけれども、健康寿命だったかな。健康寿命の調査を行いました。そういう要するに65歳から要支援2以上になる年齢が幾つかという調査ですよ。嵐山町は、全県的にも男女とも真ん中辺だったような記憶があります。一番高かったのは新座市だったかな。1、2位だったと思うのですけれども。男女とも1位だったと思うのですけれども。この比企郡の中では鳩山、あるいは、男女別ちょっと忘れちゃったけれども、鳩山や滑川だったかな、そういうところが比較的全県的にも高いランクにいていました。

そういう面では、そういう調査もあるわけで、そういう部分では介護保険の該当してくる人たちが非常に今後、先ほども町長言いましたが、高齢化率が高くなるという

点では多くなってくると思うのですね。だから、そういう面では市町村の裁量でやるということが、非常にこのサービスそのものを低下させる大きな要因になってしまうのではないかなというふうに思うのですね。そういう面では、少なくとも今持っているサービスそのものをもっと前に進めていくということが必要なのだと思うのですよ。少なくとも国基準で受けていたサービスよりも嵐山町の事業に移ったらサービスが低下したということではあってはならないというふうに思うのですけれども、いかがでしょう。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤　勝町長　そのとおりだと思います。

○長島邦夫議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ということは、少なくとも今度の第6期になるのかな、次回の改定が多分この切り替え時期になると思うのですけれども、後退させないということでもいいわけですね。

○長島邦夫議長　岩澤町長。

○岩澤　勝町長　おっしゃるように後退をしないような方向で、国が考えての法改正、制度の改正であるわけです。そして、それには負担と給付の仕方を今までとは全く変わった形で負担と給付の仕方を変えてくる。それによってサービスの維持をしていこうという改革でありますので、おっしゃるように、今までよりサービスが下がるというような形にはならないだろうというふうに思っておりますし、嵐山町もそのような形でやっていかなければいけないというふうに思っております。

○長島邦夫議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　少し町長との考え方は違う部分があるのですけれども、私は国がサービスをというか、国の財政をどう扱うかということから出発しているからこういう措置をとってきたというふうに思っています。

そういう面では、国が自治体にある面押しつけてきているのですよ。その部分がサービスの後退につながる市町村が出てくるとことは言えるわけで、嵐山町は後退させないという町長の話がありましたから、それはそれでいいと思います。

もう一つの利用料のアップの問題です。これは、被保険者、サービスを受けている人、要介護5までの人ですね。この人たちの利用料がどうなるかというふうになるわ

けで、この利用料が1割から2割にアップすることによって利用が抑制されると。利用する人が少なくなってしまうのではないかという懸念があるのですけれども、仮に320万円、あるいは住民税課税の人、こういう調査を今後、2割になると。当然2割になれば利用料金払うわけですから調査しなくてはならないのだと思いますけれども、こういう人たちの意向調査というのはやるつもりはありますか。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

ただいまの利用者負担の関係でございますが、再三申し上げますとおり今国で議論が続けられているところでございます。この件に関しまして町独自で意向調査ということは、現在のところは考えてございません。

以上でございます。

○長島邦夫議長　清水正之議員。

○10番（清水正之議員）　ということは、これはこういうふうになるかどうかわかりませんよ。今、さっき言ったように検討されているのは年収320万円、それから本人が課税という人たちには1割から2割にするのだというふうに言われていますから、少なくともそういう人たちの利用についての利用料金が1割から2割になるわけですから、利用料金そのものが高くなるというふうになると思うのですよね。その徹底というのは、やっぱり図っていかなければならないと思うのですけれども、とりわけ介護度が上がれば上がるほどその負担というのは金額的には多くなってくるわけですよね。そういう面では、特養も同じようなことが言えるのですけれども、特養の入所者についても所得によって利用料金を変えていくという部分も出てくるわけで、そういう人たちのやっぱり意向というものをきちっと精査しなければならないと思うのですよね。まして、これだけの人たちは町が軽減措置を持っていますけれども、軽減措置の対象にはならない人たちだと思うのですよね。そういう点では、町の軽減措置にもかからない、利用料だけが上がってしまう、そういう人たちの意向というのは、きちっとやっぱり把握をしないとならないのだと思うのですが、いかがでしょう。

○長島邦夫議長　質疑の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。25分から再開いたします。

休　　憩　　午前11時16分

再 開 午前11時26分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

清水正之議員の一般質問を続行します。

それでは、質問事項2の介護保険についての再質問の答弁からです。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

特養等の利用者負担について、意向をとる考えはあるかということでございます。

この今回の改正自体が、国の財政的な面もあろうかと思いますが、この介護保険制度の維持をするための改革だというようなことも言われております。そういったことから、国でいろんな議論をしている最中でございますので、町といたしましては、今後の国の議論の推移を見守っていくというような考えでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 時間が余りなくなりました。介護保険料の軽減の話です。今、話ししたような、お年寄りの皆さんの負担というのはだんだん多くなってくると思うのですね。まして、70から74歳の医療費も1割から2割になるということで、これも負担増に、窓口負担が1割から2割になるということですよね。そういう面では、お年寄りの負担がだんだん多くなってきてしまうと。

嵐山町は、介護保険料の保険料についての軽減措置は設けていないわけですがけれども、今後の状況を見てと、あるいは負担の公平性にも配慮しながらということで答弁ありましたけれども、そうしたお年寄りの軽減措置を設けるという意味からも、介護保険料の軽減の考え方について、引き下げを検討していくということ、軽減措置を設けるという町の考え方というのは、ありませんか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

今回の国の考えの中では、給付の見直し等々と加えて、低所得者の保険料を軽減していくのだというようなことが言われています。今後こういったことについても国のほうで方針を定めてまいりますので、そういった国の方針を見ながら、町としては判

断をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 次に移ります。人口増の問題です。

町の人口そのものは年々減少して、7月1日現在で1万8,369人と。同時に、今町は空き家対策として事業を進めているわけですが、1つは、空き家対策としての進捗は今どうなっているか。2つ目は、空き家となっている主な要因が、どういう要因があるのか。3つ目は、実は新聞にも載っていたわけですが、川島町では、若者の定住ということで、固定資産税の5年間の減免を実施をしているわけですが、町としてUターンあるいは定住促進、こうしたものを検討するようなプロジェクトみたいなものをつくって、そうした若者向けの施策というものを展開していく考え方はあるでしょうか。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）（2）について大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 質問項目3の（1）につきましてお答えさせていただきます。

町では、平成24年12月から平成25年7月にかけて、町内全域の空き家の現地調査を行いました。この調査委託は、埼玉県緊急雇用創出基金を活用したもので、調査は、外観調査（写真調査を含む）と近所の聞き取り調査を行いました。

結果といたしまして、空き家の候補が292棟確認されました。この調査結果に基づき、空き家の所有者に適正な管理を求めていきたいと考えております。

なお、空き家の適正管理に関する条例の制定につきましては、先進自治体、2013年1月時点で84自治体が施行済みでございます。これらの条例等を参考に、地域の実情を考慮した条例を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目3の（2）につきましてお答えいたします。空き家の発生原因は、居住者の死亡や転居、相続人が居住しないこと、また、空き家の所有者が遠方に住んでおり管理意識が低い場合や、相続を契機に管理責任が不明確になる場合などが考えられますが、今回の調査では、空き家の所有者の半数近くが嵐山在住でございます。今後、空き家の所有者に意向アンケート調査を行い、空き家となった時期や理由について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 続きまして、小項目（３）について中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 小項目の（３）につきましてお答えをさせていただきます。

少子高齢化の進展とともに人口減少も進んでいる近年の状況は、自治体の根幹を揺るがす深刻な問題であり、本町においても早急に各種施策に取り組む必要があると考えております。

町では、本年４月に、各課から定住促進につながる事業の提案を募集し、提案された各事業を検討するため、庁内７課の課長をメンバーとする嵐山町定住促進検討チームを５月に設置いたしました。その後、各課から提案された４８事業について、検討チームにより、定住促進に直接つながるとされる事業として２９事業を抽出し、５つに分けております。

①として町のＰＲ事業、②としてアンケート事業、③として教育環境の整備事業、④として行政サービス事業、⑤として助成事業の５つに分類するとともに、各事業の実施に当たっては、予算を伴うもの、組織体制の整備が必要となるもの、内容についてさらに検討を要するものなどの条件整備を考慮し、実施年度を平成２５年度から２７年度まで３カ年で整理を行い、８月上旬に検討結果が町長に報告されたところでございます。

町としても、すぐにでも実施可能と思われる町の情報発信等につきましては、積極的に実施していきたいと考えております。

また、予算を伴うものや組織体制の整備が必要となる事業につきましては、実施の可否の判断とともに、内容の検討を早急に進めてまいりたいと考えております。

なお、既に、提案の一つであるアンケート調査につきましては、８月１日より、転入転出手続のため町民課に来庁される方々に、手続の待ち時間を利用してご協力いただいております。一定の時期にアンケート結果の分析を行いながら施策の参考にしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○１０番（清水正之議員） 空き家対策なのですけれども、嵐山町の場合は管理条例という方向かなというふうに思うのですね。これ全国で見ますと、埼玉の場合も４町村ぐらいあるのですけれども、ほとんどの自治体が管理条例なのですよね。そういう面からすると、管理条例もいいのですけれども、定住促進というか管理条例と併用して、

実は、島根県の松江市が居住促進に関する条例という形で併用した条例になっているのですね。

それはどういう内容かという、市が空き家に対する有効活用をどう図っていくかということで、市が幾つか支援事業を立ち上げているのですけれども、こうした中身については、有効活用に対する支援事業として、中古の木造住宅取得支援事業、戸建て賃貸改修に対する支援事業、町なかの住居促進に対する支援事業としては、若者、これ若年者と書いてあるのですが、町なか住宅家賃補助、あるいは中古木造住宅の支援事業の補助率の上乗せ、改修事業の補助等々が併用されて、この空き家対策の事業として条例化をしているのですけれども、こうした、ただ単に管理条例ということではなくて、そういう事業も一緒に取り組めるような条例制定というのはできないものでしょうか。

○長島邦夫議長 これ、1から3まで含めてでいいですね。

○10番（清水正之議員） いいです。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 私のほうから、住宅の活用という視点でございますので、ちょっと答弁をさせていただきます。

清水議員さんから今お話がありましたように、定住促進ということを中心に考えて、空き家の利用ということを、いろんなところで取り組んでいる事例、私どものほうも幾つか検討させていただいた経緯がございます。そういった中では、議員さんのお話のように中古住宅をUターンあるいは定住を求める、そういった方々に紹介をしていると。1つの例としますと、例えば不動産業者等と嵐山町の空き家情報を共有して、そういったものをホームページ等でタイムリーに情報提供しながら一緒に相談に乗っていくというような事業展開をしているところは非常に多うございます。そういった点での空き家対策というのは、今後この1つの提案の中にもございますので、定住促進という部分で考えていけるということはあるのかなというふうには考えております。

ただ、一方、本来的な、今議員さんが前段でおっしゃられました各市町村で管理ということを行っている空き家条例につきましては、そういったあっせんや改修というものになじまない、それ以上に非常に危険性のあるような建物、そういったものを中

心として空き家条例というものをつくって管理を中心にやっていくというような考え方で条例制定はされている。ですから、どちらかといいますと、その空き家条例に関しましては、空き家を撤去していただく、あるいは危険を除去していただくという指導、それから中には補助金等を一部出して、資金の援助として撤去していただくというようなところに重点を置いているというようなところがあるのだと思います。これをマッチするということは、今お話し申し上げましたように、有効活用できるような空き家に対しては、不動産業者や、あるいは地主さん等との連携ということは考えられるかと思いますが、現在のところ一緒に条例でつくるということは、ちょっと検討はしておりません。

以上でございます。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） これ将来人口の推計なのですが、15歳から65歳までの将来人口として、2015年が65%から、2040年には嵐山町の場合は、15歳から65歳が52.4%に減ってくると。同時に、65歳以上の割合が、65歳から64歳までの割合が23.4%から39.8%、75歳以上の割合が9.9%から22.5%までふえてくる。これは、そういう点からすると、ますます空き家になってくる、持ち家の場合は空き家になってくる、あるいはそうした状況が高齢化の中でそういう部分が出てくる可能性も多分にあるというふうに思うのですね。だから、そういう面からすれば、持ち家の人たちというのは、多くの人たちが子供さんをお持ちの人たちかなというふうに思うのですが、そういう点ではそういう人たちに嵐山町のほうへ来ていただくと。例えば壊す場合の費用負担を援助するとか、そういった部分でも一定度、そういう部分での方策、方法というのがあるのかなというふうに思うのですね。

だから、そういう面では、今言った松江市の場合は、管理条例等含めた定住促進の事業として条例化が進められているという点からすると、今までの全国的な条例とはまた一歩違った状況の中での条例が制定をされてきているのかなというふうに感じました。そういう面では、そういう部分もプロジェクトがつけられているということなので、そういう部分でも検討をぜひしてほしいなと。そのことによって高齢化に対する見守りの問題や、そういう部分が一定度改修されるのではないかなというふうに思うのですね。だから、そういう点では、Uターンの場合のいろんな施策というのは考えられるような気がするのですね。同時に、住宅リフォームについても、嵐山町の場合

は、都市計画法施行前については補助を出しているわけですが、そういう部分の見直し等も含めた定住促進の事業展開というのができないものかなというふうな感じを受けました。

そういう面では、松江市の場合はもう予算規模が全然違いますから、なかなかそういう形にはならない部分はあると思うのですが、嵐山町は嵐山町なりの、そういった施策も行っていますし、それをどう活用し、またそれをどう対象枠を広げて実施できるかという部分もあるのかなというふうに思うのですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○長島邦夫議長 中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 お答えをさせていただきます前に、ちょっと訂正をお願いいたします。

先ほど、アンケート調査を町民課で実施しているという中で、8月からと申し上げましたが、7月の1日から実施しております。まず、訂正をさせていただきます。

今、議員さんのご質問に対してお答えをさせていただきます。この定住促進の提案、そしてプロジェクトのチームの報告という形でお話をさせていただきました。定住促進という視点から考えますと、今議員さんからいろんなお話をいただきましたように、非常に空き家対策一つをとっても、いろんな視点から定住促進につなげていくという基本的な考え方で物事が審議されて決定されていくということでございまして、今回いろいろ提案をされた中にも、非常に教育のほうから、いろんな生活の支援、それから住宅の再建、助成制度、そしてPR事業、嵐山町の魅力アップ、そういったさまざまな視点からの提案がなされております。今後、この報告に基づきまして、その中でどれを中心に進めるか、町長にご判断をいただきながら、さらに検討を進めてまいりまして、議員さんの今いただきましたご提案も念頭に置きながら、チームとしては検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 清水正之議員。

○10番（清水正之議員） そういう面では、とりわけ若い世代というか、町全体から考えれば、それこそさっき言った、15歳から65歳までの、65歳というか60歳ぐらいまでの人たちの、とりわけ40代の人たちが、どれだけ嵐山町の中に入ってきていただけるかというのが一番の鍵かなというふうには思います。ぜひそういう視点も入れていた

だいて、プロジェクトの中で十分検討していただきたいというふうに思います。

終わります。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

きょう血圧測定があるものですから、これにて休憩に入りたいというふうに思います。午後の再開は、午後１時30分といたします。ご苦労さまでした。

休 憩 午前１１時４９分

再 開 午後 １時２８分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○長島邦夫議長 続いて、本日２番目の一般質問は、受付番号６番、議席番号９番、川口浩史議員。

初めに、質問事項１の自転車を安心しての利用と職員の町内移動に自転車の活用についてです。どうぞ。

〔９番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○９番（川口浩史議員） 川口浩史です。それでは、一般質問をしてまいりたいと思います。

（１）として、自転車を安心して乗るには、ドライバーの理解が必要であるというふうに思います。前もこのことでご質問してありますので、これでご理解いただけたと思います。そのための講習を開くことについて伺いたいと思います。

（２）について、公用車の経費節減や職員の健康増進、さらには町の温暖化防止条例を進めていくために自転車を活用していくべきではないかと考えますが、お考えを改めて伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。初めに小項目（１）について中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 それでは、小項目（１）についてお答えをさせていただきます。

川口議員さんには、平成24年第２回の定例会におきまして同様のご質問をいただきました。その答弁におきまして、自転車安全利用の県条例により、県がさまざまな形

で講習を実施することとされており、町としても、今後警察、関係団体と協力して、市町村でできる協力を積極的に行ってまいりたいと答弁させていただいたと記憶しております。

自転車の安全利用のためには、川口議員さんのご質問のとおり自転車利用者だけでなく、車のドライバーも交通安全への意識を強く持っていただくことが大切であると考えております。

また、交通安全の推進のためには、警察、町、交通関係団体、事業者、学校関係者及び地域などが協力し合い、それぞれの特徴を生かした取り組みを継続的に行っていくことが重要であると思っております。

講習につきましては、最近における警察との協議の中で、交通課職員を派遣する中で、地域や各種団体などの会合や行事の際にミニ講習会的な交通安全講習を組み入れてもらうよう、町から周知、啓発を行ってもらいたいという要望がございました。この要望に対しまして、町としても町内各地域及び団体の会合等で広く講習会が行われるよう積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 次に、小項目（２）について井上総務課長。

○井上裕美総務課長 質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。

職員の自転車利用につきましては、川口議員さんより平成21年から３回のご質問をいただきました。ご質問いただきましたとおり、自転車の活用に関しましては、近距離の移動手段として、省エネ推進や地球温暖化防止などのコスト削減、環境面でのメリットがございます。また、職員の健康面からは、効率のよい有酸素運動や全身運動ができ、健康維持に役立つと考えられます。しかし、反面、遠距離には向かない、荷物の運搬には限度がある、急な坂道には適さないなどの問題が挙げられます。

こうしたことを勘案し、本町の地形を見た場合、南北に長く、また起伏がある地域等が相当面積を占め、庁舎が市街地から離れていることなどを考慮いたしますと、公務での利用は難しい面があると思われれます。

なお、通勤時におきましては、毎日ではありませんが、自主的に自転車を利用している職員が数人おります。また、最近では、職場において自転車部がつくられまして、サイクリング等の体力づくりが行われております。

以前にもお答え申し上げましたとおり、個々の職員の生活状況や健康状況により利

用の可否が決まってまいりますので、その自主性を尊重してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） （1）ですが、そうですか、ミニ講習会を開きたいと警察の方がおっしゃっているわけですか。なるほど、わかりました、それは。

それで、なぜこの質問をしたのかということなのですけれども、自転車に乗っていた男性が、これは草加市なのですけれども、草加市で自転車に乗っていた男性が、乗用車にはねられ、頭を強く打ち死亡したと。これは、8月の19日の新聞ですので、18日に起きた事故なのです。

やっぱりこういう事故は、どこでも起こりやすいと。私も自転車に乗っていて、車道を通常走らなくてはいけませんから、時に幅寄せを食らったり、すれすれまで来られたりとかということがありますので、やっぱり安心して自転車に乗ってもらうにはドライバーの理解が必要だなというふうに強く思いました。前回、昨年ですが、ご質問をして、後追いとしてどうなったのかなということでお聞きをしたわけです。

それと、もう一つ、これちょっと紹介したいのですけれども、小学5年生の男の子が、67歳は今現在か当時なのかはわからないのですが、女性をはねて意識が戻っていないということで、これ7月の4日に神戸地裁で、これは神戸の事故なのですけれども、神戸地裁で裁判があったのです。この母親に9,500万円の賠償を命じる判決があったのです。

自転車に乗っていて、たかが自転車だと思うのですが、9,500万円ですから、もう車並みの補償をしていかななくてはならないと。やっぱり自転車に乗るほうも、被害者にもなるが、加害者にもなっていくということで、今ブームになっておりますだけに、自転車に乗るほうも、しっかりとルール、マナーを守っていくことが大事だなというふうに思いましてご質問したわけであります。これで、ミニ講習会を開いていくということでもありますので、よかったなというふうに思います。

それで、どのような普及というか、実際に開いていく方向をお考えになっているのか、伺いたいのと、とりあえずモデル的なものも必要かなというふうに思うのですけれども、その辺のお考えを1点だけ伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 今、ミニ講習会をということでお話をさせていただきました。警察のほうでの交通課のお話ですと、この講習会というのは、本当に10人単位でも結構だと。時間的には、その都合に合わせて、ビデオを行うと1時間ぐらいになるのですけれども、20分なり30分なりという時間でも大丈夫ですと、極力派遣しますということでございますので、それなりに小さな会合であっても開いていただけるということでございます。

具体的には、今申し上げましたように、区長会等で、各区においては区長会等の中でお話をさせていただいて、ぜひ区の会議ですとか総会、そういったあるいは行事、そういったところで開いていただくということをお願いしたいと思っております。

実際、24年、25年につきましても、各学校においては当然講習会は開いております。それ以外にも、事業所単位で開いているところが24年中には3カ所ございます。花見台工業団地会でも開いていただいております。それから、地区でも広野ですとか古里、こういったところは開いていただいている実績がございます。

今年に入りまして、この警察の協議が終わった後、たまたまむさし台のほうで会合が開かれるということで、むさし台の区長さんにお話をしましたところが、ぜひではその中に入れましょうということで、むさし台でも今年開いていただいております。

そういったことで、各行政区の区長さん、そして老人会等の連合会等にも、あわせてご案内をさせていただきながら、小さなところからぜひ開いていただくということで普及啓発を図ってまいりたいと。なお、ホームページ等でもこういった団体、いろんな団体で開いていただくことはいいことですので、そういった中でも紹介をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） わかりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、(2)でございますが、またも利用は難しい面があるということで、取り入れる考えがないということなわけですね。この答弁書を見まして、急な坂道には適さない、確かにここは急ですよ。平成21年の私の質問ごらんになったみたいですから、あのときにも電動の自転車を活用したらどうですかということを申し出ていますので、電動であれば坂道は問題ないというふうに思うのですよ。ですから、この答

弁はちょっと違うなというふうに思います。

それで、職員の健康増進、健康管理、これは自転車に乗ることがよいというふうにはお考えになっているわけです。温暖化についてもよいというふうにお考えになっているわけですね。それと、公用車と比較しても維持費は安くなると、これも理解されているのでしょうか。これは答弁、この中にありますね。ごめんなさい。今もらったものだと、すぐには理解できなくて。それも理解されているわけですね。

それで、もうこれから嵐山町は、温暖化防止条例を実施していく段階に入っていくわけです。嵐山町の職員は、総論では賛成ですよと言いながら、この自転車に乗る程度のことが、やらないで、町民に温暖化防止をやってくれって、これでは言えないのではないのですか。

いかがですか。その点伺いたいと思います。どちらでもいいですから。

○長島邦夫議長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 まず、初めに電動アシストつき自転車のお話を最初にしていただきましたので、その件について、まずお答えしたいと思います。

川越市で数年前に、地元で電動アシスト自転車の生産する工場があるということで20台導入したそうでございます。そして、今はどうかというと、それは縮小しているのだと。理由はと申しますと、バッテリーの交換が非常に高額となる。その生産していた会社が撤退してしまった。こんなような理由から、電動アシスト自転車は、もう縮小している。ただ、市内の出張所、本庁も町の中にあるわけでございますから、自転車は使っているというような話でございました。

ただ、川越市のような大きな市、あるいは都内の区、そういったところでは道路が狭い、あるいは交通量が多い、それから駐停車禁止の場所が多い、一方通行も数々あると、そういう中での自転車の活用というのは、本当に川口議員さんがご指摘いただいたように、利用価値があり有効なものだというふうに思っております。

嵐山町にそれを置きかえた場合に、先ほど申しましたように、メリットをデメリットが上回っているということになるかというふうに私どもは判断しているということでございます。

川口議員さんご指摘のとおり、さまざまな理由によって、いろんな面でメリットはたくさんあるというのは十分承知をしております。しかしながら、今申し上げたようなところから、導入するについては難しいのではないかなというのが最終的な考え方

でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ちょっと私の質問には答えていないので、もう一回ちょっと後でしますけれども。

道路事情というか、車両の台数だとかで、それは川越市、あと上尾市も自転車を使っていますけれども、違うでしょう。上尾市でも20万都市ですから、そこを比較したら違うと思うのです。ですから、私はそこは挙げていないのです。挙げたのは、ですから3つの点を生かしていくために取り入れてほしいということを申し上げているわけなのです。

そういう大きな都市ばかりではなくて毛呂山町でも取り入れているということでもありますので、嵐山よりは大きいですが、そんなに上尾や川越と比較したら、そんなに大きな差のつく町ではありませんので。あそこでもだから利用しているわけですから、嵐山でもやっていくべきだというふうに思うのです。

前にもお話し申し上げましたように、これ南北に長いとおっしゃっているのですが、市街化区域でいいわけです。市街化区域だけ行ったらどうですかということで、一番遠くても女性教育会館になりますか、あの辺になるわけです。大したことないのではないですか。

私も、今はバイクで来たり車で来たりしていますが、役場に自転車で来ますから、菅谷から。大した時間かかっていないです。はかったことがないのでいいかげんなことは言えないでしょうけれども、15分かかっているのかな、そんな程度です。

ですので、やっぱり嵐山町がこれから温暖化防止条例を職員一丸となって進めていくのだというのを、言葉だけではだめなのです。行動にまであらわしていかないと。私はそう思います。本気で取り組んでいるなという姿勢がなければ実現しないです、温暖化防止条例だって。

少しぐらい我慢だって大事です。私は、きょうエアコンというのは大変不満なのです。大して暑くもないのに必要なかなって思っているぐらいなので。多少は暑いのだって我慢しなければならないというふうに、温暖化を防いでいくためにはそういうことが必要だというふうに私は思います。いかがですか。温暖化防止を職員一丸となって進めていくために、やっていきましょうという提案ですが、いかがでしょ

うか。

○長島邦夫議長 井上総務課長。

○井上裕美総務課長 先ほど来申し上げておりますが、経費節減、健康増進、それから温暖化防止、それは確かに川口議員がおっしゃるとおりだというふうに思っております。

しかしながら、自転車の活用の場合には、年間を通して使える日というのも少ないかなとまず考えるわけです。まず、天候に左右されます。雨の日もあれば風の日もある、暑い日もあれば寒い日もあると、こういうようなことを考えたとき、出発地がこの役場の庁舎であるということ、効率的でないということがまず考えられます。そして、職員が少なくなってく中で、やはり職員としては時間はやっぱり有効活用しなくてはいけない。そういうこともあるというふうに思います。

そういったもろもろの観点から考えた場合に、やはり難しいというふうに私からは言わざるを得ないのかなということで、ご理解していただくのは難しいかもしれませんが、内容的にはそういうことでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、町長になってしまうのですが、副町長でもいいですけれども。町長が前回、私も自転車乗るのですかとおっしゃって、乗ってもらえるなら乗ったほうがいいなと思ったのですが、何も答えませんでしたけれども。

この間ちょっと考えてきました。町長や副町長や教育長は、ほかの職員でもいいです。余り自転車に乗りなれていない人が、これ町の意向だからということで乗って、事故になったらこれはまずいので、特に町長なんかが、町が勧めるのだから乗って事故になりましたなんてなったら、新聞、テレビにも出てくるのではないかなって心配しまして、無理してというか、乗らなくていいというふうに思います。教育長や副町長がどの程度、自転車、愛用されているのかわかりませんので、いや、乗っているのだよということであれば乗ってはいいただきたいと思うのですが、通常は乗らなくてもいいなというふうに思っております。

職員も、そういうふうに私も考えるようにしたのです。車ばかり乗っていると、自転車ある程度練習しないと、これ怖くて乗れないです。ですから、その怖さがなくな

るまでは乗らないほうがいいなと、職務で使うのはしないほうがいいなというふうに思ったのです。

どうですか、町長、経費節減を自転車でやっていこうではないですか。これ以上、何か経費節減ってできないでしょう。もうグリーンカーテンもやったわけですし、プリウスは買ってあるわけだし、これ以上の経費節減といたら、自転車を活用するくらいしかないです。

忙しいときには、もちろん自転車を使わなくていいです。雨の日も使わなくていいですし、体調がよくないときには乗らなくていいですから。どうですか、町長、これだったら大変結構なことではないですか、いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 町長にですか。

○9番（川口浩史議員） はい。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 川口議員さんからは、何回もこの質問をいただいております、そのとき、そのときお答えをさせてまいりました。そして、今、課長のほうから話をさせていただいたように、内部でも当然おっしゃるようにメリットはありますよということで、こういうメリットがあるのだということをみんな承知をした上で、さらに使えないだろうかということで検討をしたわけです。

しかし、ちょっと今の状況では、今答弁したように厳しいのではないかということなのです。ですから、議員さんおっしゃることというのはよくわかるのです。それで、実際その経費節減もありますし、健康の理由もあるでしょう。そういうので、通っている人もいますから、職員の中でも実践をしている人はいるのです。だけれども、それを全部に、何課だけでなく全部の人に言うような形で自転車を車のかわりに入れていこうというのは、ちょっと無理なのかなという答弁をさせていただいたわけです。そういう状況だと思います。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ですから、全部でなくていいという考えが大事だと思うのです。それだったら、実現できるのではないですか。いかがでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっと言葉が適切かどうかわかりませんが、乗っていける人というか、行きたいというか、行けるぞというか、そういう人は使ってくださいと、そうでない人は車で行ってくださいというようなことですか。それで、そうするとさっきの川越市の話ではないですけども、だんだん使わない人がこうなってきたということになってしまいはしないかなというようなことも内部では話が出たのだと思うのです。それで、総体的に先ほどの答弁のような形になってしまった。そういうことでございます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 嵐山町職員は、そういう点でしっかりしていないのかなというのを感じざるを得ないのです。そういう答弁をいただいて感じたことは、だんだん車になってしまうのではないかとということが、本当に残念です。職員であれば、別に雨の日に出ていってくれということを私は申し上げているわけではないのですから、率先して今の温暖化防止条例をこれから実施していく段階に入って、職員一丸となって進めていくことが大事だと、その意識がいかに薄いかということを物語った今答弁だというふうに思います。

実施段階にこれから入るわけですから、しっかり学んでください、まずはでは。条例を、実施計画のものを。それからでないと、これ話は進まないなというふうに思います。

次に進みます。

○長島邦夫議長 はい、どうぞ。

○9番（川口浩史議員） 2番目ですが、保護者による菅小児童の迎えについてであります。

授業終了時において、保護者の迎えの車が菅中との間の道路に並び、利用者の迷惑だけでなく、事故をも招きかねないと危惧をいたします。安心して迎えられる場所を確保すべきではないでしょうか。

いかがお考えでしょうか。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 質問項目2につきましてお答えいたします。

申しわけございませんが、下校時の状況につきましてこども課では実態を把握して

おりませんでしたので、菅谷小学校に問い合わせをしたところ、数台保護者が車で迎えに来ているとのことでした。

原則として、児童は徒歩にて通学路を通り登下校をしておりますので、車での送迎は考えておらず、例外的に病気やけがや緊急時など、どうしても送迎が必要な場合に事前に学校に連絡しておくということになっており、そのときは職員駐車場を利用することになっております。もし登下校時に車に乗っていて事故等に遭った場合、保険がおりないことも考えられますので、学校を通じて保護者へ改めてこの旨を周知してまいりたいと考えております。したがって、安心して迎えらる場所を確保していく考えはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） どうですかね。保護者へ改めてこの旨周知していくと、それで納得してもらえるというふうに思いますでしょうか。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 先ほどお答え申しましたけれども、原則として徒歩が登下校が学校教育の一環でございます。原則に基づいて行動をとっていただくということでご理解をいただく以外にないかと、このように考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 原則論を話しても、保護者がそれを理解するかどうかが問題だと思うのです。理解して、これ菅中との間って、私が見たときはそうだったのですが、この前6日に見たときには、菅小とお墓がありますけれども、あそこの間にとめているのです。しかも、相対でこう向き合って、片方3台、片方5台、8台です。あそこ60メートルってここに書いてあるのですけれども、スクールゾーンまでの60メートル。だから、60メートルに8台、もうほとんどいっぱいなのです。しかも相対で駐車しているから。そのときはバスは来なかったのですけれども、バスも通るのだと。バスの運転手さん方は、大変迷惑しているという話も聞いているのですけれども。

どうですか。原則論を話して、保護者に理解されなかったらだめなのです。道路に駐車してしまうのです。どうですか、自信あるでしょうか。

○長島邦夫議長 簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 自信があるないということではなくて、ご理解をいただかないといけない状況にあるということになるかと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） まずはそうだと思います。まずは、原則に立って、保護者に話をして理解を求めたいと。ただ、問題は、理解をしてくれるのだったらとつくにしているのではないかなと私は思うのです。理解をしていないからあそこに迎えに来てしまっていると、私はそう思うのですけれども。原則論は結構なのですが、そこから理解をされなかったら、これは解決したということにならないわけです。そうでしょう。だから、理解をされるまでに自信があるのですかということを知っているわけです。あるのだったら、私はこれでもう終わりにします。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 ご理解をいただくように努力を重ねていくと。自信があるないという問題ではないと思います。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） やっぱ一言話しました。これ行政の得意なやり方なのだよ。何も改善していません。やがて事故が起きました。大きく新聞やテレビに取り上げられて、初めて思考が回転するようところが行政によくあるのですが、まさに今回のことはそういうことを言っているのだと思います。事故が起きて初めて、何とかしなくては、いわゆる事故待ちなのです。あそこに車が並んでいたら事故は起こるという想像力が働かなかったら、私はだめだと思います。幾ら原則論を話したって、保護者に理解されなかったらだめなのですから。そうでしょう。これちょっと課長にばかり話ししないで、教育長、どうですか。ぜひお答えを伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 幸いに今のところ事故はないから今のとおりにするというではありません。私も行ってみました。私が行ったときはなかったので何も言えなかったのですけれども、川口議員さんがたびたびそういう場所に遭遇されたということに

対して、非常にご心配されていることはありがたいと思いますし、川口さんもそのときに何かその方に、保護者の方に何かお言葉をかけたのですか。私にしてみれば、かけていただければありがたかった。私は、かけようと思って行ったのです。けれども、かけられなかった。教頭さんにも会いました。教頭さんが行ったときは、いなかったと。学校もだから、子供を通じて言っただけでは徹底できないので、保護者会とかいろんなことがあるたびに、やはり心配されている議員さんからこういう質問が出ましたよと、やっぱり言っていきたいと思っていますし、もちろん事故が起きてからでは間に合いません。大事な命がなくなってからでは。

こういった問題は、やはり気がついた人がまず言っただけということが、こども課としても、幸い事故がないから放っておくということではなくて、やはりこういうことが起きてからでは間に合わないの、やはり安心して迎えられる場所を確保することよりも、お母さん方、お母さんが多分迎えに来たのではないかと思うのですけれども、やはりお母さんに、やはりその親にきちっと学校も電話をして、駐車場でお待ちくださいとか、そういうことをやっぱり言うのが学校側の立場で、また私たちもそういった立場で考えていきたいと思っていますので、今のところ幸いに事故がないので、お互いに協力し合って、学校に対しても協力しますし、保護者に対してもまたそういう機会があるたびに、また私どもがそういった機会がもしあれば、またお話していきたいと思っていますので、こういった問題を、交通事故という視点だけではなく、親御さんにも守ってもらいたいものは守ってほしいということをやはり言っただけことは必要だと。決して車で来るなどと言っているわけではありませぬので、用事があって特別な事情のときは許しているわけですから、そのときはぜひ学校の駐車場のほうに入れていただいて待っていただくと。どうしてもだめな場合は、もっと遠いところに車を置いて、申しわけないけれども、お子さんを迎えに来てくださいと、私だったらそういうふうに言います。

だから、あそこにつながらないようにしていくようにお互いに協力しましょうという形で、今後またこども課のほうでも学校にも伝えていきたいと思っていますので、ご理解いただければと思います。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 声をかけたかと言われましたので、1人だけ声をかけました。そうしたら、3台置いた一番後ろの人が、ちょっと別の場所に置いたのですけれども、

あとは私も地域の見守りで行っていましたので、ほかの人には声をかけることはしなかったのですけれども、それは私の反省です。

どうなのですか、担当課として、職員駐車場の中だったらいいのですが、もしあのまま引き続きああいうところに置かれていると、駐車していると、置かれているというか、それが継続された場合、担当課としてはどういうふうにお考えなのか、ちょっと伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長 交通安全の担当課ということでお答えをさせていただきます。

まず、道路の駐停車の関係でございます。今回この質問を見まして、道路交通安全法の関係で警察のほうにお聞きをしました。今議員さんがお尋ねの道路につきましては、駐停車禁止の規制はかかっておりません。ということになりますと、駐停車がただ単にされているから、それをもって取り締まりをするということとはできないということでございます。

ただ、いわゆる道路交通法に基づいて、例えば防火水槽のような消火施設、そういったものから5メートル以内は駐車ができませんよとか、交差点の前後10メートルはできませんよとか、それから駐車した場合に右側にどのくらいの幅がないとだめですよとか、そういったような当然規制は、規制といいましょうか、交通安全上の措置というのは当然あるわけでございまして、そういったところについての違反があればそれなりの指導なりということとはしていただけるのかなというふうには思います。

しかしながら、今のご質疑の中でもありましたように、教育長さんお話ありました、やむを得ず、例えば道路上に駐停車をされるという場合については、そういった交通安全上の措置をしていただける、そういった措置ができる場所に駐停車をしていただくということについては、そこに駐停車をされている場合には、何らの取り締まりですとか、そういったものはできないということになりますし、そういったことを配慮していただくということも交通安全の担当課としますと、そういったご指導を保護者の方にしていただけるとすれば、そういった内容を十分周知していただきたいというのが担当課でございます。

よろしくお願いします。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ぜひ、それでは職員駐車場のほうに迎えに来る人は、入って待ってもらおうようにということでお話ししていただきたいと思います。それが改善するかどうか、私も見てみたいと思うのです。

先ほちょっと事故のことで、一つ申し上げようと思っていたのは、大きな事故が起きる前には、中くらいの事故が29だったと思うのですが、これ何とかの法則ってありますが、ご存じでしょうか。29、数字はちょっと正確ではないかもしれませんが、起きると。中くらいの事故が起きる前には、小さい事故が299だったと思うのですが、起きているのだと。

今回は事故は起きていないかもしれませんが、ああいうとめ方、20分、30分くらいとめているのかな、とめていますから、これいつか大きな事故につながるなという私はその想像力を働かせることが大事だと思うのです。それが大きな事故を防ぐのだと。原則論でやってもなかなか理解をしていただけないというのが、残念ながら今の時代だと思いますので、そういう私はちょっと違う場所を考えていたのですが、その職員駐車場でできるのなら、そこをぜひお話ししていただいて、事故のないように、児童が事故に巻き込まれないようにしていただきたいというふうに思います。

これは、結構です。

○長島邦夫議長 終わりということで。ご苦労さまでした。

◇ 大 野 敏 行 議 員

○長島邦夫議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号2番、大野敏行議員。

それでは、質問事項、志賀地内を通る県道菅谷一寄居線について。どうぞ。

〔2番 大野敏行議員一般質問席登壇〕

○2番（大野敏行議員） 議長のお許しをいただきましたので、議席番号2番、大野敏行、通告書に従いまして一般質問させていただきます。

志賀地内を通る県道菅谷一寄居線についてでございます。随分前ですけれども、嵐山小川インターが開通して以降、この路線につきましては交通量が大幅に増加しております。今後、本田技研工業株式会社寄居工場が本格的な全面操業となりますと、ま

すます増加傾向にあることは承知のことと思われます。

上り方面においては、東松山・滑川工業団地を中心とした通勤や、それから上っていく電車に乗る学生たちの通学の道となっております。また、地元の生活道路としても重要な幹線でございます。買い物の中心が平沢地区を中心とした区画整理地へ変わってまいりましてから、ここを交差するむさし台交差点を右折する車が大変多くなっております。この車が2～3台続きますと、上り方面ですけれども、即渋滞、渋滞といっても大渋滞ではございませんが、渋滞する傾向にございます。そうしますと、裏道として、志賀小学校校門前の信号を右折して平沢方面へ抜けようとする車も最近では結構多くふえてきております。同時に、この道路は、この菅谷一寄居線もそうですし、裏の道もそうですが、志賀小学校への子供たちの通学路にもなっております。

通学路としての歩道の整備は、志賀地内を通る幹線道路に関しては50％程度でございます。幸いなことに、子供たちを巻き込んだ事故は起きておりませんが、この先の交通量のことを考えますと早期の整備が必要であると思います。それで、次の点についてご質問させていただきます。

(1) むさし台交差点の県道菅谷一寄居線への右折車線を設置する計画はあるのでしょうか。

(2) としまして、志賀小学校へ登下校する志賀地内、県道菅谷一寄居線の歩道の整備をどのように考えていらっしゃるのか、この2点についてお尋ねしたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、小項目(1)(2)の答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 質問項目1の(1)についてお答えいたします。

県道菅谷一寄居線のこの交差点は、県道に右折車線がないため、朝夕の通勤の時間帯に渋滞して、大変不便している状態であります。この交差点につきましては、東松山県土整備事務所で交差点改良事業として、県道の右折車線の設置を平成20年度より進めてまいりましたが、事情がありまして現在の形で整備がとまってしまった状態になっております。

平成25年度には、本田工場の操業に伴い、通行車両も増加しており、現在の状況で何年か経過しておりますので、この交差点の整備を早急に実施していただけるよう県にお願いしております。

7月の23日には、東松山県土整備事務所と嵐山町とで現状を把握し、今後どのように対応していくのか検討するため、現地立ち会いを行ったところでございます。今後も早期に交差点改良事業が完了し、渋滞をなくして円滑な通行が確保できるよう、引き続き県と町とで協議しながら推進してまいります。

続きまして、(2)についてお答えいたします。志賀地内の県道菅谷一寄居線の歩道整備につきましては、町としても重要な課題として位置づけているところでございます。県に対し、平成22年度から毎年要望しているところであります。平成25年度の要望の県の回答は、現在嵐山町内で行っている事業箇所の整備を進め、事業の進捗状況を見ながら検討してまいりますとの回答でありました。現在町内で、県道の歩道整備につきましては、県道大野一東松山線の鎌形地内を実施しておりまして、来年度には完了する予定とのことでございます。

また、主要地方道深谷一嵐山線の菅谷地内のなごみから国道254号までの間につきましては、今年度から用地買収を始めるとのことでございます。

県道の歩道整備事業につきましては、県土整備事務所の説明で、順次実施していきたいとのことでありまして、次に県道菅谷一寄居線の歩道設置を実施していただけるよう県に強く要望してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） それでは、(1)から再質問をさせていただきたいと思います。

今答弁でございました、県道の右折車線の設置を平成20年度より進めてまいりましたという回答がございました。地主がいて、地主の同意を得られなければ、当然この交差点を拡張するとか、そういったことはなかなかかなわないことだと思います。地主の方の理解度というのは、どのくらい今現在は進んでいるのでしょうか。もしわかるようでしたら教えてもらいたいと思うのですが。

○長島邦夫議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 この事業がとまってしまったというのが平成22年の7月ぐらいからとまっているのです。これにつきましては、あそこにアパートがあるわけなのですが、そのアパートの住民との交渉の中、住人、要するに住んでいる人です、住んでいる人との交渉の中でなかなか会わせていただけなかったと、会えな

かったということで、物件の補償の調査ができなかったということでとまってしまったということでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） そうしますと、そのアパートに住んでいらっしゃる方が、どういう形かで、例えば物件補償がされて、動いてもいいよというふうな回答が出てくれば、それは進められるということでしょうか。

○長島邦夫議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 それから、ちょっと時間的に経過しております。実際にその家主さんのほうとも、これから詰めて、実際にこの辺のあたりを見ながら県のほうにまた相談してやっていきたいというふうに考えております。

そういうその辺を現地で確認したということでございますけれども、その辺について確認し合ったりということはしました。

以上です。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） この件につきましては、県も積極的に支援をしてくれるといえますか、動いているといえますか、実際に地元の県のほうの議員も、一生懸命この件には前向きに動いていただいているという話もちょうとお聞きしましたけれども、町のほうにはそのようなお話は参っていますでしょうか。

○長島邦夫議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 この7月の23日の日に立ち会いたわけなのですけれども、この立ち会いについても地元の県議さん等も動いていただいているかなというふうに思っています。

以上です。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 相手がいることでございますので、こちらの要望どおりに一朝一夕にはいかないのがこの道路の拡張やなんかはそうだと思います。懲りずに、諦めずに、なおかつ丁寧な説明を常にしていただいて、町としてもこの交差点はどうしても右折車線をつくりたい重要な交差点であるということをより住民の方に理解していただけるような、今までのような動きを継続してやっていただきたいというふう

に思います。この件については、回答は結構でございます。

(2) の再質問でございます。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○2 番（大野敏行議員） この回答にもあるように、数年前より町は歩道の整備に取り組んでおります。鎌形地区のように地権者の同意を得て完了したところもありますが、いまだ着手できない志賀地区の課題は何なのでしょう。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

県のほうへいろいろ働きかけはしております。実際に写真だとか、その辺もって県のほうに送ったりしております。ただ、一番の、今回なごみのところを始めるという話をさせていただきましたけれども、そのときはやはり地元のほうの協力が一番だったと思います。要は県で整備するに当たりまして、この事業がスムーズにいくかどうか、その辺のところによって予算のつけ方が違ってくる。実際にこの仕事が始まっても、仕事がとまってしまったりしたら予算が流れてしまいますので、その辺のところを見きわめるために、やはり地元のほうでどれだけの、要するに要望というか、どれだけ理解しているか、それによって事業が進捗するのではないかなというふうに考えておりますので、これから町と、また地元のほう協力してその辺のところは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2 番（大野敏行議員） この歩道をつくっていくにしても、地権者の協力がないと歩道はできません。県の方針なり町の方針なりがあって、地元説明会があって、個々への説明があって、補償内容の見積もりがあって、そしてその説明があって、同意があって、初めてその土地を提供していただいて、道が広がるので歩道ができるよという形になろうかと思うのですけれども、この志賀地内においては、まだ1軒の同意も得ていらないのでしょうか。

そこの辺、教えてください。

○長島邦夫議長 それでは、田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 先ほど、なごみのところの話させていただきました。

これについては、地元のほうから要望書が出ております。その要望書につきましては、沿線に関係する人の同意をつけて町のほうに要望されています。その要望書を添付して、県のほうに要望しているというような状況です。

先ほど言いましたように、同意等の来ないって話なのですがけれども、それについては町として、この人にどうですかという話は直接はしておりません、今現在ですね。ですから、先ほど言いましたように、町と地元のほうで協力してというのはその辺のところも含めて、全体的に協力が促せるような施策をとって、県のほうに要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 県道であるし、県の予算を使われるので、基本的には県の職員が今さっき申し述べたような順序に従って説明をして、同意を得ていくという形になるのかもしれませんが。そして、地域では、その条件があるのでそれをつけて提出するというようなことでございます。

まず、やはり町もこの件については、積極的に動くことが必要かと思うのです。同意を得ることの手段としましては、やっぱりその中国のことわざではありませんけれども、「まず隄より始めよ」ということで、なかなか1軒だけ同意をするということは難しい状況であったり、その地域地域の特性があるのだと思うのですが、できるだけそういったところを見つけ出して、見出して、まず着手できるということが私は必要なのではないかなというふうに考えておるのです。

県でも町でも工事をするのに、一定の期間を確保しないと工事が始まらないよというような基準とか規定はあるのでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○長島邦夫議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えいたします。

工事を始めるのに一定の期間とか。

〔何事か言う人あり〕

○長島邦夫議長 ちょっと待ってください。

大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 一定の距離です。要するに、例えばこの道路沿いで1軒の家が先に同意してくれたよと、うちのところは始めていいよとしたときに、そこだけで

は最初に始めてみるかということができるのかどうか。それをちょっとお尋ねをしたのです。

○長島邦夫議長 事例があるでしょうから、少しそれを参考に申し上げたほうがいいのではないのでしょうか。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 鎌形地内を行っているわけなのですが、それについても、始めるのにつきましては全線1つとして始めております。要するに工区割りとかその部分を虫食いに始めているということはしていません。実際に、県とも協議、この関係についても話をしているのですけれども、県としては虫食いになってしまっただと、それでは事業効果が上がらないということでございまして、実際には全線を通して完成させるのだというような考え方の中で進めていきたいというふうに考えています。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 歩道というのは、上り車線、下り車線があって、両方の車線につけられれば理想的なのですが、片側だけでも歩道ができるということでも私はよろしいのかなと思っておるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○長島邦夫議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 それについても県のほうに伺いました。今現在は、両側つけるのは難しいよという話されています。とりあえず片側で整備して、それで必要に応じてもう片側を整備していくというような考え方だそうです。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） この土地を道路分として、歩道分として提供するとなると、その後の事務処理費というのが実は出てくるのです、提供した側に。そういう事務処理費やなんかの補償というのも対象の中に入るのでしょうか。

○長島邦夫議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 土地を譲ってもらうという話になりますと、当然土地を譲ってもらうのには、その土地を登記するために印鑑証明をとってもらったり、調印のために日にちを割ってもらったりだとか、そういう日数的な補償はさせていただいております。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） なぜこんなことを質問したかといいますと、具体例で申しますと、私の家も40年代に道が拡張するので土地を提供いたしました。807番地という、本籍も現住所も807番地が、道を提供したのが807の2番地になりまして、残ったところが807の1番地になりまして、私の父と母は余りそういうことを理解していなかったものですから、ずっとその後も現住所807番地で来てしまったのです。

あるとき土地を動かす状況が出たときに、807番地では土地は動きませんよと法務局から指摘されました。現住所は807の1番地になっているので、現住所を変えてもらわないと全てそういったものは動かさませんよと。その時点で私は、免許証もパスポートも、それからいろいろ提出している書類も全部自分で807番地から807の1番地に移しました。この労力と費用は結構かかりました。そんなことが結構あるのです。ですから、そういったこともよく提供していただく方には、報告というか、こんなこともあるのですよということを、やっぱり申し述べていただきたいというふうには思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○長島邦夫議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

確かに元番が枝番がついていなくて、実際に用地にかかった場合に分筆しますと元番のほうに枝番として1番がついてしまいます。原則的には、そういうふうになってしまうのですけれども、特別な事由がある場合については、何かその辺のところもできなくはないというような話もちよっと聞いたことはあります。

ただ、いずれにしても原則枝番がついてしまいます。そういうこともございますので、その辺につきましては、その用地を取得するときに十分説明をさせてもらってご理解をいただけるようにしていきたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 私は、この志賀小学校へ登下校する歩道ということでお尋ねしているものですから、今現在、志賀地内では約50%のところが歩道整備をされています。幸いなことに、志賀小に通う子供たち、事故に巻き込まれたというようなことはございません。学校では、私たちも教わってきたのですけれども、学校だけではありませんね。歩く人は右側通行、車は左側通行ということで、志賀小へ通う児童も右側通行で大変危険な、歩道のないところも歩いております。歩道のあるところも歩

いております。その原則論は、当然曲げることはできませんですね。

教育長、その辺はいかがでしょうか。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 答えいたします。

大野議員さんのおっしゃっている場所を私も春の交通安全のときに見させてもらって、確かにこれは危ないなというのは感じました。原則としては、子供たちがこっちに向かって右側で歩いてきて、車が左側から行くわけですから、本当にすれすれというところもあるわけでございまして、何メートルぐらいの間隔か、ちょっと私は確認しませんでしたですけれども、原則は原則ですので、曲げられないと思います。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） 原則論があつて、なおかつ、では右側を歩いてきて、左側には歩道があるよとした場合に、道を横切ることが結構回数が多くなってしまうのですが、歩道があるところは歩道側を歩きなさいよという指導は、志賀小学校に限って可能なのでしょうか。

それは、できないならできないでも結構なのです。そういうことが可能であるかどうか、ちょっとお尋ねしたいのです。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

○小久保錦一教育長 ちょっと答えられない、調べないと。

○長島邦夫議長 お答えできないようでしたら、また後でお話。それでもよろしいですか。後で。

○2番（大野敏行議員） 結構ですよ。

○長島邦夫議長 それでよろしいですか。今即答ができない場合は、それでよろしいですね。

○2番（大野敏行議員） 結構ですよ。

○長島邦夫議長 では、そういうふうなことで、よろしいですか。教育長。はい、よろしくお願いします。

大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） そういう危険な道路があつて、その危険なところだけ、なかなか歩道もすぐにはできないとなった場合に、樹脂のポール等を設置することは可能

でしょうか。

道路に設置するとなると、当然警察の認可等も必要になってくると思うのですけれども、そういった動きがまずできるかどうか、その点もお尋ねしたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 現在、県道に、路肩部分に多分ポールか何かを立てて、それで安全を図っていこうという話だと思うのですが、これについては、これはあくまで県道でございますので、県のほうと詰めて研究していきたいと思います。以上です。

○長島邦夫議長 大野敏行議員。

○2番（大野敏行議員） いずれにしても、私たち大人は、子供の通学路をより安全に確保してあげることが与えられた使命であるかなというふうに思います。熱意を持って、諦めずに、懲りずに、この歩道整備が早いうちにできるようにお願いを申し上げまして質問を終わらせていただきます。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩といたします。再開時間は、2時50分といたします。

休 憩 午後 2時39分

再 開 午後 2時49分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの大野議員の質問に対して答弁が漏れておりますので、この際これを答弁をさせていただきます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 大野議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど休憩の折に学校のほうにも問い合わせしてみました。学校では、現在歩道のあるところを歩くことを原則としていると。ただし、将来、先ほどご説明があったような形になった場合に、やはり横断は危険だという感覚があります。なぜかという、やっぱり車がお互いに動いていると。それをきちと制止できて、歩道歩道なら一番いいのですけれども、その辺のところの確証がまだ現段階では得られませんので、現状では横断は危険なので右側なら右側をずっと歩かせることで現在進めていくのが一番

いいかなということでございます。

ご回答になるかどうかわかりませんが、ご理解いただきたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、一般質問を続行いたします。

◇ 松 本 美 子 議 員

○長島邦夫議長 今回の定例会最後の一般質問は、受付番号８番、議席番号12番、松本美子議員。

初めに、質問事項１の体力づくりについてからです。どうぞ。

〔12番 松本美子議員一般質問席登壇〕

○12番（松本美子議員） 12番議員、松本美子。議長のご指名がございましたので質問をさせていただきます。

大きく分けまして３項目質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、体力づくりについてでございますが、介護予防と体力づくりを目的とした施設といたしまして、やすらぎは、トレーニング器具の更新により、すばらしい町営のトレーニングルームという形になってきております。前期高齢者65歳以上で、要支援、要介護認定を受けていない人のことにつきまして特に今回はお尋ねをさせていただくわけですが、インストラクターのまずアドバイスが必要ということになります。それを各自が受けまして、体力づくり、あるいは介護予防というふうな形につなげていきたいということが趣旨でございますが、これを習慣づけるということがまずは一番のことかなというふうに思って、そういった観点から質問をいたします。

まず、①でございますけれども、やすらぎまで行くのに、どなたでも車に乗れるというわけではありません。そういった中で、足の確保ができれば行きたいと。行ったり、お風呂に入ったり、いろいろですけれども、トレーニングをやりたいというようなお話等もあります。

これは、特にお年寄りからですけれども、トレーニングは若い人の熱心な人ばかりが今利用しているのかなというふうな感覚を持っているようでございまして、また熱心な人ばかりと思い、ついつい利用しづらいというような声等が聞こえます。そういった中で提案させていただきながら質問しますけれども、65歳以上の前期高齢者の方々を対象に、町内を大きく、例えばなのですけれども、南部、中部、北部というような形に分けまして、これは週２回というふうに、私はこれ明記しましたが、1

回なり2回なり、それは計画ですから結構なのですが、まずは3カ月ぐらいのローテーションを組みまして、講座が組めるかどうかということ。それで、もし可能であれば足の確保ということで、やすらぎのほうへ町営バスの送迎がこのときにできれば、まず一番よろしいのではないかなというふうに思っております。

②につきましては、やすらぎの同じようなことなのですが、施設は運動、あるいはカラオケ、お風呂というふうに、大きく分けますとこの3つくらいに分けられます。そういった中で、設備は①でも申し上げましたけれども、非常に整ったところでございます。これを多くの人が利用しなくては全く宝の持ち腐れというように感じておりますが、なかなかいろんな都合がありまして、利用する人たちもまだまだ少ないというふうに思っています。

そういったことで、これは、1ではまず65歳以上の方たちをどうでしょうかという提案ですが、2につきましては、特に老人会が非常になかなか活動といたしましうか、低迷しているといいましょうか、そういった観点から活性化を図るために老人会の団体の皆様に呼びかけをいたしまして、そういった中でやすらぎ利用ということで、もちろん足の確保も必要かもわかりませんが、まずはこういった考え方を町のほうではどんなふうに考えているか、まずお尋ねをさせていただきます。

○長島邦夫議長 それでは、小項目①、②の答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 では、質問項目1の1につきましてお答えをさせていただきます。

生き生きふれあいプラザトレーニングルームは、平成14年2月の開設以来、多くの皆様にご利用をいただいてまいりましたが、18年度以降利用者の減少傾向が続いておりました。そこで、運営時間の一部見直しと施設の無料開放や、昨年7月には運動器具の入れかえ等によりまして、利便性の向上や設備の充実を図ったことにより、本年3月には前年同月と比較をし、実利用者数が全体で2.3倍に、うち65歳以上の高齢者は2倍に増加をしております。また、本年7月の65歳以上の利用者数は、延べ293人、実人数では54人で、全利用者の約51%を占めており、自主的な介護予防活動の場として多くの高齢者の皆様にご活用をいただいております。

議員さんのご意見のとおり、介護予防に向けて運動を習慣づけていただくためには、定期的に運動する機会を提供することが重要と考えております。町では、介護予防事

業といたしまして、北部交流センターや生き生きふれあいプラザなごみを会場とした各種介護予防教室を開催しております。これらの教室は、3カ月から6カ月を1つの期間として開催をいたし、また交通手段がない方には送迎を行い、参加しやすい環境を整えております。

現在のところ新たな事業を行う予定はございませんが、今後も現行の事業を基本といたしまして、介護予防がより効果的に図られる事業展開となるよう努めてまいります。

次に、2につきましてお答えをさせていただきます。町民の健康保持、増進及び介護予防の推進を目的とする生き生きふれあいプラザやすらぎは、開設から昨年度末までで延べ12万2,469人のご利用をいただきました。この間、利用者の嗜好の多様化や利用料の見直しなどによりまして、平成18年度より利用者数が減少傾向にありましたが、先ほど申し上げましたように利用促進策を講じたこともあり、昨年度の利用者数は、前年度と比較し約18%の増加が見られました。今後介護予防を効果的、かつ効率的に推進するため、施設のあり方について利用者の声を聞くことも考えております。

また、老人会への働きかけとのことでございますが、機会を捉えて実施してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） それでは、再質問をさせていただきますけれども、まず①ですけれども、同じような②と1がちょっとごちゃごちゃしてしまっているかもわかりませんが、その辺はよろしく、すみません、お願いします。

まず、①なのですけれども、23年度にまた新たにランニングマシンが購入なされた。それで、24年からは5年間の今度はリースということで、旧が7台の入れかえがあつて、本当によかったなというふうに思っています。

そういった中で、利用者といいましょうか、そういった方たちが開館日数等もありますけれども、約1,000人近い方たちが利用してきたと。そういった中では、少しずつですけれども、ふえてきているというふうに思っています。

それと、25年度からは、毎月の広報でしょうか、そういった中で啓蒙、啓発等がなされておりまして、職員さんの努力というものもここであらわれてきているのかなというふうに思い、それと同時に、広報を読みました方たち町民の皆様方の意識、ある

いは変化も出てきたのかなということが伸びにつながったというふうにも思っていますけれども、そういった中で人数的には少しずつふえてきています。

5月から7月の122の報告なんかでも見させていただいたのですけれども、今年度につきましては、健康づくりという形では、水、土、日が月で300人という形でした。それに、1次予防の事業という形では、木、金という形では、170～180人でしょうか。この方たちが主にトレーニングルームを利用しているというふうになったと思います。

そして、やすらぎの全体で月の利用の平均が約1,000人弱というふうになりますから、利用者全体で見ますと、約半分ですか、半分の方がトレーニングをやり、半分の方は、楽しみはその人間それぞれですから結構なのですけれども、お風呂に入ったり、あるいはカラオケをしたりしている方たちが、主にはお年寄りというふうになるかと思えます。

そういった中で、私が思うのは、ぜひこの半分の利用者の方たちが、前回は質問は同じようなこととしたかなと思っていますけれども、お年寄りがあそこで少しでも体を動かしながら、トレーニングマシンは使えないにしても、例えば30分でも1時間でも、あるいは何曜日の何時からは軽い運動でしょうか、体操でしょうか、そういったようなものをしていただければ、ぜひともそういったことにも参加したいと。ただ、元気で若い方たちがトレーニング器械を使って、自分たちはもう年にとってやれないのだと、ですからその辺はそこへ行ってみるのは少し寂しいという声があるのです。

そういったことを踏まえて、今こういうふうに質問をさせていただいているわけなのですけれども、決して新たな事業転換ではないと思います。費用もかかるわけではないです。そのために町ではいろいろなそういうリーダー研修等なんかも行っておりますから、そういった方たちをボランティアさんが、今は何人もおりますので、その方たちにお願いは、まずはできますでしょうか。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

先ほどもお答えをさせていただきましたが、現にトレーニングルームを利用している方の半数以上は、まず65歳以上の高齢者と言われる方となっています。決して若い方たちだけがやっている施設ではないというところを、まず前提として申し上げたい

と思います。

以前、松本議員の一般質問でもいただいた、この件に関してはいただいたことはございまして、それ以降、あそこに健康運動指導士という資格を持った職員がおるわけですが、その職員が、誰でも高齢の方でも簡単に組み入れるような、例えばこういうボールを使って、ガンバルーンというボールを使ったものを使ってみたいということで、人を募りまして講座というのでしょうか、そういったことをやったことがございます。そういったものについては、それ以降継続して、不定期ではございますが、やっております。ですので、例えばトレーニングルームを目的でやすらぎに行った方でない方であっても、少しごらんをいただいて、そういう指導員にお声がけをいただき、ご相談をいただき、ではこういった運動ができますよというようなことで取り組んでいただくということは可能かなというふうには思っております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） 今課長さん答弁してくださったことは、私もこの施設は近いですから時々伺いますので、よくわかっているつもりなのです。

私が申し上げたいのは、不定期的に希望があればやりましょうという声かけでなくて、例えば月曜日とか、あるいは金曜日とかわかりませんけれども、そういった日の何時にはこういった軽い体操を実施しますといいましょうか、それを組み込むというのでしょうか、そういうふうにしていけばある面では、そのお風呂も、もちろんカラオケも好きですけども、軽い体操もやりたいから、ではこの日は体操もあるから行こうと、そういうふうになってくると思うのです。それが、ある面では介護予防にもつながるわけです。

今も課長さん、65歳以上の方もかなり利用しておりますという、トレーニングですけども、いうことは報告や何かでちゃんと出ていますからわかりましたけれども、あそこへ行っていますと部屋もちょっと分かれてしまっていますから、どうも若いというか、65歳ぐらいの方たちは、自分からみずからトレーニングをやりたいから行くわけです。ですけども、そこまでは行けないけれども、あそこへは行きたいという方が半分近くいるわけですから、少しくどくて申しわけないのですけれども、それを曜日と時間を設定をして、毎週なら毎週その時間にはその講座をやりますというふうなことをしていただいけませんかというふうに、申しわけないのですが、もう一回再度

質問させていただきたいのですけれども。

○長島邦夫議長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

冒頭の答弁の中にもありましたが、町としては、今、介護予防に関しましては、1次予防事業、2次予防事業ということで、なごみと北部交流センターを会場に実施しております。こちらとしては、できればそういった事業に積極的に参加をしていただくということが、これが一番望ましいというふうに考えております。

やすらぎの誰でも参加できる事業という、先ほどガンバルーンを使った講座というふうに申し上げましたが、こちらに関しましては、月に1度、あるいは2度程度ということでございますが、これは継続して実施しておりますので、そういったものに参加をしていただき、体を動かすことについてご理解をいただき、今申し上げました、例えば1次予防事業のほうにお申し込みをいただいて介護予防に努めていただく、このようにしていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） 3カ所で実施しておりますからということと言われてしまいますと、現実ですから何とも私も再質問ができないかなという感じになってくるのですけれども、これは特別に3カ所で、私が申し上げた、私のほうではこの町内を3つぐらいに分けてというふうな形で、質問は①のほうはしていますけれども、そういうふうな対象地区をもって3カ所で実施をして、計画でいるのか、あるいは、どこへでも町内どこ行ってもいいですから、そちらでやって実施しに行っているのか。私のあれは、分けたら、分けてバスでも送迎したらいかがですかというのを特に強調したかったのですけれども、バスのほうはというような答弁もいただいておりますから、わかりましたけれども、それはでは1点だけ、3カ所での実施は、対象を決めて実施しているのかということを伺います。

○長島邦夫議長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

特に地域を分けてということは、こちらのほうでは想定をしておりません。全域を1つの区域として考えてございます。

なお、これ余談かもしれませんが、介護予防事業につきましては、本日清水議員の

質問にもありましたが、今後大きく変わっていくことが見込まれています。そういった中で、場合によっては少しずつ形を変えていくこともあるのかなというふうには、これは将来的にでございますが、現時点では、今行っている事業を基本というふうに考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） 私、何かこう、地域を特定をしながら、こういう体力づくりに参加をしていくことが、まずは一番、隣のうちも行ったから自分も行ってみようかなとか、そういうような感覚を持って、一步踏み出しながら運動していけるタイミングというのですか、その運動の習慣づけですか、そういうものに恐らくつながるかなと。町で募集をかけて3カ所会場でやっていますからどうぞというのでは、なかなか運動をしつけている方はいいかもしれませんが、そこまでまだまだいけない方は、やすらぎの話になったりだとか、そっちこっちになりますけれども、介護予防センターですから、そこのところも中核として使っていただきながら、今言った3カ所を地域別にでも、多くの皆さんに出てきていただくという方法では、こういうふうな分け方をしながら、あるいは全体での交流を持ちながらでも結構ですけれども、そういった考え方も大きくこれからのあれが変わってくるというふうなお話ですけれども、そういうことを1点、できなかったらしようがないのですけれども、これはもしできないようでしたら、今後の考え方として十二分に考えていただき、要望というような形になってしまうかわかりませんが、それと、くどくて申しわけないのですけれども、やすらぎはやはり利用率のほうが、どうしてもどうだこうだという話になるし、お風呂が、まして壊れたどうのこうのという形になってきますよね、今も壊れ始まっていますから。そういった中で、ある面では利用していただくのには、確かにあそこに入るときは200円はかかります。

そういった中でも、現在でも約半分ぐらいの方がトレーニングしなくても行っているわけです。だから、その方たちだけでも、新たな事業を展開をしなくても、3カ所でやっているのだと言われればそれまでかもしれませんが、あの中でもせっかくインストラクターさんもいたり、いろいろいるわけです、町の中には。ボランティアさんもいるから、曜日だけでもきちんと設定をして、時間を決めて、週1でもそういう形で来た方にトレーニングルーム、お風呂だとかカラオケのほかに、やすらぎは

こういうようなものもやっていますから、せっかくの広報に載せるPRですから、一つ加えられないですかと。加えていただいて、来ている、今現在来ている方たちにもそういった介護予防をやってもらおうということは、私は非常にいいと思いますし、また、そういうこともやりたいのですよねという話も出ていますから、きっちり日にちと時間とか、曜日ですか、そういうものを設定したらいかがですか。単発でやっていたのでは、やっぱり浸透はしていかないと思うのです。そのところ、すみませんが、もう一度、再度お聞かせください。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今行っている介護予防、1次予防事業、2次予防事業、こういったものは、期間を限って行っているものですから、これは一つの運動するきっかけづくりであります。そういった事業に参加をしていただいた方が、ご自宅であつたりいろんな場所で、例えばウォーキングをするのもそう、ご自宅で軽い運動をするのもそう、そういった技量を講座を受けることによって身につけていただく。どこでも介護予防というのはできます。そういった形で、今機会を提供させていただいております。

ということは、ご理解をいただいていると思うのですけれども、あと、やすらぎに関しましては、今大変そのトレーニングルームについては、利用者さんがふえている状況にあります。1日当たり20人から30人ぐらいの方が、実人数としてご利用いただいています。そういった中で、定期的に何曜日、何曜日、何曜日というふうに、そこに事業を入れていくということは、その施設の受け入れ能力から考えた場合、場合によっては、今のそのトレーニングルームの運営に影響があるということも危惧されますので、大変くどくて申しわけございませんが、現時点では、今議員さんがご提案のような事業については考えてございません。

以上でございます。

○長島邦夫議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　では、そういうことでしたら、方針がありますからということであれば、わかりましたと言うしかありませんけれども、今後もし改善をしていくようなことがありましたら、私質問いたしておりますので、その辺のところも加味していただきながらよろしくお願いしたいと思います。

では、次へ移らせていただきます。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○12番（松本美子議員） ②ですけれども、これは①では65歳以上の要支援、要介護を受けていない方でやすらぎでの対応ということでお伺いしまして、結論もいただきましたので、②につきましては老人会への対応ということでお尋ねさせていただきます。

老人会は、現在団体数とか、あるいは会員の減少とか、あるいは役員さんが、まずは受け手がいないというようなお話もかなり伺い、団体を存続していくのがなかなか難しいというようなお話もかなり伺っておりまして、解散というようなふうにもなっているところもあるようですが、そこで老人会の方にも活性化というようなものが非常に必要になってくると思うのです。現在老人会の皆さんは、意外とグラウンドゴルフだか、ゲートボールだかというようなことが主流かなというふうには思っています。

そういった中で、ある面ではまだまだやすらぎ等にも来たことも、お風呂に入ったことも、トレーニングしたこともないよというふうな方たちもかなりいるわけです。それには、もちろん足の確保がないとか、私は運動が嫌いだとか、そういう方もいるかもしれません。そういった中で、やはりせっかくの施設ですので、今度は老人会の方たちを対象にいたしまして、各団体へどうでしょうか、そこへ行ってゆっくりとお風呂に入ったり、皆さんと雑談をしたり、トレーニングができればしたり、あるいは、軽い運動はちょっと難しいと言われましたけれども、そういったようなものでもしに行きながら、皆さんと元気になりませんかというような意味でもいいと思いますけれども、その辺の考え方について再度で申しわけないのですけれども、利用者のほうも年々ちょっとずつですが、ふえてきていますし、答弁では老人会のほうへも機会があればお話をしていきたいというような答弁でしたけれども、そういった方法をなかなか機会があればというのはいつだかわかりませんけれども、わかりませんから、申しわけないのですけれども、老人会の活性化の対策としてはいかがでしょうか。施設へ皆さんと来ていただいて、みんなと仲よく、各団体が1つの団体であろうが、2つの団体であろうが、それは一緒になってという意味で、余りにも人数が多く集まったのが、集まってあそこへ入り切れないほどいる場合はありがたいですけれども、そうしたときには脇の北部交流センターもありますから、そういったタイアップをそこで2つの施設がとりながら何かあそこでできれば、現在も利用して、そういうことを

やっているとわれればそれまでですけども、せっかくですから、町には1つしかない施設で、お風呂も1つしかないわけです。ですから、そういったものをこれからの方たちに、せっかくの施設で、十何年もあるものを、入ったこともないのにといったら少し寂しくないでしょうか。そういった考えのもとで、一日も早く機会を、そういう老人会の役員会ですか、そういうことが近々まずはではあるのでしょうか。お願いします。

○長島邦夫議長　それでは、答弁を求めます。

青木長寿生きがい課長。

○青木　務長寿生きがい課長　お答えをさせていただきます。

今、議員さんのお話のとおり、確かにここ数年、老人会の活動というのでしょうか、組織が弱体化してきているというのは、これは否めないところでございます。ただ、実際の活動の内容を見てみますと、どうしてもイメージとしてはグラウンドゴルフやゲートボールやカラオケかなというふうに思うわけでございますが、ただ老人会に、単位クラブによっては、例えば小学校と連携をして子供たちと行事をやるだとか、というような新しい事業を展開している団体も見受けられます。

また、こういう高齢期に入っていきますと、きょうの健康寿命のお話ではありませんが、やはり健康に対して関心というのは非常にこう高くなっているのかなと。そういったところもあって、その単位クラブでは、例えば健康講座というものを催して、みんなで何か取り組みましょうよというような活動をしている団体もあるというふうに聞いています。

やっぱり高齢者の趣味の多様化、こういったことが要因の一つとして、今のような組織の弱体化というところにあるわけでございますが、ただそういった中にもあっても、やはり健康ということの一つのテーマとして取り組んでいくというのは、大変重要なことというふうに思いますので、答弁の中では機会を捉えてご案内を申し上げますというふうにお答えをさせていただいておりますが、例えばで申し上げれば、老人クラブ連合会の総会だとか、そういった会議がございますので、そういった会議の際にご案内をさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○長島邦夫議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、ぜひとも一つの目玉として、せっかくのやすらぎ

施設ですから、多くの老人会の皆さん、あるいは前期高齢者でも結構ですけれども、そういった人たちがあそこへ集まって、健康に対する意識というか、あるいはそういう取り組み方ですか、そういうものをやはり学ぶのは、じっとその団体とか、その施設があるからってじっと待っていたのでは、なかなかうまくもう一步踏み出せないと思います。ですから、本来は個人個人がやるべきことですが、ある程度は町のほうでそういった線を少し引いてあげて、そこへぱっと乗せていただきながら、その後はお願いしていくというふうにしていかないと、なかなか一步踏み出すことができない方たちもかなりいます。

そういったことを理解をしていただきながら、老人会の方、あるいは10102の関係ですけれども、ぜひとも町のほうからもご努力をしていただけるといような部分もあるようですから、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次へ移ります。

○長島邦夫議長 どうぞ。

○12番（松本美子議員） それでは、2番のほうへ移らせていただきますけれども、空き家対策についてお伺いします。

現在は、核家族が進んで居住者がいなくなり、空き家の増加が全国的というか、社会問題というふうにしつつあると思っています。そういった中で、町は24年度には、県の緊急雇用創出基金ですか、それを利用して、空き家等の管理台帳というものを整備を進めてきました。また、引き続き拡大ということで、25年度も実態調査の把握という形で、空き家、空き地ですか、そういう等の現状の調査をいたしているところだと思っています。そういったことを踏まえまして質問をさせていただきます。

まず①ですけれども、空き家の増加が全体的な景観の悪化とか、あるいは火災の発生、あるいは誘発、または防災や防犯機能の低下、ごみの不法投棄や悪臭の発生、環境に対しても近隣の住民には非常に深刻な問題です。このような現状が、現時点で起きているのかお伺いをします。

②ですけれども、空き家に対しては老朽化がありますけれども、そういった中で倒壊の危険性のある空き家等も、もちろんあるのではないかと思います。持ち主への対応と、あるいはどのような指導をしているのか伺います。

以上です。

○長島邦夫議長 それでは、小項目①、②の答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 それでは、質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

管理水準の低下した空き家のもたらす問題といたしましては、治安の低下や犯罪の発生、安全性の低下、雑草繁茂や不法投棄の誘発による公衆衛生の低下、景観の悪化や地域のイメージの低下などが挙げられ、実際にテレビ報道等によって空き家が放火される事件や、老朽家屋の外壁が道路に落下する事故等が報じられています。

今回の調査結果では、雑草繁茂など、公衆衛生の低下や景観の悪化が認められるため、空き家の所有者に適正な管理を求めていきたいと考えております。

続いて、質問項目２の（２）につきましてお答えいたします。今回の調査委託は、埼玉県緊急雇用創出基金を活用したもので、外観調査、写真撮影、それから近所の聞き取り調査を行い、空き家の候補が292棟確認されました。今後の指導等につきましては、空き家の所有者に意向アンケート調査や、建築専門調査員による老朽危険度判定を実施し、建物の外壁や家屋の劣化状況、基礎の状況、建物の傾斜、使用状況等をもとに総合的に判断したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） ①から質問をさせていただきます。

まず、空き家の台帳管理整備等が行われて、パスコさんの埼玉支店というのでしょうか、そこへ292万9,500円の委託で、今答弁になりました292軒の空き家があったというふうなことです。そういった中で、また今年度も拡大をして整理を行っていき、費用的には491万8,000円というような事業になってくるようですが、この事業内容、そういったものをもう少し292軒の空き家に対して、ただありましたということではなくて、①の質問の中にもありますけれども、現実的にごみの不法投棄があったのだとか、あるいは火災の関係が起きたことがあったとか、あるいは悪臭が出ているよとか、何かそういったこの292軒の中では、そういったような現実に町のほうで把握のできている部分が、まずあるのでしょうか。お聞きします。

○長島邦夫議長 これ、松本議員に申し上げますけれども、１番と２番を含めた再質問でよろしいですね。

○12番（松本美子議員） はい。

○長島邦夫議長 よろしいですね。それでは、答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 今回の調査というものは、まず町のデータで宅地がありまして、そこに家が建っている。家が建っているところに住民登録があるとか、人が住んでいないとか、そういったものを確認する調査でありまして、例えば住宅の状況については外から見るだけですので、そういった被害の状況だとかそういったものについての調査を行っておりませんので、その辺は承知していただきたいと思います。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） 答弁の内容的にはわかりましたけれども、今私質問させていただきましており、改めてそうしますと空き家ですか、町民の方、あるいはその近隣の方でも結構ですけれども、悪臭がするから、空き家ですけれども、ここは悪臭がしますよとか、あるいはごみがいっぱい捨てられていますよとか、そういったことまでの、もちろん把握というか、そういう通報というのでしょうか、そういうことはこの292の中ではないと、把握はしていないということですか。

すみません、質問します。

○長島邦夫議長 答弁求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 先ほど、空き家の候補として292棟が確認されたというふうなお答えさせていただいたのですけれども、調査結果が上がりましてところで、この292軒の関係でどんな苦情が来たかということをちょっとお話しさせていただきますと、292軒の空き家候補の中で、空き家に対する苦情等はございませんでしたが、その敷地内の雑草等の苦情ということにつきましては、292軒のうち13軒のそういった過去に苦情等がございました。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） そうしますと、これの13軒の雑草の関係等は出たということですが、町の指導としては、もちろん地権者等がおわりの家とか何かあるのでしょうか、連絡をとって対応をしたというふうな考え方でよろしいでしょうか。

○長島邦夫議長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 はい、先ほど申し上げました13軒というのは、今年の13軒ということではなくて、以前からそういった苦情が13軒ありましたということで、それに対しては、雑草の刈り取り等の指導ということは当然しております。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） 空き家の調査のみというような形なのかなというふうにちょっと理解したのですが、これはあれですよ。24年12月から3月にかけて、まずは、第1回目で、去年度やったわけですから、それからこっちにずっと、今9月ですから来ているわけですが、今年度もまた取り組んでいるわけですから、どんな動きが出てきているのか今のところわからないのですが、もし動きがこう出てきていて、もう少し細部にわたって何かわかるようなことが出てきているようでしたらご答弁いただきたいのですが。

○長島邦夫議長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 お答えいたします。

特にこの292棟につきまして、いろいろ外壁の落下だとか、そういった直接建物にかかわるような苦情等はございません。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） そうしますと、現在でわかっているこの棟数についての苦情もないし、余り動きがなく、町のほうはいわゆる調査ができたという段階だというふうな理解でいいのでしょうか。

私はまた、今年も引き続き拡大でやっていますので、もう少しこう何か空き家と空き地の管理台帳整備だということですから、緊急雇用の事業で、少しここ4月からこっちも動いてきているのかなというふうに思ったのですが、そういうことはどうなのでしょうか。

聞き方が何かよくわからないのでしょうか、大丈夫でしょうか。

○長島邦夫議長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 前年度が平成24年の12月20日から3月31日までの契約でございまして、今年度が今年の4月から7月31日までの継続事業でございます。緊急雇用の関係で、実際は継続した事業だったのですが、緊急雇用の交付金との関係で、

2カ年に分かれて契約したような状況がございまして、初年度につきましては基礎調査、それから今年度につきましてはそういったデータの処理だとか現地の調査、それからあとデータベース化等、それからあと書類作成等、そういったものを2年間で、実際は2年間の継続事業ですけれども、契約上が2カ年に分かれているということでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） はい、わかりました、すみません。

少し清水議員さんとかぶる部分があるかも、この次の質問はあるかもわかりませんが、私なりにすみません、質問させていただきます。

○長島邦夫議長 はい。

○12番（松本美子議員） 条例の設置というようなことが考えられているというふうに、当初予算のところでもちゃんと出ていましたから、承知はいたしておりますし、また清水議員さんのところでも、そのような答弁等があったというふうに思っています。

まずは、プロジェクトつくったり、あるいは町民課のほうではアンケートの関係をしたりというふうな形を現時点では行っているというようなことですが、まず町の対応につきましては、ある面では管理だとか、あるいは撤去の関係だとか、そういうようなことが中心なのだというようなお話だったのかなというふうに今思ったのですが、これの空き家にしても空き地にしても有効利用というのはなかなか難しいのかなというふうに思いますが、それと持ち主がおりますから、その方の考え方ももちろんあります。そういった中で、この活用につきましては、ある面では不動産屋さん等の方向性のほうが強かったのかなと、そういうふうな方向へ持っていきたいというような条例ができた後も、したいというような清水議員さんのところでの答弁だったのかなというふうにちょっと思ったのですが、

私は、ある面では、持ち主との関係がしっかりした上では、この家を所得の低い方とか、あるいは子育て支援でいらっしゃる方だとか、そういった方たちの方向に、少し賃貸活用というのでしょうか、そういうようなものに取り組んで、まずはいいのかなというふうにも感じているのですが、

もしこれが少し質問から離れているということであれば仕方ないのですが、もし答弁がいただければお願いしたいと思います。そういった形、1点だけなのです。

けれども。大丈夫でしょうか、議長。

○長島邦夫議長　ご理解いただきましたでしょうか。もしおわかりにならないようだったら、逆質問でも結構ですから。そちらになるのではないか。それでは、答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長　空き家の条例につきましては、先ほどこっちと清水議員さんのところでもあったのですけれども、現在いろんなところで空き家の条例できているのですけれども、主に管理を推進するような条例、それからあと松江市の話も出ましたけれども、有効な活用を推進するような条例というふうに、何か二方にちょっと分かれているような感じがするのですけれども。そういった中で、現在292棟の空き家につきましても、いろいろ程度はさまざまございまして、修理などしなくてもすぐ入れるような空き家、それから修理をすれば借家等で利用できる空き家、それからもう修理が不可能なような空き家、それからもう倒壊しそうで取り壊しをしなくてはならないような空き家等もあると思います。そういった中で、空き家の持ち主さんがどんな意向を持っているか、そういった意向調査等も踏まえまして、今後そういった条例のあり方については検討していければなと考えております。

以上です。

○長島邦夫議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　条例をこれからということですから、方向性がきちっとまだ出ているわけではありませんので、今私が申し上げたことは、今後の課題ということになるのかなというふうに思いますけれども、ぜひ持ち主の方もいろいろ考え方があると思います。そういった中で、貸してもいいですよというような方もいらっしゃるのではないかと思います。そういうときには、特に所得の低い方や、子育てをして大変な方等いろいろいると思うのですが、そういう方たちに活用をしていただけるような方向で考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、3のほうへと移らせていただきます。

○長島邦夫議長　はい。

○12番（松本美子議員）　アライグマ等の外来生物についてということで質問をさせていただきます。これは、非常に困った問題で、年々作物の被害が増加をしたり、なかなか対応に苦慮しているということで、被害対策をととても早急にしなければならない

ということの重要です。

近ごろは、ましてイノシシの被害も多く出ておりまして、生命の危険もあったり、農業に従事する方たちは不安だというような声も上がっています。現状ではどんなふうになっているのか、あるいはまた、指導はどんなふうに行われているのか、どのような対策を現状で実施しているのかお尋ねをさせていただきます。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 質問項目3につきましてお答えいたします。

最近、外来生物法により特定外来生物に指定されているアライグマが比企地域を中心に生息数をふやしており、人家に住みついたり、農作物被害を引き起こしたりして問題となり、県では外来生物法に基づき、埼玉県アライグマ防除実施計画を策定し、平成19年3月から県内市町村や関係機関と連携を図りながら、計画的に被害対策を行っています。

なお、アライグマの捕獲数は、平成21年度が117頭、平成22年度が90頭、平成23年度が県発注捕獲委託分を合わせて96頭、平成24年度が県発注の捕獲委託分を合わせて77頭となっております。

また、平成23年度と平成25年度にアライグマ捕獲従事者養成研修会を開催し、119名の町民の方が受講され、個人で町の箱わなを仕掛けてアライグマの捕獲に協力をしていただいております。

イノシシにつきましては、近年まで奥秩父山地や外秩父山地としての外縁部に限られていましたが、最近では生息域が拡大傾向にあり、現在では丘陵地から平野部でも農林業被害が確認され、被害が深刻化しております。

農作物の被害対策としては、銃器及びわなによる捕獲や農作物を電気柵で覆う方法等があります。また、小川猟友会嵐山支部へ有害鳥獣捕獲の委託契約を実施しております。

平成24年度は、9月1日から10月28日まで実施いたしました。平成25年度は6月22日から7月28日、8月31日から9月29日までと実施期間をふやしてまいりました。今後も町では、小川猟友会嵐山支部や関係機関と連携を密にし、農作物の被害対策に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） 答弁いただきましたので、アライグマの捕獲従事者養成研修会の件につきましては、119名というふうな人数が研修を受けられたというふうなことです。わかりました。

それと、続けてお聞きしますけれども、まず24年度は委託という形で、新埼玉環境センターのほうで18万5,000円ほどの委託をして、捕獲と運搬ということで委託がなされまして、40回ほど運搬があったということなのですけれども、これは主にアライグマ、外来ですからアライグマだけなのかなというふうにも思っていますけれども、これはほかにも何かいたのですか。すみません、お願いします。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 この委託につきましては、アライグマ捕獲等と業務委託ということでございまして、アライグマを捕獲するのが目的でございしますが、そのわなに、例えばハクビシン等がかかってしまうということもございします。申しわけないのですけれども、そういったちょっと頭数についてはわからないのですけれども、そういったこととございします。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） この中には、アライグマだけでなく、ハクビシンもわなですから箱の中に入っていたかもしれないということで理解してよろしいでしょうか。そのように理解させていただきます。

そうしますと、このときに、予算の中でしたけれども、備品の購入というようなものが6万9,000円ほどあったと思うのですけれども、これは特にどのようなものを購入をしたのかなというのが1点と、それからこの備品購入ですけれども、何をどんなふうにご利用するものだったのかお尋ねします。

○長島邦夫議長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 これは、24年度の備品購入のことかと思うのですけれども、これはアライグマを殺処分する用の箱でございします。方法なのですけれども、密閉した箱の中にアライグマを入れまして、そこに炭酸ガスを注入いたしまして、炭酸ガスと空気ちょっと比べますと炭酸ガスが重いものですから、空気が上方に逃げまして中

が、その箱の中が空気がなくなりまして、窒息状態、そういう形で処分する、それ用の箱でございます。

○長島邦夫議長　ちょっとよろしいですか。質問の中からそういうことがなってしまうのだと思うのですが、平成24年度は決算の関係に絡んできますので、その点は注意して質問していただきたいと思います。

○12番（松本美子議員）　はい。

○長島邦夫議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　そうしますと、今殺傷の関係の話が出ていましたけれども、これは台数にしますと何台、幾つか買ったわけですか。ちょっと決算だからだめですか。

○長島邦夫議長　大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　台数につきましては、1台でございます。
以上です。

○長島邦夫議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　それでは、少し変えさせていただきますので、すみませんけれども、違う角度から質問させていただきますが、委託の業者の関係の捕獲の関係と、それから先ほどお答えいただきました捕獲従事者の養成研修が終わられた方の捕獲等があると思うのですが、これはどのくらい、どちらがどのくらいの割合で捕獲をしていたのでしょうか。お尋ねします。

○長島邦夫議長　大塚環境農政課長。

○大塚　晃環境農政課長　冒頭の答弁の中でちょっとお答えさせていただいたのですが、平成24年度につきましては77頭アライグマを捕獲したということでお答えさせていただいたところなのですが、この内容につきましては、19頭が町で委託しました新埼玉環境センターさんで捕獲しております、19頭。それから、あと、そのほかに県で委託した分が15頭ございます。それから、あと、捕獲従事者養成研修を修了された方と、あるいは町の職員等が捕獲した分ということで34頭、その合計で77頭ということでございます。

以上です。

○長島邦夫議長　松本美子議員。

○12番（松本美子議員）　そうしますと、業者は専門家ですからいいと思いますけれど

も、一般町民、あるいは捕獲従事者研修を受けたからといって、時によると、わなを仕掛けるだけであればさほど被害といいましょうか、何もないのかなというふうに思いますが、その辺のところはこの従事者は、どこまでどんなふうに入り込んで研修を受けたからといってこの捕獲に関して立ち入ることができるのでしょうか。

○長島邦夫議長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 アライグマの捕獲従事者養成研修を修了した方につきましては、特に町とそういう委託契約をしているとかそういうものではございませんで、町の箱わなを希望する修了者に貸し出しまして、そのわなを畑等に設置いたしまして、そして捕獲されたアライグマを町のほうに持って行っていただきまして、町では先ほどお話ししたように殺処分いたしまして、その後焼却処分にするような、そんな形で行われております。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） これはそうしますと、捕獲従事者の研修を受けた方は、それを箱を借りてきて、例えば自分の所有地か、あるいはお隣さんだとか、いろいろあるわけですが、そういったところは自分の土地の範囲内、あるいはほかの方の土地まで頼まれるというのでしょうか、置いていいのですか、それを借りて行って仕掛けることができるのでしょうか。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 わなを仕掛ける場所につきましては、町内、それから原則自分の所有地ということでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） わかりました。それでは、イノシシのことについて少し伺いますが、イノシシがかなり民家の近くまで出てきておりまして、私のうちのすぐお隣さんの庭だとか、うちはすぐ前が田んぼになってはいますが、田んぼがかなり今回は荒らされたりしています。そういった中で、非常に怖いといいますか、大きな足跡がありますから、それに少し離れていると、野菜物だとか何かみんな食べられたとか、いろんな被害もかなり出てはいますが、この辺のお話は町のほうへど

んなふうに届いているかお尋ねします。

○長島邦夫議長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 被害届、それから目撃情報ということでお話しさせていただきますと、平成24年度、そういった被害届だとか目撃情報19件ございました。平成25年度が、9月3日現在でやはり8件ほどございました。これも、ごく町内、19件とか8件というのはごく一部の数字かと思うのですけれども、届け出だとか目撃情報ということでは、19と8件ということでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） そうすると、实际的に全体的な把握ができていないにしても、これだけの件数を町のほうでは把握しているということになりますと、出没はかなりしてきているなということがわかってくると思います。そういった中で、町は町民に対してどのような対応というか、どのような警戒といいたいでしょうか、そういうものを行っているのでしょうか。

○長島邦夫議長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 町では対策なのですけれども、先ほど冒頭の答弁でも申し上げたのですけれども、小川猟友会嵐山支部による有害鳥獣の駆除、それからあとは、農作物の作付をしている農家の方につきましては、電気柵等の設置、これにつきましては、また町で補助制度もございますので、そういった有害鳥獣の捕獲、それから電気柵の設置ということで指導等しております。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） そうしますと、小川猟友会嵐山支部で銃器を使ったり、わなをしたりしての捕獲で、先ほど1回目の答弁等にもありましたけれども、そういうふうな形で対応をなさるということですが、この嵐山支部に関しては、会員さんは何名ぐらいいらっしゃるかわかりますか。そこまではわからないですか。わからなければ、わからないとお答えいただければ結構です。

○長島邦夫議長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 今年度、現在も実施中なのですけれども、今年度届けられている猟友会の人数なのですけれども、銃器による有害鳥獣捕獲の方が6人、それから

わなによる捕獲をする方が2人ということで届けが出ております。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） このイノシシの関係も、非常に身近まで迫ってきたというのがよくわかってきて怖いなというふうに思っています。そうしますと、こういった被害が、イノシシもちろん、アライグマもそうでしょうけれども、作物やなんか、あるいは人間に対しての被害とか、そういうものがもちろん現在でもあるわけですね。そういった中で、見舞いでしょうか、見舞金でしょうか、あるいは補償でしょうか、そういうようなものは現在どんなふうになっているのでしょうか。それとか、方向性がもし出ていましたらお尋ねします。

以上です。

○長島邦夫議長 大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 被害者に対する見舞いだとか、そういった制度の関係なのですけれども、現在そういった制度はございません。それから、今後につきましても、現在のところそういった考えはございません。

以上です。

○長島邦夫議長 松本美子議員。

○12番（松本美子議員） 考えがないというふうなことですけれども、現時点ではこういう制度はできていなくても、これからもこういった形で悩まされたり、もし作物でも、やはりそれで生活をしていらっしゃる方がいっぱいいるわけです。そういったものに対して、今後は補償や、あるいは見舞いとかそういうものの考えを充実させていただければと思っていますので、ご検討いただきますように要望させていただきますので、終わります。

ありがとうございました。

○長島邦夫議長 どうもご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○長島邦夫議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時00分)

平成 2 5 年第 3 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第 4 号)

9 月 1 1 日 (水) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 同意第 4 号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 議案第 4 0 号 嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 3 議案第 4 1 号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第 4 議案第 4 2 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 5 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度嵐山町一般会計補正予算 (第 3 号) 議定について
- 日程第 6 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) 議定について
- 日程第 7 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) 議定について
- 日程第 8 議案第 4 6 号 平成 2 5 年度嵐山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) 議定について
- 日程第 9 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) 議定について
- 日程第 1 0 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度嵐山町水道事業会計補正予算 (第 2 号) 議定について

○出席議員（１４名）

１番 森 一 人 議員	２番 大 野 敏 行 議員
３番 佐久間 孝 光 議員	４番 青 柳 賢 治 議員
５番 小 林 朝 光 議員	６番 畠 山 美 幸 議員
７番 吉 場 道 雄 議員	８番 河 井 勝 久 議員
９番 川 口 浩 史 議員	１０番 清 水 正 之 議員
１１番 安 藤 欣 男 議員	１２番 松 本 美 子 議員
１３番 渋谷 登美子 議員	１４番 長 島 邦 夫 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 岸 堅 護
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
安 藤 實 副 町 長	
井 上 裕 美 総 務 課 長	
中 嶋 秀 雄 地 域 支 援 課 長	
中 西 敏 雄 税 務 課 長	
山 下 次 男 町 民 課 長	
岩 澤 浩 子 健康いきいき課長	
青 木 務 長 寿 生 き が い 課 長	
植 木 弘 文 化 ス ポ ー ツ 課 長	
大 塚 晃 環 境 農 政 課 長	
内 田 孝 好 企 業 支 援 課 長	
田 邊 淑 宏 ま ち づ く り 整 備 課 長	
新 井 益 男 上 下 水 道 課 長	

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小 久 保 錦	一	教 育 長
簾 藤 賢	治	教育委員会こども課長
大 塚	晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員でありますので、平成25年嵐山町議会第3回定例会第8日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いします。

次に、9月24日の審議を予定しております認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から認定第6号 平成24年度嵐山町水道事業決算認定についての件までの決算6議案につきまして、討論する議員は9月18日の午後5時までに議長に届け出しをしてください。

それでは、本日の会議を始めます。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○長島邦夫議長 日程第1、同意第4号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

ここで、小久保教育長の退席を求めます。

〔小久保錦一教育長退席〕

○長島邦夫議長 提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第4号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第4号は、嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

教育委員会委員小久保錦一氏の任期が平成25年9月30日に満了することに伴いまして、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして議会の同意を求めるものでございます。

小久保氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧を願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいというふうに思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第4号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意をするということにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

小久保教育長の入場を求めます。

〔小久保錦一教育長入場〕

◎教育委員会委員就任の挨拶

○長島邦夫議長 ただいま嵐山町教育委員会委員の任命の同意を受けました小久保錦一様からこの際、ご挨拶をいただきたいというふうに思います。

小久保教育長、どうぞ。

〔小久保錦一教育長登壇〕

○小久保錦一教育長 今議会におきまして、ただいま議員の皆様から教育委員会委員としてのご同意を賜りありがとうございます。改めて身の引き締まる思いでいっぱいでございます。もとより浅学非才の身でございますけれども、嵐山町教育行政、地元のために誠心誠意努力するつもりでございます。議員の皆様、また岩澤町長はじめ役場幹部の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りながら頑張ってまいります。

簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただき、今後ともよろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第2、議案第40号 嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第40号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第40号は、嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

地方税法の一部改正に伴いまして延滞金の割合を見直すため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下町民課長。

〔山下次男町民課長登壇〕

○山下次男町民課長 議案第40号の細部についてご説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法における延滞金の割合等の特例規定が改正となり、平成26年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書の裏面、新旧対照表をごらんください。

今回改正をお願いいたしますのは、第5条延滞金に関する規定でございます。現在の延滞金の割合につきましては、納付期限から3カ月以内の期間については公定歩合に4%を加算した割合、3カ月を超える期間については14.6%の割合となっております。

この割合を納付期限から3カ月以内の期間については貸出約定平均金利に1%を加

算したものを特例基準割合とし、この特例基準割合に１％を加算した割合に改め、３カ月を超える期間については、特定基準割合に７.３％を加算した割合に改めるものでございます。

なお、ここでいう特例基準割合とは、各年の前々年の１０月から前年の９月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を１２で除して得た割合として各年の前年の１２月１５日までに大臣告示する割合に年１％の割合を加算した割合をいうものでございます。

附則第１項につきましては、施行期日を平成２６年１月１日とするものでございます。

附則第２項につきましては、経過措置でありまして、この延滞金の軽減措置は施行日以後に納付期限の到来する保険料に係る延滞金から適用されることとなるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第１３番、渋谷登美子議員。

○１３番（渋谷登美子議員） 平成２４年度の決算ベースでいきますと、延滞金は１万９、７００円になっています。これ、今の現状のこれがこの形になりますと、どのような形になっていくのかわかりますでしょうか。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 すみません。その額が今１万９、７００円ということでございますが、現行の割合でいたしますと、３カ月以上のものについては１４.６％、それと３カ月以内におきましては４.３％という形になってございますので、それが今回この改正によりまして１４.６％の部分が９.３％、それから３カ月以内の４.３％の部分が３％ということになりますので、その割合を掛けたものぐらいになるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○１３番（渋谷登美子議員） 決算の形になってしまうかもしれませんが、３カ月以上の延滞金を払わなくてはならない人、これは普通徴収になりますから、どのくらいいらっしゃるものか伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 山下町民課長。

○山下次男町民課長 すみません。今手元に資料がございませんので、申しわけございません。

○長島邦夫議長 いいですか。ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。
討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第40号 嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第3、議案第41号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第41号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第41号は、嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件でございます。

地方税法の一部改正に伴いまして延滞金の割合を見直すため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木長寿生きがい課長。

〔青木 務長寿生きがい課長登壇〕

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、議案第41号の細部につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、議案第40号 嵐山町後期高齢者医療に関する条例の一部改正と同様、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月31日に公布され、同法におけます延滞金の割合を定める特例規定が改正となり、平成26年1月1日から施行されることに伴いまして本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書裏面の新旧対照表をごらんください。

第6条第1項の改正は、延滞金の割合につきまして、現在納付期限から3カ月以内の期間については公定歩合に4%を加算した割合と、3カ月を超える期間については14.6%の割合と規定しているものを、納付期限から3カ月以内の期間については租税特別措置法の規定により財務大臣が告示する割合に1%を加算したものを特例基準割合とし、この特定基準割合に1%を加算した割合に改め、また3カ月を超える期間については、特例基準割合に7.3%を加算した割合に改めるものでございます。

同条改正後の第3項につきましては、第1項に規定する延滞金額の端数処理につきまして、新たに項立てにより規定するものでございます。

附則第1項につきましては、施行期日を平成26年1月1日とするものでございます。

附則第2項につきましては、経過措置といたしまして、改正条例施行前の期間に対応する延滞金について従前の例によることを定める経過措置でございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第41号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第4、議案第42号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第42号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第42号は、工事請負契約の変更についての件でございます。道路改築工事、町道1―8号、2工区の施工に関し、変更契約を締結をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

〔田邊淑宏まちづくり整備課長登壇〕

○田邊淑宏まちづくり整備課長 それでは、議案第42号につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書をごらんいただきたいと存じます。

工事請負契約の変更について、道路改築工事、町道1―8号、2工区でございます。

今回の変更は、構造物などの出来高数量が確定することにより設計数量と現地の数量に差が生じており、整合させる必要があるため及び終線部分で本線に接続する関越自動車道の側道となっている町道のすりつけが必要なため、変更が生じたことにより契約金額の増額の変更を締結させていただくものでございます。

まず、工期でございますが、平成25年3月21日から平成25年9月30日までを1カ月間延長いたしまして、平成25年3月21日から平成25年10月31日までとするものでござ

います。

2、契約の金額でございますが、既に契約を締結しております契約の金額が4,935万円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が235万円となるものでございます。

次に、今回の変更により増額する分の額は448万2,450円でございます。うち取引にかかわる消費税及び地方費税の額は21万3,450円でございます。

次に、増額後の総請負契約金額でございますが、5,383万2,450円でございます。うち取引にかかわる消費税及び地方消費税の額が256万3,450円となるものでございます。

続きまして、参考資料でご説明させていただきますのでごらんいただきたいと思います。

1、工事名は道路改築工事、町道1—8号、2工区でございます。2、工事の概要でございますが、当初の数量と変更後の数量が比較できるように記載していただきましたのでごらんいただきたいと思います。

工事の延長及び幅員につきましては変更はございません。今回の変更で大きく変わっている部分でございますが、町道のすりつけにかかわる工事ございまして、排水構造物工の長尺U字溝、それと舗装溝の中の新規にコンクリート舗装溝を計上させていただいたことによるものでございます。

参考資料に平面図を添付させていただいておりますので、平面図の2枚目をごらんください。

町道のすりつけ箇所を拡大した図面ございまして、赤く着色した部分が関越自動車道の側道となっている町道のすりつけが必要となった部分でございます。町道1—8号の縦断勾配の関係で関越自動車道との交差部分の前後の高さを下げたこと及び幅員が広がったことによりすりつけが必要となったものでございまして、当初の設計の段階では側道に影響する範囲がつかめず、今回の変更で計上させていただきました。なお、その他の数量につきましては、工事の概要をご高覧いただきたいと思います。

それと、参考図書といたしまして、別紙のとおりでございますけれども、建設工事変更請負仮契約書の写し、平面図2枚、標準横断図1枚を添付させていただいておりますのでご高覧いただきたいと思います。

以上で細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） すりつけが当初つかめないというご説明でしたかね。ちょっとその理由がわからないのですけれども、町道のこの歩道、側道ですよね、あるわけですから、そのすりつけがつかめないというのはどうしてつかめないのか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

それから、コンクリート舗装溝にするというのを今回の変更の特徴でご説明あったわけですが、コンクリートにするのもどういう理由からなのか伺いたと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 答えさせていただきます。

1―8号と関越自動車道のボックスカルバートが入っていますけれども、工事の施工前、かなりこう急に前後がすりついていました。それを、縦断勾配を直しまして、縦断勾配下がりました。その関係と、あと実際に道路が幅員が広がりました。実際にすりついている部分が現道のほうに、前の現道のほうにすりついたわけなので、すけれども、それが拡幅したことによりまして、奥りにずれ込んでおります。

それで、詳細な測量とか数量の拾い出しとかというのができずに今回の変更になったということでございます。

それと、コンクリート舗装になった関係でございすけれども、あの箇所につきましては、かなり急な勾配ですりついております。そういう関係で舗装、アスファルト舗装だと施工が困難なためコンクリートの舗装をさせてもらったということでございます。要は、アスファルト舗装だと転圧するときに、重機で転圧するわけですが、ずれてしまう。要するに急勾配なので。それで、コンクリートの舗装ということになります。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかに。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 勾配に関してなのですけれども、本当に今まであそこ勾配がきつくて、今回の工事によって、そのコンクリート舗装にすることによって幾らか勾

配は緩和されるのでしょうか。

○長島邦夫議長 答弁を求めます。

田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 現状はかなりきついです。実際に勾配は14%ぐらいあるかな。あるのだと思います、たしか。それを多少は改善しますけれども、それを規定に合う勾配に改善するとなると、それよりかかなり50メートル先ぐらいまでいかないとすりつかない部分がございますので、今の現道に近い形で、ただ実際には本線に接続する部分については少し緩やかにして安全を図るような形のすりつけでございます。

以上でございます。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 先ほどの説明でコンクリート舗装溝にすると、滑りにくく、タイヤとかが車でおりに滑りにくくなるとかという、そういうメリットがあるからこういうことにしたということなののでしょうか。

○長島邦夫議長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

滑りの関係そのものについては、コンクリート舗装でもアスファルト舗装でも変わらないと思います。ただ、施工が先ほど言いましたように、アスファルト舗装だと重機で転圧するわけなのです。そうした場合に勾配がきついで、その骨材をずってしまう。そういう関係で、施工が大変だということでコンクリートの舗装にさせてもらっているということでございます。

○長島邦夫議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第42号 工事請負契約の変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

今の採決ですから、ちょっと集中してこっち聞いていてください。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第5、議案第43号 平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第43号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第43号は、平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,751万1,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を58億9,651万5,000円とするものでございます。

このほか、地方債の追加が3件、変更が3件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上総務課長。

〔井上裕美総務課長登壇〕

○井上裕美総務課長 それでは、議案第43号の細部につきましてご説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございます。追加が3件ございまして、公園整備事業限度額140万円、交通安全施設整備事業90万円、企業誘致看板整備事業180万円でございます。

次に、変更が3件ございまして、道路整備事業につきましては、菅谷1号線の整備工事等のため840万円を増額し、補正後の額を1,590万円に、体育設備整備事業につきましては90万円を増額し970万円、臨時財政対策債につきましては発行可能額の確定によりまして5,123万7,000円を増額し、補正後の額を3億9,823万7,000円とさせていただきます。

12、13ページをお願いします。歳入でございますが、第10款地方交付税につきましては、額の確定に伴いまして5,563万8,000円を増額するものでございます。

15款県支出金の県補助金につきましては、法改正、補助基準額の改正、補助対象者の確定、雇用事業の追加等に伴いまして増減をするものでございます。

第18款繰入金の介護保険特別会計繰入金889万7,000円につきましては、平成24年度の実績に伴います精算金でございまして、介護保険特別会計から繰り入れるものでございます。

14、15ページをお願いします。第2項基金繰入金の公共公益施設建設基金繰入金162万円につきましては、観光協会への補助金の追加分でございます。

19款繰越金でございますが、前年度決算における純剰余金が確定したため9,534万3,000円を増額するものでございます。

20款諸収入の雑入につきましては、それぞれの事業の助成される額の確定及び医療給付に要する経費の確定に伴いまして増減をするものでございます。

第21款町債でございますが、道路整備事業債840万円、公園整備事業債140万円、交通安全施設整備事業債90万円、2つ飛んでいただいて、企業誘致看板整備事業債180万円につきましては、県のふるさと創造貸付金によりまして、歳入概要にございます各整備を行わせていただくものでございます。

臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定に伴いまして5,123万7,000円を増額するものでございます。

18、19ページをお願いします。歳出でございますが、第2款総務費の総務管理事業の工事請負費126万円につきましては、役場庁舎の案内標識移設工事3基分でございます。

次に、ふるさとづくり基金管理事業のふるさとづくり基金積立金121万3,000円につきましては、菅谷一東西線の物件補償費の残金を積み立てるものでございます。

その下の財政調整基金積立金として2億円を積み立てるものでございまして、積立後の残高でございますが、3億3,493万6,000円となるものでございます。

第2項町税費町税還付事業の還付金500万につきましては、予定納税をしている事業者に還付が見込まれるため増額をさせていただくものでございます。

20、21ページをお願いします。第3款民生費、社会福祉総務事業の報奨金5万円につきましては、精神福祉推進事業における講演会の講師謝金でございます。

その下の障害者自立支援特別対策事業補助金85万円の減額につきましては、法改正によりまして、通所サービス等送迎助成事業が障害福祉サービスの報酬対応とされたため減額をするものでございます。

第2項児童福祉費につきましては、補助基準額の改正及び人数の確定に伴いまして増額をさせていただくものでございます。

22、23ページをお願いします。第4款衛生費のがん検診等事業のがん検診委託料36万7,000円につきましては、集団がん検診における医師の立ち会いに係る経費でございまして、医師の立ち会い5日分でございます。

第2項清掃費の（仮称）埼玉中部一般廃棄物処理公費化推進協議会負担金44万6,000円の増額につきましては、基本計画策定業務の設計額の不足及び施設整備構想策定業務を前倒しで実施するための増額でございます。

その下の農業者支援事業の委員報償18万円及び農業者フォローアップ事業補助金149万7,000円につきましては、今後の農業に対し広く意見を聞く（仮称）農業未来会議費用、20人の2回分及び嵐山堆肥センターの機械設備修繕費に対する2分の1の補助金でございます。

24、25ページをお願いします。第7款商工費の工業総務事業の工事請負費205万円につきましては、企業誘致をアピールするため、インター近辺及び国道254号線沿いの2カ所に看板を設置するものでございます。

その下のコミュニティービジネス推進事業委託料174万2,000円につきましては、県の緊急雇用創出基金を活用いたしまして、事業スタートまでの準備を行うものでございます。

嵐山町の観光協会補助金162万円でございますが、バーベキュー場への新規水道25ミリでございますが、引き込み費用を補助するものでございます。

第8款土木費の道路管理事業の道路台帳整備補正委託料250万円でございますが、林道分1.88キロメートルを追加するものでございます。

生活道路整備事業の工事請負費640万円につきましては、菅谷1号線の両側側溝整備及び舗装修繕工事でございます。

幹線道路整備事業の測量設計委託料200万円でございますが、將軍澤地内の町道2ー26号線の物件補償調査委託でございます。

その下の工事請負費の100万円につきましては、越畑地内の町道2の8号の舗装工

事でございます。

26、27ページをお願いします。第3項の都市計画費の都市公園等管理事業の工事請負費でございますが、225万円、これにつきましては、駅西公園のフェンス設置及び志賀堂沼公園の修繕工事でございます。

第9款消防費の消防施設整備費等補助金116万3,000円につきましては、將軍澤、大蔵、遠山、これらの火の見やぐら等の撤去費用等でございます。

28、29ページをお願いします。第10款教育費でございますが、教育委員会事務局総務事業の児童生徒映画鑑賞手数料につきましては、映画「じんじん」、これは総務省や全国市長会、町村会も推薦している映画でございますけれども、これを3年生以上の児童生徒1,063人分の鑑賞に要する経費を補正させていただくものでございます。

30、31ページをお願いします。第13款予備費でございますが、24万4,000円を減額させていただき、補正後の額を1,654万2,000円とさせていただくものでございます。

32ページ以降につきましては、ご高覧願いたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 18、19の役場庁舎の案内標識ですが、これ移転をするという説明だったと思うのですが、どういう理由でどこの場所を移転するのか伺いたいと思います。

それから、次の20、21、ひきこもりの講習ですか、研修があるわけですが、早速取り入れていただきましてありがとうございます。いつごろこれをやるのか、また先生はどんな先生が、もう決まっているのであれば伺えればと思います。

それから、次の22、23の埼玉中部環境の件ですが、前倒しで実施をするということで今ご説明あったわけですが、そうすると、どのくらい早く建設がされるのか、もしわかったら伺いたいと思います。

それから、この負担金なのですが、負担割合というのはどういう計算のもとになっているのか伺いたいと思います。

それから、その下の農業未来会議ですが、20人分で2回だという説明でしたが、この20人というのはどういう人たちを選んでいこうかということをお考えなのか伺いたいと思います。

次の24、25ですけれども、観光協会へ25ミリの水道を入れるというお話ですが、今まで何ミリのが入っていて、それを変更するということだと思うのですが、これ変更せざるを得ない理由を伺いたいと思います。

28、29で、災害協定を富山県、これ小矢部市というのですか、ここと協定を結ぶということになったのはどういう経過からなったのか。また、今後もこういう協定は結構なことだなというふうに思うのですけれども、今後の方向性としてもいろんなところと結んでいきたいのか、何か考えがあるのか伺いたいと思います。

30、31の嵐山幼稚園の門扉の修繕料が上がっているわけですが、嵐山幼稚園は4～5年前に改修をしたわけですね。それで、もう壊れてしまったので改修をさせていただきたいということなのでしょうか。

もしそういう理由で新しいのを、4～5年前に新しくしたのが壊れたということであれば、もう少し丈夫なものをつけたほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その点もあわせて伺いたいと思います。

それから、その下の県の森林林業教育推進事業が廃止になると。これは廃止をして、大丈夫ですよということになるのでしょうか。ちょっとどんな事業をしてきたのか、あわせて伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、順次答弁を求めます。

最初に、井上総務課長。

○井上裕美総務課長 まず、案内標識の件でお答えいたします。

平成8年の5月に、この役場の庁舎のほうに移転をしまいいりまして、その当時につけた標識でございます。ついている場所とは申しますと、県道菅谷一寄居線の玉ノ岡中学校の入り口、志賀の恒木さんのお宅の交差点ですね。そこに1カ所。

それから、玉ノ岡中学校に向かっただきまして杉山の公民館の交差点、あそこに1カ所、そしてその先の深谷一嵐山線の交差点、そこに1カ所、計3カ所でございます。それを、今回、前の道路がずっとつながってきれいになりましたので、志賀の堂沼のところに1つ、そして役場の庁舎の下のところに1つ、そして深谷一嵐山線と1の85のあの交差点のところに1つと、それぞれ移動させていただくと、そういう費用でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 続きまして、岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 ひきこりの講演会についてのご質問でございましたけれども、最初、いつごろかというふうなお話でございます。

今年の10月の21日から27日の間に、精神保健福祉普及運動というのがございまして、この期間にできたらなというふうに予定をしております。

それから、先生についてでございますけれども、県の法務課のほうに相談をさせていただきまして、県からもご推薦をいただきまして、熊谷のほうにあるクリニックの臨床心理士の先生をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 続きまして、大塚環境農政課長。

○大塚 晃環境農政課長 私のほうからは、埼玉中部の関係についてお話しさせていただきます。

前倒しについての件なのですけれども、この25年度につきましては、当初300万円の予定でごみ処理の基本計画の策定計画ということで予定されていまして。

今回補正のほうでお願いする462万につきましては、施設の整備、構想策定計画ということで、焼却炉の形式だとか処理能力だとか周辺の整備、そういった施設の整備計画についての計画を策定するというようお願いするものでございまして、地元住民への説明についてはどうしてもこの整備計画がなくてはならないということで、この25年度に前倒しで策定をお願いするものでございます。

それから、この前倒しに伴いまして、供用開始等が早くなるかというふうなお尋ねでございましたけれども、供用開始等が早くなる、あるいはまたそういった従前どおりというふうな話についてはちょっとまだ聞いておりません。

それから、負担割合につきましては、今回、埼玉中部広域でお願いする負担の増額分が462万でございます。これ8市町村ございまして、嵐山町の場合、均等割が22万8,750円、それから人口割が6.8%で15万7,080円になります。合計いたしまして、今回補正でお願いする44万6,000円ということでございます。

それから、農業未来会議の関係なのですけれども、どんな方にお願いするのかというふうなお尋ねかと思いますが、現在考えているのは、嵐山町等で農業に実際従事している方、それからあとJA、それからあと東松山農林振興センターの方などを予定しております。

以上です。

○長島邦夫議長　続きまして、内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長　私のほうからは、観光費の観光協会補助金につきましてお答えさせていただきます。

現在、口径何ミリかということでございますけれども、現在は25ミリを引いているものでございます。

時期になりますと、売店、水飲み場、トイレ等、かなり使う頻度が上がるわけですが、蛇口の数が38カ所ということで大変多くありまして、トイレの水不足が実際に起きているという状況の中で、25ミリを増径をするのか、また新たに分けて、新規に取り出しをするのかということで検討しましたけれども、新たに25ミリを引いて、蛇口の数に分けて当時の水不足を解消するという事業でございます。

以上です。

○長島邦夫議長　続きまして、中嶋地域支援課長。

○中嶋秀雄地域支援課長　私のほうからは、災害時の援助協定についてお答えをさせていただきます。

今回、特別旅費として、小矢部市でございます、富山県の小矢部市との災害時の援助協定の締結のために、こちらから行かせていただく特別旅費を組まさせていただきました。

まず、この災害時の援助協定の考え方ということでございます。この災害時の県外との援助協定につきましては、地方防災計画を作成している中でも、災害時において、県内の市町村とは既に援助協定を結んでおりますが、何らかのやはり大災害になりますと、それなりの県外との援助協定は必要だということで、これを早急に結びたいという目標を持っております。

その中で、今回は木曽義仲巴協議会という全国的な組織の協議会がございまして、その縁を通じて、実は嵐山町とこの富山県の小矢部市、そして石川県の津幡町、長野県の本曾町、この4市町が幹事町村という形になっております。

そして、この内容につきましても、地形、距離的な面、災害時の嵐山町と長野県、石川県、富山県という位置関係、相互に行き来をするといいいましょか、援助をし合うということについても、地形的、地理的にも非常にいい関係にあるというようなことも含めまして、この3市町にこのような形で援助協定について考えていただけたらということでお話をさせていただきました。

小矢部市と木曾町さんからは、結構ですということで既に回答をいただいております。この今回補正をさせていただきました小矢部市さんとは、10月の末、30日の予定なのですが、協定を結ぶということで話が進んでおります。

また、この内容につきましては、本日議会の皆様方にも全員協議会の中で詳しくそれぞれの市町との状況等をご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 続きまして、簾藤こども課長。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、幼稚園の門扉の修繕料につきましてご説明させていただきたいと思えます。

ご案内のとおり、この門扉は蛇腹式の門扉でございまして、かなり強度はあるかと思えます。ただ、1カ所、車でぶつけたのか、いたずらで壊れたのか、その辺特定できないので、今、小枝で支えたりして使っているという状況でございまして、ワンスパンを直すという内容になるかと思えます。

以上です。

○長島邦夫議長 続きまして、植木文化スポーツ課長。

○植木 弘文化スポーツ課長 答えいたします。

この事業は、県の農林関係の事業でございまして、森林とのふれあい体験、ふれあい体験推進事業という事業でございました。昨年度、予算編成の時期までは、まだこの事業の存続が明らかになっておりませんで、今回事業が廃止になるということで補正を上げさせていただきました。

内容につきましては、27万5,000円の全額補助でございまして。ですが、嵐山町は、これにプラスほぼ同額の予算を町単独の経費で予算化しておりまして、ほぼ倍の予算で事業を実施しておりました。ですから、今年度は、まちの単独分については予算が残る形になっております。内容につきましては、玉ノ岡中学校の生徒たちの総合学習の時間を利用して、隣接します杉山城のほぼ全域が山林でございまして、ここを学校林という形で位置づけまして、間伐ですとか、あるいは竹の伐採ですとか、遊歩道にその間伐した木のチップをまいていただくとか、そういった林業体験を通じて、同時に史跡の整備活動を体験していただくと、そういう事業になっております。

今回の補正の減額につきましては、県からの補助金の相当分でございますけれども、生徒たちに遊歩道にまいていただくチップをつくるための人件費相当分でございます。

て、これを減額をさせていただきました。別の方法によりまして、事業が実施する予定でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 役場の案内なのですが、そうですか、わかりました。いや、この中には駐車場の、南から上がってきて、進入の今、手書きではないですけども、余りいいものではないですよ。あれが少しよくなるかなと思っていたのですが、あれは入っていないのですね。あれはよくする考えはあるのですか。ちょっと入っていないのですけども、ちょっとお答え、もしあれでしたら、お答えいただければと思いますけれども。

○長島邦夫議長 1点でよろしいですか。

それでは、井上総務課長。答えられる範囲で結構ですから。

○井上裕美総務課長 今、川口さんのご質問で、私はちょっと今ぴんとかなかったのですけれども、玄関前ですか、前の……

○長島邦夫議長 では、ちょっともう一回。

川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 申しわけありません。

堂沼とつながっていますよね、そこから役場に上がってきますよね。上がって駐車場に入るのに、進入形式が今紙に書いてあるのですか。わかります。

○長島邦夫議長 わかりますか。

○9番（川口浩史議員） 植え木が植わっているところに。そこをもう少しいいのにするお考えはないのでしょうかということなのです。

○長島邦夫議長 お考えがあるかどうか。

井上総務課長。

○井上裕美総務課長 すみません。わかりました。場所は。

確かにこちらでつくったもので、案内をしているわけですけども、来場者の駐車場はもっと先でございますので、案内をしているわけです。

特に来庁される方からは、ご不便だという話はお聞きはしておりませんが、そういうこともあるとすれば、私どもが作成して上手なものができれば、またあのところに置かせていただきますし、なかなか難しいということになったらちょっと何か工夫を

して、看板のことについても考えていきたいなというふうに思います。

とりあえず、どうか自分のところでできればいいかなと思っていますので、またできたときに、ちょっとあれも変だよということになったら、またお話しいただければと思います。よろしくお願いします。

○長島邦夫議長 もう終わっているけれども、3回になってしまっている。確認ですか。

川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 時々向こうから近いですからね、ぐるっとこう玄関前を通らずに向こうから入ってくるのがあるのですね。気がつかないのかなと思うのですよ。ああいう看板というか、ものですからね。ですので、もう少し見やすいものでやったほうがいいなと思いましたのでお聞きしたわけです。

これ要望で結構です。

○長島邦夫議長 要望でよろしいですか。

○9番（川口浩史議員） ええ。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

あるようでしたら、これで休憩に入りたいと思いますが、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時11分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第43号の質疑を続行いたします。どうぞ。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 25ページになるのですが、コミュニティービジネス推進事業の事業のスタートまでの準備ということで、具体的な骨格ができてきたと思うのですが、それについて、概要でもいいですし、どのような形のものが進んでいくのか伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 1点ですか。それでは、答弁を求めます。

内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 それでは、中心市街地活性化支援事業のコミュニティービジネス推進事業の委託料についてお答えさせていただきます。

現在、買い物弱者対策として、地域の商店と連携して、中心市街地の空き地に生鮮品を販売する店舗を考えておりまして、買い物弱者対策として自動車の引き売りも実施を考えております。

具体的には、店舗での生鮮品の検討、あるいは引き売りに使用する自動車や物品の検討など、事業がスタートするまでの準備を行い、スタート後においても店舗の経営等にかかわっていただき、事業継続のため民間団体からNPO法人へ移行する準備も行うというふうな形で現在考えております。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 174万2,000円という具体的な金額が出てきているわけですから、ではどのような形で進んでいくのかと。車を買うとかそういうことではなくて、何をどういうふうにしていくのかということが、NPO法人をつくっていくのであるなら、それについての視察を研修するとか、そういった具体的な内容、これはこのようなものをやるというだけですよね。大体イメージとしてはわかりますけれども、では具体的にどう進めていくのというのが174万2,000円の金額があるからこそ、この細かい金額で何をしていくかということが出てくるのだと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 大変失礼しました。

事業の内訳ですけれども、まず人件費を考えております。人件費につきましては、25年の11月1日から26年の3月31日まで、継続して今後進むわけですが、25年、26年進むわけですが、今年度におきましては11月から3月までのまず人件費を考えております。

人件費につきましては、100日間、またそれに当たる通勤手当とか社会保険料、それらを入れますとおおよそ87万円ぐらいを考えております。

それから、人件費以外ということで、研修費用、運営に係る研修等、あるいは研修に係るもの以外の費用としまして消耗品、事務機器、そういったものを、パソコン、プリンター等が35万円、それから旅費、交通費については10万円、有識者、当然いろいろ勉強してもらうわけですが、そういった費用としては15万円、そのほか印刷製本として広報のチラシ、新聞折り込み等、そういったものが10万円、合計します

と、その他費用として78万円、両方合わせますと165万8,000円、消費税を入れた形で現在入れてあります174万2,000円、そういった数字になっております。

以上です。

○長島邦夫議長 渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうすると、新たなコーディネーターか誰かを雇用して、そしてそれも専門性のある方を雇用せざるを得ないと思うのですけれども、ある程度一定の知識があつて。そして、その方に、商工会の方や駅西の市街地活性化を進めていく方たちとの連携をとっていったって、一定の理論をとって、そしてどのような形にしていくかという印刷をして、そこまでが入っていったって、印刷製本費まで入ってきているわけですから、どの程度までのことができ上がっていくのか。そして、この人件費というのは具体的にはどのような方を、商工会のほうで依頼するのか、それともどのような形にしていくのか、ここのところがさっぱり見えてこないのですが、伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 内田企業支援課長。

○内田孝好企業支援課長 新規雇用につきましては公募を考えております。

実際の事業としますと、今年度、3月31日までにある程度準備をして、4月からスタートできればなというふうに考えております。

そうしますと、当然その間、11月から雇用ですけれども、その間については研修、いろいろそういった勉強していただいて、そういった内容を深めていただくと。当然スタートしてからは、その方に携わっていただくという形で考えています。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第43号 平成25年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第6、議案第44号 平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第44号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第44号は、平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,888万7,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を21億1,844万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下町民課長。

〔山下次男町民課長登壇〕

○山下次男町民課長 議案第44号 平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についての細部についてご説明申し上げます。

補正予算書の46、47ページをごらんください。2の歳入でございますが、3款国庫支出金につきましては、平成25年度療養諸費の増額が見込まれることに伴い、1目療養給付費等負担金を2,374万5,000円増額し、補正後の額を3億4,365万7,000円とするものでございます。

次に、5款前期高齢者交付金につきましては、平成25年度前期高齢者交付金の額の確定に伴い、1目前期高齢者交付金を184万9,000円増額し、補正後の額を5億2,602万7,000円とするものでございます。

次に、10款繰越金につきましては、平成24年度決算の確定により、1目療養給付費

交付金繰越金を597万4,000円増額及び2目その他繰越金の前年度繰越金を9,731万8,000円増額し、補正後の額を1億529万3,000円とするものでございます。

前年度繰越金が高くなっておりますが、平成24年度の保険給付費が予想していたほど伸びなかったことが主な理由でございます。

48、49ページをごらんください。3、歳出でございますが、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費5,181万5,000円、及び2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費2,594万5,000円の増額でございますが、平成25年度の4月から7月までのそれぞれの支払い実績が今年度当初予算の1カ月当たりの見込み額を上回っていることから補正をお願いするものでございます。

次に、3款後期高齢者支援金等109万8,000円の減額、及び4款前期高齢者納付金等11万2,000円の増額でございますが、それぞれの平成25年度分の額の確定に伴い補正をお願いするものでございます。

50、51ページをごらんください。次に、8款保険事業費、2項1目特定健康診査等事業費18万円の増額につきましては、特定健康診査の未受診者に対して勧奨を強化するため、未受診者への通知や小学生の子から親へ健診を受けてもらいたいというような内容の手紙を出してもらうために要する費用の補正をお願いするものでございます。

次に、9款基金積立金、1項1目保険給付費支払準備基金積立金につきましては、前年度決算額の確定に伴い、前年度決算剰余金の一部999万9,000円を基金積立金に積み立てるものでございます。これにより基金残高は約1,180万円となります。

次に、11款諸支出金1項3目償還金につきましては、平成24年度の療養給付費等負担金及び退職者医療療養給付費交付金について、支払い実績により額が確定したため返還するものでございます。

次に、12款予備費でございますが、決算額の確定に伴い前年度の剰余金の一部11万9,000円を増額し、補正後の額を341万2,000円とさせていただきます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明並びに細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 療養給付費、高額医療、両方伸びているということなのです

が……。

○長島邦夫議長 ページは。

○9番（川口浩史議員） 48、49です。

これは、昨年並みくらいだという認識でよろしいでしょうか。それ以上伸びているのですよということであれば、その原因というか、病気がどんなのがふえているのかもあわせて伺いたいと思います。

それから、次の50、51ページの未受診者への受診勧奨、この未受診者というのは、どのくらい人数がいるのか。それから、小学生からの手紙ということですが、どういう、全員から1人の未受診者に送るわけではないですよね。1人が1人に送るのだと思うのですが、1人の小学生が1人の未受診者に送るのかなと思うのですが、違っていただろ説明くださいね。どういうふうに小学生のほうは選んでいくのか、伺いたいと思います。

それから、これ、どこかでこういうことをやっていて効果があったということでこれやろうとしているのか、あわせて伺いたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

山下町民課長。

○山下次男町民課長 48ページの一般被保険者療養給付費、それから高額療養費の関係でございますけれども、これにつきましては、4月から7月までの今年の支払い額については、ほぼ昨年と同様、ほぼ同額ぐらいの額で推移をしている状況でございます。ちょっと金額でお話をさせていただきますが、昨年の24年度の4月から7月の実績、療養給付費のほうの分ですけれども、この金額が3億6,366万9,417円でございます。今年25年度につきましては、3億6,223万9,410円となっておりまして、昨年に比較しまして143万7円の減額となっております。

それから、高額療養費につきましては、昨年在5,830万1,924円ございました。高額につきましては、4月から8月までの状況でございます。これが今年は5,983万3,942円というような状況でございまして、これにつきましては153万2,018円、25年度のほうにふえているということでございまして、両方ともほぼ昨年と同じような額で今のところは推移をしている状況でございまして、この今回の補正で増額をさせていただきますと、多少の余裕とまいましようか、これでも厳しい状況でございすけれども、今のところは大丈夫なのかなというような形で考えております。

以上でございます。

○長島邦夫議長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、特定健診の関係は健康いきいき課のほうで所管をしておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、未受診者の関係でございますけれども、特定健診の未受診者、平成22年から24年度にかけまして、3年間未受診者という方がおよそ2,700名いらっしゃいます。この方に対して受診勧奨の通知を差し上げたいというふうに思っております。

それから、小学生から保護者に対してのレターの関係でございますけれども、特に未受診者にということではなくて、保護者に対して全体にということで。ただ、小学1年生から6年生までとかというふうなことではなくて、こちらで想定しておりますのは、大体手紙の書ける年齢ということで、4年生ぐらいがいいかなというふうには想定しております。これは学校との相談でございますので、今後確定していくことでございますけれども。

それから、ほかのところでこういったことをやっているのかということでございますけれども、ちょっとどこかというのは忘れてしまったのですけれども、一部やっているところがあると思います。ただ、効果がどうかというのはなかなかわからないところではありますけれども、やはり子供からのそういったものを一言添えると、家族は弱い部分もあるのかなというふうなこともございまして、一度試してみたいというふうなことで始めるものでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにいらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第44号 平成25年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第7、議案第45号 平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第45号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第45号は、平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万6,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を1億6,221万2,000円とするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下町民課長。

〔山下次男町民課長登壇〕

○山下次男町民課長 それでは、議案第45号 平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についての細部についてご説明申し上げます。

補正予算書の62、63ページをごらんください。2の歳入でございますが、5款繰越金は平成24年度決算により、前年度の繰越額が確定したことに伴いまして242万6,000円増額し、補正後の額を292万6,000円とさせていただきますものでございます。

次に、64、65ページをごらんください。3、歳出でございますが、4款予備費を242万6,000円増額し、補正後の額を292万2,000円とさせていただきますものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第45号 平成25年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第8、議案第46号 平成25年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第1号) 議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第46号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第46号は、平成25年度嵐山町介護保険特別会計補正予算(第1号) 議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,889万1,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を11億1,439万2,000円とするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木長寿生きがい課長。

〔青木 務長寿生きがい課長登壇〕

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、議案第46号の細部につきましてご説明を申し上げます。

76、77ページをお願いいたします。歳入の8款繰越金でございますが、平成24年度の決算に伴う繰越金といたしまして3,889万1,000円を増額するものでございます。

この中には、介護給付費の確定により、超過交付となっております国、県及び支払基金への返還金並びに一般会計への返還金、合わせて2,553万7,528円も含まれてございます。

次に、78、79ページをお願いいたします。歳出の4款基金積立金でございますが、平成24年度決算による歳計剰余金を介護給付費支払準備基金へ積み立てるため1,300万円を増額するものでございます。

これによりまして平成25年度末の基金残高は1億3,076万1,995円となる見込みでございます。

次に、5款諸支出金の1項2目償還金1,663万9,000円につきましては、平成24年度介護給付費等の額の確定に伴いまして、超過交付分を国、県及び支払基金へ返還するものでございます。

2項1目の一般会計繰出金889万7,000円につきましては、平成24年度の決算に伴い、介護給付費等の町負担分として一般会計から繰り入れたものを後年度精算といたしまして繰り出すものでございます。

6款の予備費でございますが、35万5,000円を増額し、補正後の予算額を310万8,000円とするものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第46号 平成25年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第9、議案第47号 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第47号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第47号は、平成25年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,882万8,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を7億1,512万9,000円とするものでございます。

このほか地方債の変更が2件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長 議案第47号 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の細部説明をさせていただきます。

補正予算書、92、93ページをお開きください。歳入ですが、第3款国庫支出金、1項1目公共下水道事業費、国庫補助金の社会資本整備総合交付金ですが、国からの内示額の確定により減額補正を行うものでございます。

2目浄化槽整備事業費国庫補助金ですが、当初予算で、補助率3分の1の補助事業、循環型社会形成推進交付金により歳入を見込んでいましたが、平成25年度も引き続き補助率2分の1の補助事業、低炭素社会対応型浄化槽整備推進交付金、推進事業交付金の該当となったこと等により、今回2,665万3,000円の増額を行い、補正後の額を6,409万3,000円とするものです。

第6款繰越金、1項1目繰越金は、平成24年度決算により剰余金の額が確定することから1,015万2,000円の増額を行い、補正後の額を2,015万2,000円とするものです。

第8款町債ですが、町債のうち公共下水道事業債につきましては、国庫補助金の国

からの内示額の減額確定により減額された補助金分及び今年度予定している事業量から760万円の増額を行うものです。

また、浄化槽市町村整備事業債につきましては、町管理型浄化槽事業の変更により110万円の減額を行い、1目下水道事業債としましては650万円の増額を行い、補正後の額を1億990万円とするものです。

補正予算書の94、95ページをお開きください。歳出ですが、第1款公共下水道費1項1目建設事業費の委託料は、今年度工事予定箇所下水道管の管渠耐震改良設計を委託する費用としまして130万円の補正をお願いするものです。

また、15節工事請負費につきましては、枝線工事費の増額が見込まれるものをお願いするものです。

2目維持管理費につきましては、菅谷地内にあるマンホールポンプの修繕費用としまして補正増をお願いするものです。

第2款浄化槽費、2項1目建設事業費は、町が購入する浄化槽の基数が増加する見込みなどにより1,725万2,000円の増額をお願いするものです。

第4款予備費につきましては1,420万6,000円の増額をし、補正後の額を2,897万2,000円とするものです。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 93ページなのですが、低炭素社会対応型浄化槽整備事業交付金、これですけれども、私は、もともとこれはあるものだと思っていたのですが、新規ということで今まではなかったという形なのですが、これは初めから温暖化を推進するためにということで、前回の文教厚生委員会でこの部分に関しては指摘していたと思うのですが、これについては今までずっと合併浄化槽に関してはこの補助金というのはあったはずなのですね。それが今回初めて出たということになるのか、それとも名称を変えたということなのでしょう。どちらなのですか。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

平成24年度当初予算の策定時におきましては、この低炭素型社会対応型浄化槽整備

事業費につきましては、なくなるという見込みがありまして、補助率3分の1事業のほうの事業で予算を組んでおいたということでしたが、実際には25年度も引き続きこの事業がまだ残ったということで、今回予算を組み替えたというのが実情でございます。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第47号 平成25年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第10、議案第48号 平成25年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第48号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第48号は、平成25年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益945万4,000円を増額をし、総額を4億8,257万2,000円とし、事業費用を101万6,000円減額をし、総額を4億4,142万1,000円とするものであります。

また、収益的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入を130万円増額し、総額を1,630万円とし、資本的支出を3,130万円増額をし、総額を3億1,603万4,000円とするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○長島邦夫議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

新井上下水道課長。

〔新井益男上下水道課長登壇〕

○新井益男上下水道課長 議案第48号 平成25年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）の細部説明をさせていただきます。

補正予算書106ページをごらんいただきたいと思います。嵐山町水道事業会計予算執行計画書補正（第2号）によるご説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入ですが、第1款事業収益、1項営業収益、3目その他営業収益の手数料及び雑収益をそれぞれ増額とするものです。

3目その他営業収益の補正後の額を2,704万9,000円とするものです。

次に、支出ですが、1款事業費用、2項営業外費用、3目消費税及び地方消費税を101万6,000円の減額とするものです。

107ページをごらんください。資本的収入及び支出ですが、資本的収入につきましては、負担金としまして130万円の増額をするものです。内容は、消火栓設置工事3カ所分の負担金を見込んでいるものです。

次に、支出でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、3目配水本管施設費の増額につきましては3,130万円の増額をお願いするものです。今年度予定している工事において、今年4月以降、設計単価の見直しが行われていること及び水道管布設工事を行う道路敷地内にあります既存の埋設管等の影響によりまして、配水管布設工事費の増額が見込まれること等に対応するものでございます。

104ページ、105ページにあります平成25年度嵐山町水道事業予定貸借対照表の説明は省略をさせていただきます。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長島邦夫議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。どうぞ。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 107ページの配水管布設工事費の補正ですが、道路内の管の関係でふやさざるを得ないということなのですが、その内容的なものを、どこどこの関係でこういう増額をせざるを得ないのか。お聞きをしておきたいと思います。

○長島邦夫議長 それでは、答弁を求めます。

新井上下水道課長。

○新井益男上下水道課長 お答えいたします。

1カ所につきましては、今年度予定しているところとしまして古里のコロニー嵐山郷の外周道路に水道管の布設を予定しております。

コロニー嵐山郷の外周の場所につきましては、県道熊谷一小川秩父線から入りまして、武蔵野ユートピアさんを過ぎたぶつかったあたりから、左に馬内のほうへ抜けることを予定しておりますけれども、この管の中に、当初このコロニーをつけられたときに、雨水排水管が道路敷地内に埋設してございます。その雨水管の埋設方法としましては、両側からとった雨水を道路の真ん中にマンホールを入れながら、排水管が布設されておるといような状況でありまして、その道路の中に水道管を布設していくわけですが、その管を逃げながら埋設しなければならないということで、深さが変わったり、あるいは位置が右から左にずれたりとか、いろいろそういうような工事が予定されるわけございまして、それに伴うものが増加の要因と考えられます。

それから、もう一カ所につきましては、町道1－3号、越畑地内の水道管の布設工事でございますけれども、七郷小学校から県道熊谷一小川秩父線のほうへ向かいまして、途中の箇所につきまして布設を予定しているわけですが、一部まちづくり整備課が工事を予定している箇所と少し重なる部分がありますけれども、そこにつきましても埋設するに当たって今後の工事の予定も含めまして、埋設管の深さの調整をさせていただくということと、それからここにつきましては、道路を横断している雨水管がやはりありますので、それをよけながら埋設をするということでやはり工事費の増加が見込まれるということでございます。

以上です。

○長島邦夫議長 ほかにございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第48号 平成25年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定について、この案を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎休会の議決

○長島邦夫議長 お諮りします。

議事の都合により、9月12日、13、17、18、19及び20日は休会にいたしたいというふうに思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○長島邦夫議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時58分）

平成 25 年第 3 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第 5 号)

9 月 24 日 (火) 午前 10 時開議

- 日程第 1 認定第 1 号 平成 24 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成 24 年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成 24 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成 24 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成 24 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成 24 年度嵐山町水道事業会計決算認定について
- 日程第 7 議案第 49 号 平成 24 年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 8 請願第 2 号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について

追加

- 日程第 9 発議第 7 号 「原発事故子ども・被災者支援法に基づく基本方針案」の抜本的見直しを求める意見書の提出について
- 日程第 10 発議第 8 号 4 月からの消費税増税中止を求める意見書の提出について
- 日程第 11 常任委員会委員の任期前改選について
- 日程第 12 議会運営委員会委員の任期前改選について
- 日程第 13 発議第 9 号 広報広聴特別委員会を設置することについて
- 日程第 14 議員派遣の件について
- 日程第 15 広報広聴特別委員会委員の選任について
- 日程第 16 会期延長の件

追加日程

- 追加日程第 1 議長の辞職願について

- 追加日程第 2 議長の選挙について
- 追加日程第 3 副議長の辞職願について
- 追加日程第 4 副議長の選挙について
- 追加日程第 5 議席の一部変更について

○出席議員（14名）

1 番 森 一 人 議員	2 番 大 野 敏 行 議員
3 番 佐久間 孝 光 議員	4 番 青 柳 賢 治 議員
5 番 小 林 朝 光 議員	6 番 畠 山 美 幸 議員
7 番 吉 場 道 雄 議員	8 番 河 井 勝 久 議員
9 番 川 口 浩 史 議員	10 番 清 水 正 之 議員
11 番 安 藤 欣 男 議員	12 番 松 本 美 子 議員
13 番 渋谷 登美子 議員	14 番 長 島 邦 夫 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 岸 堅 護
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
安 藤 實 副 町 長
井 上 裕 美 総 務 課 長
中 嶋 秀 雄 地 域 支 援 課 長
中 西 敏 雄 税 務 課 長
山 下 次 男 町 民 課 長
村 上 伸 二 町 民 課 保 険 ・ 年 金 担 当 副 課 長
岩 澤 浩 子 健 康 い き い き 課 長
青 木 務 長 寿 生 き が い 課 長
植 木 弘 文 化 ス ポ ー ツ 課 長
大 塚 晃 環 境 農 政 課 長
内 田 孝 好 企 業 支 援 課 長
田 邊 淑 宏 ま ち づ くり 整 備 課 長

新	井	益	男	上下水道課長
内	田		勝	会計管理者兼会計課長
小	久保	錦	一	教 育 長
簾	藤	賢	治	教育委員会こども課長
大	塚		晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務
柳		勝	次	代表監査委員
青	柳	賢	治	監 査 委 員

◎開議の宣告

○長島邦夫議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員でありますので、平成25年嵐山町議会第3回定例会第21日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○長島邦夫議長 ここで報告をいたします。

まず、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会初日に決算審査特別委員会に付託をし、審査願っておりました認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、認定第2号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第3号 平成24年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第4号 平成24年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第5号 平成24年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、認定第6号 平成24年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件及び議案第49号 平成24年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算認定6件並びに議案第49号の審査報告書が提出をされました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に総務経済常任委員会に付託をし、審査を願っておりました請願第2号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についての審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、意見書の提出についての議案が提出されましたので、報告をいたします。発議第7号 「原発事故子ども・被災者支援法に基づく基本方針案」の抜本的見直しを求める意見書の提出について及び発議第8号 4月からの消費税増税中止を求める意見書の提出についての2件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、この2件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りをいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第1、認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

吉場決算審査特別委員長。

〔吉場道雄決算審査特別委員長登壇〕

○吉場道雄決算審査特別委員長 おはようございます。

では、朗読をもって報告いたします。

平成25年9月24日、嵐山町議会議長、長島邦夫様。

決算審査特別委員長、吉場道雄。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。事件の番号、認定第1号。件名、平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査の結果、認定すべきもの。

決算審査特別委員会報告書、平成25年9月24日、決算審査特別委員長、吉場道雄。

1、付託議案名。

認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について。

2、審査経過及び結果について。

9月4日開会の本町議会第3回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を9月12日、9月13日、9月17日及び9月18日の4日間にわたり審査いたしました。

(1) 9月12日の委員会について。

12名の全委員及び委員外として、議長、関係する執行部説明員、監査委員の出席のもとに、課局ごとに歳出を基本に歳入も含め審査することとし、議会事務局、税務課、総務課、会計課、地域支援課、町民課及び文化スポーツ課の順で質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりでありました。

税務課では、税の徴収研修会は行われたのかとの質疑に対し、事務担当の知識習得研修に5回参加し、内容は、差し押さえ、処分停止、管理監督者研修等に関するものとの答弁でした。

総務課・会計課では、総務管理事業の報償費3件の明細はとの質疑に対し、訴訟に伴い弁護士に支払った着手金及び成功報酬で、その内訳は町道3号線整備工事に伴う損害賠償請求事件51万4,500円、講師謝礼に関する公金支出返還請求事件52万5,000円、土地改良団体等補助金に関する交金支出返還請求事件73万5,000円、合計177万4,500円との答弁でした。

地域支援課では、元気アップ事業にどのような内容なのかとの質疑に対して、埼玉県及び比企郡の9市町村で構成し、元気アップ実行委員会をつくっている。比企郡内の人口増加、定住促進が一番の目的との答弁でした。

東日本大震災で町に避難してきた人の現況はとの質疑に対し、福島県等からの避難者が11世帯、そのうち住民票を嵐山町に移した方は5世帯で、なお6世帯、17名が避難しているとの答弁でした。

町民課では、旅券事務委託料でパスポートの申請は何件あったのかとの質疑に対し、10年の新規160件、5年の新規122件、子供の新規32件、訂正3件、合計317件の申請との答弁でした。

住基カードの総発行数、利用内容はとの質疑に対し、総発行数553枚、写真つきの住基カードは身分証明書として使用されている。また、e-Taxにも使用している人がいるとの答弁でした。

文化スポーツ課では、放課後子ども教室コーディネーターはどのような事業計画をして教室を開いたのかとの質疑に対し、年度初めに各小学校へ行き参加者を募り、自分たちで何をしたいのかみずから考えてもらい、計画をつくるとの答弁でした。

ボランティアの団体数と参加人数はとの質疑に対し、個人54名、団体52団体の、979名との答弁でした。

(2) 9月13日の委員会について。

全委員、委員外として議長、関係する執行部説明員及び監査委員の出席のもとに開会いたしました。

長寿生きがい課から始め、環境農政課、上下水道課、企業支援課、まちづくり整備

課、こども課及び健康いきいき課の順で質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりでありました。

長寿生きがい課では、やすらぎは昨年より利用者がふえているが、その要因はとの質疑に対し、昨年より18.1%ふえているが、トレーニング機器を平成24年7月に入れ替えたことが一番の要因との答弁でした。

環境農政課、上下水道課では、水質等の調査で金額がふえている。特に水質が悪化したのかとの質疑に対し、市野川の大腸菌群数オーダーが大きいので、大腸菌群数の追加調査をしたとの答弁でした。

戸別所得補償交付金を受けた農家数はとの質疑に対し、米の所得補償交付金120件、水田利用の所得補償金23件、畑作物の所得補償交付金（収穫高に応じた交付金）11件との答弁でした。

企業支援課では、花見台工業団地管理センターの修繕内容についての質疑に対し、雨どいの修繕5カ所の取りかえとの答弁でした。

緊急雇用創出基金の市町村が事業費補助金で4事業しているが、雇用人数はとの質疑に対し、道路施設点検委託3人、課税台帳調整委託5人、土地等管理台帳委託4人、空き家管理台帳委託4人、計16名との答弁でした。

まちづくり整備課では、道路照明灯施設設置事業で照明灯台帳の整理及び防犯灯と照明灯との兼ね合いはとの質疑に対し、防犯灯、照明灯の両方の台帳があり、管理している。位置づけは100ワット未満では防犯灯、100ワット以上では照明灯扱いと考えているとの答弁でした。

こども課では、小中一貫教育の成果はとの質疑に対し、教職員の意識改革、9年間で子供を育てようという意識が高まった。地域の方々もこれに協力いただき、成果が上がったとの答弁でした。

学力向上支援員の指導の内容はとの質疑に対し、前年度は理科支援員という名称でしたが、内容は理科実験のサポートで、名称は変わったが行っている内容は同じとの答弁でした。

健康いきいき課では、社会福祉協議会の補助金下がっている内容はとの質疑に対し、平成24年度は愛情弁当及びボランティア活動関係に補助金が含まれていない。戦没者追悼式に係る経費も減ったとの答弁でした。

自立支援医療費が増額になっている内容についての質疑に対し、生活保護受給者の

更生医療で人工透析の入院部分により大きな影響があったとの答弁でした。

(3) 9月17日の委員会について。

全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席のもと、平成24年度決算事業現地調査を行いました。

最初に、嵐山町管理型浄化槽整備推進事業の実績について新井上下水道課長、山下水道担当副課長より説明を受けました。P F I 事業の推進により期待される効果として、低廉かつ上質な公共サービスが提供されること、公共サービスの提携における行政の関わりの改革、民間の事業機会を創出させることを通じ、経済の活性化に資することが上げられるなどとの説明を受けた後、現地調査を行いました。

初めに、P F I 事業（合併浄化槽）で千手堂構造改善センター、第1浄水場着水井及びポンプ井の改修工事を調査しました。

次に、内田企業支援課長、金子企業支援担当副課長より、観光地誘導看板（誘導看板）指導票についての説明を受け、現地を確認しました。その後、菅谷小学校体育館において、簾藤こども課長、藤永学校教育担当副課長より、屋根舗装改修工事、耐震補強改修工事の概要説明を受け、館内を確認し、午前中の調査を終了しました。

午後からは（仮称）志賀堂沼公園、吹上公園、菅谷東西線、町道菅谷3号線について、田宮まちづくり整備課長、根岸管理建設担当副課長より説明を受けました。現地調査をした後、役場会議室において質疑を行いました。特に質疑はなく、調査を終えました。

(4) 9月18日の委員会について。

全委員、委員外として議長、関係する執行部、説明員及び監査委員の出席のもとに開会し、歳入歳出を含めた総括的な質疑を行いました。総括質疑は、渋谷登美子委員、清水正之委員、川口浩史委員、佐久間孝光委員の4名が順次行いました。

総括質疑の概要は次のとおりでありました。

こども医療費窓口払いを続けたことで、損失しなかったと予想される金額はとの質疑に対し、総額として2,160万円から2,630万円ほどになると思われる。その内訳は、支払基金等への事務手数料として約259万円、安易に医療機関を受診することによるものとして約956万円が増額となり、国からの補助金の減額並びに国保会計の負担が増で、945万円から1,415万円前後となっているとの答弁でした。

吉田集会所の建物は老朽化しており、見た目でも危険であり、これ以上予算執行し

ないで国保交流センターで事業展開するべきだとの質疑に対し、老朽化が進んでおり、町の公共施設であり、耐震診断をした専門家による判定委員会の結果を見て、今後の利用方針を検討していく、との答弁でした。

老人クラブの補助金は、均等割と会員割で170万円支払われている。昨年より会員数が38名も減っているのに同額ではおかしいのではないかと質疑に対し、老人クラブ連合会と単位クラブに合計で170万補助している。単位クラブにあっては、それぞれの会員数に応じ金額を算出し、連合会に総額から単位クラブの補助金を差し引いた額を補助しているとの答弁でした。

国際交流推進事業で、町が積極的な方向性であることが伝わるような事業展開ができないかと質疑に対し、国際交流協会との連携がないと進められない。協会との話し合いの中、自主的な活動を尊重してほしいということで、町は最低限の関与で進めている。協会との話し合いで、できることがあればやっていきたいとの答弁でした。

(5) 審査結果について。

総括質疑終了後、討論はなく、本案を採決し、賛成多数により認定すべきものと決しました。

以上、認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査経過及び結果について、報告いたします。

○長島邦夫議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

討論につきましては、届け出をいただいております。

まず、反対討論から行います。

第9番、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。私は、日本共産党を代表して、平成24年度一般会計決算に反対討論を行います。

平成24年度は、政権が民主党から自民党に戻ってきた年度であります。民主党には自民党政治を変えることが期待されたわけですが、しかし行ってきた政治は「第2自民党」と言われる政治ばかりでした。これでは本家本元のほうがよいと考えるのは当

然で、昨年の総選挙後、第2次安倍政権が発足したわけです。

安倍政権は円安の幸運にも恵まれ、株価上昇が続き、一見景気が浮揚したように見えますが、現実には物価の上昇で、より国民は負担増になっているだけであります。また、持続可能な日本になるのかも懸念されるところです。それは、非正規雇用が2,000万人を超えたということです。労働者の3人に1人が非正規雇用ということで、この方たちの大半は低所得です。非正規雇用者の不安定な生活とともに、税収や社会保障に大きな影響が今後あらわれてくると思います。

しかし、安倍総理はこの問題を改善しようとはしていません。さらなる企業有利な限定正社員化を進めようとしているわけですから、ますます展望が持てない日本をつくろうとしているわけで、こうしたことに国民が満足するはずがなく、民主党に求めたような国民の渦が、真の変革政党に求めてくるものと考え次第であります。

さて、平成24年度の嵐山町政ですが、ヒブワクチンや小児肺炎球菌ワクチンに加え、ロタウイルス、おたふく風邪、水痘及び中学3年生へのインフルエンザなどの各種予防接種事業は、子供たちの健康な学校生活を送るため評価できるものであります。

また、住宅用火災警報器への補助は、火災が発生した際、命を守ることにになり、実際火災警報器により命が救われた事例が本町でもあったことが報告されましたが、火災警報器の設置の重要性が一層伝わりました。今回の補助により、設置率が64%から85%に高まったことを評価するものであります。さらに、菅谷、志賀両小学校体育館の耐震工事も子供たちの安全につながる事業であると考え、評価するものであります。

こうした評価ができるものがある一方、次のものは改善が求められます。第1に、同和事業と吉田集会所の耐震診断を行ったことです。吉田集会所における耐震診断は、無駄な予算の支出以外にありません。同和事業と吉田集会所は一体のものであり、吉田集会所の延命は同和事業を続けることになるものであります。同和における差別の実態は、心理的差別を含め差別の実態がないわけであり、したがって吉田集会所は解体をし、同和事業も終結を決断すべきものであります。

次に、埼玉県町村情報システム共同化推進協議会、いわゆるクラウド化ですが、クラウド化による最大の弱点が情報漏えいにあるということです。本年度の予算議会の中でもお話ししましたように、名立たる大企業や政府機関の情報漏えいが明らかになっています。これらの企業や機関をもってしても防ぎ得ない状況を深刻に捉えるべきです。個人情報がいかに重要視されているときに、情報漏えいの危険があるシステ

ムに入るのは、いかに経費節減にあるとはいえ、やめる英断が必要と考えるわけであります。

最後に、英会話講師派遣業務の委託料についてです。英語の講師として委託でやるものですが、学校の先生との直接の連携は委託のためとれません。しかし、連携がとれない状況では子供への教育上よいはずがなく、したがってしっかり連携のとれる直接雇用に変えることを求めるものであります。

以上のことが改善されることを願い、反対討論といたします。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

次に、賛成討論を行います。

第2番、大野敏行議員。

〔2番 大野敏行議員登壇〕

○2番（大野敏行議員） 2番議員、大野敏行、政友会です。町の一般会計に賛成討論をいたします。

平成24年度は、3年半続いた民主党政権から自民政権への復権となりましたが、依然としてデフレ経済は綿々と続いておりました。嵐山町の一般歳入合計予算は、66億9,000万円であり、前年度より5億3,000万円の減でありました。歳出合計予算は64億4,000万円で、前年度よりも4億6,000万円の減でありました。使えるお金が減少傾向にある中で、知恵を出して町民の負託に応える政策が随所に見られました。長い間の懸念であった駅前及び中心街活性化では、菅谷一東西線の開通や町道菅谷3号線の拡張と、歩道整備による交通の円滑な流れができました。町に人を呼び込む案内として、緑と清流と文化を前面に押し出した観光地誘導看板の設置では、実績のある嵐山溪谷パーベキュー場を中心として、より一層の来町者を見込める内容となっております。

町は、生活環境改善にも積極的に取り組み、特に全国に先駆けてPFI方式による合併浄化槽への転換政策では、1年目の計画数をはるかに超える139件の設置工事を行いました。町民の一人一人の心の中に、クリーンなまち嵐山の気持ちが町と一体となったゆえんであろうかと考えます。

次世代を担う子供たちにも目を向けています。安心して勉強、運動に励めるよう菅谷小学校体育館耐震補強工事や、屋根塗装改修、志賀小学校体育館屋根塗装改修を終えて、全ての教育施設を安全の保てる施設へと改善させました。

そして特に、岩澤町政の信念を見せたのは、こども医療費窓口払いを廃止する管内

市町村の中で、独自の代替事業に取り組んだことであります。中学３年生までの学年費の補助、保育料の値引き、予防接種ワクチンの助成を行い、家庭の負担軽減を図っております。このことは、より多くの子供たちが公平に町民福祉を享受する政策にはかならず、以前より実施している中学３年生までの医療費無料化とあわせ、手厚い目を向けていると思います。

長い時間を要しましたが、（仮称）志賀堂沼公園が完成しました。地元の住民の要望の入った公園であります。官が一方的に設計した公園ではありません。南北に長い嵐山町の中に位置するそういった公園でございます。嵐山町を行き交う人の交流の場とオアシスとなることを望みます。

町は、いつでも町民と目線の一体となった調和のとれた政策を実施することを期待しまして、私の賛成討論といたします。

○長島邦夫議長　ご苦勞さまでした。

最後に、反対討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番　渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員）　13番議員、渋谷登美子です。平成24年度の決算認定に反対します。

嵐山町では、交通事故死亡の発生がなくなってから955日という発表がされています。一方、平成24年度の数値は公表されていませんが、嵐山町では平成23年度の自殺者数は８人でした。埼玉県市町村内のうち標準化死亡率では県内３番目の高さです。埼玉県の死亡率を100とした場合、東秩父村、長瀨町に続きます。東松山市保健所管内の自殺死亡者は48人でしたが、埼玉県を100とした場合、108.9の標準化死亡率で、秩父保健所、坂戸保健所内に次いで３番目です。

日本は先進諸国の中でも自殺率が非常に高く、交通事故死亡者の３倍ほどの方が自殺という事実があり、2005年自殺対策基本法が制定されました。ですけれども、この数字は嵐山町は非常に高いことを示しています。ゼロのものが８人という数字ですから、普通交通事故死亡者が３年間続いてゼロだったのが、平成23年度８人ということです。嵐山町では、非常に高い。それはなぜかということ、嵐山町には精神的にも経済的にもつらい人がＳＯＳを出すことが許されない土壌があり、それを顧みない政治姿勢があります。自己責任論が横行しています。小さい声やか細い声がＳＯＳを

出せる社会への方向転換がこれからますます必要になっていく時代です。

決算認定で課題が大きいと指摘することの1つは、乳幼児医療費、こども医療費の窓口払いを廃止しないことです。コンビニ診療の増と国民健康保険のペナルティー、審査会への費用の代替措置としての小中学校学年費補助1,916万円は、施策として有効で、いい切り口だと評価します。一方、貧困な子供への対応が難しい現状があります。他の比企郡市町村では、学年費補助事業は行っていないませんが、医療費に関しましては、貧困の子供たちもアクセスしやすい状況をつくっています。貧困な家庭で育つ子供は医療へのアクセスが非常に難しく、症状が重くなってから医療機関を受診するという傾向が指摘されています。

現在の嵐山町においても、要保護、準要保護が子供の10%ぐらいになっています。さらに、生活保護費基準が引き下がるわけですから、対象にならない子供がふえてきます。国政策の欠陥であると言いつつ切り捨てるのではなく、嵐山町で不幸ではない子供時代を過ごすために必要なことは何か、考えるべき時期にきています。

また、重度心身障害者医療費についても償還払いであり、障害のある家族を持つ家庭の一時的な医療費支出は、経済的にも精神的にもつらいものがあり、改革が必要です。

2番目として、既得権の課題です。団体補助金の問題です。特に議員が代表を務める嵐山町と土地改良団体連絡協議会への補助金、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部への補助金については、要綱違反でありながらも町長の裁量の範囲内で支出した最後の年になりました。補助金適正化委員会でもようやく団体補助金廃止の考え方と、事業補助の一定の方向が出たことは評価できますが、24年度については残念です。

3番目として、公共施設の利用のあり方に対して、少子化、高齢化、生産年齢人口の減に対しての対策がこれからであることが決算の中でもわかりました。これはとても残念なことです。特に町立吉田集会所については、耐震診断しなくても予測できたことでした。数年前からこの問題については議会でも指摘が続いていました。24年度の162万円ほどの耐震診断、25年度の追加耐震診断113万円、各年度のランニングコスト、それぞれ80万から100万円を北部交流センターへの経費に回すことで、24年度予算の効果以上のことができたかと推測できます。

人口減少を見据えた公共施設の統廃合と維持管理、上下水道と橋梁は既に始まりましたが、道路、公園、学校施設を含め嵐山町の公共施設を町民の出会う場所として新

たな管理運営と、実際に住民が利用するときに移動手段を含めたまちづくりの手法をつくる必要があります。生産年齢人口の減少という課題解決の方向を見出すため、行政と住民との協働、実際に必要な施設のあり方の見直しをして、次の一步に踏み出してほしいと考えます。

以上、決算認定に反対します。

○長島邦夫議長 以上で、討論を終結いたします。

これより認定第1号 平成24年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○長島邦夫議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

◎認定第2号～認定第6号、議案第49号の委員長報告、質疑

討論、採決

○長島邦夫議長 日程第2、認定第2号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第3、認定第3号 平成24年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第4、認定第4号 平成24年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第5、認定第5号 平成24年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第6、認定第6号 平成24年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件及び日程第7、議案第49号 平成24年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上、決算認定6件並びに議案第49号を一括議題といたします。

決算認定5件並びに議案第49号につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありますので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

吉場決算審査特別委員長。

〔吉場道雄決算審査特別委員長登壇〕

○吉場道雄決算審査特別委員長 朗読をもって報告といたします。

平成25年9月24日、嵐山町議会議長、長島邦夫様。

決算審査特別委員長、吉場道雄。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

認定第2号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定すべきもの。

認定第3号 平成24年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきもの。

認定第4号 平成24年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきもの。

認定第5号 平成24年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定すべきもの。

認定第6号 平成24年度嵐山町水道事業会計決算認定について、認定すべきもの。

議案第49号 平成24年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、可決すべきもの。

決算審査特別委員会報告書、平成25年9月24日、決算審査特別委員長、吉場道雄。

1、付託議案名。

認定第2号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第3号 平成24年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 平成24年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 平成24年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 平成24年度嵐山町水道事業会計決算認定について。

議案第49号 平成24年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

2、審査経過及び結果について。

9月4日開会の本町議会第3回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました上記決算の認定5件及び議案第49号について、9月18日の特別委員会で認定第1号の採決後に12名の全委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員、監査

委員の出席のもとに審査しました。

最初に、認定第2号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件から審査することとし、審査は歳入歳出一括して質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりでありました。

退職被保険者の収入未済の扱いについての質疑に対し、滞納者の生活状況等の調査をし、3年間同じ状態が続くとの県の指導もあり、不納欠損しているとの答弁でした。

医療給付費不正請求還付金の内容についての質疑に対し、被保険者からの通告を受け、長野県と関東信越厚生局で長野県の別所温泉接骨院を調査し、指導監査を実施した結果、不正請求と判明し、還付されたものとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決し、全員賛成により認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 平成24年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を審査しました。

主な質疑は次のとおりでした。

加入者の男女比率と施設入居者の人数、低所得者の軽減人数についての質疑に対し、男性831名、女性1,273名で低所得者軽減措置は2割が151名、5割が78名、7割が816名との答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決し、賛成多数により認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成24年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査をしました。

主な質疑は次のとおりでした。

居宅介護サービスの介護度別利用率と1人当たりの利用料平均値についての質疑に対し、要介護1で44.1%、2,223円、要支援2で40.3%、4,258円、要介護1で47.7%、8,007円、要介護2で57.9%、1万1,428円、要介護3で59.8%、1万6,185円、要介護4で58.0%、1万7,928円、要介護5で56.1%、2万347円との答弁でした。

また、社協施設のひだまりの丘の入居状況についての質疑に対し、定員は9名で入所人数は8名との答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決し、全員賛成により認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成24年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を審査しました。

主な質疑は次のとおりでありました。

不明水対策は進展しているかとの質疑に対し、雨量により異なるが、平成23年度は12.7%、平成24年度は9.3%で、少しずつ改善している。志賀二区地内公共ます等修繕工事も、ほぼ完了しました。今後は、長寿命化計画として、管の入れかえも検討していくとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決し、全員賛成により認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成24年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を審査しました。

主な質疑は次のとおりでありました。

配水管地震対策工事はどの程度進んでいるかとの質疑に対し、耐震管としてダクタイル鋳鉄管は口径75ミリ以上に使用、水道管総延長17万6,697.9メートルのうち1万3,357.9メートルが完了し、7.6%の進捗率との答弁でした。

また、第3配水場の次亜塩素が平成24年度ゼロである理由についての質疑に対し、第3配水場に県水が3分の2ほど入っている、県水自体の次亜塩素が高い濃度で入ってきているため、注入の必要がなかった。毎日、町内3カ所で次亜塩素の濃度を計測しているとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決し、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、議案第49号 平成24年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査しました。

質疑、討論はなく、採決し、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上、認定第2号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件ほか4件並びに議案第49号について、全て審査を終了しました。

これをもちまして本委員会の審査経過及び結果について報告を終わります。

○長島邦夫議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、認定第2号から認定第6号並びに議案第49号までを一括して行います。どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

討論、採決につきましては、決算認定及び議案ごとに認定第2号から順次行います。

まず、認定第2号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第2号 平成24年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○長島邦夫議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第3号 平成24年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届け出をいただいております。

反対討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党、清水正之です。認定第3号 平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について反対をいたします。

高齢化が進む中、もともと後期高齢者医療制度は改正ごとに保険料が上がる制度になっています。その上、年金の引き下げ、窓口負担も1割から2割への引き上げなど高齢者を取り巻く環境は大変厳しい状況です。後期高齢者医療制度は2年間の保険料について均等割を4万300円を4万1,860円に、所得割を7.75%を8.2%に引き上げました。その結果、1人当たりの平均保険料は7万1,724円から7万5,056円に大幅アップとなりました。これ以上高齢者への負担はやめ、制度の廃止を求めて反対いたします。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

討論を終結いたします。

これより認定第3号 平成24年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の

議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○長島邦夫議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第4号 平成24年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきまして、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第4号 平成24年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○長島邦夫議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第5号 平成24年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきまして、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第5号 平成24年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○長島邦夫議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第6号 平成24年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論につきまして、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第6号 平成24年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○長島邦夫議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第49号 平成24年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件の討論を行います。

討論につきまして、届け出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより議案第49号 平成24年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

以上で、平成24年度決算認定並びに議案第49号の審議は全て終了いたしました。

柳代表監査委員、青柳監査委員、両名におかれましては長い期間、そして連日にわたりまして各会計の監査をいただきまして、また本定例会並びに決算審査特別委員会に出席をいただきました。このご労苦に対しまして、衷心より感謝を申し上げる次第であります。大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時10分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採択

○長島邦夫議長 日程第8、請願第2号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

本件につきましては、総務経済常任委員会に付託してありましたので、委員長から審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

河井総務経済常任委員長。

〔河井勝久総務経済常任委員長登壇〕

○河井勝久総務経済常任委員長 文書を読み上げまして、報告いたします。

平成25年9月24日、嵐山町議会議長、長島邦夫様。

総務経済常任委員長、河井勝久。

請願審査の報告書。

本委員会に平成25年9月4日付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

記。受理番号、請願第2号。件名、新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について。審査の結果、不採択とすべきもの。

それでは、審査経過について報告いたします。

今議会において総務経済常任委員会に付託を受けました、請願第2号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についての審査経過及び結果について報告を申し上げます。

本委員会は9月5日午後1時30分から、総務経済常任委員会を開会いたしました。付託審議に当たりました請願第2号 新聞への消費税軽減率適用を求める意見書の提出についてであります。

当日は、説明員として請願紹介議員、畠山美幸議員、請願者、読売新聞嵐山販売店中島代表の出席のもとに、請願の趣旨について説明を受けました。

新聞を含む文字文化は、米、水などの食料品とともに日本の国を形づくってきた基本的財産と考える。よって、消費税率の引き上げでも新聞への軽減税率を導入されることは、極めて肝要な施策であるとの説明を受けました。

委員からの主な質問は、広告の新聞協会が実施したアンケートでは、国民の8割が軽減税率の導入を求めており、そのうちの4分の3が新聞の軽減の適用を望んでいるとしているが、日用品、食料品などの引き下げについてアンケートはどうして新聞だけなのかとの問いに、広告は新聞だけしか載っていない、その他はわからない。また、

新聞だけでなく食料品が優先とならないのかとの問いに、税の引き上げは困ったことだと思うが、上げなければならないと考える。新聞も減免の同じ環境に置かれればよいが、引き上げは国策であり、消費税率の引き上げは販売店として売り上げが落ち、読者離れがしてしまうので、販売店協会の望みであるとの答弁がありました。

質疑終了後、直ちに審議に入り、各委員から意見が出された主なものに、議会として、日用品、食料品を据え置いて新聞だけとは虫がよく、おかしいと考える。国の方向が出てから食料品もあわせて新聞も考えるべきだ。消費税の引き上げは必要だと思う。新聞が文化を守ることにも理解ができる。ただ、少し早いのではないか。消費税の上がった状況の問題がわからない中、意見書を出すのは難しいなどの意見が出された後、本請願を提出することに対し採決に移り、採決の結果、請願第2号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についての件を本委員会は全員反対により否決するものと決定、不採択といたしました。

以上で報告を終わります。

○長島邦夫議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） 不採択という、全員賛成ということですが、今委員長から報告があった中でも、ちょっと疑問が残る点は、軽減税率の導入について、基本的には私は導入するべきだと思っているのです。ただ、その新聞だけがなぜ、ほかのものを議論しないでという判断の基礎的な部分があるように感じられるのですが、新聞協会から出された軽減税率の適用ですよ。だから、ほかのところから出ていないですよ。だから、あえて先駆けだとか、そういうことではないというふうに思うのですが、その議論はなかったのでしょうか。

それ一緒に軽減税率の導入は全部だめというもののの中で、新聞だけが先駆けているからこれは不採択だというふうになってしまったのかどうか、その辺をちょっと伺いしておきます。

○長島邦夫議長 河井総務経済常任委員長。

○河井勝久総務経済常任委員長 請願が、新聞販売店の組合のほうから出されまして、いわゆる新聞販売に対する消費税がこのまま8%なり10%に上がれば、読者離れが起きると。そうすると、新聞販売店そのものの利益なりさまざまな問題で売り上げも落ちてくるという形で、そのために新聞の持つ使命という形では新聞は食料品と同じで、

国民の知識や何かもそこに広めるために特別重要なものの位置づけを持っておるのだと。それが上がることによって、大変だということでは、その問題について新聞については消費税を引き下げると、あるいは現在のまま据え置くという形で、そのための意見書を出してもらいたいと。

この問題については、委員の中から、この軽減の問題については食料品なり日用品なり、そういうもののほうがむしろ重要なのではないかという形での質問は出されましたけれども、その問題については、新聞販売のこのアンケートを出しているのですけれども、その中では、多くの国民は、私の報告にもありましたように、8割方が減税を望んでいると。そういう中で、とりわけ新聞についても4分の3がこの軽減を望まれるという形では、当然そういう問題についても軽減を新聞販売店としては望んでいると。

ただ、アンケートは、食料品だとか日用品だとか、その他軽減すべきものについては、何ら討議をされていませんので、そのところについては答えられません。ただ、新聞販売店の中島店長は、そういう問題で私と、個人の問題で話しましたがけれども、税が上がることは大変なんだよなと、そういう問題ではなるべくならそういうものについては下げてもらいたいけれども、とりわけこれは新聞販売店の要望なので、そのことで私としてはぜひ販売店の売り上げもを守るためにそうしていただきたいというお話でありました。

この辺はちょっと矛盾しているのですけれども、だから委員の中でも、むしろ新聞販売店だけを下げるというのもおかしいだろうと、その辺は虫がよ過ぎるのではないかという意見も出ましたので、そういうことになりました。

○長島邦夫議長 安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員） その請願者の意図が新聞協会の意図と、当然その部数の減少というものがあるかもしれません。

ただ、国民の識字離れの懸念、それからマスコミとしての全国一律に同一の価格である日本のこの新聞のシステム、そういうもの考えますと、世界的にも税率を変えている、新聞について下げているところもかなり多いわけで、そういうことも配慮がなされなかったのかどうか、その点をもう一回お聞きします。

○長島邦夫議長 河井総務経済常任委員長。

○河井勝久総務経済常任委員長 今の部分についても審議いたしました。

これは、ヨーロッパなどは生活指針と合わせて新聞についても極めて高い率で軽減しております。そういう問題では、まだ国のほうの方針が具体的には決まっています。8%、10%という値上げの問題についても、今内閣の中で議論しているところですよ。そういう中では国民の要望というのがありますし、各政党の要望もいろいろ出ているのだと思います。

内閣は近々その問題について、来年の4月から消費税については上げる、何%にするかについては、まだ検討課題だということですので、この問題も合わせて、私どもはそれらが決まってからでいいのではないかというものも出ましたので……

〔「出てからでは」と言う人あり〕

○河井勝久総務経済常任委員長　だから、そこはですね、新聞だけというのはおかしいのではないかという形で、むしろほかにもあるだろうと。その問題がまだ決まっていない中で、この問題だけで値下げの意見書を提出するのはどうなのかという形で、不採択という形になったということです。

○長島邦夫議長　安藤欣男議員。

○11番（安藤欣男議員）　今、委員長報告の中でも、消費税がまだ明確になっていない中でのことなので、不採択の意見が多かったということですが、意見書というのは国の方針が決まってから出したのでは、何も意味がありません。決まる前に要望を出していくのが意見書だと思います。決まってからでも変更求める意見書はありますけれども、そういう面ではちょっと不満が残りますが、答弁は要りません。

○長島邦夫議長　第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員）　確認なのですが、中島店主さんのほうからは、軽減税率に関して諸外国の内容は答弁はなかったのですが、私のほうからは、たしか紹介議員として諸外国はこういう状況ですということで、新聞と食料品は諸外国では軽減税率を導入していますということで、諸外国の内容も私のほうからはお話をさせていただいたと思いましたが、今河井委員長のほうからは何もなかったというお話だったので、その辺はどうだったのでしょうか。

○長島邦夫議長　河井総務経済常任委員長。

○河井勝久総務経済常任委員長　説明員というのは、紹介議員も説明員だったので、それはご承知だったと思いますけれども、私がそういう反応をしていいのかどうか分かりませんが、このところをお聞きしまして、その中では中島店長さんの

ほうから、その問題については、諸外国のことについては、ちょっと、ただそれぞれ国によって税の問題についてはアンバランスはありますということは答えましたけれども、委員さんのほうから、議員さんのほうからは、こういう問題は出されましたよね、これも検討しましたよ。その中で、まだ新聞がこれから幾らにしていくのかについても全くわからない。一律全ての製品、それが消費税として同額で掛けられてくるのかも、今内閣で検討している中なので、新聞だけというわけにはいかないだろうと。むしろ全体的に見渡して、やっぱりこの問題についてはやっていくべきだろうという形で、なお早いではないかという意見でした。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今回は新聞販売店さんということで、先ほども文書の中には米や水も大切であるという内容もうたっておりまして、新聞販売店さんということもありまして、今回はほかのことを持ち出すのはどうなのかということで、新聞に限っての、筋違いな内容は入れずに、新聞純粋でお話をされたと思います。

先ほど自分たちを守るために軽減税率をしてほしいという説明でしたけれども、たしかあのとき消費者の方々の立場のこともおっしゃっていたかなと思いますが、その辺はどうだったでしょうか。

○長島邦夫議長 河井総務経済常任委員長。

○河井勝久総務経済常任委員長 それは、消費者の立場に立ってという形では、店長さんは答えましたよ。それは私も、税は上げてもらいたくないという気持ちは持っていますと。でも、これは国策ですと。ですからしょうがありませんと、税が上がっていくはね、国の決定ですから。それで、決定されたことについては既にもう8%、10%に上げていくということも決まっているわけですよ。それで、来年の4月にどうするかという問題で、今内閣の中で検討されているという形でありますので、とりわけそういう形であれば、新聞については少なくとも読者離れだとか、あるいは活字の必要性だとか、さまざまな問題を考える中に、どうしても新聞だけは上げてもらいたくないという要望ですと、それは新聞販売店協会の要望ですと、ですからこの問題については提出しましたという、これは繰り返しに何回も言っていましたよね。そういうことです。

○長島邦夫議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 今のお話の中では、海外のその軽減税率を適用されている

という事実は、もう一度確認されて、ご存じなわけですね。

○長島邦夫議長 河井総務経済常任委員長。

○河井勝久総務経済常任委員長 それは報告で、日本新聞販売店協会から出されているものが資料としてありました。

委員会といたしましても、各国の消費税軽減税率について、インターネットで取り寄せております。イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン、イタリア、スペイン、日本という形で、それぞれの標準税率ですね、これは何には幾らかというのも取り寄せて検討いたしました。ですから、それぞれの国の軽減税率というのですか、それは承知しているということで、それは検討いたしました。

○長島邦夫議長 第3番、佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） 多分、私の持っている資料とも同じようなものかなと思うのですが、教育だとか金融だとか、その他いろんな分野においてこういった軽減税率が適用されているようなところもありますけれども、そうすると、そういった海外の事例の中で、新聞業界がそういった意見書を出すときに、ほかの業界のことまで含めてこういうのをお願いしたとかという事例は、海外にあるのでしょうか。

○長島邦夫議長 河井総務経済常任委員長。

○河井勝久総務経済常任委員長 ほかの業界の問題までを入れてそういうことをしたというのは、私どもは理解はしていません。というのは、問題が出された問題は、新聞販売店からの請願だったものですから、そのこと以外については何ら書かれておりません。ですから、ただほかの国では、さまざまなものについてはこれだけの低減税率をしていますよということだけは承知していますけれども、そのことによる理解は新聞販売店からの問題点ですので、わかりません。

○長島邦夫議長 佐久間孝光議員。

○3番（佐久間孝光議員） そうしますと、私なんか考えるには、新聞業界から出される意見書ですから、新聞業界に対する内容のものに絞って意見書を出すというのは、至極当たり前のことで、それを議論するときに、ほかの業界と一緒にたにして議論されるというのは、ちょっと議論の筋道として違っているのかなというふうに考えるのですけれども、どうでしょうか。

○長島邦夫議長 河井総務経済常任委員長。

○河井勝久総務経済常任委員長 事は消費税の問題ですから。消費税というのは日本の

国会が決めて、それで税率というのが決まってきたわけですね。ただ、どこの業界もそれぞれは、この自分の売り上げなりあるいは利益なり、さまざまな問題をはらんで、この消費税を上げられなければいいのかなと、あるいは上げてもらいたくない、あるいは上げなければしょうがないなというような、いろんなものが交差していると思うのです。とりわけそういう中で出された新聞販売の問題だけですから、この問題についてはちょっと問題があるのではないのかと。むしろ消費税全体で税率を下げてくれとかなんとかという要望、意見、そのための意見書だったらわかるわけですが、そういう問題であります。

今内閣なんかでも、この減免の関係についてもいろんな議論がされているというのは、何回も話すのですけども、もう一つは、この課税の方法も外税にするか、内税にするか、あるいはそのために、では消費税を上げた分だけまけますよとか、そういうところでは、それはできませんよという国税庁や何かの話も出ていますから、この辺は我々にはどこまでどういうふうになるのか理解しがたいところですけれども、そういうことになっています。

○長島邦夫議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

討論を行います。

第10番、清水正之議員、どうぞ。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。

請願第2号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願についての委員長報告に賛成します。本請願の委員長報告は不採択であります。

賛成の理由の第1に、もともと本請願は4月から及び2015年10月から10％への消費税増税を前提にしています。

第2は、請願者の本意を考えるならば、消費税の軽減税率を適用させるのではなくて、消費税の増税そのものを中止することだと考えます。もともと消費税は所得の低い人に負担が重い不公平な税制であり、国民生活や中小企業の経営を破壊するものです。8月26日付の世論調査でも、朝日、毎日、日経及び共同通信では、4月からの消費税増税は予定どおり実施すべきは2割程度しかなく、行うべきではない、先送りす

べきが7割と圧倒的多数を占めています。こうした世論の声に応えて、消費税を中止することが本請願の問題の解決の方向です。

よって、本提案を支持し、賛成するものです。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ほかにないので、討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は不採択すべきものであります。

これより委員長報告につきまして、採決をいたします。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○長島邦夫議長 挙手多数。

よって、本請願第2号は不採択することに決しました。

◎日程の追加

○長島邦夫議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第7号 「原発事故子ども・被災者支援法に基づく基本方針案」の抜本的見直しを求める意見書の提出についての件及び発議第8号 4月からの消費税増税中止を求める意見書の提出についての件につきましては、日程に追加をし、議題といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第9、発議第7号 「原発事故子ども・被災者支援法に基づく基本方針案」の抜本的見直しを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

河井議員。

〔8番 河井勝久議員登壇〕

○８番（河井勝久議員） それでは、意見書の提出について提案をさせていただきます。

けさの新聞にもこの問題について新聞の１面、社会面の中でもさまざまな議会の中からこの意見書が出されてきている模様であります。そういう意味合いも含めまして、これは考えていかなければならないだろうというふうに思っているところであります。提案の説明を行いたいと思います。

昨年の６月に、国会の全会一致で成立した支援法は、放射線が人間の健康に及ぼす危険について、化学的に十分に解明されていないことを直視し、自主避難者を含め広く支援することを基本理念としている。しかし、基本方針案では、放射線量の基準を定めることなく、福島県内の33市町村を支援対象地域と極めて限定的に規定、それ以外の地域では何ら法的根拠のない準支援対象地域を設けるとしております。国による支援対象者の選別にほかならず、居住、避難、帰還という選択を認め、被災者の立場に立った支援を推進しようとする同法の趣旨に著しく反し、断じて認めるわけにはいきません。最低限一般人の年間被曝線量限度である１ミリシーベルト以上の地域を支援対象とするよう改めて強く求めるものであります。

また支援法は、被災者の意見を施策に反映させるよう求めていますけれども、これまで公聴会などは行われておらず、福島県内外の居住者、避難者の意見を丁寧聞く公聴会を実施し、方針案に的確に反映すべきだろうというふうに考えているところであります。

それでは、案文を読み上げて提案をいたします。

発議第７号

平成25年 9月24日

嵐山町議会議長 長 島 邦 夫 様

提出者 嵐山町議会議員 河 井 勝 久

賛成者 同 上 渋谷 登美子

「原発事故子ども・被災者支援法に基づく基本方針案」の抜本的

見直しを求める意見書の提出について

平成24年6月21日に超党派の議員により提案された「原発事故子ども・被災者支援法」（正式名称「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」以下、法とする）が、衆議院本会議において全会一致で可決成立しました。１年２ヶ月以上

基本方針策定は放置されていたが、本年8月30日に基本方針案が提示されました。

基本方針案は、第2条「一定の線量以上の放射線被曝が予想される「支援対象地域」からの避難、居住、帰還といった選択を、被災者がみずからの意思によって行うことができるよう、国が責任を持って支援しなければならない」との定めとは異なります。内容的にも手続き的にも基本方針の名に値しない。これを撤回し、被災者の声を反映したものと改めて策定することを要求します。

よって、以下のとおり、基本方針案の抜本的な見直しを求めます。

記

- 1 原発事故子ども・被災者支援法の早期かつ十分な内容の実施を求めるため、法第5条「基本方針に居住者・避難者の声を反映させる」の規定のとおり、本方針案の策定の段階から、福島県内外の居住者・避難者の意見を丁寧にききとるための公聴会を複数回開催し、基本方針案への反映を求める。
- 2 法第8条第1項「一定の基準」以上の地域を支援対象地域とすることの規定のとおり、放射線量の基準を定めることなく福島県内の33市町村を「支援対象地域」と極めて限定的に規定、福島県全域と少なくとも追加被ばく線量年間1mmsv以上の幅広い支援対象地域を設定し、この地域の人たちの被災者の立場に立った自己決定（避難する場合もその場にとどまる場合も）に応じた十分な支援策を提示すること。
- 3 法第1条（目的）、第2条（理念）に定めているとおり「放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと」を踏まえ、被災者一人ひとりが、居住・避難・帰還のいずれを選択した場合においても、選択を自らの意思によって行うことができるよう、帰還を促す施策だけではなく、避難者においても避難地域で十分に生活できる支援策、ならびに、家族離散をせざるを得ない家庭についての支援を求める。
- 4 福島県内、および県外についても、国が責任をもって、幅広い専門家や当事者の参加を得た上で、健康管理体制を構築すること。
- 5 賠償請求の時効問題を抜本的に解決するための特別立法制定を求める。原発賠償請求権の行使につき、少なくとも3年間の短期消滅時効を適用しないこと、事故時から20年間の除斥期間（客観的に権利行使ができなくなる期間）を適用しないこと、全ての被害者が過度の負担無く損害賠償請求できる十分な権利行使期間を定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年 9 月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 長 島 邦 夫

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

原子力経済被害担当大臣 様

復興大臣 様

以上であります。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 記の中の2番になるのですが、「福島県全域と少なくとも追加被ばく線量年間1mSv以上の幅広い支援対象地域を設定し」とあるのですが、大体これ幅広いということは、県外にも及ぶということでしょうか。大体地域はどこまで広がるというふうな試算をされているのでしょうか。

○長島邦夫議長 河井議員。

○8番（河井勝久議員） 1ミリシーベルトの問題は、国が定めた基準なのです。これについては、福島第一原子力発電所の周辺というのは、はるかに高い被曝線量を持っている、あるいはその当時、避難が出る前に既に被曝してしまっている人たちもいるわけです。その人たちは県外にも行っていると。今この1ミリシーベルトの問題については、特に福島県内全体的にもそういう問題が出ているわけです。中には宮城県の一部、あるいは茨城県、あるいは千葉県、それから栃木県、あるいは群馬県でも、一部ではそういう地域があったことは、もう既に報道なんかで出されているわけでありますから、そういう問題を含めると、この問題については少なくともこの福島原発によって及ぼされたこの被爆者に対する支援の問題では、福島県の限定された33市町村のみがという形で線引きしてしまうのはおかしいのではないかという考え方を持って、この問題は要望として出しています。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） そうしますと、関東のほうにも及んでいるという今お話と、あと東北の一部にも及んでいるという今お話でしたが、これが1年2カ月以上もこの

法案が放置をされているという中で、これをまた設定をしていく時間が、またさらにどのくらいかかると試算されますか。

○長島邦夫議長 河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） それは、国会の中の動きだろうと思います。既に、この支援法というのは、国会の中で通っているわけですね、超党派によって。ただ、それが1年ちょっとの間、何の議論もされなかったというのは、国会の中のいろんな問題があったというふうに私どもは理解しています。昨年12月には総選挙もありましたし、こういう問題もあってこれまでおくれてきて、今年の8月30日にこの問題が出された。出された問題については、これから国会の中でいろいろと議論をしていくのでしようけれども、その中に出された問題について福島県の33市町村のみという形が出された問題ですから、その問題についてはもう既に県外に多く避難をしている人たちに対しての何らその救済や何かにも出ていかないわけですから、そういう問題も含めてこの問題については出したということです。

○長島邦夫議長 畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 1年2カ月もたって、またこれでいろいろと選定をするのにまた時間がかかって、やはり一日も早くこの被災されている方々は補償を求めていらっしゃると思うので、一日も早い補償を進めていただきたいと思いますから、なかなかちょっと難しい問題があるのかなと思いました。答弁はいいです。

○長島邦夫議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ないようですので、ご苦労さまでした。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

それでは、反対討論から行います。

第4番、青柳賢治議員。

〔4番 青柳賢治議員登壇〕

○4番（青柳賢治議員） 4番議員、青柳賢治でございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいまの意見書の提出について、反対討論をさせていただきます。

1点目といたしまして、意見書の前段におきまして、「基本方針案は、法第2条「一定の線量以上の放射線被曝が予想される「支援対象地域」からの避難、居住、帰還と

いった選択を、被災者がみずからの意思によって行うことができるよう、国が責任を持って支援しなければならない」との定めとは異なります」との表現があります。何をもって異なるのか、まずその根拠が不明確であります。

確かに今回示された基本方針案の中で、支援対象地域の範囲や内容について、さまざまな異論があることは考えられます。法的に定めるべき事項については定められており、法第2条第2項で定める基本理念に異なるとする根拠がまずありません。

2点目といたしまして、見直し事項の1でございます。「福島県内外の居住者・避難者の意見を丁寧にききとるための公聴会を複数回開催し、基本方針案への反映を求める」ことについて、今回9月11日に福島県内で、9月13日に東京都内で、2回も説明会が開催されております。さらに、8月30日から9月23日までの24日間、パブリックコメントも実施されており、意見反映の機会は設けられております。

さらに、3点目といたしまして、今回起きました東京電力福島第一原子力発電所の事故は、世界にも例のないことが多く、そのような中にありまして、自主避難者の数、さらには原発からの距離、そして市町村の一体性を中心に据えた基本方針案でございます。1年2カ月かけてこの方針案ができてまいりました。今こそ、この見直し規定も含まれる基本方針案が、速やかに強力に支持されることによって、被災者の皆さんの不安の解消、さらには生活の安定につなげていくことが求められているのではないかと思います。

以上の3点をもちまして、この意見書の提出に反対させていただきます。

○長島邦夫議長 続いて、賛成討論を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、「原発事故子ども・被災者支援法に基づく基本方針案」の抜本的見直しを求める意見書の提出に賛成します。

子供は、小さければ、幼ければ幼いほど時間がありません。細胞分裂を繰り返して成長していく子供に対しての放射能の安全値がありません。そのことは嵐山町の議会の議員の皆さんもよくご承知のことです。そのために、現状の市町村単位の枠での子供被災者支援法の範囲を分けるのではなく、3.11以前の放射能の影響をできるだけ受けない被曝量の1ミリシーベルトを基準にして、被災した子供たちの健康上の安全と生活の安全を守る必要があります。原発事故子ども・被災者支援法は、国会議員たち

が超党派で子供の安全のために制定した議員立法の法律です。ところが、基本方針案をつくることに復興庁の幹部職員が妨げたことは、ツイッターなどで知られており、既に報道されたとおりです。そしてやっと、ごまかしのような基本方針案ができたわけです。

国会議員がつくった法律を実行するのが行政職員ですが、行政職員が法律の趣旨を曲げて基本方針案を策定していることのここに、日本の官僚制の大きな問題があります。このことは、議員の皆さんは心しなくてはいけないことです。議員が法律をつくってもそれを行政がねじ曲げていく、そういった今、国の姿勢があります。

現方針案では、1つは、基本方針案の策定に被災者の切実な声がほとんど反映されていません。先ほど青柳議員は、2回、3回ほど意見を聴取してと言いますが、復興庁は45回、市民団体が主催する集会などに出席したと言っていますが、実質的には被災者、支援者の声は全然反映されていない基本方針案になっています。

そして、パブリックコメントは、本当は9月13日という形で出ていたのですが、それが余りに抗議の声が強く、そしてやっと9月23日までに延長されたという事実があるのです。こんなにパブリックコメントの期間が短いパブリックコメントというのは、日本の法律の中でもありません。私もずっときょう、パブリックコメントを出していますが、最低でも1カ月以上ありますけれども、こんなもの初めてです。

2番目に、支援対象地域を福島県内33市町村内に強く狭く規定しており、一定の基準以上を支援対象地域とする法第8条第1項を無視しています。この市町村には、その33市町村はいろいろな基準値の幅があります。その幅が全く顧みられていないということなのです。

3番目に、支援対象地域にしても、準支援対象地域にしても、既存の施策を適用するだけにとどまっていて、基本方針案は今までと全く異なっていないのです。避難者に対しての実質的な施策はありません。

4番目に、放射線に対する安心のための施策、帰還促進のための施策が非常に多く、法の目的、理念、法第1条が全く無視されています。

5番目に、被災者の定期的な健診、特に子供たちが生涯にわたっての健診を規定した第13条2項医療費減免について記した第13条第3項が無視されております。具体的なための措置が全くなされていません。これは、賛成をなさる議員たちがいかに原発事故子ども・被災者支援法について何も知らずに意見を呈しているかということであ

ります。既に福島県の健康調査ですよ、福島県のした健康調査では、甲状腺がんと診断された子供は18人になっています。あと数年後には、チェルノブイリ事故と同様に爆発的に甲状腺がんがふえるものと予測されています。

福島県以外の茨城県取手市では、健康調査を中学校1年生を対象にして実施していますが、心電図に異常がある子供は2010年までに最高で1.79%でした。ところが、11年度は2.38%、12年度は5.26%になったことが報告されています。

嵐山町議会においては、子供の安全を守るために放射能の被曝量の基準値を1ミリシーベルトの遵守を求める意見書を提出しています。そのことを皆さんはお忘れではないでしょうね。そして、それが子供の放射能に対する被災地の基準値になる、それが本来の3.11以前と同様なことを求めていかなければ、子供の安全、健康を守ることはできない。そう考えています。

嵐山町の子供、そしてほかの全ての国の子供たちの健康な成長を保障するために、今回基本方針案で見直しは必要であり、これをしなければ嵐山町、国の子供たちも健康被害はもっと進んでいきます。そういったことを防ぐためにも、本意見書の提出は必要であり、賛成いたします。

○長島邦夫議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 ほかにないので、討論を終結いたします。

これより、発議第7号 原発事故子ども・被災者支援法に基づく基本方針案の抜本的見直しを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○長島邦夫議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

審議の途中でございますが、この際暫時休憩といたします。午後の再開は午後1時30分といたします。

休 憩 午後 零時01分

再 開 午後 1時29分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第10、発議第 8 号 4 月からの消費税増税中止を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員） それでは、4 月からの消費税増税中止を求める意見書についての提案を行います。

安倍首相は20日、来年 4 月からの消費税を 5 %から 8 %に引き上げることを決断をしたという報道がなされました。消費税は、所得の低い人に負担が重い不公正な税制であり、国民や中小企業の経営を破壊するものです。8 %の消費税増税が実施されれば、約 8 兆円の増税となります。こうした中で、政府の 6 項目の経済対策が明らかになりました。この経済対策の中身は、消費税の 2 %に当たる 5 兆円としています。この中には、1 兆円を超える法人税減税も含まれています。同時に、消費税増税では財政はよくなることは過去の経過からも明らかです。また、この間のどの世論調査を見ても、4 月増税は少数です。国民の圧倒的多数は引き上げるべきでない、時期や引き上げ幅は最小限に考えるべき、こうした声が多く出てきています。こうした国民の声に答えて、来年 4 月からの消費税増税中止を求めるものです。

それでは、提案理由並びに意見書の朗読をさせていただきます。

まず、提案理由です。

政府は来年 4 月からの消費税増税を予定どおり実施するとしています。消費税は所得の低い人に負担が重い不公平な税制であり、国民生活や中小企業の営業を破壊するものです。税金は憲法に基づき、負担能力に応じた取り方であるべきです。格差が広がり、経済が低迷している今日、4 月からの消費税増税は中止すべきです。以上のことから、意見書を提出するものです。

裏面に行きます。

4 月からの消費税増税中止を求める意見書

政府は、すでに来年 4 月に消費税率を 8 %に2015年10月には10%に引き上げることを決めています。2013年 4 月から 6 月期の経済指標等によって、実施すると言ってい

ます。最近の国内総生産（GDP）が連続プラス成長している指標で「経済が回復している」との見解は拙速すぎる判断です。公共事業と輸出は伸びましたが、雇用の状況や賃金水準はほとんど改善されていません。

いま、長期にわたって国民の所得が減少し、消費が落ち込み、そのために経済が悪化する一深刻なデフレが日本経済の大問題になっています。消費税の大増税は、消費をさらに冷え込ませ、デフレを一段と進行させ、地域経済はもちろん、国の財政を更なる危機に陥れます。今でさえ大変な暮らしが成り立たなくなり、商売も立ち行かなくなることは明かです。同時に、被災者・被災地に深刻な打撃をあたえます。

よって、政府は4月からの消費税増税の中止を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 長 島 邦 夫

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

財務・金融大臣 様

経済再生担当大臣 様

厚生労働大臣 様

以上です。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ないようですので、お引き取りいただければというふうに思います。

討論を行います。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 反対です。

○長島邦夫議長 反対討論ですか。

反対討論、どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 4月からの消費税増税中止を求める意見書に対しての反対討

論をいたします。

日本は、少子高齢化が進む中、社会保障制度は喫緊の課題です。納税の義務は国民の義務となっています。いざ納税となると、なるべく少なくと思うのは誰も同じことです。国民感情でもあります。しかしながら、日本の社会保障費の額が毎年1兆円増加していく今日、適正な負担も求められるところです。この意見書につきましては、次の理由より反対いたします。

1、有識者60人のうち、法律どおり来年4月から消費税率を引き上げることに44人が賛成している。7割強が賛成しています。

2番目、今年1月期から3月期のGDP（国内総生産）成長率が前期比年率3.8%消費税関連法案附則18条に増税の目安として明記された経済成長率、名目3%、実質2%を上回ったこと、一方失業率は3.8%で、ほかの先進国に比べ圧倒的に低いこと。

3、基礎的財政収支を15年度に大きく改善する目標は、国際公約であり、消費税の増税がなければ達成が難しいこと。

消費税分は社会保障給付に充てていくために、待機児童の解消といった子供、子育て対策、高額療養費の患者負担軽減など医療、介護サービスの充実、年金額の少ない低所得者の高齢者や障害者への福祉的給付措置や、年金受給資格期間の短縮など、年金制度改善の財源として確保すべきもの。一方、社会保障制度の安定化では、社会保障費の自然増加分や安定財源が確保できない分に充てていく。将来世代への負担を少しでも軽減する。

さらに、将来の年金給付に支障が出ないように、基礎年金の国庫負担2分の1の財源確保、消費税引き上げに伴う物価上昇でふえる社会保障の支出に使う予定になっています。消費税の使い道を社会保障に限定することなど。

5、消費税を予定どおり増税しなかったときのリスクとデフレ脱却の芽を潰すというリスクを比較すると、テールリスクと言われる国債金利の冒頭のリスクは何としても避けなければならないこと。

以上のような観点により、反対いたします。

○長島邦夫議長 ご苦労さまでした。

ほかにいらっしゃいますか。

〔発言する人なし〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより発議第8号 4月からの消費税増税中止を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○長島邦夫議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

この後は、議会人事となりますので、説明員の皆様にはこの間退席をお願いしたいというふうに思います。また、追って連絡させていただきますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

準備ができるまで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時40分

再 開 午後 4時05分

○長島邦夫議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加等

○長島邦夫議長 議事日程の追加及び審議の順序を変更することについてお諮りをいたします。

日程第11、常任委員会委員の任期前改選についての件の審議の前に、日程第13、発議第9号 広報広聴特別委員会を設置することについての件及び日程第14、議員派遣の件についての件を順次審議したいと思います。また、日程第15、広報広聴特別委員会委員の選任についての日程を追加し、審議することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 異議なしと認めます。

よって、日程第11、常任委員会委員の選任前改選についての件の審議の前に、日程第13、発議第9号 広報広聴特別委員会を設置することについての件及び日程第14、議員派遣の件についての件を順次審議し、日程第15、広報広聴特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、審議することに決しました。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○長島邦夫議長 日程第13、発議第9号 広報広聴特別委員会を設置することについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

安藤欣男議員。

〔11番 安藤欣男議員登壇〕

○11番（安藤欣男議員） それでは、議長のご指名がございましたので、発議第9号を提案させていただきます。

この件につきましては、議会運営委員会といたしまして長い時間議論をし、全協にも諮りながら進めてまいりました。本日ここにそれをまとめた形での議員提出議案ということで、発議をさせていただきます。

朗読をもって提案をしていきますが、よろしくお願いいたします。

発議第9号

平成25年9月24日

嵐山町議会議長 長 島 邦 夫 様

提出者 嵐山町議会議員 安 藤 欣 男

賛成者 同 上 清 水 正 之

広報広聴特別委員会を設置することについて

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

広報広聴の充実を図ることにより、嵐山町議会基本条例に基づき、町民への説明責任を果たし、また町民の意見を把握し、議会活動への町民参加を推進するため、特別委員会の設置を提案するものであります。

裏面をごらんいただきたいと思います。

広報広聴特別委員会を設置することについて

次のとおり、広報広聴特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 広報広聴特別委員会
- 2 設 置 目 的 広報広聴の充実を図るため
- 3 委員の定数 13人（議長を除く）
- 4 所 掌 （1）議会報告会

- (2) 意見交換会
- (3) 議会モニターに關すること
- (4) 情報技術（IT）の活用に關すること
- (5) 広報広聴に關する調査研究

5 調査期限 設置の目的が終了するまでの間とする

以上でございます。提案をさせていただきます。

○長島邦夫議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。
どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。
討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 討論を終結いたします。

これより発議第9号 広報広聴特別委員会を設置することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長島邦夫議長 挙手全員。
よって、本案は可決されました。

◎議員派遣の件について

○長島邦夫議長 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣したいというふうに思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長島邦夫議長 ご異議なしと認め、よって議員を派遣することに決しました。
この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時12分

再　　開　午後　４時４０分

〔議長、副議長と交代〕

○吉場道雄副議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○吉場道雄副議長　本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

◎日程の追加

○吉場道雄副議長　ただいま長島邦夫議長から、議長の辞任願が提出されました。

お諮りします。この際、議長辞任願についての件を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長　異議ありということですか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長　ご異議がありましたので、この際、採決します。

長島議長辞任願に賛成の議員の……

〔「討論させてもらえないかな」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長　討論はなしです。

〔「何で。普通、議案に対しては討論があるんで、討論させてもらいたいんだけど」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長　日程に関しては討論はありませんので。

〔「何で」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長　そういう規則でございますので。

〔「そういう規則って、そしたら討論しても、討論してはいけないという規則はないんで、討論させてください」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長　では、暫時休憩します。

休　　憩　午後　４時４２分

再　　開　午後　５時１８分

○吉場道雄副議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど渋谷議員から討論の申し出があり、議会運営委員会を開きました。その結果を議会運営委員長から報告いたします。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長　貴重な時間を費やさせていただきましたが、議会運営委員会から結果について報告いたします。

日程の追加についての議題が提出された後、討論がしたいということでございます。それについては、ちょっと調べてみますと、本来、採決の対象となる案件については討論できるとすることが原則であり、討論の発言の要求のあるものをこれをさせないで採決することはできないという規定がございます。だから、討論を用いないでできるということもあるのですが、基本的には討論の要求のあるものについては、これはさせないで採決することはできないということでございますので、この異議の件については発言を許すことが妥当かな、妥当だということになりました。

以上でございます。

○吉場道雄副議長　川口議員。

○９番（川口浩史議員）　嵐山町の会議規則、何条ですか、98条ですか。議長の辞任は、討論を用いないで……

〔「議長の辞任の話だよ、追加日程のことだよ」

と言う人あり〕

○吉場道雄副議長　日程の追加の話。

どうぞ、発言を。

○９番（川口浩史議員）　会議規則にそういう条文があるのですが、それをしっかり見て、そういうご判断されたのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○吉場道雄副議長　安藤議会運営委員長。

○安藤欣男議会運営委員長　ただいまの発言ですが、先ほどのこの議事日程の追加についての諮りが議長からありましたので、その件についてのみそういうことはできないと。採決は、その議案として出されたものについては討論を用いないことはできない

ということでございますので、議事日程のことについてですよ。先ほど議会運営委員会の中でも、その議長の辞任についての件については討論はできないということでございます。それは、適用したいというふうに思っています。

以上です。

○吉場道雄副議長 渋谷議員よりご異議がありましたので、採決いたします。

長島邦夫議員の辞職願……

〔「その前にきちっと討論をさせなさいよ、委員長
の報告のとおり」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長 はい、ではわかりました。失礼しました。

では、今委員長の報告どおり、渋谷議員の討論を認めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） では、日程の追加、議長の辞任についてについて、日程の追加にすることに反対いたします。

なぜかといいますと、今まで嵐山町では議会を議長が2年交代で行っていくという、それで辞任をしていくということが慣例になっていますが、前回から私も議会改革のたびに言っておりますが、議長は4年間本来するべきであるというふうに考えております。4年間するべきであって、そして2年の途中でやめる場合は、非常にその議長に対して問題がある場合には辞任をするべきで、辞任を求めるということも必要であると思いますが、今回の場合、長島邦夫議長に関しましては議長を辞任するような不祥事は起こしておりませんし、今の嵐山町議会の中で最も議会を公平性をもって議長に選任することができる議長であると考えていますので、議長の辞任について日程に追加して審議することに反対いたします。

○吉場道雄副議長 暫時休憩します。

休 憩 午後 5時25分

再 開 午後 5時27分

○吉場道雄副議長 休憩前に続き会議を開きます。

議長の辞任願についての件を日程の追加について採決いたします。

日程の追加について賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○吉場道雄副議長 挙手多数。

よって、日程に追加の件は可決されました。

◎議長の辞職願について

○吉場道雄副議長 追加日程第1、議長の辞任願についての件を議題といたします。

なお、地方自治法第177条の規定により、長島議長の退席を求めます。

〔長島邦夫議長退席〕

○吉場道雄副議長 まず、辞職願を朗読させます。

山岸議会事務局長。

○山岸堅護事務局長 朗読させていただきます。

平成25年9月24日、嵐山町議会副議長、吉場道雄様。嵐山町議会議長、長島邦夫。

辞職願、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、ご許可されるようお願いします。

以上でございます。

○吉場道雄副議長 お諮りいたします。

長島邦夫議長の議長の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長 ご異議がありますので、起立により採決いたします。

長島邦夫議長の議長の辞任を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○吉場道雄副議長 起立多数。

よって、長島邦夫議長の議長の辞任を許可することは可決されました。

長島邦夫議員の入場を求めます。

〔長島邦夫前議長復席〕

◎日程の追加

○吉場道雄副議長 ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり、指名推薦」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長 今追加することに異議ありませんかということなので、方法ではないので、それに異議ありということですか。日程に追加することに。

〔「そういうんじゃないくて」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長 では、わかりました。

では、異議がないということでもいいですか。

〔「選挙をすることに対して異議があるかっていう話だよな」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長 でも、日程追加第2を聞いたわけですよ、いいわけですよ。

〔「選挙のやり方について異議あり」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長 では、もう一回やらせてもらいます。

日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに選挙を行いたいと思います。これ……

〔「異議ありって」「選挙をやることに対して異議があると言うんだから、方法じゃなくて、選挙をやるかどうかを決めないと」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長 そうしたら、暫時休憩します。

休 憩 午後 5時32分

再 開 午後 5時35分

○吉場道雄副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決しました。

◎議長の選挙について

○吉場道雄副議長 追加日程第2、議長の選挙についての件を議題といたします。

これより、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましうか。

渋谷議員。

○13番（渋谷登美子議員） 指名推選でお願いします。

○吉場道雄副議長 青柳議員。

○4番（青柳賢治議員） 投票でお願いします。

○吉場道雄副議長 わかりました。

投票及び指名推選の声がありましたので、地方自治法第118条第2項、議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。異議がありましたので、投票といたします。

議場を閉鎖します。

閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○吉場道雄副議長 ただいま出席議員は全員であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に清水正之議員、森一人議員及び大野敏行議員を指名いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長 ご異議なしと認めます。

よって、立会人に、清水正之議員、森一人議員及び大野敏行議員を指名いたしたいと思ひます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○吉場道雄副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○吉場道雄副議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔投 票〕

○吉場道雄副議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉場道雄副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。清水正之議員、森一人議員及び大野敏行議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○吉場道雄副議長 投票結果を報告いたします。

投票総数14票

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中 青 柳 賢 治 議 員 10票

長 島 邦 夫 議 員 2票

清 水 正 之 議 員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3.5票であります。

よって、青柳賢治議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○吉場道雄副議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時55分

再 開 午後 5時57分

○吉場道雄副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長に当選されました青柳賢治議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎議長就任の挨拶

○吉場道雄副議長 この際、議長に当選されました青柳賢治議員からご挨拶をいただきたいと思います。

青柳賢治議長。

〔青柳賢治議長登壇〕

○青柳賢治議長 議長就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

このたびの議長選挙におきまして、議員各位の皆様のご支持をいただき……

〔「支持してないよ」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 当選させていただきました。まことに身に余る光栄であり、心より感謝申し上げます。

誠心誠意、最善の努力を尽くし、公正公平を旨としてバランスのある活発な議会運営を目指してまいります。どうぞよろしくご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

議会は、議員だけでは運営していきません。議会事務局の皆様の力をかりて進めてまいりたいと思います。よろしくご指導賜りますようお願いいたします。

また、2年間、長島議長様には、嵐山町の議会始まってと言われるぐらいの各地区からの視察を受けられ、見事にこの嵐山町議会の名を全国に広めていただきました。この後を受ける自分の重責を思いますときに、何としてもこのすばらしい嵐山議会を先に進めていかななくてはならないと思っております。長島議長様、お疲れさまでございました。

町民の皆様に信頼される議会を前進させていくことが、町民の福祉の向上につながっていくと信じます。これからの議員各位のご協力を心よりお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○吉場道雄副議長 ありがとうございました。

◎議長退任の挨拶

○吉場道雄副議長 続いて、前議長の長島邦夫議員から、挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

長島邦夫前議長。

〔長島邦夫前議長登壇〕

○14番（長島邦夫議員） 副議長の許可をいただきましたので、議長退任に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

私は、平成23年10月の臨時議会で議員の皆様のご推薦をいただきまして、議長に就任、以来2年間、執行部の皆様、議員の皆様のご支援、ご協力によりまして、ここまで大過なくその職責を果たすことができました。心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、嵐山町議会のこの2年間には、大きな変化があり、議会の法律とも言われる議会の基本条例の運用から議会報告会の開始、新たに設置された議会モニターさんとの意見交換。そして、各区長さんとの意見交換など、多くが初めての運用でありまして、大変難しく、反省する面も多くあります。そして、これからは広聴広報特別委員会の設置によるさらに住民の皆様よりご意見を拝聴する方向をとるとともに、広く日ごろの議会活動を理解していただく努力をしなければなりません。いかに議会は町民の負託に応えるべきか。議会を活性化するには何をなすべきか。議長として多く悩むところがありましたが、議員の皆様の情熱により進めることができたと思っております。大変ありがとうございました。

また、嵐山町議会の活動が認められ、全国町村議会議長会の全国特別表彰もいただくことができました。その関係から、全国から多くの町村の議会の視察を受けるとともに、事例発表もすることができたなど、嵐山町ここにありと、町のPRにもつながったのではないかということも思っております。ですけれども、こうすればよかった、ああすればよかったと、今に至って自責の念を抱いているところでもございます。

結びに、今ここに議長を退任いたしましても、町の発展、そして町の議会の発展を願う情熱に変わるものではありません。執行部の皆様、議員の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご指導、ご厚情を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、議長退任の挨拶といたします。

長い間大変ありがとうございました。（拍手）

○吉場道雄副議長 ありがとうございました。

以上をもちまして、議長の選挙についての件を終わります。ご協力ありがとうございました。

議長席を新議長と交代いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休 憩 午後 6時04分

再 開 午後 6時10分

〔副議長、議長と交代〕

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○青柳賢治議長 ただいま吉場道雄副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職願についての件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の辞職願についての件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題することに決しました。

◎副議長の辞職願について

○青柳賢治議長 追加日程第3、副議長の辞職願についての件を議題といたします。

なお、地方自治法第117条の規定により、吉場道雄副議長の退場を求めます。

〔吉場道雄副議長退席〕

○青柳賢治議長 まず、辞職願を朗読させます。

山岸議会事務局長。

○山岸堅護事務局長 それでは、朗読させていただきます。

平成25年9月24日、嵐山町議会議長、青柳賢治様。嵐山町議会副議長、吉場道雄。辞職願、このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、ご許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○青柳賢治議長 お諮りいたします。

吉場道雄副議長の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、吉場道雄副議長の副議長の辞職を許可することに決しました。

吉場道雄議員の入場を求めます。

〔吉場道雄前副議長復席〕

◎日程の追加

○青柳賢治議長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙についての件についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決しました。

◎副議長の選挙について

○青柳賢治議長 追加日程第4、副議長の選挙についての件を議題といたします。

これより、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしまししょうか。

〔「指名推選」「投票」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ただいま投票と指名推選の声がありました。地方自治法第118条によりまして、議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができるとされております。したがって、投票となります。

〔「異議があるから投票なの」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 異議ありましたので、投票になります。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○青柳賢治議長 ただいま出席議員は14人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に森一人議員、大野敏行議員及び清水正之議員を指名いたしたいと思ひます。これにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よつて、立会人に森一人議員、大野敏行議員及び清水正之議員を指名いたします。
投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○青柳賢治議長 投票用紙の配付漏れはありせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○青柳賢治議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願ひます。

点呼を命じます。

〔投 票〕

○青柳賢治議長 投票漏れはありせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。森一人議員、大野敏行議員及び清水正之議員、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○青柳賢治議長 投票結果を報告いたします。

投票総数14票

これは、先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち有効投票 14票

無効投票 0 票

有効投票中	小 林 朝 光 議 員	10票
	川 口 浩 史 議 員	3 票
	長 島 邦 夫 議 員	1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3.5票であります。

よって、小林朝光議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○青柳賢治議長 ただいま副議長に当選されました小林朝光議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎副議長就任の挨拶

○青柳賢治議長 この際、副議長に当選されました小林朝光議員からご挨拶をいただきたいと思います。

小林副議長。

〔小林朝光副議長登壇〕

○小林朝光副議長 一言、ご挨拶申し上げます。

このたび副議長といたしまして選任いただきまして、まことに身の引き締まる思いでございます。議長とともに力を合わせ、嵐山町議会の発展と町民並びに町の発展のために、粉骨砕身取り組んでまいります。議員の皆様、そして議会事務局の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、前任者の吉場議員には、大変なお骨折りを賜りましたことに厚く御礼申し上げます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○青柳賢治議長 ありがとうございます。

◎副議長退任の挨拶

○青柳賢治議長 続いて、前副議長の吉場道雄議員から挨拶を求められておりますので、これを許可します。

吉場道雄前副議長。

〔吉場道雄前副議長登壇〕

○7番（吉場道雄議員） 議長より許可がありましたので、退任の挨拶をさせていただきます。

私は2年間副議長ということでお世話になり、本当にありがとうございました。皆さんのおかげで、何とか全うすることができました。これからも嵐山町のため、福祉向上のために頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 ありがとうございました。

以上をもちまして、副議長の選挙についての件を終わります。

◎日程の追加

○青柳賢治議長 ここでお諮りいたします。

正副議長の選挙に伴い、議席の一部変更についての件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更についての件を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決しました。

◎議席の一部変更について

○青柳賢治議長 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

正副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。

議長の議席が慣例により14番席になっておりますので、私の席を4番から14番に、長島邦夫議員の席を14番から4番に、それぞれ変更いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 6時36分

再 開 午後 7時06分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎常任委員会委員の任期前改選について

○青柳賢治議長 日程第11、常任委員会委員の任期前改選についての件を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、

総務経済常任委員会委員に

大 野 敏 行 議員	佐久間 孝 光 議員
長 島 邦 夫 議員	小 林 朝 光 議員
吉 場 道 雄 議員	清 水 正 之 議員
松 本 美 子 議員	

の以上7人を

文教厚生常任委員会委員に

森 一 人 議員	畠 山 美 幸 議員
河 井 勝 久 議員	川 口 浩 史 議員
安 藤 欣 男 議員	渋谷 登美子 議員
青 柳 賢 治 議員	

の以上7人をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 7時08分

再 開 午後 8時23分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎各常任委員会正副委員長の互選結果報告

○青柳賢治議長 各常任委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、報告いたします。

以上であります。

以上で、常任委員会委員の任期前改選についての件を終わります。

休 憩 午後 8時25分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○青柳賢治議長　ここで報告いたします。

説明員中の山下町民課長は、本日午後4時より所要のため欠席いたしております。
かわって町民課村上保険・年金担当副課長が出席しておりますので、ご了承願います。

◎日程の追加等

○青柳賢治議長　お諮りいたします。

会期延長の件を日程に追加し、日程第16として審議の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　異議なしと認めます。

よって、会期延長の件を日程に追加し、日程第16として審議の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎会期延長の件

○青柳賢治議長　日程第16、会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日までと議決されていますが、議事の都合によって9月25日まで1日間延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長　異議なしと認めます。

したがって、会期は9月25日まで1日間延長することに決定しました。

9月25日の会議は、議事の都合により午前零時5分に繰り上げて開くことにいたします。

◎延会の宣告

○青柳賢治議長　本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後11時36分)

平成 2 5 年第 3 回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第 6 号)

9 月 2 5 日 (水) 午前零時 5 分開議

日程第 1 2 議会運営委員会委員の任期前改選について

日程第 1 5 広報広聴特別委員会委員の選任について

追加

日程第 1 7 閉会中の継続調査の申し出について

追加日程

追加日程第 6 小川地区衛生組合議会議員の選挙について

追加日程第 7 比企広域市町村圏組合議会議員の選挙について

追加日程第 8 同意第 5 号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（14名）

1 番 森 一 人 議員	2 番 大 野 敏 行 議員
3 番 佐久間 孝 光 議員	4 番 長 島 邦 夫 議員
5 番 小 林 朝 光 議員	6 番 畠 山 美 幸 議員
7 番 吉 場 道 雄 議員	8 番 河 井 勝 久 議員
9 番 川 口 浩 史 議員	10 番 清 水 正 之 議員
11 番 安 藤 欣 男 議員	12 番 松 本 美 子 議員
13 番 渋谷 登美子 議員	14 番 青 柳 賢 治 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	山 岸 堅 護
書 記	岡 野 富 春
書 記	久 保 か お り

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
安 藤 實 副 町 長
井 上 裕 美 総 務 課 長
中 嶋 秀 雄 地 域 支 援 課 長
中 西 敏 雄 税 務 課 長
村 上 伸 二 町 民 課 保 険 ・ 年 金 担 当 副 課 長
岩 澤 浩 子 健 康 い き い き 課 長
青 木 務 長 寿 生 き が い 課 長
植 木 弘 文 化 ス ポ ー ツ 課 長
大 塚 晃 環 境 農 政 課 長
内 田 孝 好 企 業 支 援 課 長
田 邊 淑 宏 ま ち づ く り 整 備 課 長
新 井 益 男 上 下 水 道 課 長

内 田	勝	会計管理者兼会計課長
小 久 保	錦 一	教 育 長
簾 藤	賢 治	教育委員会こども課長
大 塚	晃	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○青柳賢治議長 皆さん、こんばんは。

ただいまの出席議員は全員でありますので、平成25年嵐山町議会第3回定例会第22日の会議を開きます。

(午前 零時07分)

◎諸般の報告

○青柳賢治議長 ここで報告いたします。

まず、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、この後、議会人事となりますので、説明員の皆様にはその間退席をお願いしたいと思います。また、追って連絡させていただきますので、よろしく願います。

準備ができるまで、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 零時08分

再 開 午前 零時09分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会委員の任期前改選について

○青柳賢治議長 日程第12、議会運営委員会委員の任期前改選についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、

佐久間 孝 光 議員 吉 場 道 雄 議員

川 口 浩 史 議員 河 井 勝 久 議員

安 藤 欣 男 議員 渋谷 登美子 議員

の以上6人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 零時 10分

再 開 午前 零時 27分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会正副委員長の互選結果報告

○青柳賢治議長 議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長 安藤 欣 男 議員

副委員長 佐久間 孝 光 議員

以上であります。

◎議会運営委員会委員長就任の挨拶

○青柳賢治議長 この際、議会運営委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

それでは、安藤欣男議会運営委員会委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 それでは、議長から委員長就任の発言をということでございます。

極めて浅学非才ではありますが、議会運営委員長として2年間お世話になりまして、引き続きということで大変厳しさをより感じておるわけでございますが、精いっぱい努力をしたいというふうに思っています。副委員長と一緒に議会運営のために努力をいたします。よろしくお願いいたします。

○青柳賢治議長 ありがとうございます。

以上で議会運営委員会委員の任期前改選についての件を終わります。

◎日程の追加

○青柳賢治議長 お諮りいたします。

本日、小川地区衛生組合及び比企広域市町村圏組合の議会議員の全てが欠員となりました。組合議員を選出するための選挙を順次日程に追加し、追加日程第6及び追加日程第7として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、小川地区衛生組合及び比企広域市町村圏組合の議会議員の補欠選挙を順次日程に追加することに決しました。

◎小川地区衛生組合議会議員の選挙について

○青柳賢治議長 追加日程第6、小川地区衛生組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。

これより選挙を行います。

議員の定数は2人であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 投票か指名推選になります。

安藤議員。

○11番（安藤欣男議員） 先ほど全員協議会の中で、衛生組合の人事につきまして議論がされ、方向が出ていると思います。したがって、本議会では指名推選ということで決定ができるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○青柳賢治議長 ただいま安藤議員より指名推選ということで発言をいただきました。これにつきましてご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長より指名することに決しました。

この際、議長より指名いたします。小川地区衛生組合の議会議員に川口浩史議員、私青柳賢治を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました川口浩史議員、青柳賢治を小川地区

衛生組合の議会議員の当選者と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、小川地区衛生組合の議会議員に川口浩史議員、青柳賢治の２議員が当選されました。この際、会議規則第33条第２項の規定により当選の告知を行います。

以上をもちまして小川地区衛生組合議会議員の選挙についての件を終わります。

◎比企広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○青柳賢治議長 追加日程第７、比企広域市町村圏組合議会議員の選挙についての件を議題といたします。

これより選挙を行います。

議員の定数は２人であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましうか。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。この際、議長より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長により指名することに決しました。

この際、議長より指名いたします。比企広域市町村圏組合の議会議員に畠山美幸議員、私青柳賢治を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました畠山美幸議員、青柳賢治を比企広域市町村圏組合の議会議員の当選者と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、比企広域市町村圏組合の議会議員に畠山美幸議員、青柳賢治の2議員が当選されました。

この際、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を行います。

以上をもちまして比企広域市町村圏組合議会議員の選挙についての件を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 零時35分

再 開 午前 1時47分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○青柳賢治議長 ただいま同意第5号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての議案が町長から提出されました。

お諮りいたします。この際、同意第5号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第5号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○青柳賢治議長 追加日程第8、同意第5号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

なお、地方自治法第117条の規定により、清水正之議員の退場を求めます。

〔10番 清水正之議員退席〕

○青柳賢治議長 町長より提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第5号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第5号は、嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町監査委員に清水正之氏を選任をしたいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○青柳賢治議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第5号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第5号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

清水正之議員の入場を求めます。

〔10番 清水正之議員復席〕

◎監査委員就任の挨拶

○青柳賢治議長 ただいま嵐山町監査委員の選任同意を受けました清水正之議員から、この際、ご挨拶をいただきたいと思います。

清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員） ただいま議会推選の監査委員ということで任命を受けました。

嵐山町そのものも大変厳しい財政状況の中で、いずれにしても代表監査委員として柳監査委員がおられるわけで、協力しながら職務の遂行に当たりたいというふうに思います。そういう点では、皆さんからいただいた、ご支援をいただいた、その思いを仕事で返していきたいというふうに思います。

以上。

○青柳賢治議長 ありがとうございます。

◎広報広聴特別委員会委員の選任について

○青柳賢治議長 日程第15、広報広聴特別委員会委員の選任についての件を議題といたします。

広報広聴特別委員会の委員につきましては、委員会条例第7条第3項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、広報広聴特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

委員長、副委員長互選のため、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 1時53分

再 開 午前 2時21分

○青柳賢治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎広報広聴特別委員会正副委員長の互選結果報告

○青柳賢治議長 広報広聴特別委員会の委員長及び副委員長は決まりましたので、報告いたします。

委員長 長 島 邦 夫 議員

副委員長 河 井 勝 久 議員

以上であります。

◎広報広聴特別委員会委員長就任の挨拶

○青柳賢治議長 この際、広報広聴特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

それでは、長島邦夫広報広聴特別委員会委員長。

〔長島邦夫広報広聴特別委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴特別委員長 このたび、初めての特別委員会であります広報広聴特別委員会の委員長にご推挙いただきました長島邦夫でございます。

嵐山町の議会にとってこれからをどう進めていくかという非常に大切な仕事だというふうに思っております。もとより浅学非才でございますが、議員の皆様方のご支援をいただきながら、自分たちのことでございますので、しっかり進めていきたいというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○青柳賢治議長 ありがとうございました。

以上で広報広聴特別委員会委員の選任の件を終わります。

◎日程の追加

○青柳賢治議長 お諮りいたします。

所管委員会より閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○青柳賢治議長 日程第17、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青柳賢治議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎町長挨拶

○青柳賢治議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成25年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月4日に開会をされ、9月25日の本日まで22日間にわたりまして、極めて熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成24年度一般会計決算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決認定をいただきました。また、教育委員会委員の選任のご同意も賜りまして、まことにありがとうございました。

議案審議並びに一般質問を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討をいたしまして対処をする所存でございます。

また、柳代表監査委員並びに青柳議会選出監査委員におかれましては、厳しい残暑の中、連日にわたりましてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ご提出をいただきました決算審査意見書を十分参考にいたしまして、今後の行政運営に資する所存でございます。

さて、本日の議会におきまして、議会役職の改選が行われ、議会議長、副議長をはじめ、監査委員、各常任委員会正副委員長並びに広域組合、議会議員など、あらゆる役職が全て決定をされました。まことにおめでとうございます。

長島前議長をはじめ、各常任委員会正副委員長等の役職をお務めいただきました議員の皆様におかれましては、この2年間大変なご苦勞をいただき、まことにありがとうございました。

新議長に就任をされました青柳議長のもと、新体制にてさらなる活躍をされますよう衷心よりご期待を申し上げますとともに、執行部に対しましても変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに当たり、日本列島を縦断し、各地に甚大な被害をもたらしました台風18号がありますが、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。本町におきまし

では幸い大きな被害がなく、安堵しているところでございます。

長く続いた厳しい暑さも一段落をし、ようやく秋の気配が感じられるようになりました。議員各位におかれましては健康にご留意をいただき、さらなるご活躍をいただきますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。(拍手)

◎議長挨拶

○青柳賢治議長 次に、本職から挨拶を申し上げます。

きょうは初めての議長ということでございましたが、このような時間まで議員各位、また執行部の皆様にお時間をとっていただきましたことに対しまして、心より御礼を申し上げたいと思います。以後は、勉強を重ねまして、皆様に迷惑のかからないような議会運営に努めてまいります。議員の各位の皆様、また執行部の皆様には、ご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げます。

前議長の長島議長さんには、この2年間、この嵐山町の議会というものをこの日本の全国の各地に広げていただきました。このようなご努力をいただきましたことに対しまして、まことに疲れさまでございました。ありがとうございました。

執行機関も議会議員も共通の幅広い正確な情報を持って、議会は町民のために審議し、決定していかなばなりません。重ねて皆様のご協力をお願い申し上げます。まだ季節は寒暖の差がございまして、議員各位、また執行部の皆様には健康にご留意いただきます、活躍をご期待申し上げます。

以上をもちまして、本職からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

◎閉会の宣告

○青柳賢治議長 これをもちまして、平成25年嵐山町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前 2時29分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

前 議 長

前副議長

署名議員

署名議員